

# 川西市地域防災計画

地震災害対策計画編

令和6年発行

川西市防災会議

# 目次

<b>第1編 総則</b> .....	1
<b>■第1章 計画の基本方針■</b> .....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の構成及び内容.....	1
第3節 計画の修正と習熟.....	2
<b>■第2章 計画の前提条件■</b> .....	3
第1節 川西市の概要.....	3
第1款 自然的条件.....	3
第2款 社会的条件.....	3
第2節 既往地震の概要.....	5
第1款 兵庫県内での地震災害の発生状況.....	5
第2款 兵庫県南部地震による川西市の被害状況.....	6
第3節 兵庫県内の活断層の分布と主な地震の発生状況.....	8
第4節 災害の想定.....	9
<b>■第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱■</b> .....	12
<b>■第4章 防災組織■</b> .....	15
第1節 防災組織の確立.....	15
<b>第2編 災害予防計画</b> .....	17
<b>■第1章 防災基盤の整備■</b> .....	17
第1節 都市の防災構造の強化.....	17
第1款 市街地の緑化・不燃化.....	17
第2款 防災空間の整備.....	17
第3款 市街地の整備.....	17
第2節 災害に強いまちづくり.....	18
第1款 建築物・施設等の耐震性の確保.....	18
第2款 建築物等の安全化.....	19
第3款 防災拠点の整備.....	19
第3節 地盤災害の防止施設等の整備.....	20
第1款 山地の災害予防.....	20
第2款 宅地造成等の規制.....	21
第3款 急傾斜地等の崩壊予防.....	22
第4款 土砂災害警戒区域等の指定.....	22
第5款 警戒避難体制の整備.....	23
第6款 中山間地における孤立集落との連絡体制の整備.....	24

第7款	被災宅地危険度判定体制の整備.....	25
第8款	被災建築物応急危険度判定体制の整備.....	25
第4節	河川、ため池施設の整備.....	25
第1款	河川施設の整備.....	25
第2款	ため池の整備.....	26
第5節	交通関係施設の整備.....	26
第1款	道路施設の整備.....	26
第2款	緊急輸送体制の整備.....	27
第3款	公共交通機関の災害予防.....	27
第4款	ヘリポートの確保.....	29
第6節	ライフライン関係施設の整備.....	30
第1款	電力施設等の整備.....	30
第2款	ガス施設等の整備.....	36
第3款	電気通信施設等の整備.....	39
第4款	水道施設等の整備.....	40
第5款	下水道施設等の整備.....	42
第7節	消防体制の整備.....	43
第1款	消防力の充実強化.....	43
第2款	救急救助体制の整備.....	44
第3款	危険物等の貯蔵・取扱施設の予防対策.....	44
第8節	災害医療体制の整備.....	45
第9節	情報通信体制の整備.....	45
第1款	災害対応総合情報ネットワークシステムの整備.....	45
第2款	災害無線通信体制の充実強化.....	45
第3款	多様な通信手段の整備.....	45
第4款	通信手段の確保及び連絡網の整備.....	46
第10節	避難体制の整備.....	46
第11節	帰宅困難者対策の推進.....	49
第1款	帰宅困難者の想定.....	50
第2款	帰宅困難者対策.....	50
第12節	家屋被害調査体制の整備.....	51
第13節	応急住宅供給体制等の整備.....	51
第14節	保健、福祉等の体制の整備.....	51
第15節	感染症対策、衛生体制の整備.....	52
第16節	廃棄物対策の充実.....	52
第17節	清掃体制の整備.....	52

第18節	学校の防災体制の整備.....	53
第19節	防災基盤・施設等の緊急整備.....	53
第1款	地震防災緊急事業の推進.....	53
■第2章	防災行動力の向上■.....	56
第1節	防災組織の強化.....	56
第1款	初動体制の整備.....	56
第2款	災害対策本部運営体制の整備.....	56
第3款	広域防災体制の整備.....	57
第4款	業務継続計画（BCP）の整備.....	57
第2節	市職員等に対する研修・訓練の実施.....	58
第1款	防災研修の実施.....	58
第2款	防災訓練の実施.....	58
第3節	地域活動・組織の充実・強化.....	59
第1款	自主防災組織の育成.....	59
第2款	事業所等防災組織の充実・強化.....	61
第4節	防災に関する学習等の充実.....	63
第1款	防災知識の普及啓発.....	63
第5節	要配慮者対策の強化.....	65
第1款	要配慮者への配慮.....	65
第2款	避難行動要支援者への対応.....	67
第6節	災害ボランティア活動の支援体制等の整備.....	69
第1款	ボランティアの育成等.....	70
第2款	ボランティア組織及び拠点の整備.....	70
第7節	民間団体との協力体制の整備.....	70
第8節	市議会との協力体制の整備.....	71
■第3章	備蓄体制等の整備■.....	72
第1節	非常用物資の備蓄.....	72
第1款	基本方針.....	72
第2款	食料.....	72
第3款	飲料水.....	73
第4款	生活必需物資.....	74
第5款	市民等への啓発.....	75
第2節	防災資機材の整備.....	75
■第4章	地震防災に関する調査研究の推進■.....	76
第3編	災害応急対策計画.....	77
■第1章	防災組織計画■.....	77

第1節 応急活動計画.....	77
第1款 初動対応.....	77
第2款 災害対策本部.....	79
第2節 初動活動計画.....	85
第1款 職員動員・配備.....	85
■第2章 情報収集・伝達計画■.....	91
第1節 災害情報通信計画.....	91
第2節 地震情報収集伝達計画.....	96
第3節 被害状況等収集報告計画.....	104
第1款 被害状況等の収集、報告.....	105
第2款 被災者支援のための情報の収集・活用.....	106
第3款 兵庫県等への報告.....	108
第4款 決壊等の通報.....	111
■第3章 災害広報・広聴計画■.....	113
第1節 災害広報計画.....	113
第1款 住民等への広報の内容.....	114
第2款 住民等への広報の方法.....	114
第3款 地下街等、要配慮者利用施設への広報の方法.....	115
第4款 被災者への配慮.....	115
第5款 職員に対する周知.....	116
第6款 広報資料の収集.....	116
第7款 インターネット.....	116
第2節 災害広聴計画.....	117
■第4章 広域応援・協力計画■.....	118
第1節 応援要請・協力.....	118
第1款 広域応援要領.....	119
第2款 兵庫県への応援要請.....	120
第3款 他市町への応援要請.....	123
第4款 防災関係機関等への応援要請.....	125
第2節 自衛隊への派遣要請.....	129
■第5章 消防活動計画■.....	133
第1節 地震災害応急対策.....	134
第1款 活動体制.....	134
第2款 消防団の活動.....	137
第3款 住民及び自主防災組織の活動.....	138
第2節 危険物等の災害応急対策.....	138

■第6章 災害救助法の適用計画■	142
■第7章 救援・救護活動計画■	146
第1節 避難計画	146
第1款 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保	147
第2款 警戒区域の設定	151
第3款 避難誘導	151
第4款 避難所の開設	153
第5款 広域避難（広域一時滞在）	157
第2節 給水計画	158
第1款 応急給水	158
第3節 食料供給計画	160
第1款 食料の供給	161
第2款 食料の輸送	163
第4節 物資供給計画	163
第1款 物資の供給	164
第2款 物資の輸送	165
第3款 救援物資の受入れ	165
第4款 救援物資の要請	166
第5節 被災宅地対策計画	166
第6節 住宅対策計画	167
第1款 応急仮設住宅	167
第2款 被災住宅の応急修理	168
第7節 救助・救急計画	169
第1款 救助活動	169
第2款 救急医療活動	171
第8節 医療助産計画	175
第1款 初期医療活動	175
第2款 医療助産用資器材の確保	178
第9節 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画	179
第1款 遺体の捜索	180
第2款 遺体の処置	180
第3款 遺体の火葬等の実施	182
第10節 感染症対策・衛生計画	184
第1款 感染症対策活動	184
第2款 食品衛生対策	186
第3款 愛玩動物の収容対策	186

第1 1 節	保健福祉計画.....	187
第1 2 節	障害物除去計画.....	188
第1 款	住宅関係障害物の除去.....	188
第2 款	道路、河川関係等障害物の除去.....	189
■第8 章	要配慮者対策計画■.....	190
第1 節	要配慮者の支援体制の確保.....	190
第1 款	庁内支援体制の確保.....	191
第2 款	災害ボランティアと連携した支援体制の確立.....	191
第2 節	要配慮者への情報伝達.....	191
第1 款	各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供.....	191
第3 節	安否確認と避難誘導の実施.....	192
第1 款	避難行動要支援者の安否確認と避難支援.....	192
第2 款	避難行動要支援者の被害状況の把握.....	192
第4 節	要配慮者のニーズの把握.....	193
第1 款	要配慮者のニーズの把握.....	193
第2 款	対象者に応じたサービスの提供.....	193
第5 節	避難所での生活支援.....	195
第1 款	避難所の環境整備.....	195
第2 款	要配慮者に配慮した食料・生活用品の提供.....	195
第3 款	療養中の要配慮者のための医療体制の確保.....	196
第6 節	応急仮設住宅への入居等.....	196
第1 款	応急仮設住宅への入居支援.....	196
第2 款	応急仮設住宅での生活支援.....	196
■第9 章	災害廃棄物等処理計画■.....	197
第1 節	災害廃棄物処理計画.....	197
第1 款	災害廃棄物対策.....	197
第2 節	清掃計画.....	199
第1 款	ごみ処理対策.....	199
第2 款	し尿処理対策.....	201
■第1 0 章	環境対策計画■.....	202
第1 節	環境保全計画.....	202
第1 款	被害状況の把握及び応急対策.....	202
■第1 1 章	交通輸送計画■.....	203
第1 節	交通規制等計画.....	203
第1 款	被災情報・交通情報の収集等.....	204
第2 款	交通規制の内容.....	204

第2節	輸送計画	205
第1款	緊急輸送道路の確保	206
第2款	輸送手段の確保	207
第3款	ヘリコプターによる緊急輸送	211
第4款	他都市への避難者の緊急輸送	214
第5款	公共交通機関の応急対策	215
■第12章	ライフライン関係施設の応急対策計画	230
第1節	電力施設等の応急対策計画	230
第2節	ガス施設等の応急対策計画	235
第3節	電気通信施設等の応急対策計画	238
第4節	水道施設応急対策計画	241
第5節	下水道施設応急対策計画	243
■第13章	文教対策計画	245
第1節	教育対策計画	245
第1款	応急教育	245
第2款	教材、学用品の調達及び支給	248
第3款	社会教育施設等の応急対策	249
■第14章	民間団体等との連携	250
第1節	災害ボランティアの受入れ等	250
第1款	災害ボランティアセンターの設置	250
第2款	災害ボランティアの活動分野	251
第3款	災害ボランティア活動への支援	251
第4款	海外からの支援の受入れ	251
第2節	民間団体への協力要請	252
■第15章	公共土木施設等の応急対策計画	253
第1節	二次災害の防止	253
第1款	応急措置	253
第4編	警戒宣言時の応急対策計画	257
第1節	異常発見から警戒宣言までの手順	257
第2節	警戒宣言時の対応処置	258
第5編	災害復旧・復興計画	261
■第1章	住民生活安定のための措置	261
第1節	被災者の生活確保	261
第1款	税・使用料等の猶予及び減免	261
第2款	各種資金の融資等	261
第3款	弔慰金・見舞金等の支給	261

第4款	罹災証明書の発行.....	264
第5款	生活相談・支援体制.....	264
第6款	災害公営住宅の供給.....	265
第2節	産業の復旧支援.....	265
第3節	災害関連寄付金の受入れ.....	266
第4節	義援金等の募集等.....	266
■第2章	公共施設の災害復旧計画■.....	268
第1節	復旧事業計画.....	268
第2節	復旧事業の対象.....	268
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画.....	269
■第3章	激甚災害の指定■.....	270
第1節	激甚災害の指定及びその手続き.....	270
第2節	調査報告.....	270
第3節	激甚法に定める事業.....	270
第4節	特別財政援助の交付にかかる手続き.....	272
第5節	金融及びその他の資金.....	272
■第4章	復興組織・計画の策定■.....	273
第1節	復興本部の設置.....	273
第2節	復興基本方針・計画の策定.....	273
<b>第6編</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画.....</b>	<b>274</b>
第1節	総則.....	274
第1款	目的.....	274
第2款	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱... 274	274
第2節	南海トラフ地震の対策.....	274
第1款	災害予防計画.....	274
第2款	災害応急対策計画.....	274
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	275
第4節	防災訓練計画.....	275
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	275
第6節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画.....	276
第1款	「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件.....	276

# 第 1 編 総 則

## ■ 第 1 章 計画の基本方針 ■

### 第 1 節 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川西市の市域に係る地震による災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

### 第 2 節 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおり。

#### 第 1 編 総則

本計画の基本方針、前提条件、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱などを総括的に定める。

#### 第 2 編 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるための措置について定める。

#### 第 3 編 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画について定める。

#### 第 4 編 警戒宣言時の応急対策計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく大規模な地震を想定した地震災害に関する警戒宣言が発令された場合にとるべき措置の基本的な計画を定める。

#### 第 5 編 災害復旧・復興計画

住民生活安定の措置並びに公共施設の災害復旧等について定める。

## 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に関し必要な事項を定める。

### 第3節 計画の修正と習熟

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかにこれを修正する。このため、本市各部、防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を川西市防災会議事務局へ提出する。

また、地域における地震対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表する。

## ■ 第 2 章 計画の前提条件 ■

### 第 1 節 川西市の概要

#### 第 1 款 自然的条件

##### 1 地形・地質

本市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市から約 20 km、大阪市から約 15 km の圏内にあり、市域は大阪平野北部の一部から、六甲断層の延長である有馬－高槻構造線を越えて、北摂連山の一部にかけて広がっており、東西 6.5 km、南北 15.0 km と南北に細長い地形をなしている。断層として有名な有馬－高槻構造線より南側の地域は、猪名川右岸に発達する段丘面と、猪名川沿いの低地からなっており、一方、北側の地域は、多田、山下の 2 つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっている。

また、一庫付近から北側の地域は山岳地形を形成し、東部の妙見山（標高 660 m）をはじめ、300 m 以上の標高をもつ山々が分布している。

地質的には、有馬－高槻構造線以北は古生代に誕生した丹波帯といわれる基盤層の上に、洪積世につくられた大阪層が堆積し、さらにそれが浸食を受けたところは、丹波層が露出、盆地では沖積層が形成されている。また、構造線より南は領家帯といわれる基盤層の上に川西礫層、伊丹礫層といわれる沖積層が積み重なっている。

なお、この丹波帯と領家帯の基盤層の性質の違いから生まれたのが、有馬－高槻構造線である。断層としては他に、それから派生する十万辻断層などが存在する。

##### 2 気象

本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去 5 年間の降水量及び気温の測定結果（令和 2 年 10 月から令和 3 年 12 月は未計測）により、本市における年間降水量は、1,434.2 mm、年間平均気温は、16.5℃となっている。

#### 第 2 款 社会的条件

##### 1 人口

令和 2 年の国勢調査で本市の人口は、152,321 人となっており、人口密度は、1 km<sup>2</sup> 当たり約 2,850 人となっている。人口を年齢別に見ると、15 歳未満が総人口に占める割合は 12.1%、15～64 歳の人口は 55.6%、65 歳以上は 32.3% となっており、老年人口が年少人口を上回っている。

国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は28.7%であり、本市の32.3%は全国平均より3.6ポイント高くなっており、全国平均より高齢化が進んでいる。

## 2 土地利用

本市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。

南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られてきた。また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。

中・北部地域では盆地に既存集落と農地が残る一方、丘陵地には大規模な住宅団地が開発され、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。

## 3 交通・産業

本市の道路体系は、都市計画道路呉服橋本通り線（国道176号）及びそのバイパス、中国縦貫自動車道が南部ゾーンを、新名神高速道路が北部ゾーンを東西方向に横断するとともに、同多田東谷線（国道173号）・同川西猪名川線・同川西伊丹線が南北方向に縦断し、また、大阪都心部に直結している阪神高速大阪池田線があり、主要な道路交通の骨格を形成している。

鉄道として、東西方向にJR福知山線、阪急電鉄宝塚線が、また、南北方向に能勢電鉄が走っており、これら鉄道を補完し、地域間交通の大きな担い手として阪急バスが運行している。

産業としては、昭和の後期まで農業に加え、皮革工業や繊維染色工業が盛んで、機械・金属、化学工業なども発達していたが、皮革工業や繊維染色工業は姿を消し、産業構造の変化に伴い、現在では卸、小売業、飲食店をはじめサービス業、製造業、建設業などが全事業所の9割を占めるに至っている。

都市別就業者数では、他都市、特に大阪府下での就業が全就業者の5割を占め、住宅都市の色彩が非常に強くなっている。

## 第2節 既往地震の概要

### 第1款 兵庫県内での地震災害の発生状況

兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れを与えたと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	(推定) 規 模 (M)	備 考
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15 (天平17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観10. 7. 8)	7. 0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22 (承平8(天慶1). 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3(永長1). 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3 (正平16. 6. 24)	8 1/4～8. 5	
10	1449. 5. 13 (文安61(宝徳1). 4. 12)	5 3/4～6. 5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文禄5(慶長1). 7. 13)	7 1/2±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 1/4～7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4(宝暦1). 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7(安政1). 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7(安政1). 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4(元治1). 1. 28)	6 1/4	
21	1891. 10. 28 (明治24)	8. 0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6. 1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正14)	6. 8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	5. 2	京都府沖を震源とする地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	7. 2	鳥取地震
26	1946. 12. 21 (昭和21)	8. 0	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成12)	7. 3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4. 13 (平成25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れを与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上の揺れを与えた地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

《資料》兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）

## 第2款 兵庫県南部地震による川西市の被害状況

### 〔地震の概要〕

- (1) 発 生 平成7年1月17日（火）午前5時46分
- (2) 震 源 地 淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分、震源の深さ1.6km）
- (3) 規 模 マグニチュード 7.3
- (4) 各地の震度 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）  
（神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度7）
- (5) 災害救助法の適用  
厚生省と兵庫県は平成7年1月17日に災害救助法の適用を決定し、川西市は平成7年1月18日に適用を受けた。
- (6) 激甚災害の指定  
「平成7年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の決定に関する政令」が平成7年1月25日に公布施行された。

### 1 人的被害

#### (1) 死 者

市域内での死者 4人 市民の市域外での死者 2人

#### (2) 負傷者

重傷 75人 軽傷 476人 合計 551人

### 2 家屋被害

(1) 全 壊 554棟

(2) 半 壊 2,728棟

### 3 火災（平成7年1月17日現在）

3件（いずれも初期消火）

### 4 主な公共施設の被害

- |          |       |              |     |
|----------|-------|--------------|-----|
| (1) 道路損壊 | 146路線 | (2) 橋梁破損     | 4箇所 |
| (3) 清掃施設 | 1箇所   | (4) 市庁舎及び分庁舎 | 2箇所 |
| (5) 消防施設 | 5箇所   | (6) 市営住宅     | 4箇所 |

## 5 ライフラインの被害

### (1) 水道施設

浄水場沈殿池の傾斜板脱落及び監視設備C R Tの破損等をはじめ配水管(23箇所)、水管橋(9箇所)、配水支管(66箇所)が破損。また、宅内給水管の破損は1,530戸。  
(平成7年1月28日全面復旧)

### (2) 下水道施設

汚水管渠、雨水管渠をはじめマンホール88箇所が破損。(平成7年2月9日仮応急復旧)

### (3) 電気施設

61,000戸 災害発生と同時に停電。(平成7年1月18日全面復旧)

### (4) ガス施設

国道176号以北の39,500戸で、平成7年1月17日16時30分供給停止。  
(平成7年2月10日全面復旧)

### (5) 電気通信施設

203回線 災害発生と同時に一時不通(平成7年2月6日平常に回復)

## 6 学校等の被害

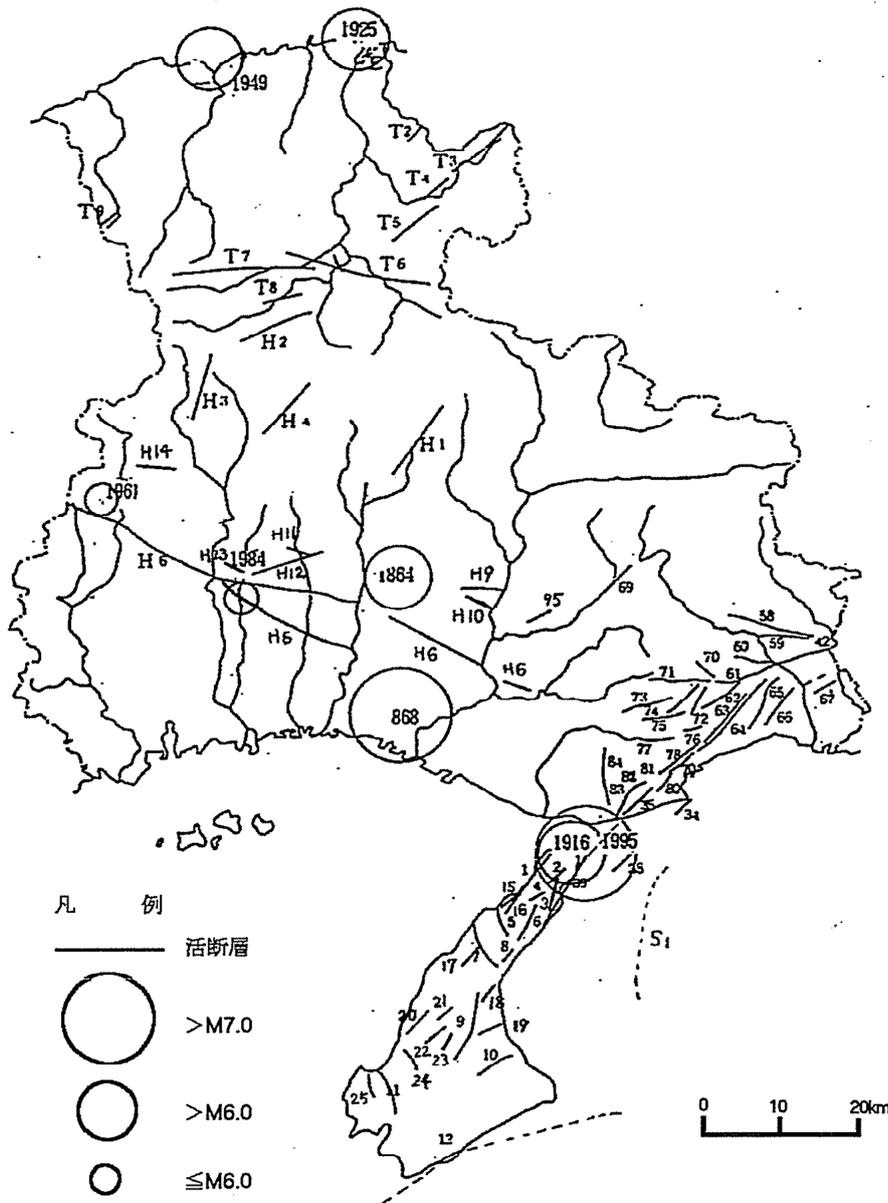
幼稚園	7園	小学校	16校	中学校	7校	特別支援学校	1校
公民館	2箇所	体育館	2箇所	郷土館	1箇所	県立高校	2校

## 7 避難者数等〔平成7年1月17日22時現在(ピーク時)〕

(1) 避難者数 2,074人

(2) 避難所数 14箇所

### 第3節 兵庫県内の活断層の分布と主な地震の発生状況



兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称
T 2	C		2	B~C	穂本断層	2 3	C	奥畑断層	7 0	C	練原山断層
T 3			3	B	坂本断層	2 4	C	下坂断層	7 1	B	篠野一山断層
T 4			4	B~C	飯尾断層	2 5	C	雁子断層	7 2	C	針場山断層
T 5			5	C	東浦断層	3 4	B	和田断層	7 3	B	杉尾谷断層
T 6	B	養父断層	6	C	青波断層	3 5	B	須磨断層	7 4	B	古々谷断層
T 7	B~C	八木断層	7	B~C	志筑断層	3 8	C	山田断層	7 5	B	山田断層
T 8	C		8	C		3 9	B	仮屋断層	7 6	C	北摩耶断層
T 9	C		9	B	先山断層	4 2	B	有馬一高構造線	7 7	B	万福寺断層
H 1	C		1 0	B	猪ノ鼻断層	5 8	C	十方断層	7 8	B	布引断層
H 2	C		1 1	C	飯山断層	5 9	C	中山断層	7 9	B	飯前山断層
H 3	C	引原断層	1 2	B~C	中央構造断層系	6 0	B	名塩断層	8 0	B	会下山断層
H 4	C	三方川断層	1 5	B	水越断層	6 1	B	六甲断層	8 1	C	丸山断層
H 6	B	山崎断層系	1 6	B	浅野断層	6 2	B	湯槽谷断層	8 2	B	高取山断層
H 10			1 7	C	一宮断層	6 3	B	大月断層	8 3	C	櫻尾山断層
H 11		山之内断層	1 8	B~C	安乎断層	6 4	B	五助断層	8 4	C	高取山断層
H 12		小畑断層	1 9	C	厚浜断層	6 5	B	芦屋断層	9 5	B	御所谷断層
H 13		須賀沢断層	2 0	B	高山断層	6 6	B	甲陽断層	E		
H 14			2 1	B~C	站原断層	6 7	B	伊丹断層	S 1	B	大阪断層
1	B~A	野島断層	2 2	C	站原前断層	6 9	C	大川断層			

【活動度】 A : 1 ~10mm/年  
 B : 0.1~ 1mm/年  
 C : 0.1mm/年以下

昭和55年度兵庫県震災対策調査報告書及び『日本の活断層』(平成3年東京大学出版会発行)等による

## 第4節 災害の想定

### 1 地震による被害の発生状況と危険

#### (1) 地震災害の発生状況

兵庫県下のどこかに震度5弱以上の揺れを与えたと推定される地震は兵庫県地域防災計画の資料等によると35回発生している。（「第1編総則、第2章計画の前提条件、第2節既往地震の概要、第1款兵庫県内での地震の発生状況」を参照）

これらのうち平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、本市でも大きな被害が発生した。（「第1編総則、第2章計画の前提条件、第2節既往地震の概要、第2款兵庫県南部地震による川西市の被害状況」を参照）

#### (2) 地震発生の危険性

地震は大きく分けると内陸型と海溝型に区分される。

##### ア 内陸型地震

内陸部の地震は、いわゆる活断層による直下型地震が予想されるが、活断層については近畿地方にも多く分布しており、本市域内には各種の調査や文献などから有馬一高槻構造線や十万辻断層などの存在がわかっている。

また、過去の活動状況は、平成7年度に通産省地質調査所が川西市栄根2丁目地内で行ったトレンチ調査では、地割れ及び小断層が生じている地層から慶長伏見地震（1596年）で有馬一高槻構造線活断層線が動いたものと考えられているが、被害の記録は明確ではない。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では兵庫県をはじめ大阪府、京都府まで大きな被害が及んだ。

##### イ 海溝型地震

海溝型地震は四国から紀伊半島沖を震央地域とする南海地震や日本海沿岸で発生する地震が予想される。

南海地震は過去において684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に発生しているが、1946年の地震発生から推測すれば今後において発生する可能性も高いことが想定される。

また、日本海沿岸地震は、701年の丹後地震、1872年の浜田地震、1925年の北但馬地震、1927年の北丹後地震、1943年の鳥取地震など規模の類似した地震が発生している。

#### (3) 地震の連続発生の危険性

平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の地震が2日の間に連続して発生した。また、南海トラフ地震の特徴の一つとして、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が指摘されている。これらを踏まえ、内陸型地震及び海溝

型地震のいずれにおいても、同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生する可能性があることに留意する。

## 2 地震による被害予想

地震の発生そのものが無警告であり、その時期、時刻、建物の構造、工作物の耐震性、地盤、都市構造や住民一人ひとりの行動と居合わせた周囲の状況などによって大きく異なる。

平成24年10月に兵庫県が地震動、建物被害、火災、人的被害、避難者数を想定項目として、地震被害を算出した内容によると、本市の被害は次のとおりである。

兵庫県が主要な地震として抽出した上町断層帯地震は詳細な被害推計が実施されている。また、南海トラフ地震における被害想定については、兵庫県が平成26年6月に公表した数値としている。

川西市における地震被害想定の概要（最大値）

		六甲・淡路島 断層帯	有馬-高槻断 層帯	三峠-京都西 山断層帯	上町 断層帯	川西市 直下地震	南海 地震	
地震の大きさ		M7.9	M7.7	M7.6	M7.5	M6.9	M9.0	
震度		震度7	震度7	震度7	震度6強	震度6強	震度6弱	
物的被害 (棟)	全壊・焼失 棟数	揺れ	13,798	11,116	1,785	2,814	2,612	294
		焼失棟数	325	404	173	225	230	82
		がけ崩れ				63		6
		液状化	153	141	63	84	82	6
		合計	14,276	11,661	2,021	3,186	2,924	388
	半壊棟数	揺れ	7,644	9,152	4,683	7,967	8,822	2,542
		がけ崩れ				147		14
		合計	7,644	9,152	4,683	8,114	8,822	2,556
	人的被害 (人)	死者数	建物倒壊 (冬早朝5時)	862	710	117	183	168
火災(焼死)(冬夕方18 時)風速6m/s以上			39	49	21	27	28	10
道路被災						1		
鉄道被災						1		
がけ崩れ						4		1
合計			901	759	138	216	196	30
負傷者数		建物倒壊 (冬早朝5時)	3,087	3,075	833	1,356	1,395	500
		道路被災				25		
		鉄道被災				36		
		がけ崩れ				5		1
		合計	3,087	3,075	833	1,422	1,395	501
重傷者数		建物倒壊 (冬早朝5時)	697	570	93	146	135	29
		道路被災				2		
		鉄道被災				6		
		合計	697	570	93	154	135	29
避難者数 (人)	建物被害(全壊・焼失・半壊) による避難者数①	46,493	41,720	11,161	18,229	18,835	1,077	
	1日後(建物被害と断水による避難者 数)				37,099		1,077	
	4日後(避難所生活者数と断水による 避難者数)				24,392		-	
	1ヶ月後(避難所生活者数と断水によ る避難者数)				10,063		539	
帰宅困難者数(全体)					5,588		14,208	

(資料) 兵庫県被害想定(内陸型地震:平成24年10月/南海トラフ巨大地震:平成26年6月)

## ■第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱■

指定地方行政機関、兵庫県、川西市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

### 1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給 (売却)		
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	被災直轄管理施設の復旧	

### 2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施		

### 3 県及び市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県	兵庫県域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県域にかかる災害応急対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進	兵庫県の所管に属する施設等の復興の推進
川西市	川西市域にかかる災害予防の総合的推進	川西市域にかかる災害応急対策の総合的推進	川西市域にかかる災害復旧の総合的推進	川西市域にかかる災害復興の総合的推進

#### 4 警察

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県警察本部		1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定
川西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策		

#### 5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧	
阪神高速道路株式会社(管理本部神戸管理保安部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
日本通運株式会社(神戸支店)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

## 6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
鉄道等輸送機関 ・阪急電鉄株式会社 ・能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	
道路輸送機関 ・阪急バス株式会社 ・一般社団法人兵庫県トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 ・株式会社ラジオ関西 ・株式会社サンテレビジョン ・株式会社ジュピターテレコム	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施		
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

## 7 その他の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
一般社団法人 川西市 医師会		災害時における医療救護		
一般社団法人 川西市 歯科医師会		災害時における緊急歯科医療		
一般社団法人 川西市 薬剤師会		災害時における医療救護に必要な医療品の提供		

## ■ 第 4 章 防災組織 ■

### 第 1 節 防災組織の確立

ひとたび災害が発生すれば、防災関係各機関は一斉にさまざまな応急・復旧対策を講ずることとなる。よって、いかなる組織体制を確立し災害応急・復旧対策の実施にあたらうとするかをここに掲げる。

#### 1 川西市防災会議

平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。

##### (1) 設置の根拠

ア 災害対策基本法第 16 条

イ 川西市防災会議条例

##### (2) 所掌事務

ア 川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

エ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。

オ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条に規定する水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議

カ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

#### 2 川西市災害対策本部

災害時に市が部内各組織をあげて、機動的に防災活動をするための組織である。

また、市長が災害対策本部の本部長として、災害対策全般を指揮し、職員は、本部長の命を受け、その事務に従事する。

##### (1) 設置の根拠

ア 災害対策基本法第 23 条の 2

イ 川西市災害対策本部条例

ウ 川西市災害対策本部設置要綱

## (2) 所掌事務

ア 市域にわたる災害情報の収集

イ 地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

## 3 兵庫県

県は、市町を包括する団体として、次の防災組織を設置する。

(1) 兵庫県防災会議

(2) 兵庫県災害対策本部

(3) 兵庫県災害対策阪神北地方本部（以下、「県地方本部」という。）

(4) 兵庫県水防本部

(5) 兵庫県石油コンビナート等防災本部

## 4 防災関係機関

市域を所管又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

## 5 自主防災組織

地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、概ね小学校区ごとを単位として設置する。

## 6 事業所

消防計画、避難確保計画・浸水防止計画、非常災害対策計画を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

## 第 2 編 災害予防計画

### ■ 第 1 章 防災基盤の整備 ■

#### 第 1 節 都市の防災構造の強化

都市づくりや都市整備の基本方針を示す「川西市総合計画」を策定するなど地震災害に強いまちづくりを進める。

担当機関 市各部

##### 第 1 款 市街地の緑化・不燃化

災害に強いまちづくりを推進するため地域の実情に応じた総合的な整備を行い、市街地の面的な緑化、住環境の改善や防災地域の拡大などに努めるとともに市街地全体の防災性の向上や建築物の不燃化を促進する。

##### 第 2 款 防災空間の整備

道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。

本市が事業主体として実施予定である防災空間の整備事業は次のとおり。

防災空間の種類	整備箇所
避難路	矢間 3 丁目

##### 第 3 款 市街地の整備

市街地の整備については、市街地再開発事業や住宅地区改良事業、土地区画整理事業等の面的整備手法を活用しながら、防災機能を充実し、あらゆる人にやさしいバリアフリーの災害に強いまちづくりを推進する。

- 1 自然発生的な市街地における住宅の密集など住環境の改善にあたっては、面的整備による建物の更新と防災に配慮した市街地の形成を図る。

- 2 住工混在や道路交通など防災上の課題を抱える市街地についても、災害に強い都市構造の形成を促進する。
- 3 新たな市街地の形成にあたっては、道路等の生活基盤並びに居住環境の整備を誘導するとともに防災に配慮した住環境の形成を図る。

## 第2節 災害に強いまちづくり

担当機関 兵庫県、市各部

### 第1款 建築物・施設等の耐震性の確保

防災上重要な施設について、川西市耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震性の強化を図るとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策を推進する。

#### 1 公共建築物等の耐震化

庁舎、医療施設、教育施設、社会福祉施設など災害救助の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の重要度に応じた耐震性能の目標を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保する。

また、既存建築物のうち不特定多数が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断などを行い、更新の時期などを勘案しながら、計画的に耐震性の強化に努める。

本市が事業主体として実施予定の公共建築物等の耐震化事業は「資料編 資料-36」のとおり。

#### 2 一般建築物の耐震化の促進

旧耐震基準（昭和56年5月31日まで）の既存一般建築物について、耐震診断の実施や耐震改修促進計画の策定、耐震改修に伴う費用補助、建て替えに伴う工事費補助、防災ベッド等設置補助を行うなど、所有者自らの耐震性の確保の支援に努める。

#### 3 建築物の耐震性強化の普及啓発

県及び建築士協会等と協力して建築相談所の開設、建築物耐震診断の実施等による建築物の耐震性強化等の普及啓発に努める。

## 第2款 建築物等の安全化

### 1 高層建築物の安全対策

地震火災等の災害に備えて構造や安全管理などに特別の配慮が必要となる高層建築物については、防災計画の作成を指導するとともに、既存建築物の施設管理者に対し、災害発生時における安全確保対策及び災害時の活動体制の整備について指導する。

### 2 落下物等の対策

広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、落下防止措置の指導や普及啓発に努める。

### 3 ブロック塀等の倒壊防止

建築基準法に基づき施設管理者に対しては、ブロック塀、石垣等の点検に努めるよう指導し、倒壊の危険性のあるものについては、生け垣やフェンス等安全な工作物への転換を促す。また、据え付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

## 第3款 防災拠点の整備

### 1 広域防災拠点（広域輸送拠点）

広域防災拠点については兵庫県が阪神間で、西宮市地区の「阪神南広域防災拠点（甲子園浜海浜公園内の今津浜公園）」を救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点として整備しているほか、伊丹市と川西市地区で「県立西猪名公園」及び「東久代運動公園」を主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地とする、その他拠点として設定している。

### 2 地域防災拠点等

市役所及び消防本部を中心とする区域を本市の防災拠点とし、地域防災拠点は災害対策本部と連動して、情報の収集・伝達、各避難所との連携、救助・救護活動、非常用物資の備蓄・配送などの機能を有することが必要であるため、市内を南部地区、中部地区、北部地区の3ブロックに分け、公民館や猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター等の公共施設を地域防災の拠点に位置づけるとともに、公園等の施設をコミュニティ防災拠点とし、災害発生時においても、柔軟かつ有効に機能するようライフラインのバックアップ体制や耐震性などを考慮するなど防災拠点としての整備を図る。

また、他地域の活動拠点や広域防災拠点（広域輸送拠点）とも連携を図るとともに、ヘリポートなどを備えた大規模災害に対応する防災施設についても関係機関と連携しながら整備に努める。

	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点
南部地区	川西南公民館、明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター 出在家健幸公園防災倉庫 キセラ川西プラザ、総合体育館	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 キセラ川西せせらぎ公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校、満願寺ふれあい会館
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館 市民体育館、向陽台備蓄倉庫	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校
北部地区	東谷公民館、北陵公民館 黒川里山センター	平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校

本市が事業主体として実施予定である地域防災拠点等の整備事業は次のとおり。

防災拠点の種類	地区	整備予定地
コミュニティ防災拠点	南部	旧南部処理センター跡地
コミュニティ防災拠点	南部	旧川西高校跡地
コミュニティ防災拠点	北部	旧川西病院跡地

### 第3節 地盤災害の防止施設等の整備

#### 第1款 山地の災害予防

担当機関 兵庫県、市市民環境部

市内の中部から北部にかけて急傾斜の山地が多く、山腹の崩壊や崩壊土砂が降雨のために流出し民家等に被害を及ぼすおそれがある土地について、県が「山地災害危険地区調査について」（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）による山地災害危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判定した地区を山地災害危険地区に指定している。

梅雨期等における山地災害を防止するため県がパトロールを実施するなど、災害危険地の早期発見に努めているところであり、県と市で山地所有者の理解を得て治山等防災対策を推進する。また、市民等への啓発については、市ホームページ等に掲載し周知を図る。

山地災害危険地区の現況については「資料編 資料-5」のとおり。

## 第2款 宅地造成等の規制

担当機関 兵庫県、市都市政策部

山地部では大規模住宅団地の開発が進み、また、他方においては小規模の宅地造成があり、地震時や梅雨期等には土砂、石積等の崩壊による災害発生の要因も含んでいる。このような災害を未然に防止するため、今後も強力な防災指導を行う。

大規模宅地造成の現況については「資料編 資料－6」のとおり。

### 1 宅地造成工事規制区域の指定

宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街化又は市街地となろうとする土地の区域において、宅地造成に伴う工事等に関し、災害の発生防止を目的として必要な規制を行うため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）が制定されている。この規制区域は、県知事が関係市町長の意見を聞き区域指定を国土交通大臣に報告し決定される。

宅地造成工事規制区域については「資料編 資料－7」のとおり。

### 2 今後行われる宅地造成工事に対する規制

宅地造成工事規制区域内での工事は、規制法でその工事の許可を市長から受けることになるので、その段階で建築指導課は、許可基準に基づいて良好で安全な宅地となるよう指導を行う。

### 3 既成危険宅地に対する保全対策

#### (1) 宅地保全調査の実施及び措置

梅雨期及び台風期に宅地防災パトロールを実施し、危険宅地の発見に努めるとともに災害の発生するおそれのあるものについて、その所有者等に対し市長から宅地保全の措置として、通知、勧告及び改善命令等の指導を行う。

#### (2) 宅地保全相談

既成宅地の所有者等が改善工事を実施する場合は、随時、建築指導課において、技術指導と住宅金融支援機構の融資等について相談を受ける。

既成危険宅地等については「資料編 資料－8」のとおり。

### 第3款 急傾斜地等の崩壊予防

担当機関 兵庫県、市土木部

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、崩壊するおそれのある土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止対策事業の計画、実施が進められている。この規制区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。

同区域については「資料編 資料-9」のとおり。

#### 2 急傾斜地の予防対策

- (1) 崩壊の未然防止措置として、崩壊を助長、誘発するおそれのある有害行為を制限し、又は防災措置をその所有者等に対し県知事から勧告及び改善命令等の指導を行う。
- (2) 区域指定として、崩壊危険土地の早期発見に努め追加指定の措置を図る。

### 第4款 土砂災害警戒区域等の指定

担当機関 兵庫県、市土木部

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。

土砂災害警戒区域等については「資料編 資料-10」のとおり。

#### 1 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法第7条に基づき指定される、急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

本市は、警戒区域ごとに警戒避難体制を整備する。

#### 2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法第9条に基づき指定される、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

当該区域内の制限等として、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告がある。

## 第5款 警戒避難体制の整備

担当機関 兵庫県、市総務部、市土木部

山地、宅地等地盤災害危険地区周辺における警戒避難体制の整備を図るため、県をはじめ防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。また、気象状況及び過去の災害発生時の降雨量等により住民が警戒又は避難するよう警戒避難体制を整備する。

本計画において、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、疾病者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害に際して迅速かつ適切な行動をとることが困難で、必要な情報が得られない等、防災上の配慮を要する人々を「要配慮者」という。

### 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、必要な情報の周知に努める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) その他、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 2 要配慮者利用施設への情報伝達

土砂災害防止法第8条第2項に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報又は警報の伝達を行う。

情報の伝達方法については「第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画」に定めたとおりとする。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については「資料編 資料-12」のとおり。

### 3 防災マップの作成、周知

土砂災害防止法第8条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等のハザード情報、土砂災害の前兆現象や、気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを作成し、市ホームページでの公開や市内公共施設への配置、市民課窓口で転入者へ概要を配布するなど周知し啓発を図る。

### 4 要配慮者利用施設における避難確保計画等

本計画に定めた土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。

#### (1) 要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条の2に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成しなければならない。また、作成した計画を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

## 第6款 中山間地における孤立集落との連絡体制の整備

担当機関 市総務部、市消防本部

中山間地では、地震による土砂災害等により孤立する可能性がある集落が存在することから、通信手段の確保を図るとともにヘリコプター離着陸適地等の選定・確保に努める。

#### 1 孤立集落の抽出

土砂災害により道路交通による外部からの進入が困難となることが想定される集落は「資料編 資料-4」のとおり。

#### 2 孤立集落との連絡手段の確保

市と孤立の可能性のある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話及び発電機を配備するとともに、定期的な通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。

また、孤立集落との連絡体制の整備のため、孤立集落近隣のゴルフ場等ヘリコプターが離着陸可能な施設と災害時のヘリコプター運用について協定を締結するよう努める。

## 第7款 被災宅地危険度判定体制の整備

担当機関 兵庫県、市都市政策部

- 1 災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の育成に努める。
- 2 危険度判定の実施に必要な資機材の備蓄に努める。

## 第8款 被災建築物応急危険度判定体制の整備

担当機関 兵庫県、市都市政策部

- 1 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の人員確保と育成に努める。
- 2 判定結果は、判定ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその危険性について情報提供するため、必要な資機材の備蓄に努める。

## 第4節 河川、ため池施設の整備

### 第1款 河川施設の整備

担当機関 国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市上下水道局

市内を流れる1級河川及び普通河川等の総数は23河川で、この延長は53.2Kmであり、1級河川である猪名川は、国土交通省管理区間について、過去より施設の耐震化を含む改修が実施されているものの重要水防箇所等の危険区域があり、引き続き改修を進めていく必要がある。また、兵庫県管理区間や他の河川についても、改修を促進する必要がある。

河川改修にあたっては、河川区分に従いそれぞれ国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市において、関係施設の耐震性の強化等を含めた河川の氾濫予防など治水事業を推進し、災害の発生防止を図る。

河川の現況については「資料編 資料－１」のとおり。

洪水により、浸水の起こりやすい地区については「資料編 資料－２」のとおり。

## 第２款 ため池の整備

担当機関 市市民環境部

市内の主なため池は６７箇所あり、地震による堤防その他の施設の破損、決壊等の災害を未然に防止するため耐震性を考慮し、改修に努めるよう管理者への指導を行う。

また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。

## 第５節 交通関係施設の整備

本市の交通体系は、国道として、中・北部ゾーンを南北に縦断する国道１７３号と、これに接続する国道４７７号、南部ゾーンを東西に横断する国道１７６号及びそのバイパスの４路線がある。また、主要地方道として、尼崎池田線、川西篠山線及び川西三田線の３路線があり、これら国道や主要地方道に接続する一般県道と市道によって骨格がつくられている。

また、鉄道は阪急宝塚線とＪＲ福知山線が大阪方面と直結するとともに、能勢電鉄が市内を南北に走っている。

災害時にはこれらの道路と鉄道が適正な役割分担のもとに有機的にネットワークし、相互に機能補完する体系の形成に努める。

## 第１款 道路施設の整備

担当機関 国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市土木部

道路は、災害時における避難路として、また、救急・医療・消防・救援活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワーク化する主要な幹線道路の整備に努め、道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。

また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落や、進入路が少ない地域も存在するため、多元多重のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路の確保に向け、関係機関と協議するなどその機能を十分に発揮できるように整備する。

特に橋りょうは重要な社会インフラであり、避難路としての機能に支障が生じないように定

期点検結果を踏まえるなど老朽化対策等を進めることで被害を最小限に抑え、災害時でも橋の機能が維持されるよう適切な対策に努める。

異常気象時通行規制区間については「資料編 資料－13」のとおり。

## 第2款 緊急輸送体制の整備

担当機関 西日本高速道路株式会社、兵庫県、市土木部

### 1 市内の緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定めることとする。

#### (1) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送道路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成することとする。

#### (2) 路線の種類

##### ア 幹線緊急輸送路

市外からの物資流入地点と広域防災拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、市外のいずれの地点で被害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。

##### イ 一般緊急輸送路

防災拠点に集められた物資を、地区ごとに定められた防災拠点に送るための道路を設定し、当該地区が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。

##### ウ 維持管理

道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。

## 第3款 公共交通機関の災害予防

### 1 西日本旅客鉄道株式会社

#### (1) 計画の方針

列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害発生のおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(2) 一般施設防災対策

次の保守、改良事業に合わせて、機会をとらえ施設の耐震性の向上を図る。

- ア 橋りょう維持、補修並びに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょうの改良
- ウ 法面、土留めの維持、補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修
- オ 通信施設の維持、改良
- カ 排水溝の維持、改良
- キ 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落防止の推進
- ク 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- ケ その他防災上必要なもの

(3) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を、毎年度当初において策定する。

- ア 地震計の設置と監視体制の強化
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画の作成、要注意箇所に対する整備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を確立
- オ 職員の非常召集計画及び訓練計画を確立

(4) 地震対策計画

- ア 施設、設備の耐震性の確保

耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

- イ 地震計の設置（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

地震計の設置箇所と警報ガルは次の２段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

地震指示警報器設置箇所	感震器設置箇所	感震器型式	感震器設定ガル
J R 西日本本社施設指令室	J R 西日本本社ビル内	S M - 1 0 A	4 0、8 0 ガル

- ウ 列車防護装置の設備（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

(ア) 震度 4 以上と認められる地震が発生したときは定められた運転規制を行う。

- (イ) 乗務員に対する情報の伝達

乗務員用無線電話装置の整備された列車については、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

搭載されていない列車については必要により駅係員を派遣し、情報を伝達する。

(ウ) 特殊信号による列車の停止

一般線路構造物に比べ強度が弱い構造物は、震度によって列車を停止させて点検する必要があるため、このような箇所には感震器と連動した列車停止装置を設けている。

## 2 阪急電鉄株式会社

### (1) 高架構造

ア 耐震設計の計算方法は従来は震度法が採用されていたが、最近では構造物に必要な耐震性能を設定して、これを満足することを照査する方法を採用している。

イ 主要構造物の設計には、阪神・淡路大震災等の強い地震動を考慮している。

ウ 阪神・淡路大震災により被災し復旧した高架橋は、震災直後に運輸省（現国土交通省）に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る鉄道復旧構造物の設計に関する特別仕様」に従い取りまとめられており、同地震程度の地震まで耐え得るよう考慮している。

## 第4款 ヘリポートの確保

担当機関 兵庫県、市総務部、消防本部

災害時の多元多重の交通ルートを検討し、空路による物資等の輸送のためヘリコプター発着適地の確保を図る。

## 第6節 ライフライン関係施設の整備

日常生活や産業活動は上・下水道、電気、ガス、電話などのライフラインによって支えられており、災害時においてもその機能を保持するため施設や構造の耐震化を図り、通行空間の確保並びに維持管理の円滑化などのため共同溝による地中化等の整備に努める。

また、系統の多重化並びに日常生活圏域を単位として水やエネルギーの供給が可能となるライフスポット・ネットワークの形成に努め都市の防災性の向上を図る。

### 第1款 電力施設等の整備

担当機関 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

#### 1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため次の事項を実施する。

##### (1) 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

##### ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述、その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

##### イ 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

(ア) 災害に関する情報の提供及び収集

(イ) 災害応急対策及び災害復旧対策

##### (2) 防災関係機関との協調

地方气象台、消防、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

#### 2 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等

について、自治体等から要請があった場合は、検討・協力する。

### 3 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

#### (1) 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地 振 動		津 波	
		一般的 地 振 動	高レ ベ ル 地 振 動	頻 度 の 高 い 津 波	最大 ク ラ ス の 津 波
区 分 I	火力発電設備 LNGタンク 油タンク ダム	個々の機能に 重大な支障が 生じないこと	人命に重大な 影響を与えない こと	個々の機能に 重大な支障が 生じないこと	人命に重大な影響 を与えないこと
	発電設備 (区分I除く) 流通設備 電力保安通信設 備※	個々の機能に 重大な支障が 生じないこと	著しい供給支 障が生じない よう、代替性 の確保、多重 化等により総 合的にシステ ムの機能が確 保されること	個々の機能に 重大な支障が 生じないこと	設備の被害が電力 の供給に与える影 響の程度を考慮 し、可能な範囲で の津波の影響の軽 減対策を行う

※通信事業者からの提供回線を含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

#### (2) 地震動への対応

##### ア 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

##### イ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほ

か、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### ウ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

#### エ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

#### オ 流通設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

### 4 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

#### (1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ 地震動観測設備

#### (2) 通信連絡施設及び設備

ア 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線を含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

さらに、自治体等の被害想定を受けて、通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

#### (ア) 無線伝送設備

a マイクロ波無線等の固定無線施設及び回線

b 移動無線設備

c 衛星通信設備

- (イ) 有線伝送設備
  - a 通信ケーブル
  - b 電力線搬送設備
  - c 通信線搬送設備、光搬送回線
- (ロ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
- (エ) IPネットワーク回線
- (オ) 通信用電源設備

#### イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

#### (3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

#### (4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

#### (5) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

### 5 電気事故の防止

関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

#### (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

## (2) 広報活動

### ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- (カ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (ク) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

### イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

### ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

## 6 復旧対策用資機材等の確保及び整備

関西電力及び関西電力送配電は災害の発生に備え、次の事項を実施する。

### (1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

### (2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

### (3) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材数量把握及び整備点検を行う。

### (4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。

(7) 復旧用資機材の分散配置

復旧用資機材は、分散配置に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

(8) 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実

津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める

## 7 防災訓練、防災教育の実施

### (1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動及び津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

### (2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

さらに、関西電力及び関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

## 8 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

## 第2款 ガス施設等の整備

地震に対してガス施設の被害を防止するために、耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

### 1 都市ガス施設

担当機関 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

#### (1) ガス施設の耐震性向上

##### ア 製造設備、ホルダー等

製造設備、ホルダーの建設に当たっては、ガス事業法、消防法、建築基準法の規制に従って、設計を行っている。さらに動的解析手法を用いて耐震性の検討を実施し、各種法規、基準における地震動に対しても耐震性を有していることを確認している。

また、これらの耐震機能を維持するため、点検基準を作りこれに従って、点検整備を実施している。

さらに万一の災害時の対策として、ガスホルダーには、緊急遮断弁の設置、防消火設備、保安電力設備の設置などを行っている。

##### イ ガス導管

ガス導管は、ガス事業法並びに一般社団法人日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工している。

高圧導管は主として溶接鋼管を使用し、また中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性にすぐれた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している。

低圧導管については、新設及び入替時に、ポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用している。

## (2) 防災システムの強化

### ア ガス管の「地震被害予測システム」の活用

地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地盤情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを活用する。

### イ 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所、地区導管部、支社、供給所、高圧ステーションに地震計を設置している。

全社で253ヶ所に設置した地震計の情報は、無線により本社及びサブセンターに集約されるシステムが完成している。

### ウ 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

無線通信網をより強固なものにするため、通信システムを多重化している。

さらに万全を期すためバックアップ設備を設置し、常時都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

### エ 内閣府中央防災無線

当社は指定公共機関に指定されており、本社に内閣府中央防災無線が設置され有線不通時にも各地域の災害対策機関との通信が確保されている。

### オ 導管網ブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

このブロック化には、導管網全体を12ブロックに分割したスーパーブロックと、さらに局所的対応を容易にするために、細分化したミドルブロックがある。

スーパーブロック単位にガスの供給を一時的に停止する場合には、本社から無線による遠隔操作ができるシステムになっている。

### カ 緊急時のガス供給停止システムを強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置を約1,800箇所、さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断装置を約3,000箇所に設置をしている。

### キ マイコンメーターの設置

マイコンメーターは、ほぼ全ての家庭に設置されている。大地震発生時は、メーターで自動的にガスを遮断して、設備の安全を確保する。

### (3) 防災体制の整備

#### ア 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直しを行っている。

#### イ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年1回全社規模での訓練を実施している。

## 2 プロパンガス施設

担当機関 一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部川西地区

### (1) プロパンガス施設整備計画

地震に対して輸入基地、充填所、消費者設備等のガス施設の被害を防止するため、耐震性の向上を図るとともに防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

### (2) 防災システムの強化

プロパンガス供給事業者により構成されている一般社団法人兵庫県LPガス協会会員を中心に地震時における活動体制の強化を図るとともにマイコンメーター及び新セイフティーメーターによるガス漏洩防止等の防災システムの強化を図る。

### (3) プロパンガス供給体制の充実

プロパンガス供給は、復旧にかかる所要日数が比較的短期間にでき、簡便に供給再開のできる特性を有している。

プロパンガスを他基地より供給できるバックアップ体制や近隣府県プロパンガス業界の支援体制を整えるなどプロパンガスの供給体制の充実を図る。

### (4) 防災体制の整備

#### ア 要員の確保

被害状況に応じた活動要員を効率的に編成動員するため、要員の確保体制を定期的に見直す。

#### イ 教育訓練

地震発生時の非常態勢の確立、緊急処置、他機関との協力体制について必要な教育を定期的に行い、防災訓練を実施する。

### 第3款 電気通信施設等の整備

担当機関 西日本電信電話株式会社

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

#### 1 通信施設の強化

##### (1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。

##### (2) 所内設備

###### ア 機械設備

建物に設備している交換機伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。

###### イ 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。

これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置耐震設計を実施している。

##### (3) 所外設備

架空ケーブルが家屋倒壊や火災による損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ、数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多いところから計画的に地中化を推進する。

#### 2 災害対策用機材

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

##### (1) 通信途絶防止用無線網の整備…可搬式無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

##### (2) 災害対策用機器の整備・充実

###### ア 応急復旧ケーブル

###### イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

- ウ 移動電源車、可搬型発動発電機
- エ 排水ポンプ

### 3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

#### 【訓練内容】

##### (1) 演習の種類

- ア 災害対策情報伝達演習
- イ 災害対策演習
- ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

##### (2) 演習方法

- ア 広域規模における復旧シミュレーション
- イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

## 第4款 水道施設等の整備

担当機関 市上下水道局

水道施設の耐震対策を計画的に進める。

### 1 施設の耐震対策

地震災害による断・減水をできるだけ少なくするため、既存施設について耐震性診断を行い、これに基づき順次計画的に耐震対策を進める。また、地震による施設の被災等に伴い二次災害を発生させるおそれがある重要な水道施設の耐震目標は、短期的整備項目と中長期的整備項目に分けて行う。

#### (1) 取水施設

各水源地施設の点検、保守

#### (2) 浄水施設

- ア 構造物の耐震性の確認
- イ 付帯設備の保守（沈殿池、ろ過池設備の保守）
- ウ 水質機器の保守
- エ 薬品注入設備の保守

(3) 導・送・配水施設

- ア 配水池等の耐震性の確認
- イ 幹線管路の相互連絡
- ウ 管路の耐震性の確認
- エ 耐震性の高い管路への計画的な補強（耐震性の高い管材料等）
- オ 隣接市町間の相互連絡
- カ 緊急遮断弁及び伸縮可撓管の設置

(4) 給水装置

耐震性を考慮した材料の採用

(5) 機械、電気及び計装設備

- ア 自家発電設備の保守
- イ 機器の補強

(6) 薬品の管理

ポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウムの漏洩防止対策

2 配水系統間の相互連絡

配水系統間の相互連絡を計画的に行う。近隣市町との調整により連絡管の整備を行う。

3 水道管理情報システムの更新変更

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から処理を行い、施設の現況を把握しておくようにする。

4 川西市上下水道危機管理行動指針の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成し、必要の都度更新するものとする。

5 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。

6 教育訓練並びに平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を行う。

(1) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

防災体制・災害援助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会、講習会の開催

## イ 訓練

動員計画に従っての訓練

### 第5款 下水道施設等の整備

担当機関 市上下水道局

地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道の地震対策マニュアル」（（公社）日本下水道協会）に基づき、以下の対策を講じることとし、地震による下水道施設の被災を最小限にとどめ、その機能と安全確保のため施設等の整備を図る。

#### 1 管路施設の整備

- (1) 管路の更新にあたっては、耐震性の高いものへの計画的更新に努める。
- (2) 側溝、管渠等末端の集水機能をはじめ、面的に広がる管路施設は、地震災害により閉塞陥没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう日常の点検等による早期発見と修理、復旧対策に重点をおいて対処する。

#### 2 災害時における機能確保

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより、機能確保を図るものとする。

#### 3 ポンプ施設の整備

- (1) 各構造物間の連絡管、配電線路は、不等沈下、揺れ等による損傷を防止するため、特に構造物を貫通する地中配管、配電線路は、構造物直近部の耐震装置を考慮し、転倒・倒壊等による損傷を未然に防ぐよう整備に努める。
- (2) 自動制御運転が不能の場合、機器側（現場）運転操作に即座に切り替えることになるため、平常時から機器側（現場）運転操作の習熟に努める。
- (3) 停電に備え、非常用自家発電の整備、燃料、冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。
- (4) 断水に備え、冷却水は常に満水になるように定水位弁により所要水量を確保できるように努める。また、緊急時の対応策を講じておく。

#### 4 事業所等の指導、監視

工場、事業所に対しても、地震による排水機能の低下防止等に努め、災害時の措置、対

策についての緊急連絡方法についても周知徹底を図るよう指導する。

#### 5 必要な資機材の調達等

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法、保管場所等を定めておく。

#### 6 教育訓練並びに平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を行う。

##### (1) 職員に対する教育及び訓練

###### ア 教育

防災体制・災害援助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会、講習会の開催

###### イ 訓練

動員計画に従っての訓練

## 第7節 消防体制の整備

担当機関 市消防本部

### 第1款 消防力の充実強化

地震時には、同時多発火災、あるいは、大規模火災が予想され、出火防止、初期消火等あらゆる施策の徹底を期しても、なお相当数の延焼火災が予想される。このため、現有消防力及び各種活動上の障害を考慮し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な消防力の整備増強を図るとともに近隣市町はもとより府県を越えた広域的な消防、救急救助など防災体制の整備を行う。

#### 1 災害時における総合的な消防計画の策定

災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定する。

#### 2 消防施設の整備

消防署等が震災時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の耐震性の向上を図る。

北消防署及び北消防署多田出張所については、耐震性の確保のため統合を行い、新たにヘリポートや訓練施設等を有した地域防災の拠点施設として再整備する。

### 3 消防力の整備

地震時に予想される同時多発火災、救急救助業務等に対処するため、消防車、救急車等の緊急車両をはじめ、無線通信機器、個人装備の充実や全市域をカバーする分散配置など、組織体制の整備を行う。

消防車両等配置状況については「資料編 資料－14」のとおり。

### 4 消防水利の整備

地震時には、消火栓は水道施設の損壊等のため断水又は極度の機能低下が予想され、また狭い道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。このため震災対策として、危険度の高い地域等を優先に耐震性貯水槽を整備するとともに河川等の自然水利の確保に努める。

### 5 消防団の強化

消防団を地域防災の中核として位置づけ、施設及び資機材等の整備を図るとともに常備消防や自主防災組織との連携体制並びに事業所や地域の防災組織などとも連帯した総合的な防災体制を確立し、地域防災に対しては、消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため消防団に対し、地域防災活動を効果的に実施するための教育、指導、青年・女性層の参加を推進する。

消防団分団別ポンプ・車両配備状況については「資料編 資料－15」のとおり。

## 第2款 救急救助体制の整備

地震の発生時には多数の倒壊建物や落下物などにより大量に発生すると予想される傷病者に対応するため救急救助資機材の整備と消防団、自衛隊、警察などの関係機関等との連携体制の強化を図る。また、地域住民による応急手当等が実施できるよう普及啓発活動を実施する。

## 第3款 危険物等の貯蔵・取扱施設の予防対策

危険物等（石油類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等）による災害を予防し、発災時の被害拡大を防止するため、関係法令等に基づき予防対策を講じるとともに関係機関及び貯蔵・取扱施設事業所と連携し、災害予防の円滑な推進を図る。

## 第 8 節 災害医療体制の整備

担当機関 市健康医療部

地震災害時における多数の負傷者や医療機関における医療機能の低下に対する的確、迅速に対応するため、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について関係機関と連携を図るとともに医療機関相互の情報ネットワーク化をはじめ、常時医療行為が必要な人が円滑に診療を受けられるよう医療機関の確保に努め、広域的な体制については兵庫県の計画との整合を図る。また、保健センターについては、医薬品や食料等の備蓄、独自のライフラインの確保などによるバックアップ体制を整えるとともに民間病院との機能分担と連携強化を図り、大災害にも対応できる保健・医療体制の整備に努める。

## 第 9 節 情報通信体制の整備

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市消防本部

災害時における情報の収集、伝達手段として通信施設、機器等を整備する。

### 第 1 款 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備

兵庫県下全市町の地震情報の収集をはじめ、即時被害予測や各市町及び関係公共機関との情報交換等迅速、的確な応急対応を図るシステムとして整備する。

### 第 2 款 災害無線通信体制の充実強化

災害時において有線電気通信が利用できないとき、又は利用することが困難な場合、電波法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るため、防災行政無線（同報系）や、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。

防災行政無線の設置箇所については「資料編 資料－32」のとおり。

### 第 3 款 多様な通信手段の整備

兵庫県をはじめ防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ円滑に行えるよう防災行政無線、衛星通信、インターネット等の多様な通信手段を整備し、情報伝達ルート多重化を図る。

## 第4款 通信手段の確保及び連絡網の整備

災害時において情報通信の果たす役割は極めて重要であり、中山間地集落については、孤立する可能性もあることから、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、無線を活用したバックアップ対策など総合的な対策に努める。また、災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるとともに、その運用、管理等にあたっては次の点に留意する。

- (1) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備及びネットワーク間の連携を確保する。
- (2) 有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の多重化を推進する。
- (3) 整備した無線設備等については、総点検を定期的実施するとともに、機器の操作の習熟等に向け、日常からの訓練に努める。
- (4) 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。
- (5) 通信の輻輳及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。
- (6) 災害時に有効な携帯電話、アマチュア無線等の移動通信系の活用体制を整備する。
- (7) 災害時優先電話等を効果的に活用するとともに、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等に習熟しておく。
- (8) インターネットは、市域内の防災情報の一括伝達にきわめて有効なメディアであり、利用できるよう必要な整備を進める。
- (9) 市域内の携帯電話所有者に一斉に情報発信できるエリアメールや緊急速報メールを活用する。
- (10) 西日本電信電話（株）が災害時の通信手段の確保のため、市内の指定避難所（民間施設は除く）に配線した特設公衆電話の回線（発信専用）により、避難者の安否確認の手段を確保する。

## 第10節 避難体制の整備

担当機関 市各部

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制の整備を図る。なお、体制整備にあたっては、地震と土砂災害など、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共施設や民間施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同

意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設ける。

指定避難所については、原則として、小・中学校や県立高等学校、公民館、その他の公共施設を優先し、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとすることとする。速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配付が可能な構造・設備を有するもので、想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるもので、要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、健康相談・介助等の支援体制に十分配慮されていることとする。なお、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は「資料編 資料-18」のとおり。

## 2 広域一時滞在への配慮

避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。その際、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

また、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の施設、設備の整備

避難者の安全確保のため、避難所としての空調や停電対策などの環境整備や安全性の維持に努める。また、簡易トイレの備蓄やマンホールトイレの整備も含めたトイレ環境の整備の検証も行う。

長期的な断水に備え、防災井戸の設置等及び災害時においても断続的に取水可能な分散型の生活用水の確保に努める。

要配慮者にも十分配慮することとし、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、工呼吸器や吸引器等の医療施設の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### 4 住民への周知

地震災害時には特に恐怖と混乱等の中で避難することになるため、避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から防災マップや市広報誌等による避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を行う。また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。

#### 5 避難誘導體制の整備

要配慮者の中でも、特に自力避難が困難と考えられる高齢者や障がい者など（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難誘導は、地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。

#### 6 一時（いつとき）避難場所

夜間・休日等に地震や大規模火災などが発生した際は、避難所開設までに時間がかかる可能性があるため、避難所が開設するまでの間、危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の自主防災組織や自治会等が、広場や公園等屋外空間、自治会館等を指定する。

本市は、一時避難場所を指定した地域の自主防災組織や自治会等に対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。

標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料－35」のとおり。

#### 7 福祉避難所の整備

要配慮者の中でも一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、社会福祉施設、認定こども園や特別支援学校などの公共施設を福祉避難所に指定・整備を進めていく。また、社会福祉施設等を運営している民間団体の協力を得て整備を図る。

#### 8 避難所の管理体制

避難所の迅速かつ円滑な開設のために、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時から施設管理者等との

協力・連携体制の充実に努める。

指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

## 9 避難所の運営体制

地震災害時には、自主防災組織をはじめとする住民、施設管理者その他の関係機関等が避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、地区防災計画（※1）に基づき避難所の自主運営を行う。また、平時には、自主防災組織が中心となり、避難所運営訓練を実施し、災害発生時に速やかに避難者を受け入れる体制が整備できるよう、避難所開設時に対応すべき事項や避難所のレイアウト（避難所内の仕切り、段ボールベッドの設置場所等）を整理しておく。

※1 地区防災計画とは、地域の自主防災組織が関係機関等とともに川西市避難所運営ガイドラインや川西市避難所運営マニュアル基本モデル、地域の実情に応じて作成した避難所ごとの防災計画。

## 10 在宅・車中泊避難者等の支援

市は、在宅避難者が発生する場合や、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することや、車中泊避難の支援を行うためのスペースを設置すること等、避難者の支援方策を検討する。

## 11 原子力災害に係る広域避難に対する備え

原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。

避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。

# 第11節 帰宅困難者対策の推進

担当機関 市総務部

大地震により、交通機能が停止し、自宅に帰宅することができない帰宅困難者対策を推進する。

## 第1款 帰宅困難者の想定

本市は、他都市への就業者が多いことに加え、川西能勢口駅周辺に集客施設が存在することから、地震発生により、鉄道やバス等の公共交通機関が運行停止した場合、市内の住宅に帰宅できない者や、市内で被災し自宅に戻れない者が発生することが想定されている。

### 1 市内で帰宅困難となる想定者数

想定人数	想定地震
14,208人 (想定最大値：夏の正午)	南海トラフ巨大地震

## 第2款 帰宅困難者対策

### 1 住民に対する帰宅困難者対策の普及啓発

市は帰宅困難者発生に備え、住民や市内企業等に対し平素からの心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。

#### (1) 普及啓発の主な内容

- ア 帰宅困難となる定義
- イ 職場等からの徒歩による帰宅経路の確認
- ウ 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知
- エ 災害時帰宅支援ステーションの周知
- オ 災害伝言ダイヤル(171)等の家族との連絡手段
- カ 企業等に対する必要な物資の備蓄

### 2 帰宅困難者への対応

市は鉄道会社、バス会社等の関係機関と連携し、帰宅困難者への情報伝達及び避難誘導体制を構築する。また、帰宅困難者用の指定緊急避難場所を新たに確保する必要がある。

帰宅困難者を想定した緊急避難場所

指定緊急避難場所	収容人数
アステ市民プラザ	335人

## 第 1 2 節 家屋被害調査体制の整備

担当機関 市総務部

災害時の家屋被害調査を円滑に実施するため、平常時から家屋被害認定士の養成に努めるとともに、調査業務にあたる職員に対して調査方法及び判定方法を周知徹底し、家屋被害調査体制の整備を図る。

## 第 1 3 節 応急住宅供給体制等の整備

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害時の住宅の応急修理及び応急仮設住宅の速やかな供給のため、平常時から住宅応急修理体制の整備及び応急仮設住宅の調達・供給体制の整備を図る。また、応急仮設住宅の建設可能用地の把握に努めるとともに、建設用資機材の調達等、関係機関との連携を図る。

## 第 1 4 節 保健、福祉等の体制の整備

担当機関 兵庫県、市福祉部、市健康医療部

災害時の保健活動を実施するため、保健情報の収集・集約・発信、活動の指揮、記録、記録・健康対策物品等の保管、ミーティング、休憩等のための保健活動の拠点となる場所を設置し、保健活動に努める。

また、県への保健師等の応援・派遣依頼について、本部と調整し、受援を受ける場合は派遣保健師の受け入れに関わる具体的調整を実施する。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者プラン」に基づき、必要な福祉サービス基盤を整備し、災害時においても、それぞれの施設等の機能が正常に作用するよう体制の整備を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を進め、公私協働のもと、保健、福祉、医療の連携のとれた総合的な福祉サービスの展開に努める。

また、大規模災害時における避難生活の長期化、応急仮設住宅への入居など環境の変化に伴うストレスの増大や感染性疾病の罹患、慢性疾患の悪化、あるいは災害に対する心理的不安等により生じる心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの精神的な障がいの誘発等が懸念される。このため、健康相談やカウンセリングなど適切な対応策が必要であることから、精神的なケアを必要とする住民に長期的かつ適切な相談等を行うことができるよう、専門職の人材の確保を図る。

## 第 15 節 感染症対策、衛生体制の整備

担当機関 兵庫県、市美化衛生部、市健康医療部

被災地域の環境衛生条件の悪化等に伴う感染症の予防のための感染症対策班の編成、感染症対策資機材及び薬剤の備蓄、調達等関係機関と連携し感染症対策、衛生活動体制の整備を図る。

## 第 16 節 廃棄物対策の充実

担当機関 市美化衛生部

災害時の廃棄物を迅速に処理し、早期復旧に資するため、仮置場の設置が可能な候補地の把握及び仮置場における分別・処理の運営体制の整備を図る。また、災害廃棄物処理の応援について、他の自治体や関係機関・団体との協定に基づく連携を図る。

※廃棄物の仮置場候補地については「資料編 資料-3」のとおり。

## 第 17 節 清掃体制の整備

担当機関 市美化衛生部

災害発生後に発生するごみ及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、被災地域の環境衛生について良好な状態に維持する体制の整備を図る。

### 1 一般家庭ごみの収集処理

災害発生時には一般家庭ごみとしてあらゆる廃棄物が混入、排出されるため効率的な収集処理体制の整備を図る。

### 2 し尿の収集処理

地震による建物の倒壊、水道、電気の供給途絶等のため水洗トイレの使用不能などに伴う災害用仮設トイレ及びし尿収集処理体制の整備を図る。

## 第 18 節 学校の防災体制の整備

担当機関 市教育推進部

学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化を推進することとする。

## 第 19 節 防災基盤・施設等の緊急整備

担当機関 市各部

### 第 1 款 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業の推進を図る。

#### 1 事業の計画年度

兵庫県が第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、事業の推進を図るが対象となる事業は、主務大臣の定める基準に適合するものであることが要件であり、計画年度は令和 3 年度から令和 7 年度である。

#### 2 第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業

対象となる事業は次のとおり。

##### (1) 避難地

「第 2 編災害予防計画、第 1 章防災基盤の整備、第 1 節都市の防災構造の強化、第 10 節避難体制の整備」の項を参照

##### (2) 避難路

「第 2 編災害予防計画、第 1 章防災基盤の整備、第 1 節都市の防災構造の強化、第 5 節交通関係施設の整備」の項を参照

##### (3) 消防用施設

「第 2 編災害予防計画、第 1 章防災基盤の整備、第 7 節消防体制の整備」の項を参照

##### (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

「第 2 編災害予防計画、第 1 章防災基盤の整備、第 1 節都市の防災構造の強化、第 5 節交通関係施設の整備」の項を参照

- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第1節都市の防災構造の強化、第5節交通関係施設の整備」の項を参照

- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第6節ライフライン関係施設の整備」の項を参照

- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり」の項を参照

- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり、第2章、第5節要配慮者対策の強化」の項を参照

- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり」の項を参照

- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は特別支援学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり」の項を参照

- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり、第2章第5節要配慮者対策の強化」の項を参照

- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第3節地盤災害の防止施設等の整備」

の項を参照

- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり」の項を参照
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第9節情報通信体制の整備」の項を参照
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節災害に強いまちづくり、第6節ライフライン関係施設の整備、第7節消防体制の整備、第10節避難体制の整備」の項を参照
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第7節消防体制の整備、第3章第1節非常用物資の備蓄」の項を参照
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第8節災害医療体制の整備」の項を参照
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策  
「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第1節都市の防災構造の強化」の項を参照
- (20) その他、地震防災上緊急に整備すべき施設であって政令で定めるもの

### 3 事業の実施

県とともに事業の計画的執行に努めることとする。なお、本市が事業主体として実施予定の事業は「資料編 資料-33」のとおり。

### 4 兵庫県各所管部局との調整

本市の各種施設整備にかかる地震防災緊急事業については兵庫県各所管部局と調整し、この特別措置法の適用を受けるよう努める。

## ■第2章 防災行動力の向上■

### 第1節 防災組織の強化

担当機関 市各部

災害発生時に迅速かつ適切な災害対応を実施するため、職員の参集・配備等の初動体制を構築するとともに、災害対策本部の指揮系統や各組織の役割等を踏まえ災害対策本部の運営体制の充実を図る。

#### 第1款 初動体制の整備

##### 1 配備計画の作成及び周知等

- (1) 各部長は防災指令の発令に備え、所属職員の配備計画及び連絡体系を、指定様式により、毎年4月30日（年度途中において職員の異動等があった場合は、その都度）までに作成し、総務部長に報告する。なお、作成にあたっては、職員の勤務地や初動活動の内容に配慮して人員を配備することとする。
- (2) 各部長は、配備計画、連絡体系、任務分担等を所属職員に周知徹底する。
- (3) 職員は、配備体制及び自己の任務等をあらかじめ習熟しておく。

##### 2 職員参集体制の整備

勤務時間外における災害の発生に備えて、配備基準や職員の配備先等を示した災害時初動対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。また、職員の緊急参集訓練や情報収集伝達訓練、災害対策本部設置訓練等を実施し、迅速な初動体制の確立を図る。

#### 第2款 災害対策本部運営体制の整備

災害対策本部組織による各部は、災害発生後、個々の職員が与えられた任務を迅速かつ適切に遂行できるよう行動マニュアルを作成し、配備職員に周知徹底し、各部は図上訓練等を行い行動マニュアルの習熟に努める。また、行動マニュアルは毎年検討を行い、必要な見直しを実施する。

### 第3款 広域防災体制の整備

#### 1 関西広域連合との連携

関西広域連合が大規模災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定しており、災害発生時の具体的な活動手順については、「関西広域応援・受援実施要綱」に定められている。市では同プラン等との整合性を図りながら、関西広域連合と連携し、大規模災害等の広域防災体制の充実を図る。

#### 2 災害応援協定の推進

大規模災害に備え、他地方公共団体や防災関係機関、協定締結団体と連携を図り、災害応援協定等に基づく活動を円滑に実施できるよう必要な体制を整備することとする。

また、災害応援協定のさらなる充実を図るため、企業・団体等との災害応援協定の締結を推進する。

#### 3 応援・受援体制の整備

大規模な災害が発生し本市が被災した場合、又は他市町村が被災した場合、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に応急対策から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。

### 第4款 業務継続計画（BCP）の整備

大規模な災害が発生し本市が被災した場合、災害応急・復旧復興業務に加え、災害時でも継続が求められる業務を実施するため、業務継続計画（BCP）を整備し、通常業務に関する優先業務の選定等を行い、災害応急業務及び重要業務を早期に実施できる体制を構築する。

業務継続計画の整備にあたっては、以下の特に重要な6要素について定めておくこととする。

#### 【特に重要な6要素】

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

## 第2節 市職員等に対する研修・訓練の実施

担当機関 市各部

### 第1款 防災研修の実施

市職員の防災・危機管理意識向上のため、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に対する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。市職員は、それぞれの業務を通じてのほか、研修会や現地調査等を実施するなど防災知識の習熟等に努めることとする。また、国、県及び関係省庁が連携して実施する市長及び幹部職員を対象とした研修に積極的な参加を図り、市の災害対応能力の向上に努めることとする。

#### 【習熟事項等の主なもの】

- (1) 各関係機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画と分担任務
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害危険地域等の現地調査及び状況と対策
- (6) 災害事例と対応策

### 第2款 防災訓練の実施

地域防災計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

#### 1 実施時期及び場所

防災の日（9月1日）や防災とボランティアの日（1月17日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）などの機会をはじめ、訓練の内容により実施時期及び場所を設定する。

#### 2 訓練の内容等

地震災害を想定し、防災関係機関、住民、事業所などの協力を得て次のとおり実施することとする。

- (1) 消火、避難、救急救助、救出等に関する実動訓練
- (2) 情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練

### 第3節 地域活動・組織の充実・強化

担当機関 市総務部、市消防本部

災害時には地域住民による相互の助け合いと防災活動が重要な役割を果たすため、平常時から地域コミュニティによる連帯と自主的な防災活動を支援する。

#### 第1款 自主防災組織の育成

地震災害時には、通信及び交通の途絶等が重なり、防災関係機関の活動が低下し又は分散し応急対策を地域の末端まで即応させることが困難になることが予想される。このような事態において被害の軽減を図るためには、地域住民の自主的な防災活動が必要であり、この活動が効果的に行われるための組織が不可欠である。

このため、地域の実情に応じ「災害対策基本法第5条」に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の育成を図り、災害発生時には防災関係機関と綿密な連携のもとその力が十分に発揮することができるように努める。

##### 1 自主防災組織の構成

自主防災組織は、原則として市内の概ね小学校区ごとを単位として構成し、規約及び地域の特性に応じた防災活動に関する計画（地区防災計画）を定めて災害発生時において防災活動が効果的に実施することができる組織とする。組織においては女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を推進するとともに、同計画の策定においては、女性や多様な人々のニーズ等を反映させる。

市は地域防災力の向上に向けた体制作りのため、地区防災計画の作成を支援する。

##### 2 自主防災組織の概要

###### (1) 地区防災計画の内容

- ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練の実施に関すること。
- エ 情報の収集、伝達に関すること。
- オ 出火防止、初期消火に関すること。
- カ 救出救護に関すること。
- キ 避難誘導、安否確認に関すること。

ク 給食、給水に関すること。

ケ 防災資機材等の備蓄、保守管理に関すること。

(2) 編成

組織は班編成とし、情報収集連絡班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班をおく。

3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

(ア) 自主防災組織の役割分担、活動内容の周知

(イ) 地震への備え並びに応急手当方法の習得

(ウ) 地域内の危険物保管地域、延焼拡大危険地域、山崩れ、崖崩れ等の危険箇所の把握

(エ) 避難場所及びこれに通じる避難誘導経路の確認

(オ) 消火活動用水利の所在確認

イ 防災訓練の実施

ウ 家庭における火気使用設備、器具等の日常点検

エ 防災資機材の備蓄、保守管理

オ 地域情報の収集

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集と情報の連絡

イ 出火防止と初期消火

ウ 避難誘導、安否確認

エ 負傷者の救出と救護

オ 避難者の給食と給水

4 自主防災組織の育成強化対策

(1) 啓発資料の作成

(2) 各種講演会、学習会等の実施

(3) 情報の提供

(4) 各自主防災組織への個別指導、助言

(5) 各自主防災組織への訓練の実施

(6) 顕彰制度の活用

(7) 防災資機材の助成

(8) 女性、若者の参画促進

## 5 地区防災計画

以下の自主防災組織が定める各種マニュアル等を地区防災計画として定める。

- ・ 多田東コミュニティ自主防災会
- ・ 清和台地区自主防災会
- ・ 久代自主防災会

### 第2款 事業所等防災組織の充実・強化

#### 1 事業所等の防災組織の充実強化

事業所に対し、地震災害時に予想される同時多発火災やパニック等に対し、当該施設自らが防除できるような防災組織を育成強化する。なお、法令に基づく防火管理者に対する防火管理講習等を通じて防災対策の推進を図り、法令に基づく自衛消防隊員講習を充実し、防災対策を進める。

さらに、危険物及び高圧ガス等を取り扱う事業所は、地震により流出、爆発及び火災のため被害が拡大するおそれがあるので、これらの事業所は日頃から防災体制の整備を図るとともに、事業所が相互に協力して、防災体制の確立を図っておく。

##### (1) 事業所における平常時の対策

- ア 自衛防災組織の育成
- イ 防災訓練の実施
- ウ 地域の防災訓練への参加
- エ 防災マニュアルの作成
- オ 防災対策の整備
- カ 事業継続計画の作成

##### (2) 災害時に事業所が果たす役割

- ア 従業員、顧客の安全確保
- イ 経済活動の維持
- ウ 災害ボランティア活動への支援等地域への貢献

##### (3) 事業所の自衛防災組織

- ア 対象施設
  - (ア) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、大規模小売店舗、旅館、病院等）
  - (イ) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等を取り扱う施設）
  - (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
  - (エ) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設等

(4) 自衛防災計画の作成

ア 予防対策計画

- (ア) 予防管理組織の編成
- (イ) 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検、整理
- (ウ) 消防用設備等の点検整備

イ 学習訓練計画

- (ア) 防災学習
- (イ) 防災訓練

ウ 応急対策計画

- (ア) 応急活動組織の編成
- (イ) 情報の収集伝達
- (ウ) 出火防止及び初期消火
- (エ) 避難誘導
- (オ) 救出救護

エ 自衛防災組織の平常時の活動

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び設備等の訓練、整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

オ 自衛防災組織の災害時の活動

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護

2 事業所等の自衛防災組織の育成強化対策

- (1) 自衛防災組織の育成指導
- (2) 防災マニュアルの作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進

## 第4節 防災に関する学習等の充実

担当機関 市各部

### 第1款 防災知識の普及啓発

平素から各家庭や地域、職場で一人ひとりが「自らの生命、財産は自らが守り、みんなのまちはみんなで守る」という自覚のもとに学校や地域、職場における防災教育、非常時を想定した防災訓練の実施、防災マニュアルや防災マップなどの活用による住民意識の高揚を図り、災害に対する予防措置等が積極的に取り組まれるよう防災知識の普及、啓発を行う。

#### 1 住民に対する防災知識の普及

住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに地震災害に対する備えを充実するため平素の心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。

##### (1) 普及啓発の主な方法

- ア 市広報誌、市ホームページ、市公式SNS、防災パンフレット等による啓発
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発
- ウ 講習会、研修会等による啓発

##### (2) 普及啓発の主な内容

- ア 地震に関する知識と過去の災害事例
- イ 災害に対する平素の心得
  - (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握
  - (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
  - (ウ) 家族相互の連絡体制の確保（「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
  - (エ) 火災の予防
  - (オ) 応急救護等の習得
  - (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
  - (キ) 食料、飲料水、生活必需物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）及び生活用水の確保
  - (ク) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
  - (ケ) 自主防災組織の活動への参加
  - (コ) 要配慮者への配慮
  - (ク) 災害ボランティア活動への参加

- (シ) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）、地震保険及び他の共済への加入の必要性
- (ス) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ウ 緊急地震速報、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- エ 災害発生時の心得
  - (ア) 災害発生時にとるべき行動（場所別）
    - (イ) 出火防止と初期消火
    - (ロ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
    - (ハ) 救助活動
    - (ニ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集
    - (ホ) 避難行動上の注意事項
    - (ヘ) 避難実施時に必要な措置
    - (ヘ) 避難場所での行動
    - (ケ) 自主防災組織の活動
  - (コ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
  - (カ) 安否情報の確認のためのシステムの活用

## 2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等

地震災害に対する学校における防災体制の確立と児童、生徒等自らが自分の命を守る行動や能力を身につけることができるよう防災知識の普及、啓発等に努める。

### (1) 平常時の安全対策及び災害発生時の対応

- ア 在校時における対策
- イ 登下校時における対策
- ウ 避難訓練

### (2) 災害ボランティア活動への理解

ボランティアの意義や役割について理解を深めるとともに実践的活動などを通じてボランティア能力の形成に努める。

### (3) カウンセリング機能の強化

災害発生後における児童、生徒等のこころの不安を解消するため学校やこども若者相談センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。

## 3 防災訓練

地域防災計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

防災の日（9月1日）や防災とボランティアの日（1月17日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）などの機会をはじめ、訓練の内容により実施時期及び場所を設定する。

(2) 訓練の内容等

風水害や航空機災害などを想定し、消火、避難、救急救護、救出、情報伝達等について防災関係機関、住民、事業所などの協力を得て実施する。

## 第5節 要配慮者対策の強化

担当機関 市各部

災害時の要配慮者のハンデキャップ内容は、障がいの内容、程度等によって一人ひとり異なることを認識し対応にあたる。また、要配慮者に対する対応は、計画の全ての事項で配慮がなされなければならないことを認識する必要がある。

### 第1款 要配慮者への配慮

災害時に迅速、的確に対応するため、県、近隣市町、地域や関係団体と連携し、プライバシーに配慮しながら、きめ細やかな体制の整備を図る。

#### 1 情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールやエリアメールなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体状況などにより通知・伝達方法を考慮する。

また、障がい者に対して、緊急の通報を迅速かつ確実に行うため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

(2) 障がい者への情報伝達方法の確立

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取り得ることができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及び災害ボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。

(3) 緊急通報システムの整備

緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

#### 2 外国人への支援

日本語がよく理解できない在日外国人や地理不案内な訪日外国人が安心して行動できる

よう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。

(1) 平常時の対応

- ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。
- イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。
- ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。
- エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。

(2) 災害時の対応

関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

(2) 社会福祉施設の対応強化

社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

本市は、県と協力して、介護保険法関係法令等に基づき、要配慮者利用施設における地震災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が未策定、計画の策定項目が不十分な場合や訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を図る。

イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(イ) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備

4 要配慮者に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化、障がい者向けトイレ、福祉避難室の確保などに努める。また、社会福祉施設等を運営している民間団体との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

## 5 災害時に特に配慮すべき事項

災害時に次の事項等について要配慮者に十分配慮する。

- (1) 各種広報媒体を活用した情報提供
- (2) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- (3) 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- (4) おむつやポータブルトイレ等生活必需品の配慮
- (5) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- (6) 医療施設、社会福祉施設等の入所者の状況に応じた食事等の配慮
- (7) 手話通訳者や災害ボランティア等の協力による生活支援
- (8) 巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施
- (9) 応急仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- (10) 応急仮設住宅への優先的入居
- (11) 応急仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- (12) ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策
- (13) インフルエンザ等感染症の防止
- (14) 福祉相談窓口の設置
- (15) 手話等による情報提供の配慮

## 第2款 避難行動要支援者への対応

担当機関 市福祉部、市健康医療部

避難行動要支援者の対応については、平常時から当該要支援者の名簿を作成し情報を把握する。名簿の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

地域の避難支援等関係者に個人情報提供の同意を得られた避難行動要支援者については、事前に地域へ登録者名簿の情報提供を行う。

災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、当該登録者は地域の避難支援等関係者が、未登録者は市職員が安否確認や避難情報伝達、避難誘導などの避難行動支援を実施する。なお、未登録者について市職員で対応が困難な場合、地域の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動の支援を実施することとする。

実行にあたっては、別に定める「避難行動要支援者対応マニュアル」に基づき、各種団体等の協力を得て迅速な実行に向けて対応を行う。

## 1 避難行動要支援者名簿の作成

### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 自力避難が困難なひとり暮らし高齢者（65歳以上）

イ 自力避難が困難な介護保険要介護認定4及び5の在宅高齢者

ウ 自力避難が困難な障がい者

(ア) 身体障がい者のうち、肢体不自由者（1・2級で下肢、体幹・移動機能に障がいのある者）、視覚障がい者（1・2級）、聴覚障がい者（2級）、内部障がい者（1級）

(イ) 知的障がい者（A判定）

(ウ) 精神障がい者（1級）

エ 上記以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者の中で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者など

### (2) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成に必要な個人情報は下記のとおりとし、(1)で規定した避難行動要支援者の範囲の内、ア、イ及びウの情報は市の担当所管課から入手し、エの情報は本人からの申請で、住所区域を管轄する地域の情報管理団体が支援の必要を認めた内容とする。

ア 名簿作成に必要な個人情報

(ア) 避難行動要支援者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号

(イ) 避難行動要支援者の障がいの程度又は支援が必要となる内容

### (3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、民生委員・児童委員、自治会、地域コミュニティ、自主防災組織、地区福祉委員会などで、市内14地区の地域コミュニティ区域ごとに体制を構成し、当該名簿の管理や、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行う。

### (4) 名簿の更新に関する事項

年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。なお、庁舎の被災等いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

### (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を管理する避難支援等関係者と市の間で、目的外利用や提供の制限、秘密の保持、複写の制限などを規定した協定書を締結する。

## 2 災害の発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行

### (1) 地域の避難支援等関係者による安否確認、避難支援

当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が電話や訪問などにより、安否確認を行う。

また、災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることあることから、名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を、平常時より構築しておく。

### (2) 市職員による安否確認、避難支援

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ情報提供を同意していない者及び避難支援等関係者が安否確認できなかった者は、市職員が安否確認を実施することとなるため、当該名簿を活用し安否確認体制を構築することとする。

また、緊急時には避難支援等関係者へ情報提供を同意していない者の情報を避難支援等関係者及びその他関係団体へ提供できることから、平常時より福祉活動団体など諸団体と連携を図り、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の協力が得られるよう、応援体制や実行体制を構築することとする。

### (3) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者が安心して避難所に避難できるよう、支援等関係者や福祉の専門職、自主防災組織などの協力を得て、個別避難計画の作成を進める。個別避難計画の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## 3 避難支援等関係者の安全確保

安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、避難支援等関係者の安全確保を優先する。

## 第6節 災害ボランティア活動の支援体制等の整備

担当機関 市福祉部

大規模な地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期にわたるなど災害ボランティアの参画が必要な場合を考慮し、円滑な災害応急活動の推進のために平常時から住民が自発的に災害ボランティア活動に参加できる環境や災害ボランティア団体の主体性を尊重した運営の支援体制等を整備する。

## 第1款 ボランティアの育成等

### 1 ボランティアの育成

市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動についての各種講座等による住民への意識啓発や援助技術の研修などを行い、ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成に努める。

### 2 災害ボランティアの登録

平常時から医師や看護師、建築士など専門知識、技術、資格を活用する専門職ボランティアや一般ボランティアの登録など受入体制の整備を図る。

### 3 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティアセンター設置訓練、ボランティア保険の加入促進、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。

### 4 ボランティア団体間の連携体制の整備

平常時から登録ボランティア団体等が地域や拠点において相互に交流、協力を深め、また、それぞれの主体性を尊重した活動ができるよう整備する。

## 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備

ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの活性化に努める。

## 第7節 民間団体との協力体制の整備

担当機関 市各部

平常時から市社会福祉協議会や川西地区赤十字奉仕団体等関係団体、建築士等の専門性をもつ団体及び技術力、機動力等を確保している事業所、団体等との協力体制の整備に努める。

## 第8節 市議会との協力体制の整備

担当機関 市総務部

本市の防災行政や公的機関が実施する各種防災対策の監視役として、地域住民や自主防災組織などの地域団体との調整役や、各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協力体制の強化を図る。

災害時には、議会基本条例第25条の趣旨に基づき、各種災害情報の提供等を行う。

### 【川西市議会基本条例第25条 要旨】

- 1 議会は、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力又は支援を行う。
- 2 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努める。

## ■第3章 備蓄体制等の整備■

### 第1節 非常用物資の備蓄

担当機関 市各部

災害発生直後に必要となる生活必需物資、食料等の備蓄について啓発するとともに公共施設等における備蓄及び調達体制の整備に努める。

#### 第1款 基本方針

- 1 災害発生からおよそ3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- 2 住民が各家庭や職場で、平常時から3日分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- 3 住民の備蓄を補完するため、地域等の単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- 4 市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分程度の備蓄に努める。

#### 第2款 食料

##### 1 供給対象者

食料の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、被害を受けたため縁故先への一時避難者などに災害救助法が適用された時は同法に基づき、同法が適用されないときは同法に準じて行う。また、救助・救護活動等に従事するものにも供給する。

##### 2 備蓄の主な品目

当面はアルファ化米、パン、おかゆ、水など長期保存可能な食料を主に備蓄し、逐次品目を拡大させる。

### 3 備蓄目標

備蓄食料の数量は、地域コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。

備蓄目標については、想定地震の建物被害による最大避難者数約46,000人の内、家屋の全壊や焼失により食料等の備蓄品を持ち出すことができない避難者を約30,000人として想定し、1日3食分を目標として、最低限の現物備蓄として備蓄を行う。

### 4 備蓄食料の保管・管理

備蓄食料は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補完更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

なお、備蓄食料の状況については「資料編 資料-16」のとおり。

### 5 備蓄食料の輸送・配分方法

備蓄食料の輸送及び配分にあたっては、必要な避難所等に適切に輸送・配分できるよう、マニュアルの作成、修正に努めることとする。

## 第3款 飲料水

### 1 応急給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

### 2 供給目標

災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。

#### (1) 給水目標水準

期間	必要量1人1日相当分
災害発生から3日間	3ℓ
4日目から10日目まで	20ℓ
11日目から20日目まで	100ℓ
21日目から28日目まで	250ℓ

### 3 供給体制の整備

(1) 飲料水の運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備することとする。

- (2) 上下水道局と県は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることとする。
- (3) 上下水道局と水道用水供給事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等データの共有化に努めることとする。
- (4) 備蓄水を応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに適宜点検を行い、補完更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

## 第4款 生活必需物資

### 1 供給対象者

物資の供給対象者は住家の全・半壊（焼）、流失等により、被服、寝具、日用品等の生活上必要な最低限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに災害救助法が適用された時は同法に基づき、同法が適用されない時は同法に準じて行う。

### 2 備蓄の主な品目

区 分	特 に 必 要 な 品 目 例
寝 具	毛布、布団、タオルケットなど
外 衣 ・ 肌 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど
身 の 回 り 品	タオル、クツ下、傘など
炊 事 道 具 ・ 食 器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など
日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、歯ブラシ、紙おむつ（大人用、幼児用）、ちり紙 など
光 熱 材 料 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど

### 3 備蓄目標

備蓄物資の数量は災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量为目标とする。また、物品によっては要配慮者などの対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

### 4 備蓄物資の保管・管理

生活必需物資は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに適宜点検を行い補充、更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。なお、備蓄物資の状況については「資料編 資料－17」のとおり。

## 5 備蓄物資の輸送・配分方法

備蓄物資の輸送及び配分にあたっては、必要な避難所等に適切に輸送・配分できるよう、マニュアルの作成、修正に努めることとする。

### 第5款 市民等への啓発

#### 1 市民

市広報誌や市ホームページ、出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食料品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上以上の備蓄を推進する。また、水道水の備蓄、風呂の溜水、雨水の貯留等により、各家庭にて生活用水の確保を推進する。

#### 2 地域

自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法、生活用水の確保等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。

#### 3 事業所等

災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上以上の食料品や飲料水等の備蓄及び生活用水の確保を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。

## 第2節 防災資機材の整備

担当機関 市各部

災害応急対応を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。

なお、主な資機材の備蓄状況については次の資料編のとおり。

「資料編 消防・救助用資機材 資料－22」

「資料編 備蓄水防器具及び資材 資料－23」

「資料編 感染症対策資器材 資料－26」

## ■第4章 地震防災に関する調査研究の推進■

担当機関 市各部

地震による災害の防止と被害の軽減を図るため、国、県及び関係機関に対し、地震・活断層に関する調査、研究の充実と地震観測体制の強化を働きかけるとともに防災行政が効果的、有効的に推進できるよう防災に関する調査、研究体制等の整備を図る。

**第3編 災害応急対策計画**

**■第1章 防災組織計画■**

**第1節 応急活動計画**

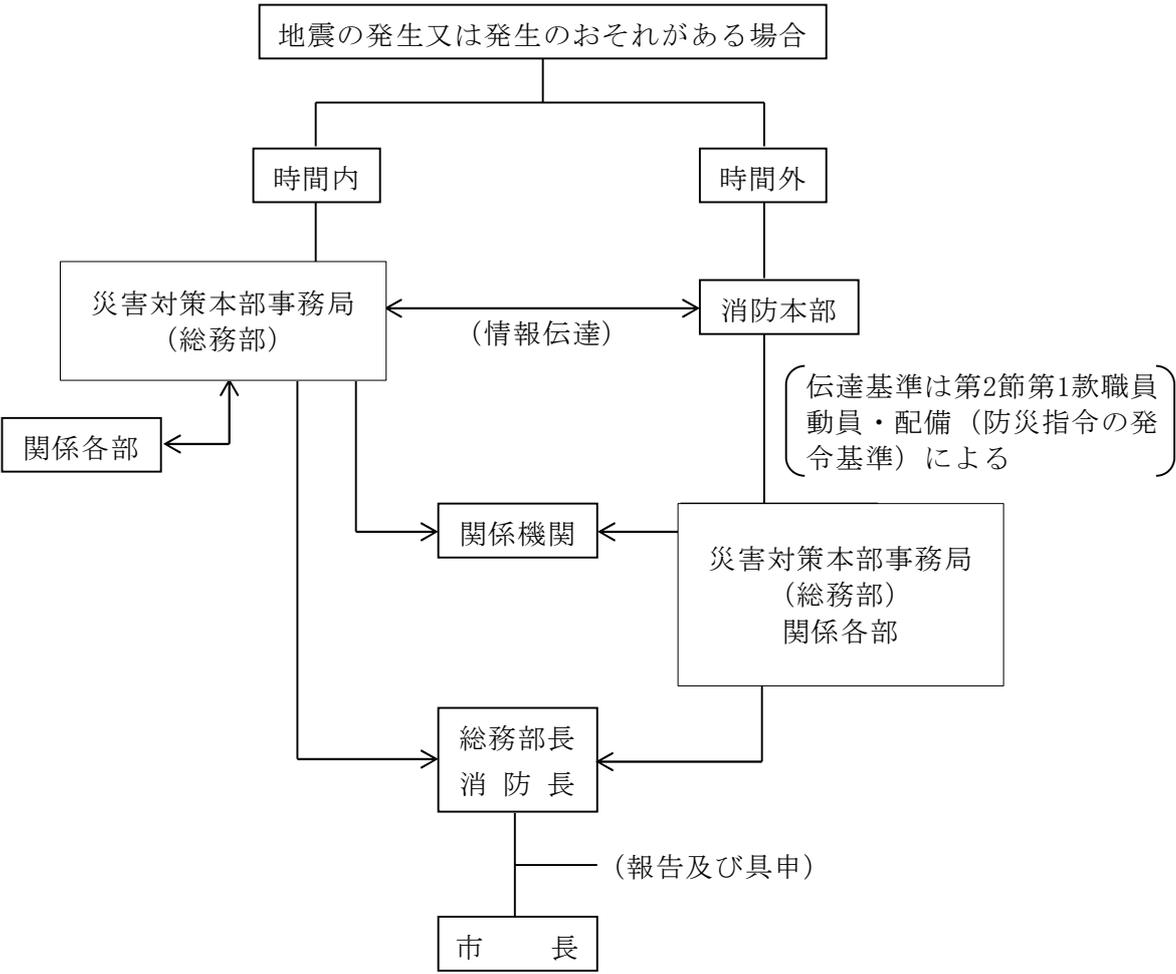
担当機関 市総務部、市消防本部

**第1款 初動対応**

担当機関 市総務部、市消防本部

突発的に発生する地震に対応するため災害対策本部の体制が整うまでの間は次により活動等を行う。

【初動時の対応体系】



## 1 初動対応

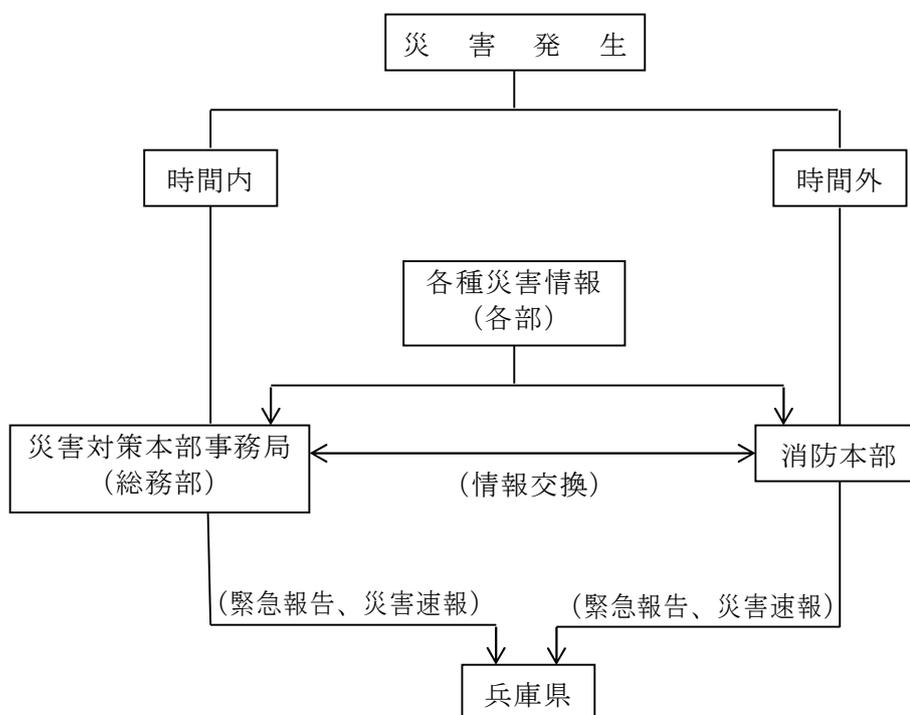
災害対策本部事務局（総務部）は地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は速やかに総務部長、消防長及び関係各部に伝達するとともに市長に対し災害対策本部の設置及び動員体制に基づく職員の参集等を具申し、必要な措置を行う。（市域内で震度4以上は原則自動配備。）

なお、災害対策本部が設置される前に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の関係各部が行う活動等については、逐次災害対策本部事務局に報告するものとする。

## 2 初動時の情報収集伝達

- (1) 休日、夜間等時間外の地震情報の収集、伝達については消防本部が収集するとともに速やかに災害対策本部事務局及び関係各部へ伝達する。また、情報を受けた災害対策本部事務局及び関係各部の職員は直ちに参集し地震被害情報等の収集、伝達等にあたる。
- (2) 災害対策本部事務局は消防及び警察等との情報交換を行い、状況を把握するとともに市長に報告する。
- (3) 兵庫県への緊急報告については、災害の覚知後30分以内に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）により伝達する。

### 【フェニックス防災システムによる報告体系】



※ 緊急報告、災害速報について、休日、夜間を問わず災害対策本部事務局において対応するが、災害対策本部事務局の体制が整うまでの間は暫定的に消防本部が対応する。

※ 災害速報の様式については「様式編 様式-27」のとおり

(4) フェニックス防災システム入力困難な場合の報告先

区 分	報 告 先	F A X	電 話
勤務時間内	兵庫県阪神北県民局	0797-86-4379	0797-83-3124
勤務時間外	兵庫県災害対策課	078-362-9911	078-362- 9898 9988

(5) 報告の対象

- ア 人的被害が発生若しくは発生するおそれのあるもの
- イ 人家等への物的被害が発生若しくは発生するおそれのあるもの
- ウ 道路通行止め等、県民生活に影響を及ぼすおそれのあるもの
- エ 災害につながる兆候がみられるなど特に警戒を要するもの

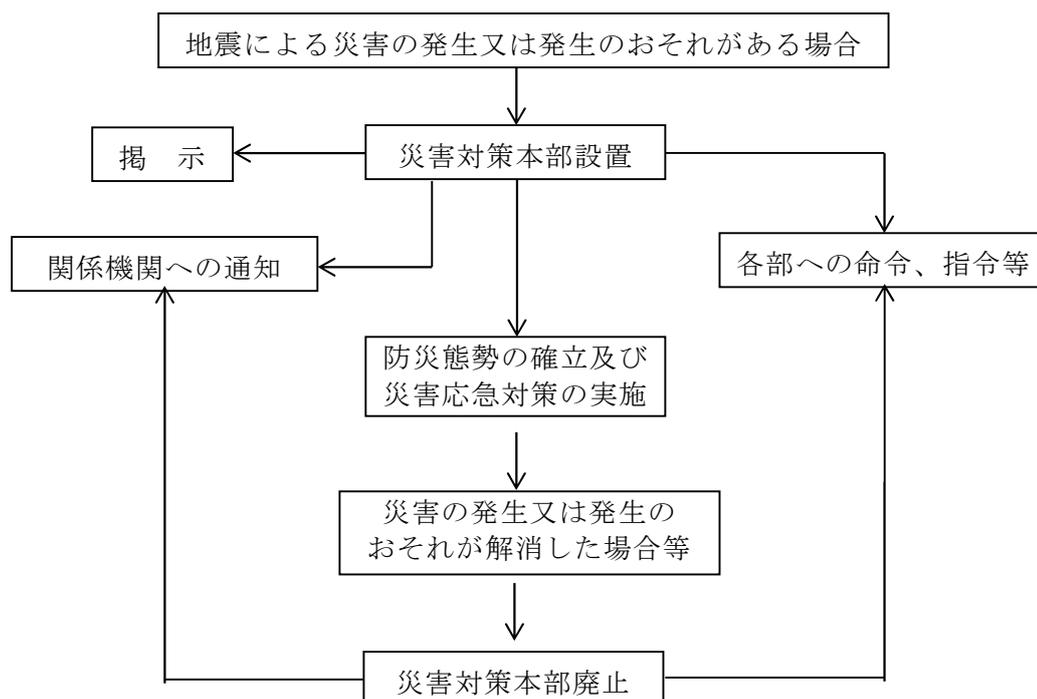
## 第2款 災害対策本部

担当機関 市総務部、市企画財政部

### 1 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 市長は地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため災害対策基本法に基づき川西市災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部長（市長）は、災害応急対策が概ね完了したと認められるとき又は災害が発生するおそれが解消したと認められるときは災害対策本部を廃止する。

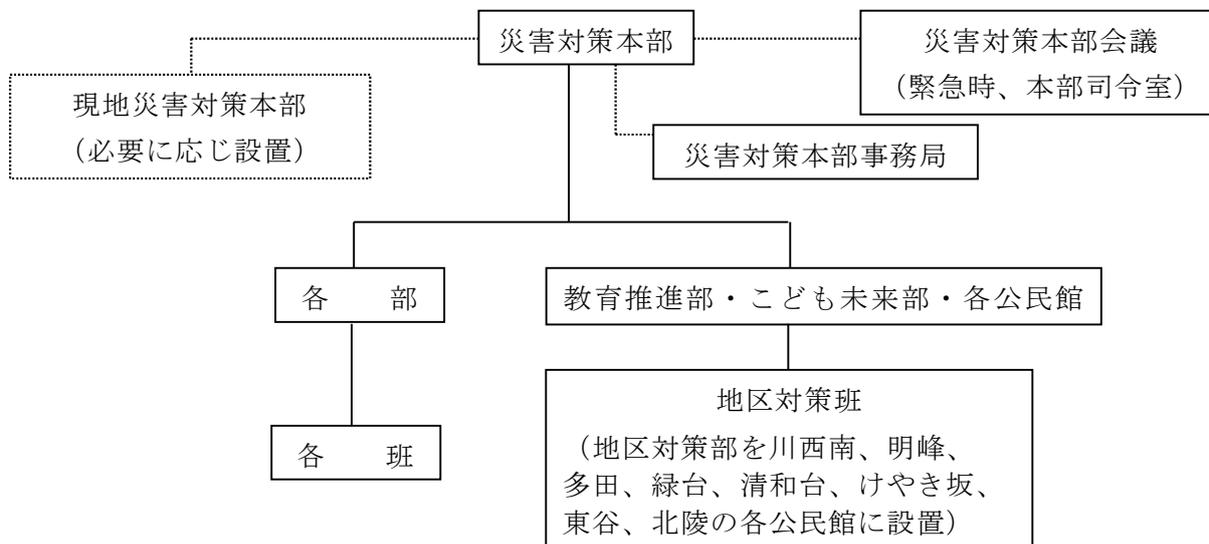
#### 【災害対策本部の設置及び廃止体系】



## 2 本部の組織体系

地震災害における組織体系は下記のとおりとするが、局地的災害等にあつては地区対策部を設置しない場合がある。

### 【地震災害に対する組織体系】



## 3 災害対策本部の設置基準

- (1) 市域内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 県内及び近隣府県で震度5弱以上の地震が観測された場合に被害の状況等を勘案し災害応急対策を実施するため設置の必要があると認められるとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合に、市域内にもある程度の影響があると予想され、災害応急対策に備えるため設置する必要があると認められるとき。
- (4) その他不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあり設置する必要があると認められるとき。

## 4 災害対策本部等の設置場所

- (1) 災害対策本部は川西市役所内に設置する。  
なお、市庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。
- (2) 地区対策部は、次の場所に設置する。  
なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。

部名	地区対策部名	設 置 場 所
教育推進部・子ども未来部・各公民館地区対策班	東谷地区対策部	東谷公民館
	北陵地区対策部	北陵公民館
	多田地区対策部	多田公民館
	緑台地区対策部	緑台公民館
	清和台地区対策部	清和台公民館
	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館
	明峰地区対策部	明峰公民館
	川西南地区対策部	川西南公民館

## 5 災害対策本部の廃止基準

- (1) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で災害の発生のおそれが解消したと認められるとき。
- (3) その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認められるとき。

## 6 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

### (1) 通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに兵庫県（阪神北県民局）、川西警察署及び各防災関係機関へ通知する。

### (2) 災害対策本部設置時の掲示等

ア 災害対策本部が設置された場所に当該災害対策本部の名称を記載した看板等を掲出する。

#### 【看板等の例】



- イ 応急対策にかかると業務に従事する者は原則として図1の腕章を着用する。  
また、活動に使用する自動車には、図2の標識をつける。

図1 腕章

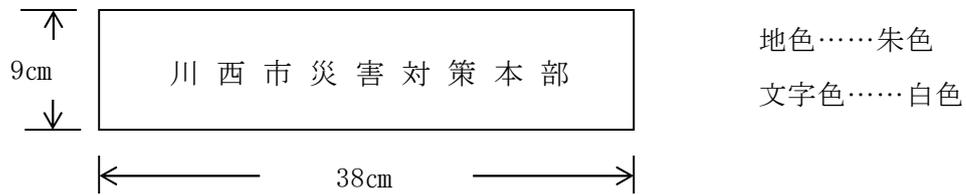
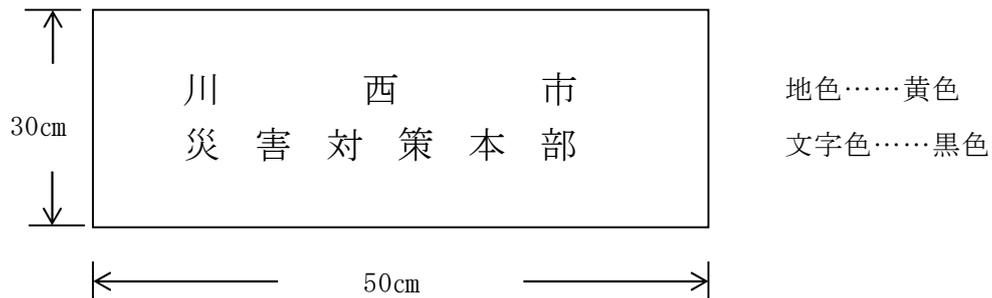


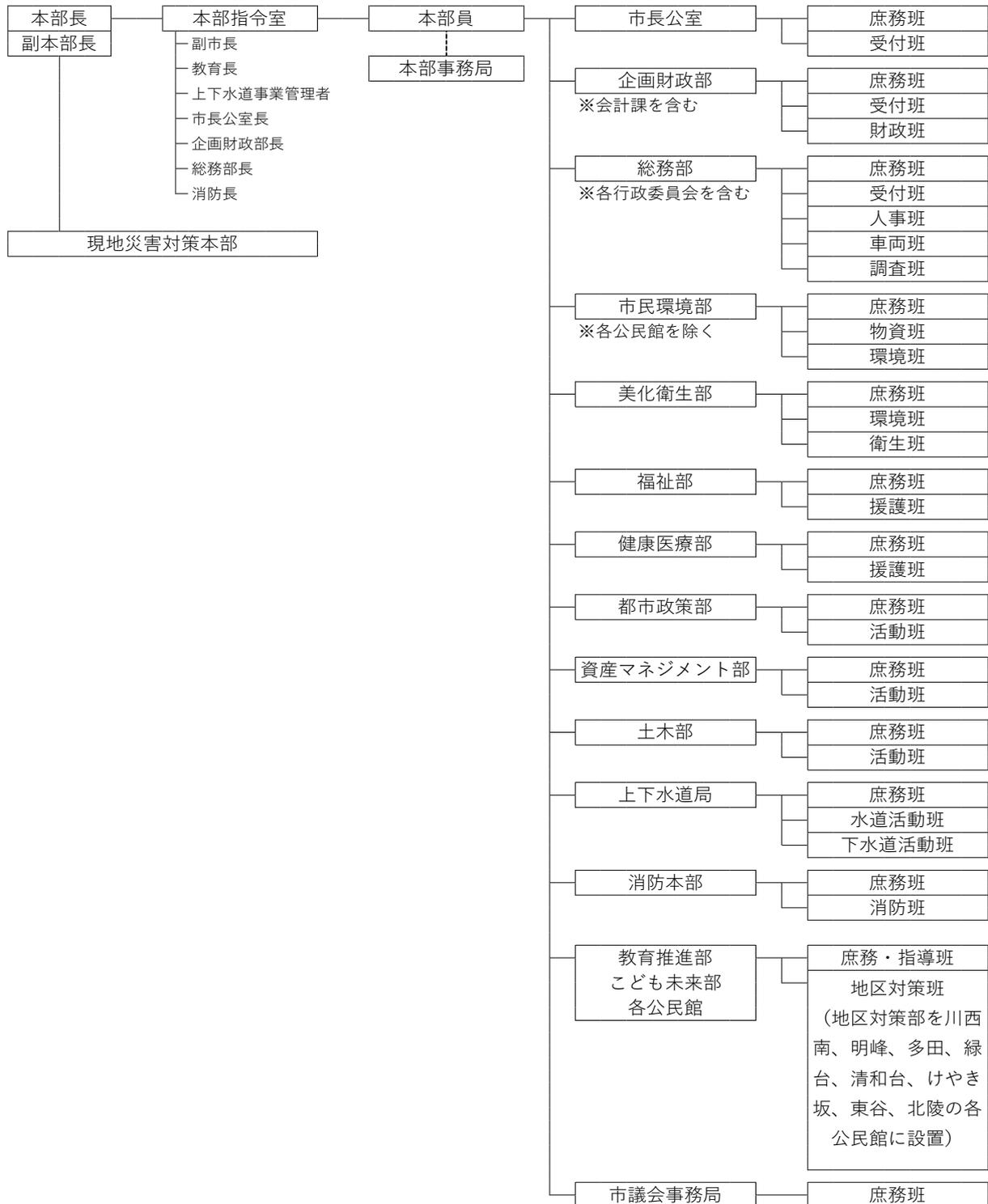
図2 標識



## 7 災害対策本部の組織及び運営

川西市災害対策本部の組織及び運営については、川西市災害対策本部条例並びに川西市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

### (1) 災害対策本部の組織



## (2) 災害対策本部の運営等

### ア 災害対策本部会議等

災害対策本部会議は防災活動の最高意思決定機関であり、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。なお、緊急時において災害対策本部会議を開催することができない場合は本部司令室（川西市災害対策本部設置要綱第5条に掲げる本部司令室）会議において意思決定を行う。

### イ 職務、職権等

(7) 本部長に事故があるときは副本部長が、副本部長に事故があるときは総務部長が職務を代理する。

(4) 各部長（地区対策部を含む）及び班長の代行はあらかじめ指名する者をもって充てる。

(9) 本部長は現地災害対策本部を設置する場合、その都度現地災害対策本部長を指名するとともに必要な指示を行う。

### ウ 業務、機能等

(7) 災害対策本部は、災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。

特に初動時においては、動員の実施、情報の収集、伝達、防災関係機関との連携のほか、人命の救助、被害の拡大防止等を重点的に行う。

(4) 災害対策本部は、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や時間の経過とともに変化する状況に即した態勢の整備など機動的な対応を図る。

## (3) 応援体制

被害の生じていない地区対策部又は被害が軽微な地区対策部は災害対策本部の指示に基づき災害対策本部又は被害の大きい地区対策部に対する応援活動にあたる。

## (4) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長の指示に基づき災害対策本部とは別に災害現地に災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置することがある。

現地災害対策本部は災害対策本部と連携し、業務を遂行する。

ア 設置者 市長

イ 設置場所 市域内での災害現地

ウ 設置基準 局地的かつ激甚な災害が発生するなど災害の状況等により特に災害現地において災害応急対策を実施する必要があると認められるとき

エ 廃止基準 現地における災害応急対策が概ね完了したと認められるとき

オ 組織運営 川西市災害対策本部条例の定めるところによる

カ その他 現地災害対策本部の組織については災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともにその運営にあたっては状況に応じた特別班の設置や時間の経過とともに変化する対策に即した体制の整備など機動的な対応を図る。

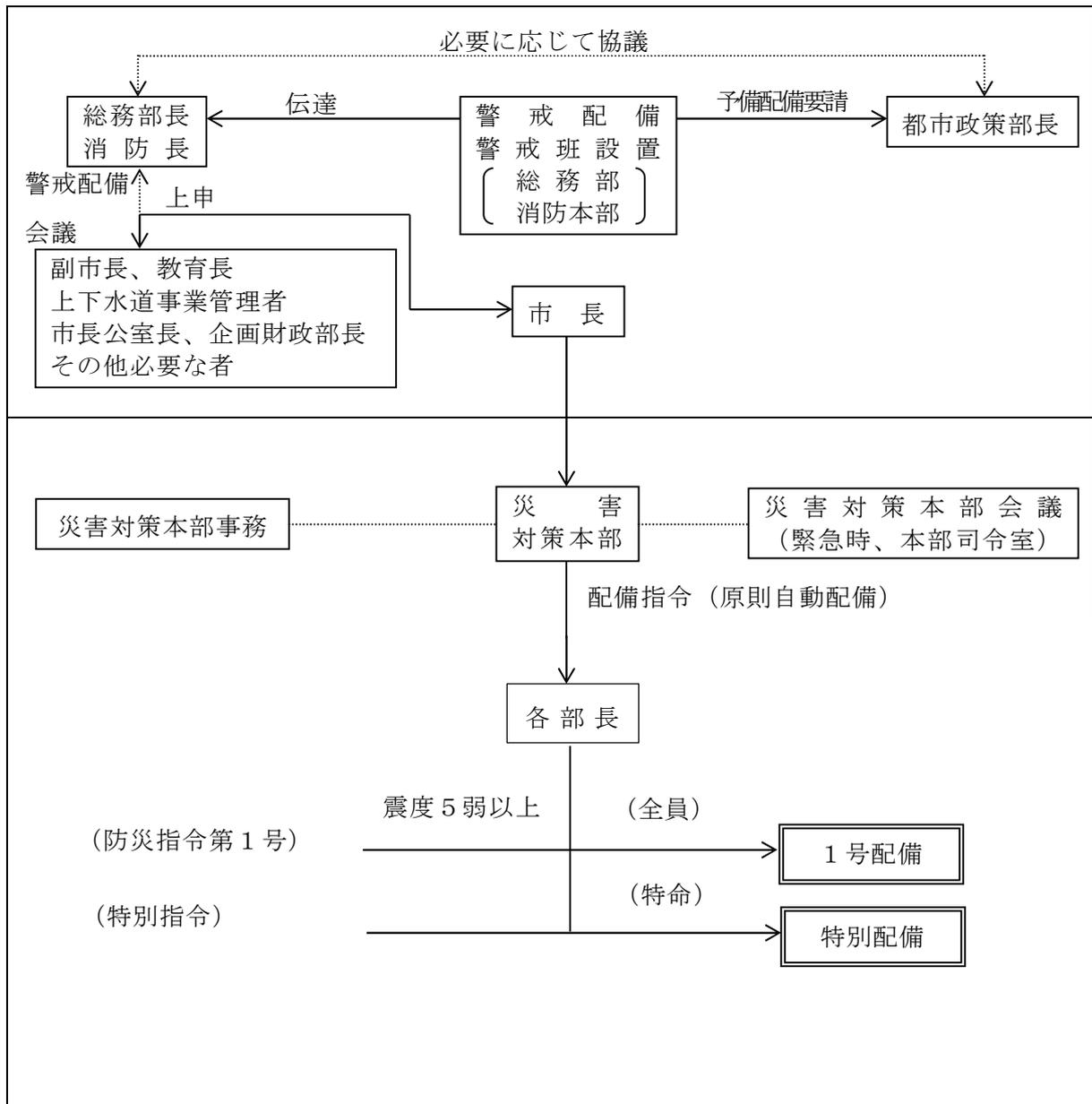
## 第2節 初動活動計画

担当機関 市各部

### 第1款 職員動員・配備

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、その規模、程度、時期等に応じ次のとおり防災指令を発令するとともに動員・配備を行う。

[配備計画体系]



1 配備の種類及び防災指令の発令基準

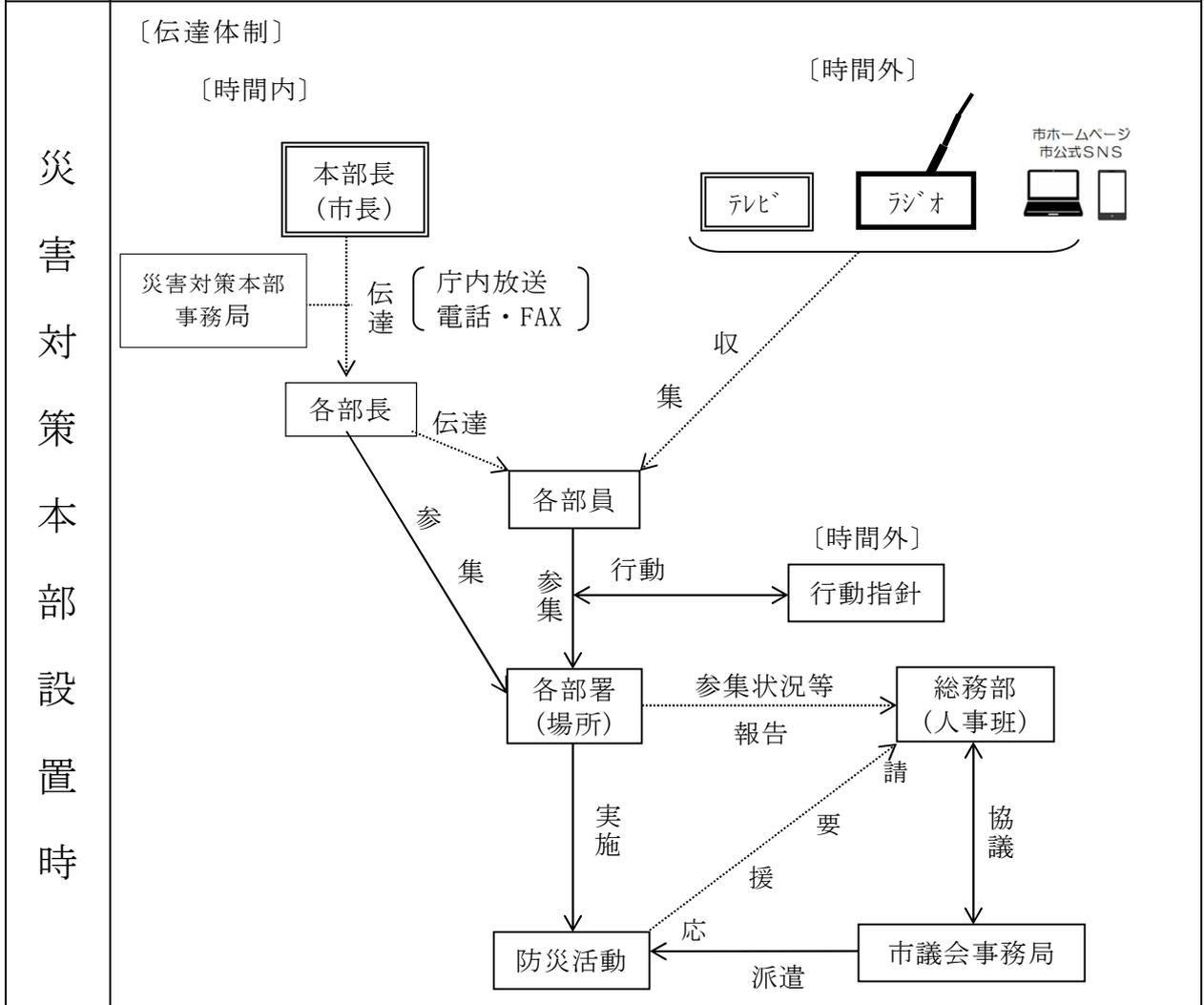
		発令基準	配備
警戒配備準備		1 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令され、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表されたとき。	総務部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。
警戒配備		1 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令され、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 2 市域内で震度4の地震が観測されたとき、又は震度4未満であっても災害の発生が予想される時、もしくは小規模の災害が発生したとき。	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員を配備し主として情報の収集、伝達にあたる体制。
災害対策本部	防災指令第1号（1号配備）	1 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令され、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、市域にもかなりの影響が予想される時。 2 市域内で震度5弱の地震が観測されたとき、又は震度5弱未満であっても災害の発生が予想される時、もしくは小規模の災害が発生したとき。 3 県内及び近隣府県で震度5弱以上の地震が観測され、災害応急対策を実施する必要があると認められる時。	所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制。
特別指令（特別配備）		地震災害により特別な応急対策等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。
<p>(1) 地震時の配備は、原則自動配備とする。〔地震時の動員配備基準〕による。</p> <p>(2) 震度5弱以上の場合は、原則避難所を開設する。</p>			

2 防災指令にかかる配備及び伝達体制

種別	配 備 ・ 伝 達 体 制
警 戒 配 備 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令され、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、警戒配備体制をとるとともに地震にかかる各種情報を収集する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒班は、収集した情報を市長等に報告し、指示を得る。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒班は災害対策本部の設置を必要と認めるときは、総務部長及び消防長へ状況報告を行い副市長、教育長、上下水道事業管理者、市長公室長、企画財政部長にその旨連絡する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の連絡を受けた副市長、教育長、上下水道事業管理者、市長公室長、企画財政部長、総務部長及び消防長は協議し、必要と認めるときは市長に本部設置を上申する。</li> </ul> <p>【伝達体制】</p> <pre> graph TD     A[各種情報] -.-&gt; B[警戒班 (総務部 消防本部)]     B -- 伝達 --&gt; C[関係各部]     B -- 伝達 --&gt; D[総務部長 消防長]     D -- 承認 --&gt; E[副市長、教育長 上下水道事業管理者 市長公室長、企画財政部長 その他必要な者]     D -- 警戒配備 --&gt; E     E -.-&gt; F[市長]     F -- 本部設置上申 --&gt; D     </pre>

災 害 対 策 本 部 設 置 時	〔時間内〕	〔時間外〕
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配備指令は災害対策本部長(市長)が決定し伝達する。ただし、本部長の命令がない場合でも、状況に応じ各部長の判断によりその配備を決定することができる。 この場合は直ちに本部長に報告する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災指令の伝達は、状況に応じ庁内放送、電話、ファクシミリなど最も早く確実に伝達し得る方法によって行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、配備の命令を受けたとき又は災害情報を入手したときは、直ちに定められた部署の配置につく。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域に地震が発生した場合は〔地震時の動員配備基準〕により職員は直ちに定められた部署又は場所に参加する。ただし、被害の程度及び被害の拡大等の把握が困難な場合は、指令が発令されたものとして自主参加する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">参加時の行動指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参加途上においては、周辺地域の被害状況等を目視により把握する。</li> <li>2 把握した被害状況等は、定められた様式により参加する各部署に報告する。</li> <li>3 職員自身の被災や病気又は家族の被災等により参加できないときは、速やかにその旨を所属長に連絡する。</li> <li>4 交通機関の途絶等にかかわらず最も短時間かつ安全な方法により参加する。ただし、あらゆる手段によっても参加できないときはその旨を所属長に連絡し、指示を受ける。</li> <li>3 居住地の周辺で災害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに協力しその旨を所属長に報告する。</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;">↓</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部は、防災指令発令後又は地震発生後、概ね1時間以内に職員の配備、参加状況を川西市災害情報システム（以下、「情報システム」という。）に入力する。情報システムに入力できない場合は、「様式編 様式-1」により総務部へ報告する。 以後、引き続き職員の参加状況に応じて随時入力又は報告する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部長は、災害の状況により、災害対策本部の指令がなくてもそれぞれの判断により応急対策活動を実施する。 この場合、速やかに活動の概要を情報システムに入力又は総務部へ報告する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>		

- 各部長は、防災活動を行ううえで所属人員で対応できない場合は、総務部長に要員の応援派遣を要請することができる。
- ↓
- 総務部長は各部長から要員の応援派遣要請を受けた場合は、市議会事務局長と協議し、市議会事務局長は可能な範囲で市議会事務局から要員の派遣を行う。



〔地震時の動員配備基準〕

市域の震度	参集対象者
震度 4	特定の各等においてあらかじめ定められた少数の人員 警戒配備体制配備者
震度 5 弱以上	全員 防災指令第 1 号配備者

### 3 配備計画の作成及び周知等

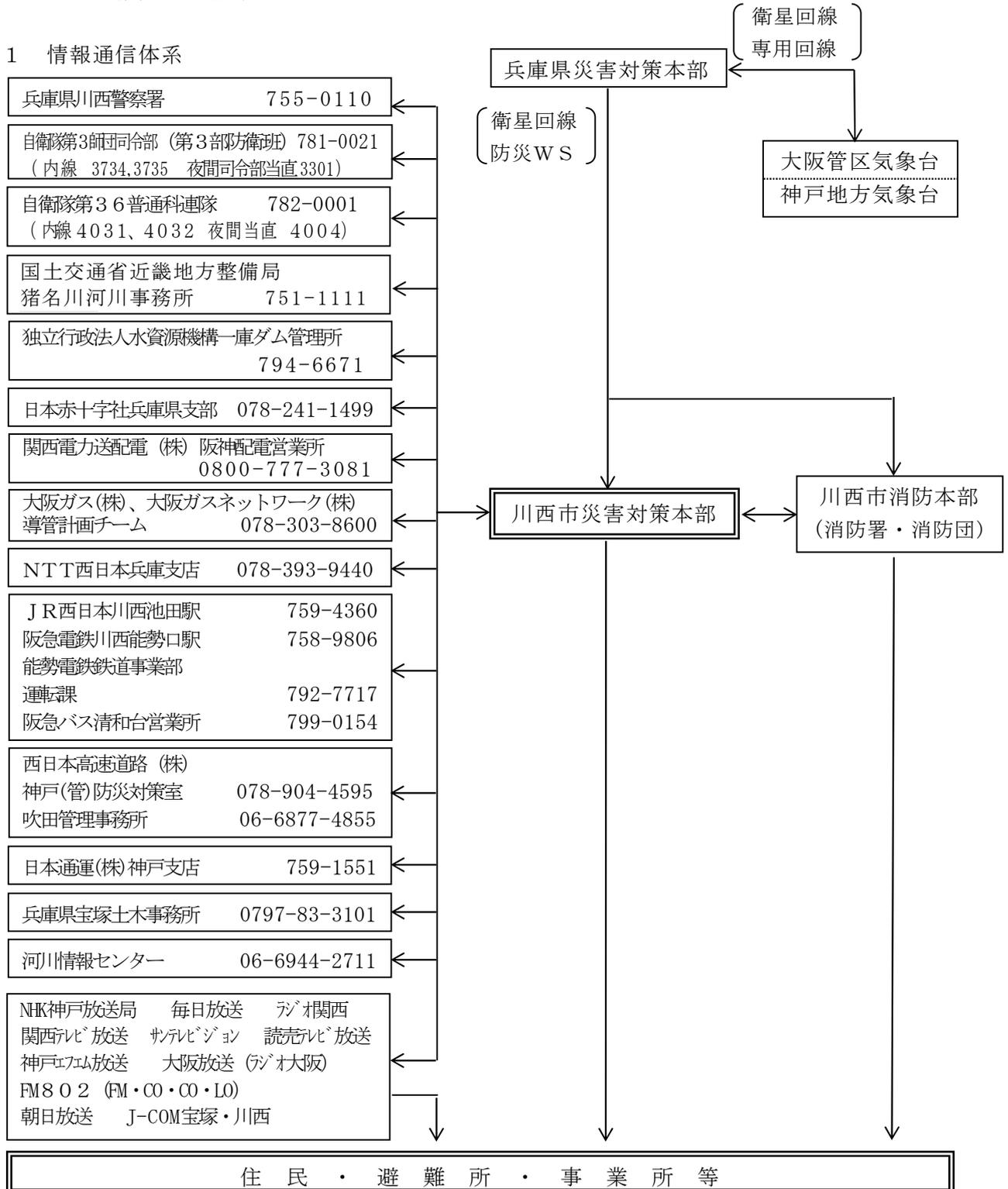
- (1) 各部長（行政組織による）は、所属職員の配備計画及び連絡体系を、指定様式により、毎年4月30日（年度途中において職員の異動等があった場合は、その都度）までに作成し、総務部長（災害対策本部組織による）に報告する。
- (2) 各部長（行政組織及び災害対策本部組織による）は、配備計画、連絡体系及び任務分担等（活動マニュアルを含む）を所属職員に周知徹底する。
- (3) 職員は、配備体制及び自己の任務等をあらかじめ習熟しておく。

## ■第2章 情報収集・伝達計画■

地震情報等の収集・伝達及び防災指令、応急対策に必要な指令、命令等の伝達、各部からの報告、他の防災機関との連絡調整を迅速かつ確実に実施するための情報通信・伝達に関する計画である。

### 第1節 災害情報通信計画

担当機関 市各部



## 2 各部との情報通信手段

災害対策本部の各部は、災害時の迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

- (1) 災害対策本部の各部に情報連絡に関する直接の担当者として通信連絡責任者をあらかじめ定めておく。
- (2) 企画財政部、総務部から各部の長及び通信連絡責任者への伝達は、勤務時間内は庁内放送又は電話を原則とし、勤務時間外は電話又は伝令をもって行う。ただし、災害時の出先組織との連絡は災害時優先電話、ファクシミリ、消防無線、トランシーバーなどをそれぞれの管理者の協力を得て活用する。
- (3) 各部と企画財政部、総務部との情報連絡は通信連絡責任者が行う。

## 3 外部機関等との情報通信手段

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話によるほか、次の有線、無線通信施設により速やかに行う。

### (1) 兵庫県、県内各市町との情報通信

#### ア 兵庫県との情報通信

[兵庫県衛星通信ネットワーク（サットプラン）]

設置場所	回線数	種類	か け 方						
本 庁	2	常用電話	7 2	—	8 7	—	1 5 1	—	3 1 4 0 (災対未設置) 5 8 7 0 (災対設置時) (交換番号)
		F A X (総務部長室横)	7 2	—	8 7	—	1 5 1	—	6 3 8 0 (県災害対策課)
消防本部	1	専用電話	8 7	—	1 5 1	—	3 1 4 0 (災対未設置) 5 8 7 0 (災対設置時) (交換番号)		
		F A X	8 7	—	1 5 1	—	6 3 8 0 (県災害対策課)		

#### イ 県内各市町との情報通信

被災、輻輳等により公衆回線網、専用線が使用できない場合には、兵庫県衛星通信ネットワークによって通信を確保する。

#### ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム

情報交換の円滑化及び救急救護活動等を支援する防災システムとして活用する。

このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。

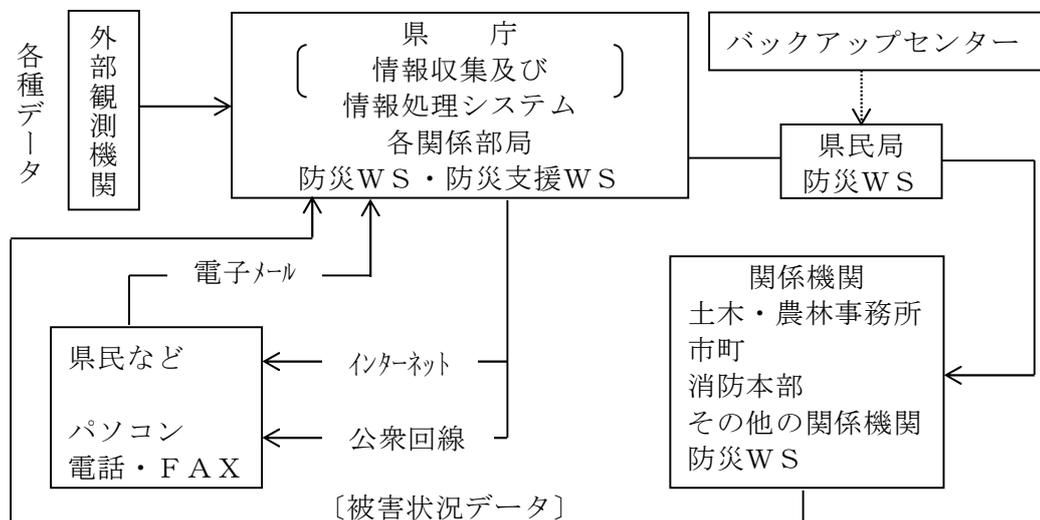
#### (ア) 本市設置場所

W S (ワークステーション) ..... 本庁舎 4 階、消防本部  
計測震度計 ..... 本庁舎地下 2 階

(イ) 主な機能

システムの名称	内 容
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul>
危機管理システム （フェニックス防災システム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul>
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>

(ウ) システムの構成



(2) その他外部機関との情報通信手段

ア 防災関係機関との情報連絡にあたっては、機関ごとに連絡員の設置及び災害対策本部への派遣を要請し、連絡員を窓口として行う。

イ 防災関係機関との対応は、企画財政部、総務部が行う。

(3) 災害時優先電話

被災、輻輳等により通信困難時には優先電話の利用など、通信体制を確保する。

本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23回線、携帯電話26台がそれぞれ優先電話として設定されている。その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の登録を行い、通信手段の確保を図っている。

(4) 非常通信

有線電気通信が利用できない場合、又は利用することが著しく困難であるときは、非常無線通信を実施することができる。非常無線通信としての通報内容は、非常事態に関係したおおむね次のような内容のものであればよい。

ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの。

イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの。

ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの。

オ そのほか気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの。

[非常通信連絡経路]

区 間	市役所からの距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁までの距離	区 分
川西市 ↑ ↓ 神戸市	0.8 km	市消防本部 ————— 県庁	— km	兵庫衛星通信
	1.2	川西警察署 ————— 警察本部	0.1	警察通信設備
	1.2	J R川西池田駅 ————— J R元町駅	0.4	J R通信設備

※ 県庁（危機管理部災害対策課）と市役所との間は兵庫衛星通信ネットワークシステム（地域衛星通信ネットワーク）により非常時の通信経路を確保している。

なお、それぞれの窓口は次のとおり。

川西警察署	警備課	755-0110
川西市消防本部	警防課	759-0119
J R川西池田駅	駅長室	788-0050

(参考) 池田市には、池田警察署、国土交通省猪名川河川事務所等の無線通信施設がある。

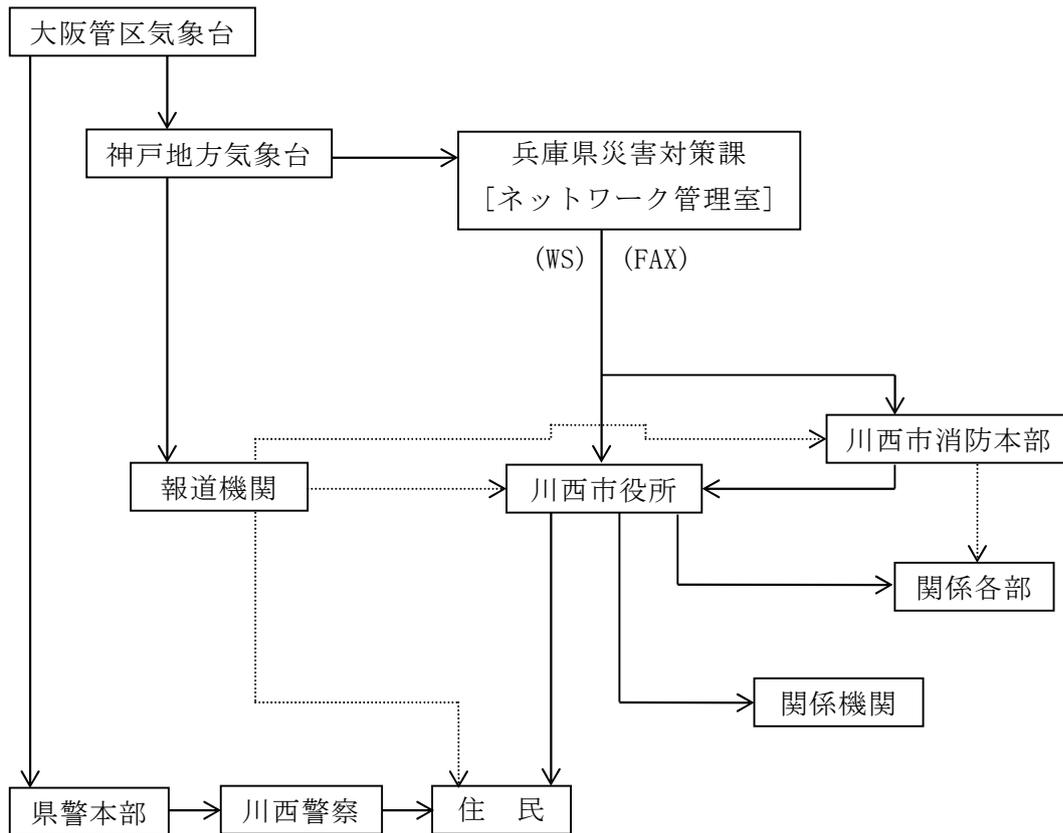


## 第2節 地震情報収集伝達計画

担当機関 市総務部、市消防本部

地震情報を迅速かつ確実に収集伝達し、災害応急対策を的確に実施するための計画である。

### 1 地震情報収集伝達経路



### 2 情報の収集伝達

#### (1) 气象台が発表する地震情報の収集伝達

ア 主に総務部（時間外にあっては消防本部）が速やかに収集し、災害対策本部に伝達する。

イ 災害対策本部（本部が設置されていない場合は警戒班）は、収集した情報を必要に応じて各部へ伝達する。

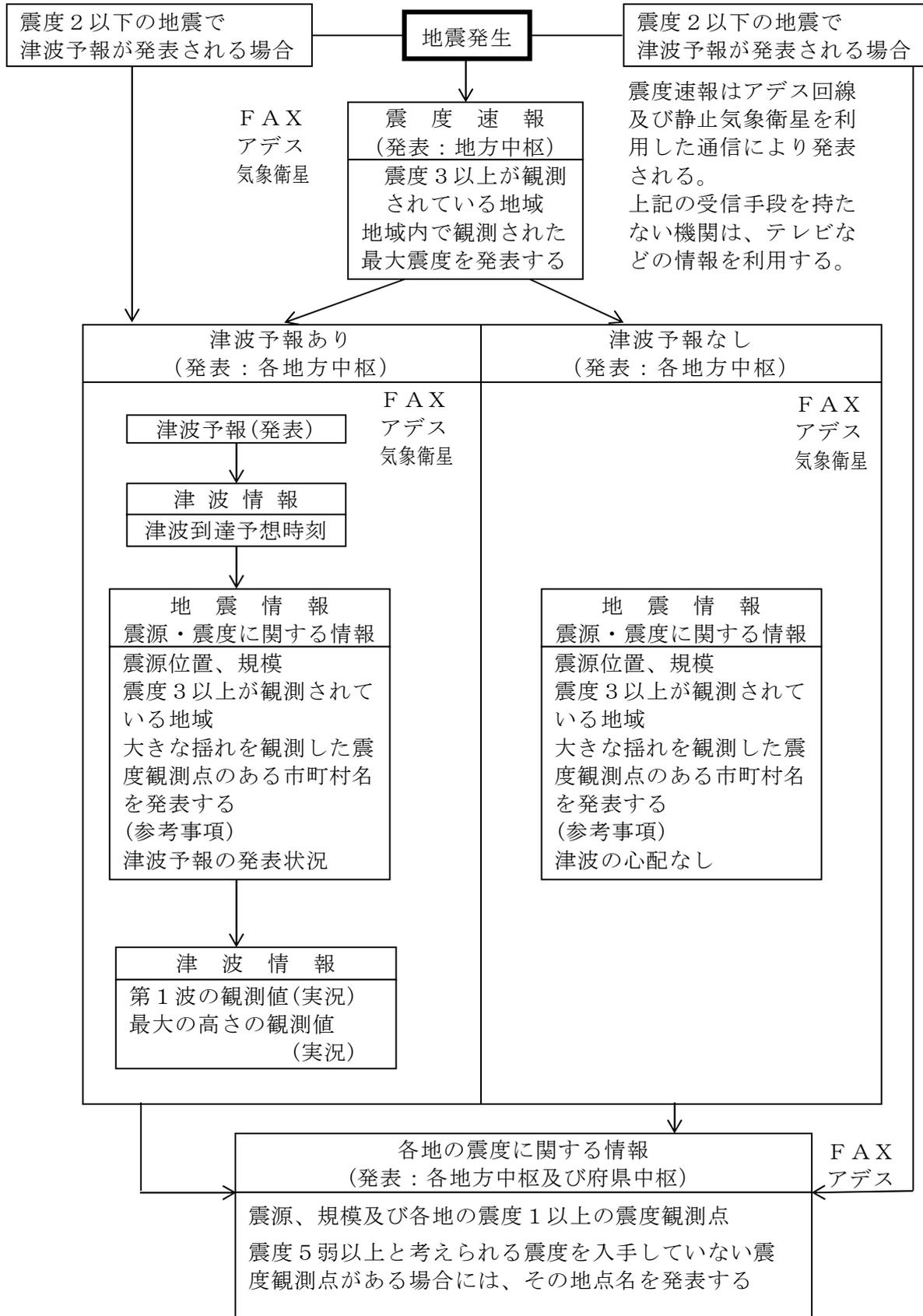
### 3 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方气象台は、気象庁本庁から発表される地震及び津波に関する情報について、大阪管区气象台の連絡網により入手し、内容が県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に情報を作成・発表する。

(地震及び津波に関する情報の種類)

情報の種類	内 容
地震情報	地震現象及びこれに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況
津波情報	津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測結果及び状況
地震・津波情報	地震現象・津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況

震度に関する情報の発表



- ※ FAX……気象予警報一斉伝達装置(同報FAX)による伝達
- ※ アデス……気象庁のADSS(気象資料伝送網)回線を用いたコンピューター通信による伝達
- ※ 気象衛星…緊急情報衛星同報装置(静止気象衛星)による伝達

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料はある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※3)。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動 (※)による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

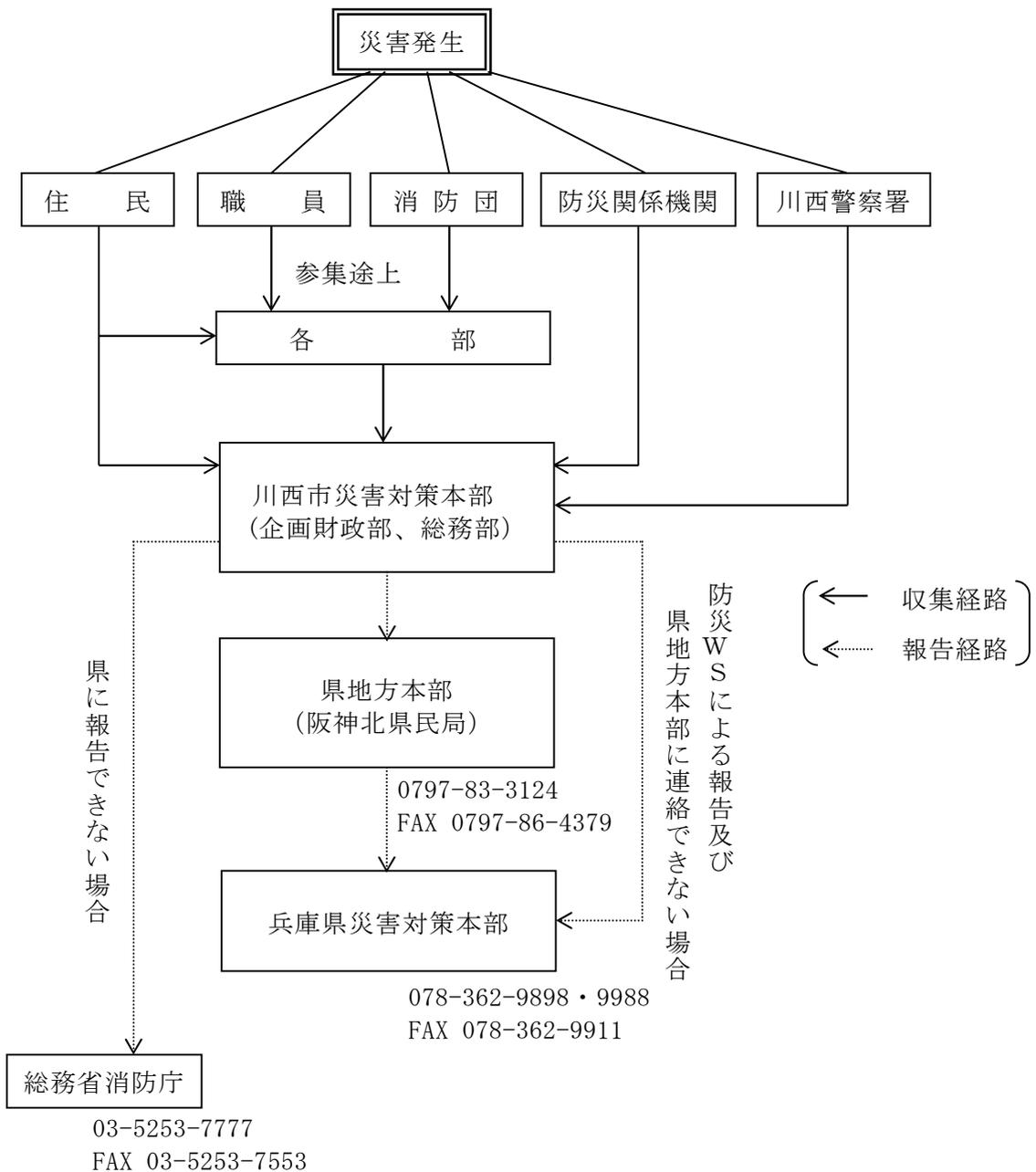
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 第3節 被害状況等収集報告計画

担当機関 市各部

地震が発生した場合において、災害対策本部が関係機関と緊密な連絡をとり、市域にかか  
る被害状況等を迅速かつ確実に収集し報告するための計画である。

[被害状況等収集・報告の系統]



※ 火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生した場合は、兵庫県及び消防庁にそれぞれ報告する。

## 第 1 款 被害状況等の収集、報告

### 1 災害発生直後の収集（速報）

各部は、災害が発生した直後の混乱期においては速報性に重点を置き、次の事項についての概要を情報システムに入力する。

また、勤務時間外に動員配備の指令を受けた職員（地震発生による自動参集及び自主参集を含む）は、参集途上において目視等により可能な限り被害状況等を収集し、参集後速やかに配備先の各部長に報告するとともに、情報システムに入力する。

なお、情報システムに入力できない場合は「様式編 様式-2」により総務部に報告する。ただし、緊急を要する報告については口頭報告でも差し支えない。

- (1) 人的被害の発生状況
- (2) 火災発生状況
- (3) 避難の必要性の有無及び避難の状況
- (4) 周辺建物の被災状況
- (5) 公共・公益施設、設備等の被災状況
- (6) 道路、橋りょう等の被災状況
- (7) 崖崩れ等の地盤災害状況
- (8) 医療機関情報
- (9) その他、災害対策上必要な事項

### 2 被害状況等の収集伝達

(1) 市長公室、企画財政部、総務部の受付班は、市民等からの電話、メール等による被害状況について、情報システムに入力する。

(2) 各部は情報システムに入力された被害状況等に基づき、速やかに調査及び被害対応を行う。

(3) 総務部は、情報システムに入力された被害状況等を取りまとめ、兵庫県等へ報告する。なお、通信の不通等により兵庫県へ報告できない場合は消防庁へ直接報告する。

### 3 被害状況等の調査

各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行う。

被害状況等の調査については「様式編 様式-3～18」による。

なお、各部における調査等の範囲は下表のとおり。

被害調査等に当たっては「資料編 資料-19（災害の被害認定基準）、資料-21（災害の被害調査基準）」による。

担当部等	調査事項等
企画財務部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害
市民環境部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・文教関係の被害（社会教育施設）
美化衛生部	・環境衛生施設の被害（斎場等）
福祉部	・福祉施設の被害
健康医療部	・医療関係被害等の状況（医療施設等）
都市政策部 資産マネジメント部	・公共建築物等の被害
土木部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害
上下水道局	・上下水道施設の被害・河川関係施設の被害
消防本部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）
教育推進部	・文教関係の被害（学校等）
各部共通	・各部所管の施設等の被害

#### 4 ドローンの活用

被害事象の早期覚知及び被災状況の迅速な把握及び物資輸送等のため、ドローンの活用を推進する。また、ドローンを所有する団体や事業者との新たな協定等の締結を進める。

### 第2款 被災者支援のための情報の収集・活用

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部

#### 1 市民からの問合せに対する回答

- (1) 市は必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報ニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- (2) 被災者の安否について市民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しながら、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するよう努める。

- (4) 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

## 2 被災者台帳の作成

- (1) 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

### (2) 被災者台帳に記載する事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 市が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

## 3 安否不明者等の氏名等の公表

県が、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表されることに伴い、市は発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携のうえ、あらかじめ一連の手続き等を整理する。

## 4 被災者支援システムの導入

被災者支援のため、災害時に建物被害認定調査や罹災証明書の発行、避難行動要支援者支援等に活用できる被災者支援システムの導入を推進する。

### 第3款 兵庫県等への報告

担当機関 市企画財政部、市総務部

#### 1 兵庫県への報告基準

次の種類の災害が生じたときは、兵庫県へ災害情報を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害を生じている災害
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市の区域内で震度4以上を記録した地震又は市の区域内に被害を生じた地震を指す）
- (6) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

#### 2 兵庫県への報告の時期及び内容

##### (1) 緊急報告

ア 震度4以上の地震を観測した場合、災害対策本部（市役所）周辺の状況を県地方本部へ「庁舎緊急報告」として、フェニックス防災端末等で通報する。また、震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

（ 報告内容は庁舎周辺で覚知できる状況のみとし、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には衛星通信、無線等を用いた口頭報告でも差し支えない。 ）

イ 火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話、来庁を問わない）が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、県地方本部へ報告する。また、消防庁へは直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

（ 報告内容は具体的な被害状況を含んでいる必要はなく通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告の様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。 ）

ウ 消防本部は上記イの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。

## (2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を県地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況即報]により把握できた範囲から直ちに県地方本部へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県地方本部へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

## (3) 被害状況即報

ア 被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、[被害状況即報]により、県地方本部に報告する。

イ 報告内容が重要と判断される情報を入手したときは随時報告する。なお、被害状況のとりまとめる時期を県から指定される場合がある。

## (4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県地方本部に文書で災害確定報告を行う。

(報告内容・系統)

報告区分	報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災端末の情報経路をあらわす。)
緊急報告	<p>川西市[庁舎緊急報告] 川西市(消防本部) (通報殺到時)</p> <p>県地方本部</p> <p>県災害対策本部</p> <p>消防庁</p> <p>内閣府(内閣総理大臣)</p> <p>中央防災会議</p>
災害概況即報	<p>川西市[災害概況即報(川西市→県地方本部)]</p> <p>県地方本部 [災害概況即報(県地方本部→県災害対策本部)]</p> <p>県(災害対策本部) [災害概況即報(県→消防庁)]</p> <p>(県連絡不能の場合) ↓</p> <p>消防庁→内閣府(内閣総理大臣)→中央防災会議</p>
被害状況即報	<p>川西市[被害状況即報(川西市→県地方本部)]</p> <p>県地方本部 [被害状況即報(県地方本部→県災害対策本部)]</p> <p>県(災害対策本部) [被害状況即報(県→消防庁)]</p> <p>(県連絡不能の場合) ↓</p> <p>消防庁→内閣府(内閣総理大臣)→中央防災会議</p>
災害確定報告	<p>川西市[災害確定報告(川西市→県地方本部)]</p> <p>↓ (文書)</p> <p>県地方本部 [災害確定報告(県地方本部→県災害対策本部)]</p> <p>↓</p> <p>県(災害対策本部) [災害確定報告(県→消防庁)]</p> <p>↓ (文書)</p> <p>消防庁→内閣総理大臣</p>

- (注) 1 災害対策本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- 2 県地方本部に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県災害対策本部に報告することとする。
- 3 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
- 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区分		平日 (8:30~18:15)	左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

### 3 消防庁への報告

災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

#### 第4款 決壊等の通報

担当機関 市企画財政部、市総務部

地震により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。

連絡先	連絡方法		備考
	第1通信連絡	第2通信連絡	
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 794-6671	〃	FAX 794-0590
兵庫県危機管理部 災害対策課	電話 078-362-9898, 9988	〃	FAX 078-362-9911
兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	電話 0797-83-3124	〃	FAX 0797-86-4379
川西警察署	電話 755-0110	〃	非常電話 110 FAX 759-0730
陸上自衛隊 第36普通科連隊	電話 782-0001	〃	FAX 782-0001
消防団本部 (消防本部)	電話 759-0119	〃	非常電話119 FAX 759-5061
阪急バス(株) 清和台営業所	電話 799-0154	〃	FAX 799-2035
J R川西池田駅	電話 759-4360	〃	宝塚駅(統括) 0797-87-1381
阪急電鉄(株) 川西能勢口駅	電話 758-9806	〃	FAX 072(758)3003 (宝塚線運転係)
能勢電鉄(株) 鉄道事業部 運転課	電話 792-7717	〃	FAX 792-7730
伊丹市	電話 783-1234	〃	FAX 784-8172
宝塚市	電話 0797-71-1141	〃	FAX 0797-77-2102
尼崎市	電話 06-6489-6823	〃	FAX 06-6489-6166

猪名川町	電話 766-0001	〃	FAX 766-3732
池田市	電話 752-1111	〃	FAX 752-9785
能勢町	電話 734-0001	〃	FAX 734-1100
豊能町	電話 739-0001	〃	FAX 739-1980
川西南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438
東谷地区対策部	電話 794-0004	〃	FAX 794-0226
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099

市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。

# ■第3章 災害広報・広聴計画■

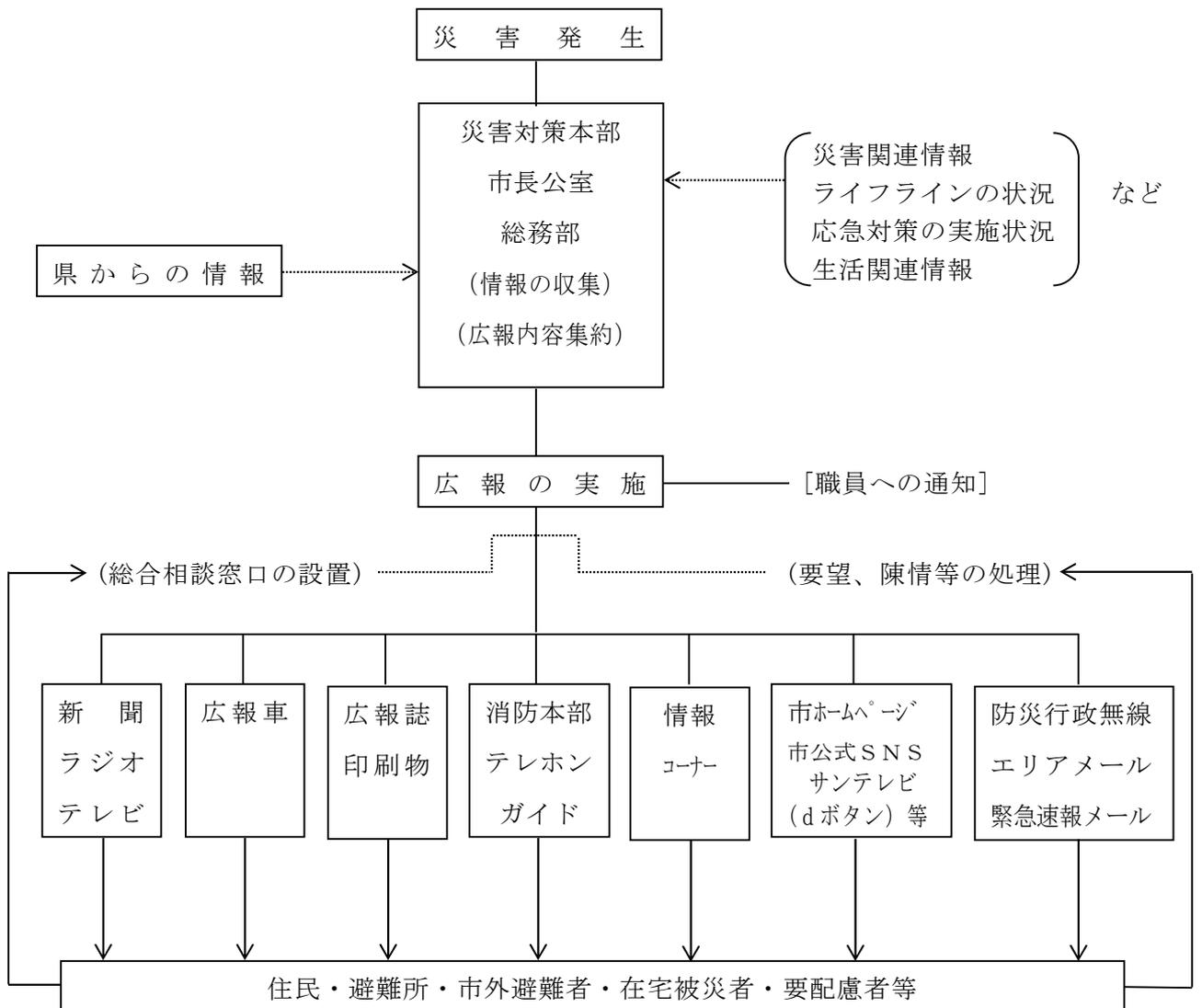
担当機関 市市長公室、市総務部

## 第1節 災害広報計画

災害に関する広報は、人心の安定及び社会秩序の維持のため、災害発生後には被災の状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について迅速かつ的確に実施する。

また、二次災害による被害発生を防止するため、予想される災害情報、災害防止に必要な措置等についても適時適切に周知し、住民の理解と協力を得る。

[広報、広聴の体系]



## 第1款 住民等への広報の内容

災害対策本部が取りまとめた概ね次のような災害関連情報を、速報・確実性など内容状況に応じて各種広報媒体を活用し広報する。

- (1) 発生した地震に関する観測情報
- (2) 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 被災状況と応急措置の状況
- (4) 避難の必要性の有無
- (5) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (6) ライフラインの状況
- (7) 地震発生時におけるガスの安全使用の報道
- (8) 医療機関の状況
- (9) 防疫活動の実施状況
- (10) 食料、生活必需品の供給状況
- (11) その他住民や事業所のとるべき措置
  - ┌ 火災、危険物施設等に対する対応
  - ├ 電話、交通機関等の利用制約
  - └ 食料、生活必需品の確保

## 第2款 住民等への広報の方法

### 1 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）

災害対策本部会議終了後、記者発表等により情報提供を行う。

報道機関から災害報道のための資料提供等の依頼を受けた場合は、市長公室、総務部を窓口として積極的に協力する。また、必要に応じて災害報道について協力を求める。

### 2 広報車等

緊急情報は、広報車等を利用して住民等に伝達する。

### 3 広報誌（臨時号を含む）、印刷物

広報誌や印刷物については、多様な方法で全戸配布するとともに、教育推進部を通じて各避難所に配布する。また、これを、市内広報板をはじめ、公共施設、民間施設を問わず住民等の目にふれやすい箇所に掲示する。

- 4 市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）  
市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）等を使用し、被害状況やライフラインの復旧状況、応急対策情報などを提供する。
- 5 防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール  
防災行政無線、エリアメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難指示等の緊急情報などを提供する。  
防災行政無線の設置箇所については「資料編 資料-32」のとおり。
- 6 災害情報コーナー  
災害対策本部、地区対策部に災害情報コーナーを設ける。  
情報伝達については、伝令・ファクシミリ及び市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）等により行う。

### 第3款 地下街等、要配慮者利用施設への広報の方法

浸水想定区域内に位置する地下街等や要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への広報は、上記方法に加え、当該施設に直接FAX、電話若しくは必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

### 第4款 被災者への配慮

- 1 避難所等への情報  
避難所等に対する情報提供ルート の 確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
  - (1) 情報伝達ルート ……避難誘導部、災害ボランティア
  - (2) 伝達手段等 ……掲示板、広報資料、広報誌、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）等
- 2 市外避難者への情報  
市外に避難した被災者に対する情報提供ルート の 確立及び伝達手段等の確保を図り、必要な情報を提供する。
  - (1) 情報提供ルート ……各市町等公営住宅管理主管課等
  - (2) 伝達手段等 ……広報資料、広報誌、ファクシミリ、市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）等

### 3 要配慮者に対する情報

災害ボランティア団体等の協力を得て、要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- (1) 情報提供ルート ……災害ボランティア等
- (2) 伝達手段等 ……広報資料、広報誌、ファクシミリ、市ホームページ、市SNS、サンテレビ（dボタン）等

### 4 外国人に対する情報

市内の外国人に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保に努めるとともに、必要に応じて資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

- (1) 情報提供ルート ……災害ボランティア団体等
- (2) 伝達手段等 ……広報資料、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市SNS、サンテレビ（dボタン）等

## 第5款 職員に対する周知

住民に対する広報、災害情報の内容について職員に周知するとともに職員は積極的に災害情報を把握する。

## 第6款 広報資料の収集

広報資料の収集については、災害対策本部が取りまとめた資料のほか次の要領により行う。

- (1) 現地取材等による資料収集（被害状況や救助活動などの写真等の撮影及び記録等。）
- (2) 他の機関が撮影した写真等の収集
- (3) その他災害の状況により、調査班を現地に派遣し資料の収集を図る。

## 第7款 インターネット

庫県防災ネットワークのサーバーに災害情報を登録し、住民からのアクセスを可能にする。

## 第2節 災害広聴計画

住民からの被害状況の報告や、要望、陳情等の受付と処理、被災者の生活相談や各種支援事業の案内等をする。

### 1 要望、陳情等の受付及び処理

住民の要望、陳情等は聴取用紙を備えてこれを記録し、速やかに対応するよう各部、関係機関に連絡・要請・処理依頼する。処理が終了したものは受付班において、これを記録し、保存する。また、これらのデータ整理を速やかに行い、問い合わせ等に迅速に対応できる体制を整える。

### 2 被害が甚大で長期にわたる場合の措置

被害が甚大で長期にわたる場合は、受付班を強化し総合的な相談窓口を設置し、対処する。

## ■第4章 広域応援・協力計画■

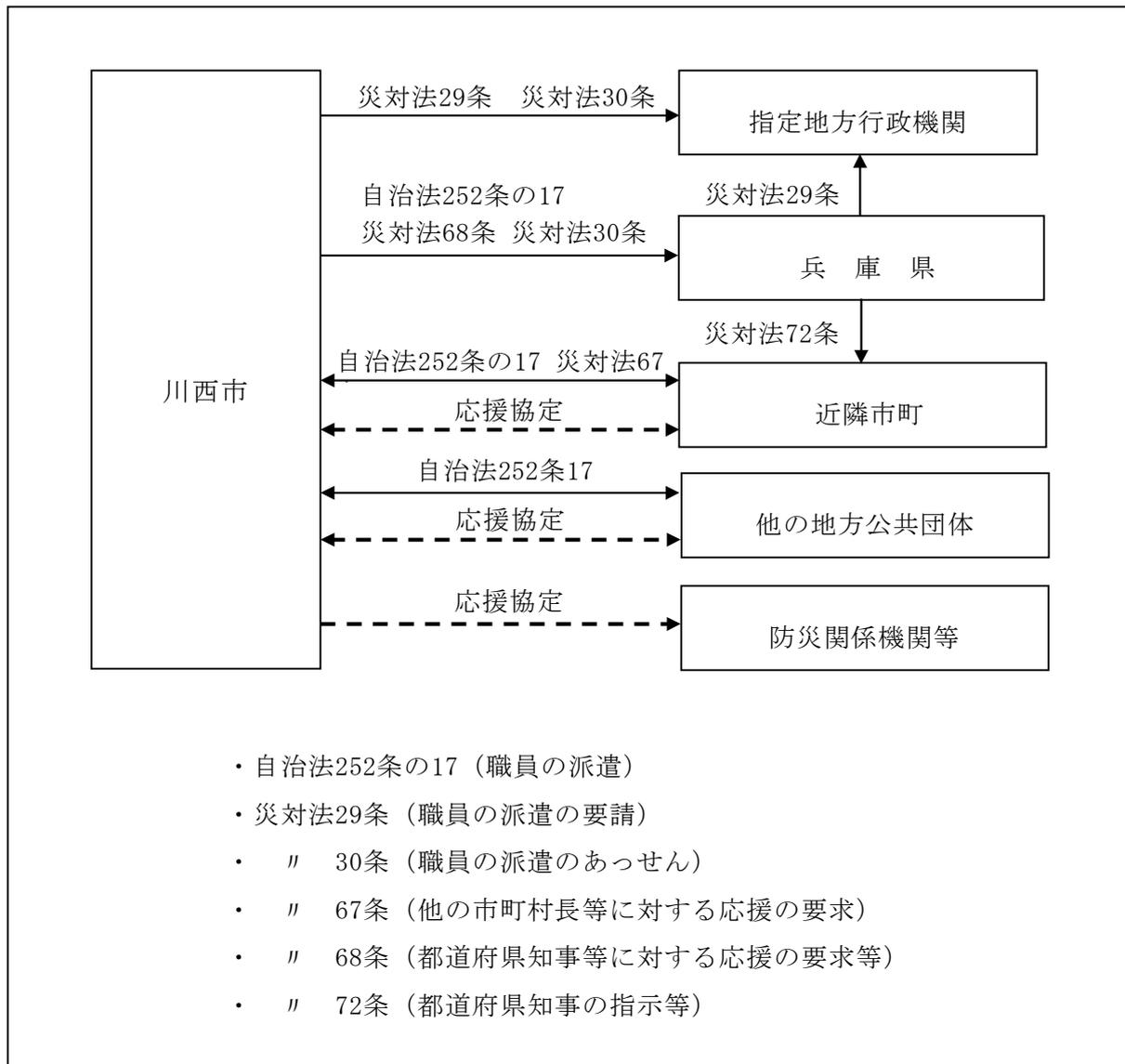
### 第1節 応援要請・協力

担当機関 市各部

地震災害が発生し、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧が困難であると判断した時は、法律、相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体及び関係機関へ応援要請を行う。

また、災害が発生した被災地へは応援協力をを行う。

[法律、協定等に基づく応援要請体系]



## 第1款 広域応援要領

担当機関 市各部

### 1 応援要請

応援要請を行う場合、下記事項について応援要請先へ連絡する。ただし、応援協定等に定めがある場合はその内容を優先する。

- (1) 災害状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名及び人員
- (3) 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

### 2 応援要員の受入れ体制等

#### (1) 受入れ体制の整備

応援要請を行う場合は、応援要員の受入れ体制を整備する。

#### (2) 受入れ体制の内容

主な内容は次のとおり

##### ア 要請及び応援活動の記録

- (ア) 要請先、要請時刻、要請内容
- (イ) 回答内容、回答時刻
- (ウ) 応援要員の到着時刻、人員、責任者の氏名、連絡先
- (エ) 活動期間、自立度（食料、飲料水、宿泊所等）
- (オ) 搬入資機材、物資内容、量、返却義務の有無
- (カ) 応援活動実績記録
- (キ) 撤収日時

##### イ 応援活動計画

要請した応援要員に対して「どこで」「何を」「いつまで」応援活動を要請するか等の応援活動計画を作成する。

##### ウ 食料、飲料水、宿泊所の準備

要請する応援要員は自立できることが原則であるが、応援要員が自立困難な場合は必要最低限の食料、飲料水、宿泊所、駐車場、待機場所等を準備する。

#### (3) 経費の負担

経費の負担区分については各協定に定めるもののほか、原則として派遣を受けた市において負担するが、細目についてはその都度協議し、決定する。

### 3 職員の派遣

災害の発生時に本市が被害を受けなかった場合、又は被害が少なく応援可能な状態である場合、被災地からの要請を受け、若しくは自主的に職員の派遣を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

#### 第2款 兵庫県への応援要請

担当機関 市企画財政部、市総務部

被害の程度によって災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援又は災害応急対策の実施を要請する。

要請は、まず衛星電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理することとする。

市の要請に基づく県の主な緊急対策支援要請系統は次のとおり。

[緊急対策支援要請系統]

(兵庫県地域防災計画による)

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策 本部事務局	自衛隊派遣・ 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← ↓ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 川西市
	隣接市町での避難所 の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市
	陸上鉄道輸送の要請	JR西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市 私鉄各社 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸管理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市 海上保安本部 ←
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市 関西エアポート(株) ← 関西エアポート神戸(株) ← 但馬空港ターミナル(株) ←
	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ←
	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 国 (緊急災害対策本部) ← 川西市
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市
	食料の調達・あっせん	農林水産省 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 農産局 ← 流通戦略課 協定業者 ← 川西市

放送要請	NHK神戸放送局 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送テレビ 朝日放送ラジオ 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM802 (FM CO・CO・LO)	事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	
緊急警報放送要請	NHK神戸放送局	事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	
報道要請	神戸新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 毎日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社	事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	
消防・救急応援	消防庁	事務局 ← 消防本部	
ヘリの出動	消防防災航空隊 消防庁(他道府県) 自衛隊 海上保安本部 近畿地方整備局	事務局 ← 川西市	
保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 県内市町 全国都道府県(厚生労働省)	健康増進課 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) 日本赤十字社兵庫県支部 医師会 歯科医師会 市町立病院 国立病院等 県立病院 県内医療機関 薬剤師会	災害拠点病院 ↓ 地域医療情報センター ↑ 各医療機関 川西市 医務課 ← 薬務課 災害医療センター
	患者受入医療機関の あっせん	厚生労働省 県内医療機関	医務課 ← 地域医療情報センター ↓ 災害拠点病院 ↑ 健康福祉事務所 各保健所設置市 各医療機関

	へりによる患者搬送	厚生労働省（他都道府県） ドクターへり基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部	
	船艇による患者搬送	自衛隊 海上保安本部	
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会	
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等	
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会	
	血液の安定供給	赤十字血液センター	
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町	
	遺体安置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保・あっせん、遺体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等	
	風呂対策支援	関係団体等 自衛隊	
	愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 神戸市獣医師会 関係団体	
産業労働部	大規模店舗等の早期営業要請	百貨店 チェーンストア各社 石油商業組合等	
農林水産部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等	
環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策（仮設トイレあっせん等）	県内市町 関係団体 関係省庁 他府県	
土木部	建設資機材等のあっせん	建設業協会	
まちづくり部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省	

	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 川西市
	応急仮設住宅の建設	協定団体 ← 公営住宅整備課 ← 川西市
	賃貸型応急住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 川西市
	公営住宅への一時入居	各市町 ← 公営住宅管理課 ← 阪神北県民局 ← 川西市 他府県 ← 宝塚土木事務所
企 業 庁	飲料水の供給	
	給水車の派遣	
	水道復旧工事に関する人材派遣	
	医療用水の確保	
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 川西市
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察へりの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 川西市 ← 警察署

### 第3款 他市町への応援要請

担当機関 市各部

被害の程度によって、他市町からの応援が必要と判断されるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき応援要請を行う。なお、応援協定に基づき他市町へ応援要請を実施した場合、要請担当部は速やかに要請内容を総務部に報告することとする。

川西市が災害応急対策の万全を期するため締結している防災関係機関等との相互応援協定等は次のとおり。

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県川西町 新潟県十日町市 奈良県川西町	食料・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	企画財政部 総務部
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	阪神6市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	企画財政部 総務部
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	応急対策等に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣等	企画財政部 総務部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害時相互応援協定書	千葉県香取市	食料・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	企画財政部 総務部
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食料・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	企画財政部 総務部
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合	災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び職員の派遣等	美化衛生部
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院	医療救護チームの派遣 被災地からの患者受入れ 職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供	健康医療部
縦貫道路茨木市(J12034)・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	中国道沿線7市	中国縦貫自動車道路の茨木市・宝塚インターチェンジ間における消防及び救急業務	消防本部
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定	伊丹市・宝塚市・猪名川町	消防業務相互応援	消防本部
兵庫県広域消防相互応援協定	県下各市町及び広域消防事務組合	消防活動の広域相互応援	消防本部
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪国際空港周辺14市及び1消防組合	航空機災害に対する消防活動の相互応援	消防本部
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	中国道沿線11市1町	中国自動車道の兵庫県の区域における消防及び救急業務	消防本部
新名神高速道路(高槻市～川西市)消防相互応援協定	大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援	消防本部
近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	新名神高速道路における消防業務の相互応援	消防本部
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会	応急給水作業、応急復旧工事の実施等	上下水道局
災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書	伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町	水道施設等の応急復旧作業、給水活動等	上下水道局
災害時相互連絡管の管理運営に関する協定	大阪府池田市	災害時相互連絡管の管理運営	上下水道局

## 第4款 防災関係機関等への応援要請

担当機関 市各部

災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、現有の人員、資機材、備蓄で対応が困難な場合、防災関係機関及び協定締結団体等に対し応援要請を行う。

応援要請の実施にあたり、応援内容が各個別の計画に限定され、計画担当部が直接要請すべきものについては計画担当部から関係機関へ要請を行うこととし、それ以外のものについては企画財政部・総務部が要請を実施することとする。なお、協定に基づき応援要請を実施した場合、要請担当部は速やかに要請内容を総務部に報告することとする。

相互応援協定等は、次のとおり。

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人 川西市医師会	医療業務等の実施	企画財政部 総務部 健康医療部
一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所	ダム放流警報設備(スピーカー等)を利用した災害情報の伝達	企画財政部 総務部
災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	災害救助犬による検索作業の実施	企画財政部 総務部
川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会兵庫県隊友会伊丹・宝塚・川西地域支部	避難・救援等のための補助・支援活動	企画財政部 総務部
災害時における郵便局との相互協力に関する協定	川西市内郵便局	被害情報の提供、避難場所に臨時の郵便差出箱の設置等	企画財政部 総務部
緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	兵庫県LPガス協会北摂支部川西地区会 兵庫県LPガス協会北摂支部川辺地区会	プロパンガスの確保及び供給	企画財政部 総務部
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	災害時に人員の派遣等の応援	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	TOYO TIRE株式会社	食堂等を指定緊急避難場所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト・株式会社ジュビターテレコム	災害時、市からの緊急情報を放送	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	川西都市開発株式会社	アステ川西びいぷう広場等を指定緊急避難場所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社兵庫支店	特設公衆電話の事前設置及び利用	企画財政部 総務部
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時等に地図製品等の供給及び利用	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	西方寺	西方寺本堂を指定緊急避難場所として提供	企画財政部 総務部
災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー株式会社	ヤフー防災速報アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信	企画財政部 総務部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー	食料・生活物資の確保及び供給 駐車場等を一時的な避難場所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	被災支援相談窓口の設置	企画財政部 総務部
災害時における資機材のレンタルに関する協定	リ・レント有限公司	保有資機材のレンタルによる供給（仮設トイレ含む）	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ユニオンアルファ	保有資機材のレンタルによる供給（仮設トイレ含む）	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人 川西市薬剤師会	医薬品の供給 薬剤師の派遣	企画財政部 総務部 健康医療部
災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社阪急オアシス	食料・生活物資の確保及び供給、駐車場等を一時的な避難所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における防災活動協力に関する協定	ロイヤルホームセンター株式会社	食料・生活物資の確保及び供給、駐車場等を一時的な避難所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における歯科医療業務に関する協定	一般社団法人 川西市歯科医師会	歯科医療業務の実施	企画財政部 総務部 健康医療部
災害時における量の提供等に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への量の供給	企画財政部 総務部
災害時における避難場所等としての使用に関する協定	アンダーツリー株式会社	災害時に店舗駐車場を一時的な避難場所として使用	企画財政部 総務部
災害時における連携協力に関する協定	兵庫県弁護士会	災害時被災者における被災者支援	企画財政部 総務部
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	物資の受入及び輸送等の業務	企画財政部 総務部
緊急時における生活物資の確保に関する協定 川西市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協力に関する協定	生活協同組合コープこうべ	食料・生活物資の確保及び供給 災害時における協力、支援	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会	災害時における被災者相談業務の実施	企画財政部 総務部
災害時におけるタイヤ修理等に関する協定	西日本タイヤ株式会社	災害対応車両等のタイヤ修理及び交換、車載発電機による電力供給	総務部
川西市とかわにし防災士会との防災に係る相互協力に関する協定	かわにし防災士の会	防災力の向上への取り組み	総務部
災害時における物資供給の応援に関する協定	川西市商工会	食料・生活物資の確保及び供給	企画財政部 総務部 市民環境部
緊急時における生活物資の確保に関する協定	合同会社西友	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
緊急時における生活物資の確保に関する協定	林株式会社	タオル製品の提供	市民環境部
緊急時におけるダンボール製品の確保に関する協定	セッツカートン株式会社	避難所の設営等に有効なダンボール製品の供給	市民環境部
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定	学校法人平成医療学園 宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供(※包括連携協定の連携項目の一つ)	企画財政部 総務部
災害時における物資供給に関する協定	アンカー・ジャパン株式会社	ポータブル電源やモバイルバッテリー等の供給	企画財政部 総務部
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	災害時の物資の供給	市民環境部
災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	災害時の物資(弁当類を中心とする食料品)の供給	市民環境部
災害等発生時におけるレンタル資機材及びサービスの提供に関する協定	株式会社ダスキン川西	清掃関係資機材の提供及びレンタル、サービスの提供	企画財政部 総務部
災害時における物資の供給及び一時的な緊急避難に関する協定	コーナン商事株式会社	物資の供給と一時的な避難場所の提供	市民環境部
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部
福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部
災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	廃棄物処理(し尿、浄化槽汚泥)のための資機材及び労力の応援	美化衛生部
災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	阪神環境事業株式会社 株式会社クリーンフューチャーウエダ 株式会社キタサカ 川西市清掃事業協同組合	災害時の廃棄物の収集運搬の支援	美化衛生部
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社ケーエスケー 尼崎支店	医薬品等の供給	健康医療部
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社スズケン伊丹支店	医薬品等の供給	健康医療部
防災エキスパートの活用に関する協定	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター	公共土木施設の災害時における被災状況の把握等	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西建設協会	建設資機材及び労力の応援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会	建設資機材及び労力の応援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業務に関する協定	川西市造園組合	建設資機材及び労力の応援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部

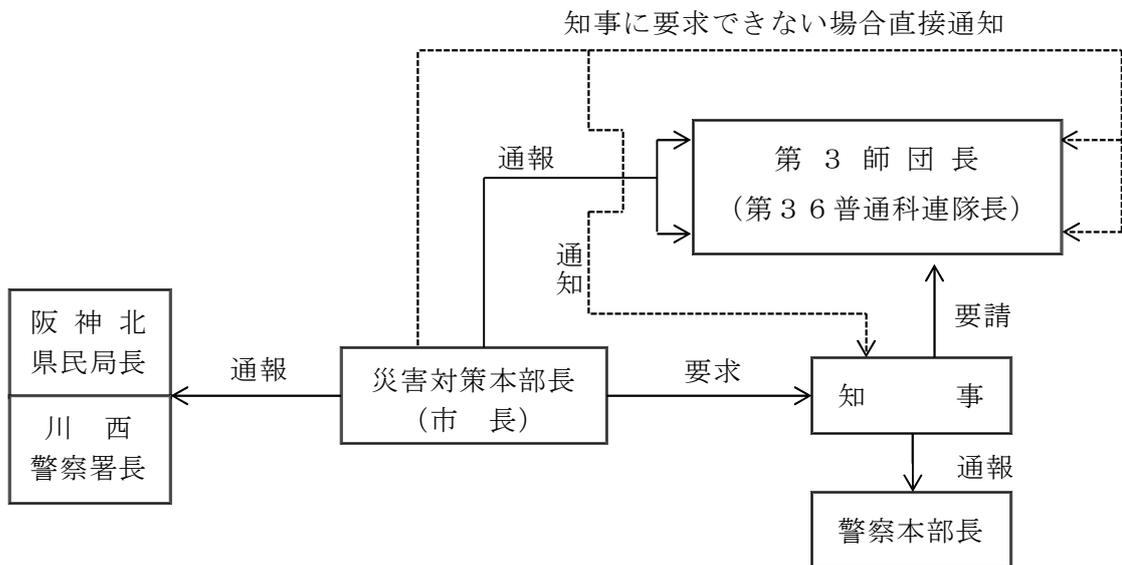
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	測量機材及び労力の応援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西市造園緑化協会	建設資機材及び労力の提供	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	学校法人東洋食品工業短期大学・公益財団法人東洋食品研究所	体育館を避難所として、グラウンドを一時避難場所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	多目的広場を一時避難場所として、管理棟2階を避難所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難所開設に関する協定	宝塚市 学校法人雲雀丘学園	雲雀丘学園小学校（体育館）を指定避難所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定	学校法人大阪青山学園	体育館を避難所として、敷地の一部を避難路として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る覚書	公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団	指定緊急避難場所の提供（みつなかホール）	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における指定避難所開設に係る覚書	川西市低酸素型複合施設PFI株式会社	避難所開設の管理運営（キセラ川西プラザ）	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時の支援に関する協定	DPL兵庫川西	一時的な避難場所及び防災倉庫の提供	企画財政部 総務部
火災等の災害発生時における無人航空機支援協力に関する協定	株式会社ふるさと創生研究開発機構	火災等の災害発生時における無人航空機の運用	消防本部
災害時における応急対策業務に関する協定書	川西市水道工事業協同組合	建設資機材及び労力の応援	上下水道局
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方7支部	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等	上下水道局
災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書	第一環境株式会社	応急給水活動等	上下水道局
災害時における応急措置等の協力に関する協定書	株式会社川西水道サービス	応急給水活動等	上下水道局

## 第 2 節 自衛隊への派遣要請

担当機関 市企画財政部、市総務部

災害に際し、人命又は財産を保護するため自衛隊の災害派遣を必要とする場合、阪神北県民局長、川西警察署長と協議するとともに知事に対し、自衛隊法第 8 3 条の規定による派遣要請を求める。この際、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意する。

〔派遣及び撤収要請の体系〕



(連絡先)

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
兵 庫 県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	078(362)9898・9988 (時間内外とも) FAX 078(362)9911 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 危機管理部 災害対策課 (防災・危機管理班)		
	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	0797(83)3124 FAX 0797(86)4379	
自 衛 隊	第 3 師 団 (第 3 部 防 衛 班)	072(781)0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	072(781)0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	第 3 6 普通科連隊 (第 3 科)	072(782)0001 内線 4037, 4038 FAX 4034	072(782)0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	078(441)1001 内線 230 FAX 239	078(441)1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

## 1 派遣要請要領

- (1) 自衛隊の災害派遣を必要とする各部は速やかに市長又は災害対策本部へ上申する。
- (2) 市長は、自衛隊の派遣要請を決定したときは阪神北県民局長及び川西警察署長並びに陸上自衛隊 第36普通科連隊長と十分連絡をとり、下記事項を記載した文書により兵庫県知事に対し派遣要請を求める。但し、特に緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要求し、事後文書により要請を求める。
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項
    - (ア) 要請責任者の職氏名
    - (イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は活動種類
    - (ウ) 派遣地への最適経路
    - (エ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
- (3) 通信の途絶等により上記(2)の要請を求めることができない場合は、災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合、事後速やかに知事に対し所定の手続を行う。

## 2 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対し、災害派遣部隊の撤収を要求する。

なお、災害派遣部隊の撤収に当たっては、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ災害派遣要請の方法に準じて撤収の要請を県知事に連絡する。

## 3 派遣要請の範囲

- (1) 自衛隊が行う支援活動の主な内容は次のとおり
  - ア 被害状況の把握
  - イ 避難の援助
  - ウ 遭難者等の捜索救助
  - エ 水防活動
  - オ 消火活動
  - カ 道路又は水路の啓開
  - キ 応急医療、救護及び防疫
  - ク 通信支援
  - ケ 人員及び物資の緊急輸送
  - コ 炊飯及び給水
  - サ 物資の無償貸付又は譲与

シ 危険物の保安及び除去

ス その他

(2) 大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

#### 4 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

##### (1) 自衛隊との連絡、情報の共有

市災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行い、情報を共有する。

##### (2) 連絡員の派遣

自衛隊に対し市災害対策本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。この際、自衛隊の連絡所を設置するとともに、自衛隊連絡員に必要な受入れ準備を実施する。また、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ市の連絡員（現場責任者）を派遣し、迅速な措置がなされるよう対応する。

##### (3) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣部隊を受入れる際は、災害派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取り場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

##### (4) 災害派遣部隊の活動に必要な資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則派遣部隊が準備することとするが、被災現場で必要になった資機材等については、可能な限り市において調達し提供する。

##### (5) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請と同時に、事前に決めてあるヘリポートを自衛隊へも提供する。

##### (6) 災害派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の提供

自衛隊からの要請があった場合、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の提供を行う。この際、局地的かつ、小規模な災害における宿泊施設はトイレ、水道、電気等のインフラが整った既存の建屋の使用を可能な範囲で考慮する。

#### 5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、災害の事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由又は直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

## 6 災害対策基本法の改正に伴う自衛隊の権限の拡大

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 法第63から65条、第82条及び第84条関係)

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、(3)により除去した工作物等の保管、(2)の処分により通常生ずべく損失の補償及び、(4)の業務に従事した者に対する損害の補償について、所要の規定の整備を行っている。

## 7 消防及び自衛隊の相互協力

大規模災害に際し、情報交換、連携のための調整、消防職員の移動等については「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日消防救第3号、防運第153号通達）」及び「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について（平成8年2月7日消防救第27号）」に基づき行う。

## 8 災害派遣に伴う経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は下記を基準とする。

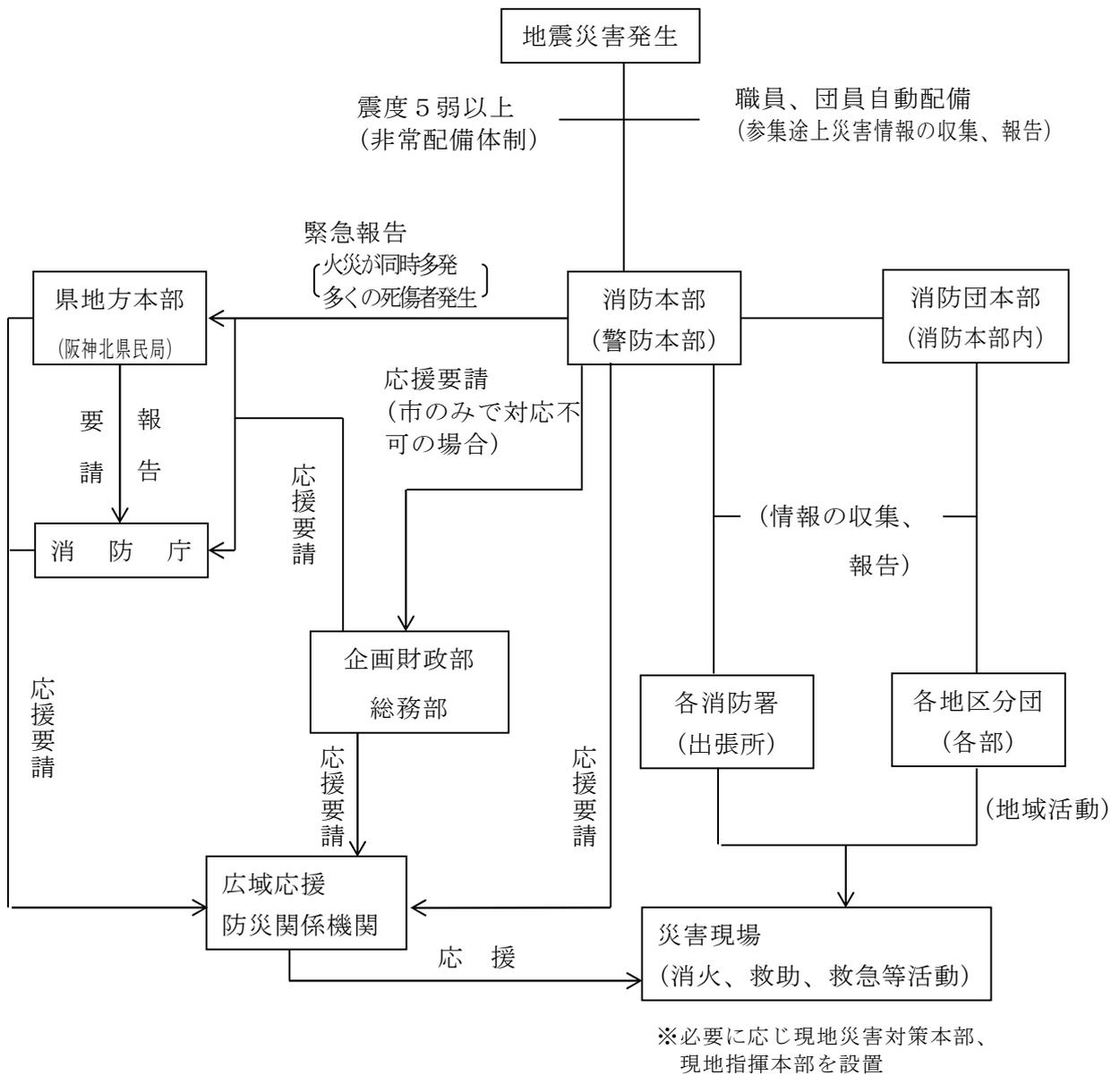
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して発生した（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
- (6) その他、救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義が生じる場合は、市と自衛隊で協議する。

## ■ 第 5 章 消防活動計画 ■

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団、自主防災組織

消防力を効率的に運用し、関係防災機関との連携を保持し、住民、事業所等の自主防災組織等との協力のもと、出火防止と初期消火の徹底を期するとともに、全機能をあげ避難の安全確保をはじめ、救急救助活動を行い、災害から住民の生命、身体及び財産を保護する。

[消防活動体系]



## 第1節 地震災害応急対策

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団

地震によって発生する災害の形態は、地震の強さ、地震の状況、都市形態、季節及び時刻等によって大きく影響される。従って、消防活動はその状況に応じた活動方策を講じる。

### 第1款 活動体制

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団

#### 1 初動体制の確立

##### (1) 災害対策本部の編成

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、消防本部に災害活動の総括本部として警防本部をおき、震災非常配備体制を発令、災害情報の収集、市災害対策本部との連絡調整等直ちに活動を開始する。

##### (2) 警防本部の初動措置

###### ア 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

###### イ 火災監視体制の確立

高所での見張りや巡視により被害状況の把握を行う。

###### ウ 震災非常配備体制の確立

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員及び団員は招集の命令がなくても直ちに所属に参集する。

###### エ 災害の状況により所属に参集が不可能な場合は、直近の参集可能な署所、分団詰所へ参集する。

###### オ 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

###### カ 医療機関の被災状況等の確認

多数の救急事案に備え、病院の被災状況及び搬送受入れの可否を確認する。

##### (3) 署隊の初動措置

###### ア 署隊の設置

警防本部のもとに各消防署に署隊をおき、各署隊の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集を的確に行う。

## イ 初動措置

各署隊は、震度5弱以上の地震の揺れを覚知した場合、又は警防本部から初動措置への実施の指令があった場合は、次の行動を順次実施する。

### (ア) 出火防止対策及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。また、庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

### (イ) 初動体制の確立

地震による消防車両等の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。また、人命救助用の資機材及び長時間の消火活動に対処するため、ホースの積載数を増やすなどの増強を図る。

### (ロ) 部隊の編成及び運用

各署隊は、勤務中の職員及び参集職員並びに参集団員をもって部隊を編成し、火災等の規模、状況、様相等により部隊を運用する。

### (ハ) 災害状況の調査

署所周辺の火災、救助、救急の発生状況及び周辺道路の通行障害の状況を調査する。なお、高所からの監視も可能な限り継続して調査を実施する。

### (ニ) 資機材等の確保

消防活動に必要な資機材及び燃料を確保する。

## 2 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次のとおり迅速的確な情報の収集に努める。

### (1) 情報の収集要領

消防署所は、初動措置に引き続き、指揮車、消防車、単車及び自転車等による巡回、その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、警防本部へ報告する。

### (2) 情報収集内容

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災又は人命にかかる情報を主体とし、次のとおりとする。

ア 火災の発生場所、程度及び延焼方向

イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況

ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度

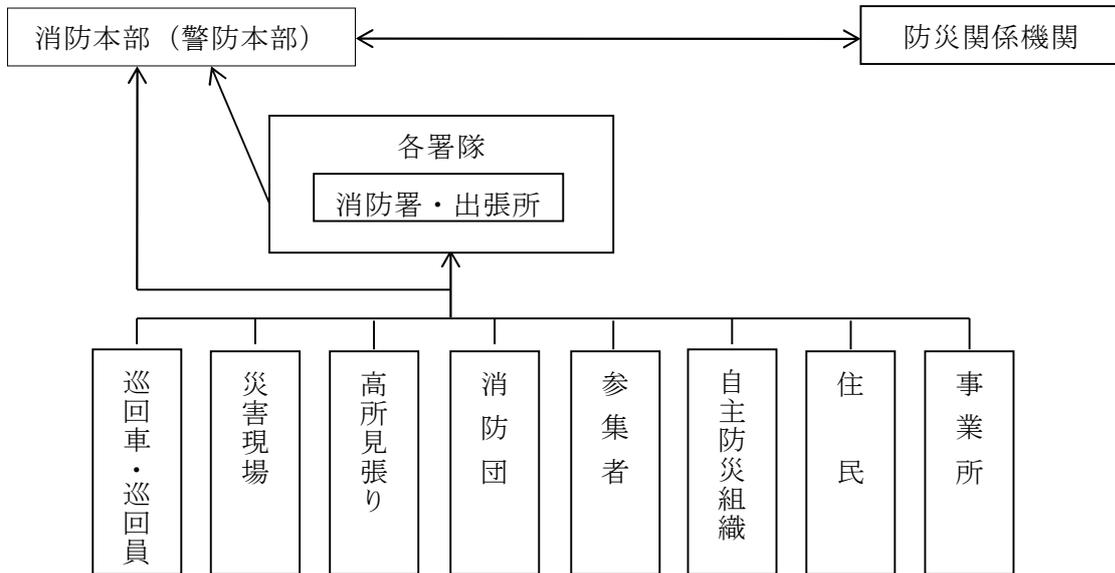
エ 家屋等の損壊状況

オ 河川、堤防の決壊状況

カ 道路、橋りょう等の被害状況並びに交通障害状況

- キ 重要対象物の被害状況
- ク その他消防活動上の必要事項

(3) 情報収集系統



3 火災防御活動

地震時に発生する火災の件数及び形態は、地震の規模、発生時刻の条件により大きく影響される。したがって、火災の防御活動は、状況により対応する。

(1) 一般的防御

地震時は、同時多発火災が予想されるので、原則としては火災の発見通報と同時に、最寄りの消防署所からそれぞれ消防隊を出動させ、可能な範囲で火災の早期鎮圧を図り、極力、延焼拡大防止を図る。

(2) 重点防御

同時多発火災の場合、延焼拡大の危険性の高い地域並びに住民の生命の保護に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。

(3) 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的に防御活動を行う。

(4) 避難地・避難路防御

地震火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難地・避難路確保に総力をあげて防御活動を行い、避難者の安全確保を図る。

4 現場指揮本部

災害現場には、効果的な消防活動を行うため現場指揮本部を設置する。

## 5 災害現場対策

災害現場では、効果的な消防活動を行うため、状況により適宜次のことを実施する。

- (1) 応急公用負担の実施
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 避難路の確保
- (4) 避難指示
- (5) 警察官がその場にはいない場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める時は、消防職員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。
- (6) 燃料の確保

災害防御の長期化に備え、燃料の調達を行う。

## 6 現場活動の原則

- (1) 災害現場における活動は人命の安全確保を優先する。
- (2) 二次災害の防止を図る。

## 7 部隊運用

災害が同時多発的に発生した場合は、すべての事案について警防本部で部隊の把握が困難となるため、部隊活動は一時的に隊長の判断により運用することができる。

## 8 応援要請

地震の発生により、消防活動において現有消防力で対応できないと判断される大規模な災害については、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき応援を要請する。

## **第2款 消防団の活動**

担当機関 市消防本部、市消防団

消防団は地域に密着した防災機関として現有人員及び装備を活用し、警戒防除及び消防活動にあたる。

### 1 震災時の活動等

#### (1) 消防団本部の設置

市域内で震度5弱以上の地震が観測された場合は、消防本部内に消防団本部を置き、警防本部と連携し、消防団の全機能を発揮できる体制とする。

(2) 出火防止

発災時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。

(3) 消火活動

管轄区域内での活動を原則とする。ただし、区域外に発生した火災に対する消火活動及び避難道路確保のための応急活動は、消防本部又は消防団本部の要請に応じ現場活動を行う。

(4) 消防部隊への応援

必要に応じ所轄消防署・所の消防部隊要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除及び消防部隊の応援にあたる。

(5) 情報の収集

参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、救助事象等災害の情報収集と報告及び消防団本部又は分団との指示命令の伝達等を行う。

(6) 応援救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所への搬送を行う。

(7) 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

### 第3款 住民及び自主防災組織の活動

担当機関 自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

## 第2節 危険物等の災害応急対策

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

### 1 消防法に定める危険物（石油類等）

(1) 危険物（石油類等）保管施設の応急処置

ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の緊急点検と出火等の防止措置。

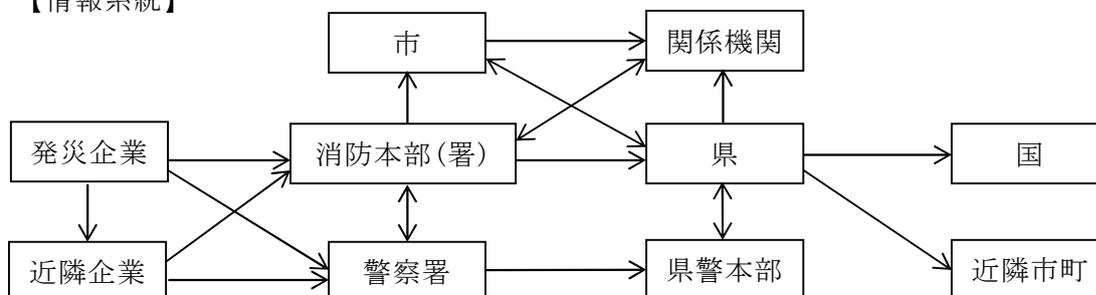
イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置。

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動。

## (2) 災害情報の収集及び報告

被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

### 【情報系統】



## (3) 災害広報

災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。

## (4) 避難

警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

## (5) 交通規制

道路管理者及び警察署は交通の安全、緊急輸送の確保のため必要に応じ被災地域の交通規制を実施する。

## 2 高圧ガス

### (1) 高圧ガス保管施設の応急措置

事業所及び防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

ア 状況により、設備を緊急運転停止。

イ 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却注水。

ウ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置。

エ 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定。

オ 状況により防災要員以外の従業員の退避。

カ 発災設備以外の設備の緊急総点検。

キ 交通規制措置。

### (2) 防災資機材の調達

ア 事業所による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。

イ 警察と連携して防災資機材の緊急輸送に協力する。

### (3) 被害の拡大防止措置及び避難

被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、必要に応じ避難の指示を行う。

## 3 毒物・劇物

### (1) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

事業所及び防災関係機関と連携し、毒物・劇物の性質に応じた対策を講じる。

ア 火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止を図る。

イ 大量放出・飛散に際しては、警察署等と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

### (2) 避難指示

必要に応じ避難の指示を行うとともに警戒区域を設定する。

## 4 放射性物質

### (1) 放射性物質取扱施設

放射性物質の漏出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各項の活動ができるよう措置する。

ア 施設の破壊による放射性物質の漏出、流出の防止を図る点検と緊急措置

イ 放射性物質の漏出、流出にともなう危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

ウ 関係機関との連絡

エ 災害時の報告、広報等

(ア) 放射性物質取扱事業所等における放射性物質に係る事故等の発生を確認した場合、その旨を県へ直ちに通報する。

(イ) 必要があるときは警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動等を実施する。

### (2) 核燃料輸送

放射性物質の輸送については、国際原子力機関（IAEA）が「放射性物質安全輸送規則」を定めており、わが国もこの規則に基づいて輸送の安全規制を実施している。

これにより輸送中に事故等に遭遇しても、容器の亀裂、破損等が生じないように設計されている。また、放射性物質を輸送する車両が火災、事故等に遭遇しても、ほとんどの場合は一般の車両火災等と同じように対応しても放射線障害が発生する恐れはない。

しかし、万一の輸送車両の火災等により輸送容器に亀裂等が生じ、放射性物質の漏洩等により、汚染や被ばくの恐れがある場合に対しては可能な限り被ばく線量を低減するため適切な処置を講じる。

〔放射性物質輸送時消防対策マニュアル（昭和63年3月消防庁）による〕

ア 消防活動の原則

事故の通報連絡により輸送車両の火災等の現場に到着した消防隊員は輸送物に応じて、放射性物質の輸送の実施について責任を有する者又は専門家（放射線取扱主任者等）から放射線防護上必要な情報、助言等の協力を得て必要な消防活動を実施する。

また、その協力を得ることができない場合は、放射線量の計測等災害状況の把握に努めるとともに、その情報を県等の関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

イ 広報活動

広報は、放射性物質にかかる事故が現場付近の住民等に影響を与える恐れがある場合、又は避難を必要とする場合等次の事項に留意し速やかに実施する。

(ア) 広報の範囲等

輸送責任者、専門家、警察官等の関係者と協議し、広報範囲を決定する。

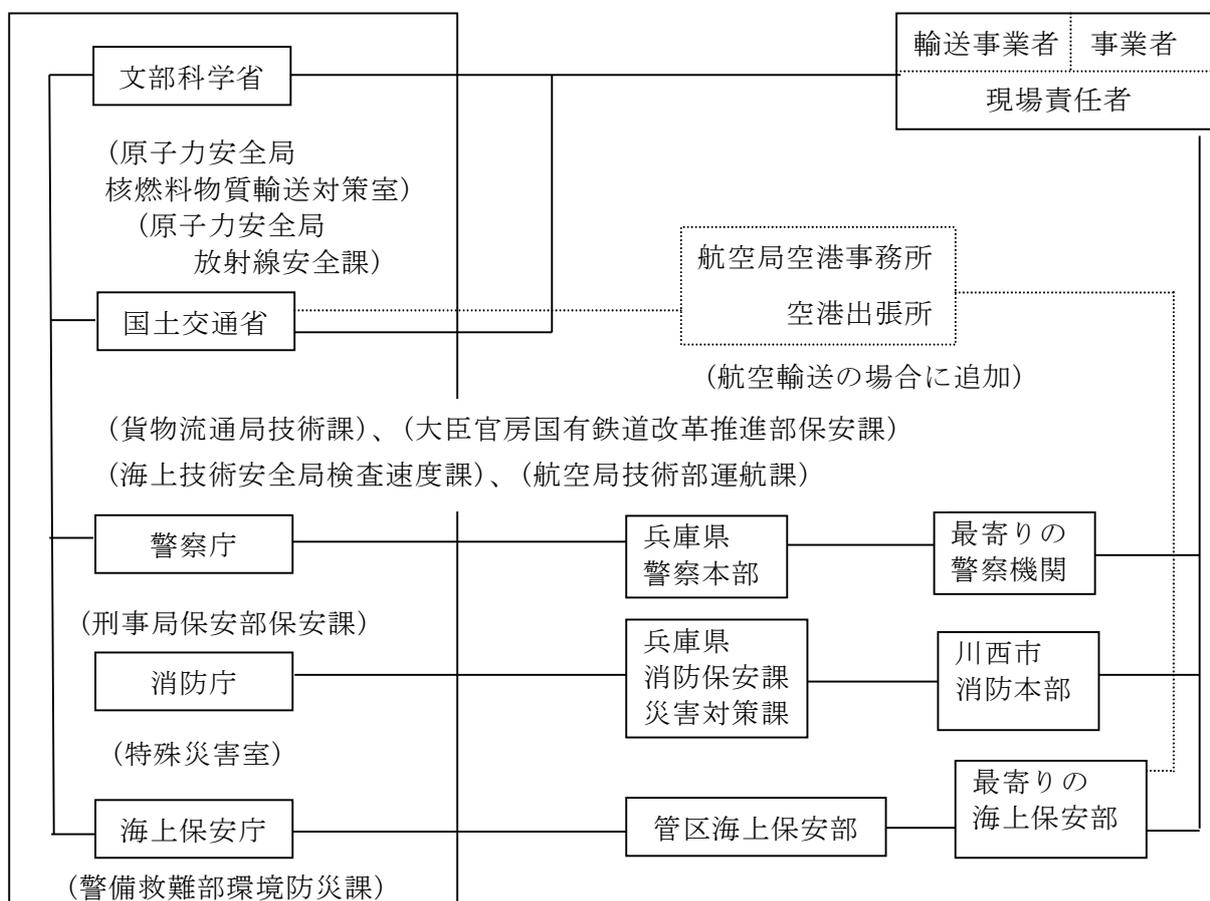
(イ) 広報のポイント

- a 事実を正確に伝えること
- b 簡潔、明確に伝えること
- c 必要な事項は省略せずに伝えること
- d あいまいな情報は慎むこと
- e 繰り返し行うこと

ウ 事故時の連絡体制（放射性物質輸送時消防対策マニュアルによる）

【輸送事故対策会議】

【事業者等】

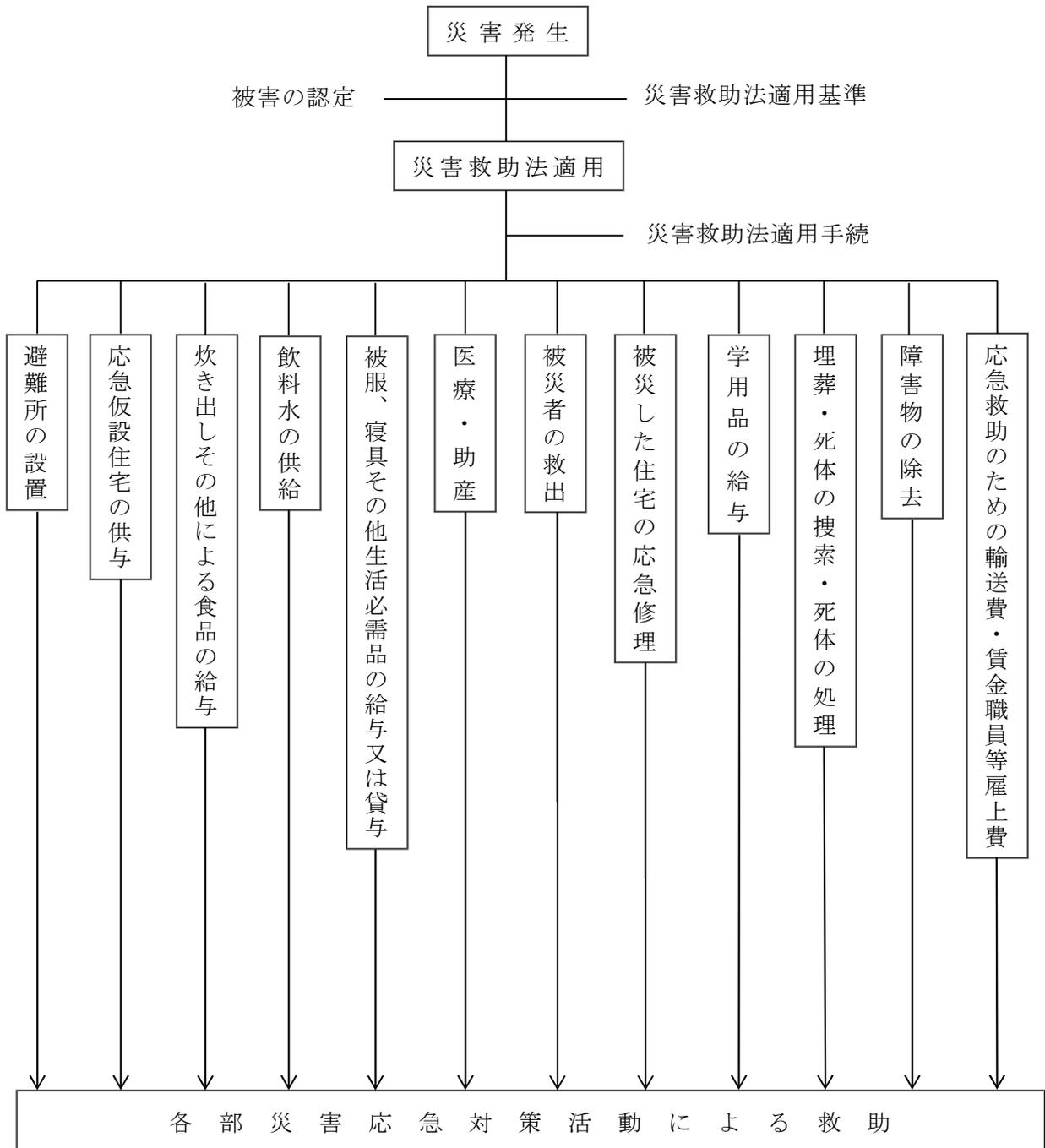


## ■ 第 6 章 災害救助法の適用計画 ■

担当機関 市企画財政部、市総務部

市域内に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用することにより応急的、一時的な救助を行うための計画である。

〔災害救助法の適用体系〕





## 1 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

## 2 救助の実施機関

(1) 県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。

ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

## 3 災害救助法の適用基準

市域内において、原則として同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合に適用される。また、基準世帯数の算定については「全壊・全焼」は1世帯、「半壊・半焼」は2分の1世帯、「床上浸水」は3分の1世帯として算定する。

(1) 市域内の人口が10万人以上30万人未満の場合、住家滅失世帯数が100世帯以上のとき（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

(2) 県下の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が50世帯以上のとき（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

(3) 県下の住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救

助を必要とすること

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※ 基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

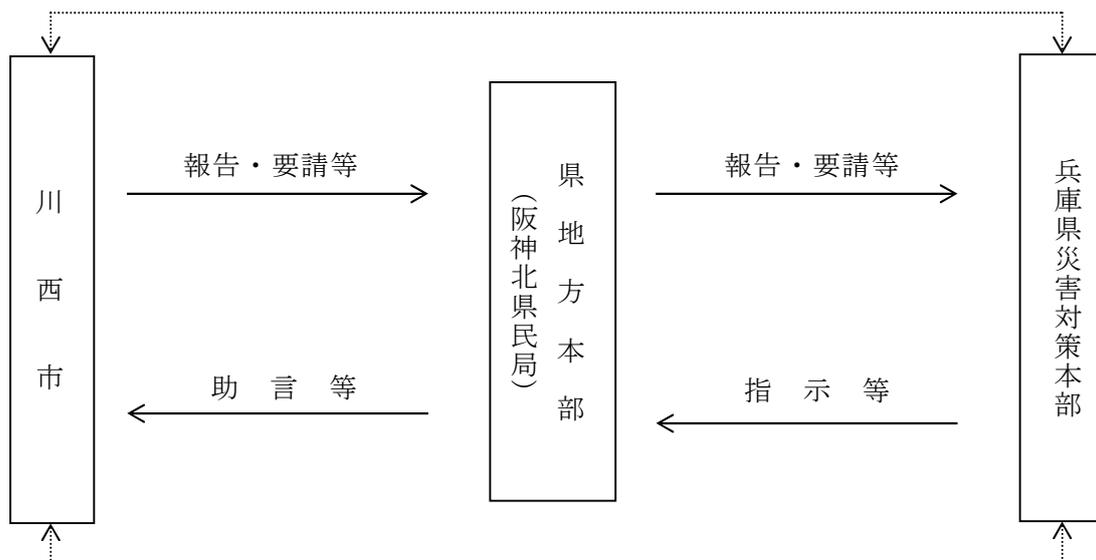
#### 4 災害の被害認定基準

人的被害及び住家の被害の認定にあたっては、「資料編 資料－１９」のとおり。

#### 5 災害救助法の適用手続

市長は災害の規模が災害救助法に定める基準に該当又は該当する見込みがある場合は次の報告系統により被害状況等を知事に報告する。

[報告系統図]



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

#### 6 災害救助法等による費用等

救助法による費用の限度額等については「資料編 資料－２０」のとおり。

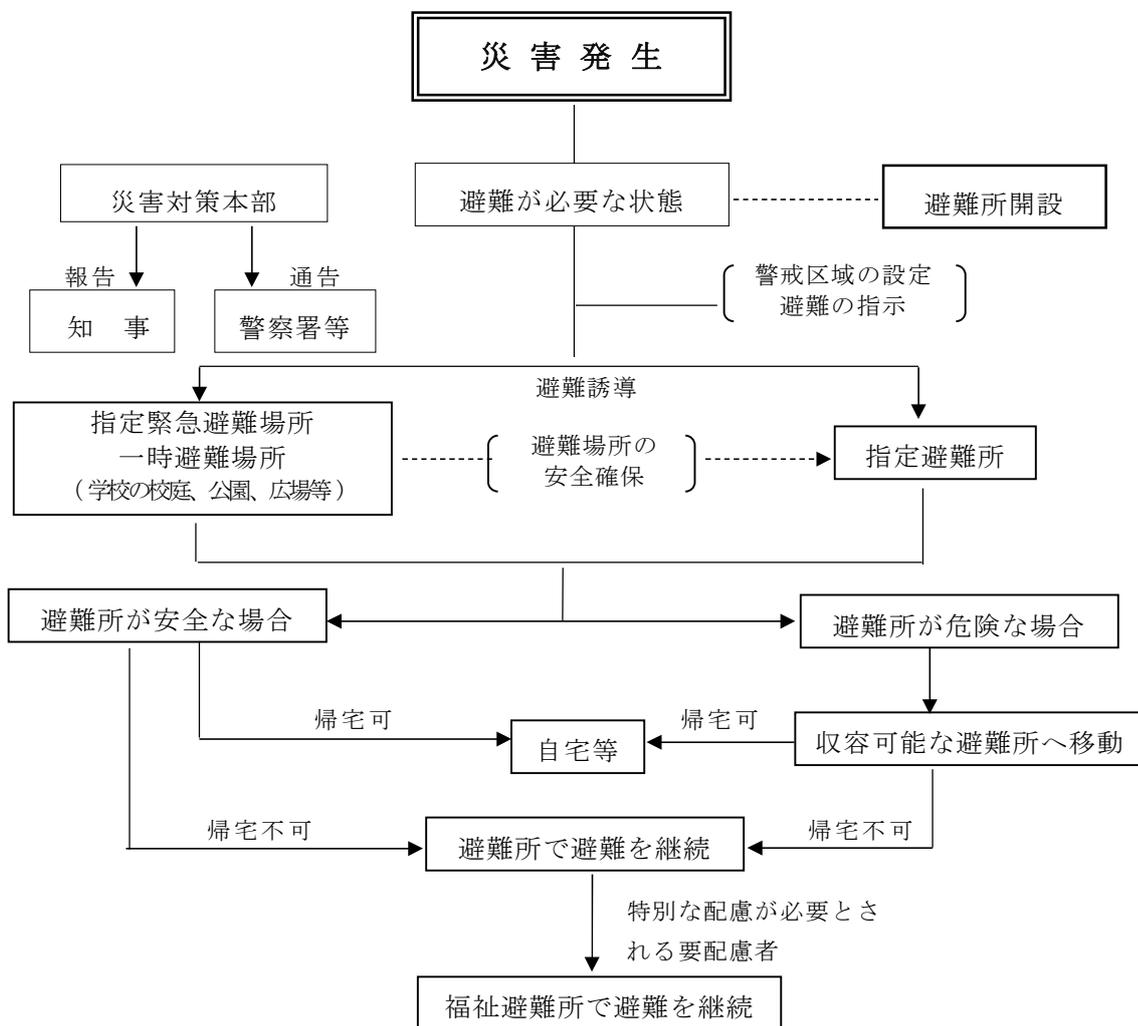
# ■第7章 救援・救護活動計画■

## 第1節 避難計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市消防本部、各公民館

災害による避難の指示及び避難所の開設等は、この計画による。

[避難計画の体系]



## 第1款 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市消防本部

### 1 指示等の概要

	種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル3	高齢者等避難	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を行うことが予想される場合。	1 指示者 2 高齢者等が避難を開始すべき理由 3 危険地域 4 携行品その他の注意	1 テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線（チャイム音と音声）、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 2 必要に応じ上記を併用する。
警戒レベル4	避難指示	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合。又は人的被害が見込まれる場合。	1 指示者 2 避難理由 3 避難場所 4 避難経路 5 避難後の当局の指示連絡等	高齢者等避難に同じ。ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	河川の決壊や土砂災害の発生等を把握した場合。	避難指示に同じ	避難指示に同じ

### 2 指示の基準

(1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の指示を行う。

土砂災害については、土砂災害警戒情報が発表されたときなど。また、急を要する場合は立ち退きを指示する。

(2) 避難の指示を行うときは可能な範囲において警察及び防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 市長は防災対策上又は被災状況により立ち退きを指示することができない状況にあるときは、警察官に要請する。

(4) 市長は立ち退きを指示したとき、速やかに知事に報告するとともに、警察等関係機関に通報する。

(5) 市長は避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を住民等に周知するとともに知事に報告する。また、指示を行ったときに通報した関係機関にもその旨を通報する。

### 3 指示の実施責任機関等

避難のための立退きの指示はそれぞれの定めにより、次の者が行う。

実施責任者	災害の種類・内容	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般 市長が指示する暇がないとき 又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	同上	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	高潮・洪水	水防法第29条
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は 災害の状況により特に急を要する場合で 、警察官が現場にいない場合に限り、避難 の指示を行うことができる。	自衛隊法第94条

※ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事が避難の全部又は一部を市長に代わって実施する。（災害対策基本法第60条）

※ 警察官又は海上保安官は市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は要請があったとき避難の指示をすることができる。

この場合はその旨を直ちに市長に通知する。（災害対策基本法第61条）

(参考)

「指示」とは、危険が切迫している場合等に発するもので、住民等を避難のために立ち退かせる行為である。ただし、「指示」に従わなかった者に対する直接強制権や罰則規定はない。

### 4 指示の内容

避難の指示を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

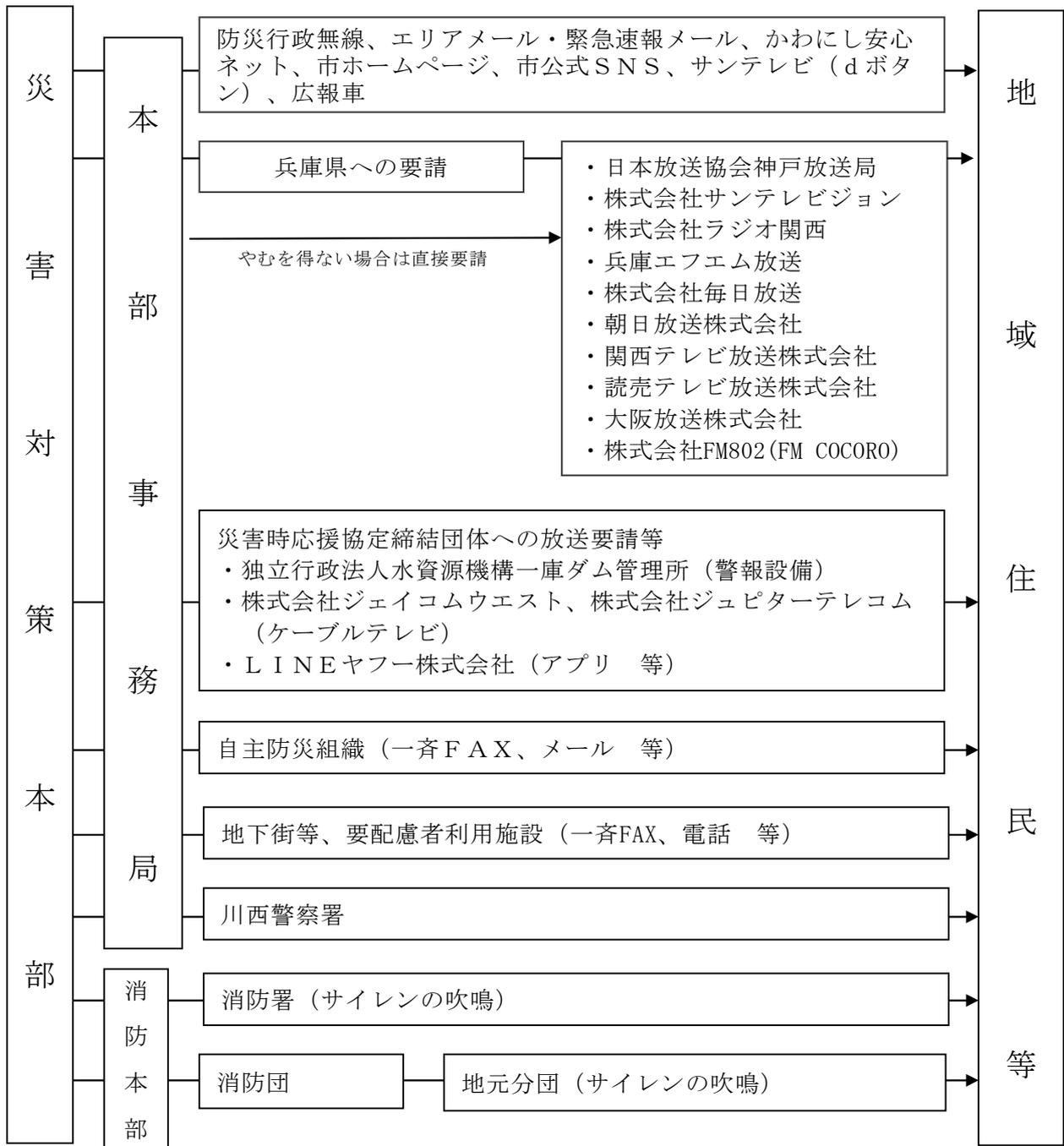
- (1) 避難の指示が出された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の携行品、服装等
- (4) 避難行動における注意事項

### 5 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達

- (1) 避難指示等の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホーム

- ページ、市公式SNS、サンテレビ（dボタン）、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。
- (2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）に基づき、当該避難指示等の内容についてやむを得ない場合を除き、県を通じて放送を要請する。
- (3) 必要に応じ、次の災害時応援協定締結団体に放送要請等を行う。
- ア 「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」に基づき、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いた音声放送を要請する。
- イ 「災害時等の緊急放送に関する協定」に基づき、ケーブルテレビでの放送を要請する。
- ウ 「災害時における情報発信等に関する協定」に基づき利用できるアプリ等を活用し、情報伝達を行う。
- (4) 自主防災組織には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX、メール等による情報伝達を行う。また、必要に応じて地域団体の連絡網を活用する。
- (5) 浸水想定区域内に位置する地下街等、浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX若しくは電話による情報伝達を行う。
- (6) 必要に応じ個別訪問を実施し、避難指示等の徹底を図る。

〔伝達経路〕



6 指定避難所以外での避難者への対応

在宅避難者や車中泊避難者等、指定避難所以外の避難者に対しても状況を把握し、物資や保健医療サービスの提供等、適切な支援に努める。

## 第2款 警戒区域の設定

担当機関 市企画財政部、市総務部

1 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

### 2 規制の内容

(1) 警戒区域内への立入りの制限、若しくは禁止。

(2) 警戒区域内からの退去措置。

(3) 退去後の措置。

住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防火、防犯等のためのパトロールを実施する。

(4) 市長は被災状況等により警戒区域を設定することができない状況にあると認められる場合、警察官に要請する。

(5) 警戒区域の設定に当たって必要な措置は、警察署の協力を得て実施する。

(6) 警戒区域の設定権等

ア 災害全般について

(ア) 市長又はその委任を受けて市長の職務を行う市の吏員（災害対策基本法第63条）

(イ) 警察官（災害対策基本法第63条）

(ウ) 海上保安官（災害対策基本法第63条）

(エ) 自衛官（災害対策基本法第63条）

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた職員を含む）が災害現場に居ないとき又は市長から要請があったとき、その権限を行使することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その権限を行使できる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。

## 第3款 避難誘導

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市各公民館

### 1 基本的事項

(1) 避難誘導に当たっては警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て組織的な避難誘導を図るほか、平時から避難経路の安全性の向上を図る。

- (2) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、可能な限り自主防災組織等地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 避難誘導を担当する教育推進部、こども未来部、各公民館、福祉部、健康医療部の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部、健康医療部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。
- (4) あらかじめ予定していた避難所が危険と判断されるとき、又は到達が困難なときは、近くの公園、広場等に一時避難し、安全を確認したのち移動する。
- (5) 避難は原則として徒歩とする。ただし、歩行困難者等にあつては、自動車等を適宜使用する。

## 2 避難の準備

避難に当たっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 火気、危険物等発火の危険があるものの出火防止措置。
- (2) 工場等事業場にあつては、災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置。
- (3) 避難するときは過重な物品の携行を避け、貴重品、必要最小限の食料、水、日用品、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行。
- (4) 必要に応じて防寒具、雨具等の携行又は着用。
- (5) 避難者は、自らの避難先、連絡先等の掲出や災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）などにより、安否情報の発信に努める。

## 3 避難の順位

緊急避難の必要がある地域、施設等からの避難を最優先に行い、また、対象者の順位は次のとおりとする。

第1順位……避難行動要支援者及び介護者

第2順位……上記以外の住民

第3順位……防災活動従事者

## 4 避難者の誘導

避難者の誘導にあつては次の事項に留意する。

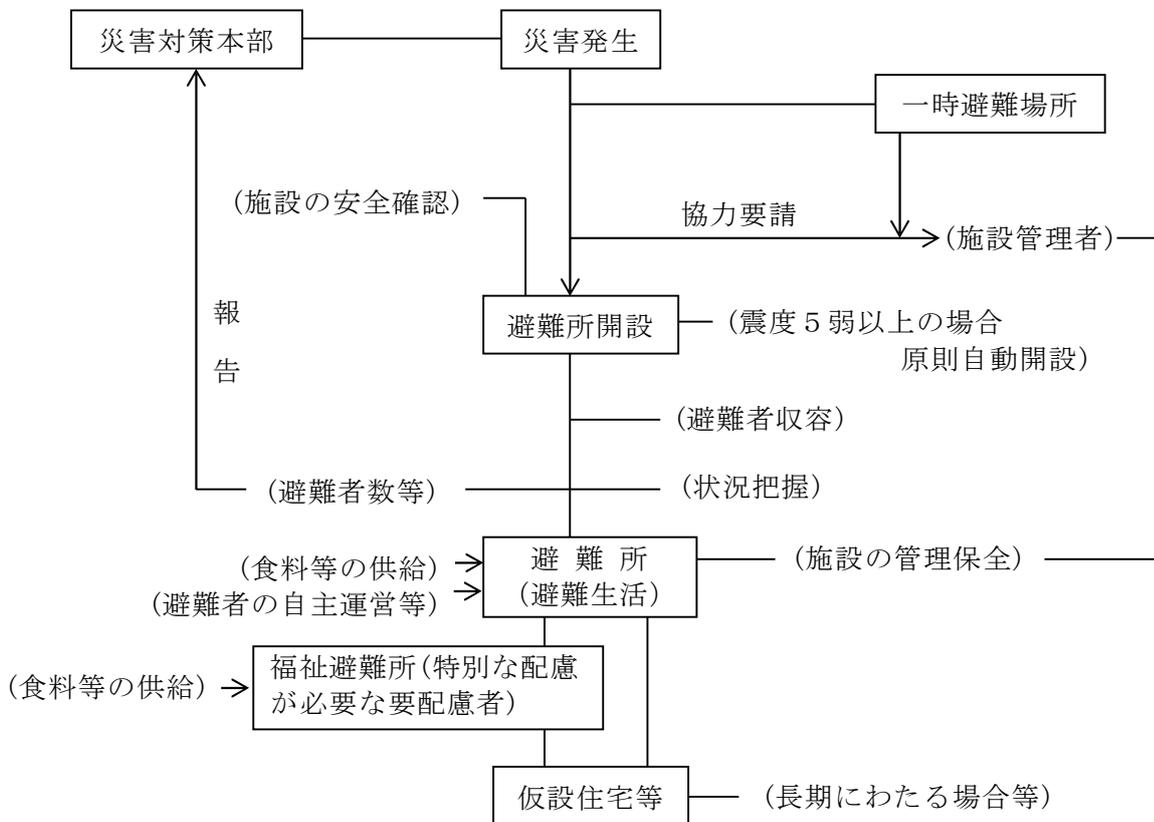
- (1) 最も安全かつ最短な経路を指示する。
- (2) 避難経路の途中で危険箇所があるときは明確な表示を行い、避難者にあらかじめ伝達する。
- (3) 特に危険な箇所については誘導員を配置し、危険箇所を避けて誘導する。
- (4) 夜間においては照明器具を携行した誘導員を配置する。

- (5) 必要に応じて誘導ロープ等を使用し、安全を確保する。
- (6) 誘導員は出発時及び到着時等人数の確認を行う。
- (7) 避難開始とともに、警察官、消防団員等の協力を得て現場の警戒を実施し、危険防止、その他必要な措置を行う。

#### 第4款 避難所の開設

担当機関 市市民環境部、市福祉部、市子ども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市各公民館

[避難所開設運営体系]



##### 1 避難所の開設

- (1) 避難所の開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設する。  
被害状況からさらに避難所開設が必要な場合は、「災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定書」「災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定書」「災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定書」に基づき民間施設等を避難所として開設することとする。
- (2) 避難指示等を発令する場合又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。

- (3) 防災指令第1号に該当する場合は、原則として避難所として指定している公共施設を自動的に開設することとする。
- (4) 避難所の開設に当たっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。
- (5) 災害発生直後の開設は、教育推進部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。
- (6) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。ただし、緊急を要する場合は、教育推進部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。
- (7) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を情報システムに入力する。なお、情報システムに入力できない場合は「様式編 様式-19～22」により総務部に報告する。
- (8) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や、道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (9) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他市町への避難を行うこととする。

## 2 避難所の運営

- (1) 避難所全体の管理及び運営は教育推進部が行う。
- (2) 避難所の施設、設備等の管理に際し、施設管理者等関係者と緊密な連携をとり管理保全に留意する。
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害で、兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時においては、7日以内を原則として教職員が避難所の管理運営業務に従事する。この場合、避難者の状況把握や避難所の管理運営業務等について十分連携を図るものとする。
- (4) 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、避難者が自主的かつ秩序ある避難生活ができるよう配慮する。
- (5) 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談できる体制の構築等に努める。
- (6) 避難生活の状況によって保健、衛生面のほか、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から避難者の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。
- (7) 避難所に収容されている避難者に各種情報を提供する。

- (8) 教育推進部長は、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食料、飲料水等の供給を行う。なお、食料については、アレルギー等に注意を払う。
- (9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者は、必要に応じて福祉避難室に収容する。福祉避難室で生活が困難である場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状況を伝え、福祉避難所の開設を要請する。
- (10) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。
- (11) 感染症対策として、感染症患者のための隔離スペースを設ける。
- (12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。
- (13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。

### 3 在宅・車中泊避難者等の対応

- (1) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努める。
- (2) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対して提供するよう努める。
- (3) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

### 4 愛玩動物の避難所

- (1) 愛玩動物の避難所は、原則避難所敷地内の屋外部分に設置する。
- (2) 愛玩動物の避難所を屋内部分に設置する場合は、施設管理者の了解のもと、空き部屋などを活用し、他の避難者との居住空間を適切に住み分けを行う。
- (3) 愛玩動物については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食料等）の確保、健康管理等を行い、迷子札やマイクロチップの装着など適切な管理を行う。

## 5 福祉避難所の開設

- (1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を開設する。
- (2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。
- (3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努め、責任者は福祉部庶務班に報告する。福祉部庶務班は避難者数及びその他必要事項を情報システムに入力する。なお、情報システムに入力できない場合は「様式編様式－19～22」により総務部へ報告する。

## 6 福祉避難所の運営

- (1) 福祉避難所の運営については、別に定める「川西市福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、各種団体等の協力を得て受入れ対象者に配慮するなど円滑に運営する。
- (2) 教育推進部、各地区対策班長及び避難所責任者と連携し、福祉避難所での生活に必要な物資の提供、食料、飲料水等の供給を行う。
- (3) 福祉避難所の運営に当たっては、避難者が必要とする配慮が実施された避難生活ができるよう環境を整える。
- (4) 避難生活の状況によって保健、衛生面のほか、文化面など幅広い観点から避難者の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。
- (5) 福祉避難所の施設、設備等の管理に際し、施設管理者等関係者と緊密な連携をとり管理保全に留意する。
- (6) 福祉避難所に収容されている避難者に各種情報を提供する。
- (7) 福祉避難所全体の管理及び運営は福祉部が行う。
- (8) 福祉避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。

## 7 一時避難場所

地域の自治会や自主防災組織などが指定する、地震や大規模火災などの災害時に危険を回避するため、一時的に避難する場所として地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。

本市は、一時避難場所を指定した地域の自治会や自主防災組織などに対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。

標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料－35」のとおり。

## 8 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・運営費、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物・器物等の使用料、器物の借上費、光熱水費、仮設炊事場、仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料－20」のとおり。

## 第5款 広域避難（広域一時滞在）

### 1 県内における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災者数、その他必要な事項を示し、県内の他市町に避難者の受け入れを協議する。

### 2 県外における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し具体的な被災状況、受け入れを希望する被災者数、その他必要な事項を示し、他の都道府県と避難者の受け入れについて協議するよう求める。

### 3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在有の受け入れ

市長は県内の他市町又は他の都道府県から被災住民の受け入れについて、直接又は県より協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとする。

#### 4 原子力災害に係る広域避難対策

原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。

避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。

## 第2節 給水計画

担当機関 市上下水道局

### 第1款 応急給水

災害により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。なお、本給水計画に記載がない詳細事項については、市上下水道局で策定している「川西市上下水道危機管理行動指針並びに地震対策マニュアル」に基づき対応する。

#### 1 水源

浄水場、配水場、耐震型緊急貯水槽等の水道施設の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

#### 2 給水量及び給水

災害時応急給水目標については以下のように、一日あたりの必要給水量を推定し、水源の補給量を確保するとともに、水量が不足する場合は、応援給水を求める。

また、地震による水道災害時においては「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して応援活動を行う。

なお、給水の方法については、給水車及びポリタンク、給水ビニール袋等を使用し、応急的に給水し、震災時には被害状況に応じて、市内各所に応急給水拠点を設けて給水するとともに、人命救助を担う病院、救護所等については、最優先で給水するよう配慮する。

また、給水に係る時間や場所等について広報に努めることとする。

時系列 内容	期 間	1人当水量(ℓ/人・日)	水量の用途内訳	給水方法と応急水量の想定
第1次 給水	地震発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量	クワ車・給水ビニール袋で給水 1km以内
第2次 給水	4日目から10日目まで	20	調理、洗面等最低限生活に必要な量	配水幹線の仮設給水から給水 250m以内
第3次 給水	11日目から20日目まで	100	不便であるが生活可能必要量	仮設配管の仮設給水栓から給水 100m以内
第4次 給水	21日目から28日目まで	250	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水や共用栓から給水

### 3 応急給水用機器材

応急給水用機器材の現有状況は以下のとおりであるが、必要に応じ調達する。

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 給水タンク積載用車両 2 t 車             | 1 台     |
| (2) 加圧給水車 (2 m <sup>3</sup> )    | 2 台     |
| (3) ポリ容器タンク (18ℓ)                | 650 個   |
| (4) 給水ビニール袋 (5ℓ)                 | 1,200 枚 |
| (5) ポリバケツ (45ℓ)                  | 300 個   |
| (6) 地下式消火栓給水装置                   | 4 台     |
| (7) 給水タンク (2 m <sup>3</sup> )    | 2 個     |
| (8) 組立式給水タンク (1 m <sup>3</sup> ) | 4 基     |

### 4 緊急時の飲料水

#### (1) 緊急遮断弁設置等による飲料水の確保

震度5以上の地震災害の際は、水道管が破損し、配水池からの貴重な水が流出しないように、応急給水拠点に近接する配水池11箇所に「緊急遮断弁」を設置し、水を送ることを自動的に停止することで緊急用の水量を確保する。

また、貯水槽を設置し、緊急時の飲料水を確保しておく。これらにより、断水時には応急給水に使用するものとする。

#### ア 緊急遮断弁設置配水池

滝山(2号池)・湯山台・萩原台(1号池)・清和台(2号池)・緑台高区(2号池)・大和高区・一庫中区・けやき坂高区・けやき坂低区・大和低区(1号池)・山原配水池(2号池) 計14,350 m<sup>3</sup>

#### イ 貯水槽設置箇所

久代小学校グラウンド・市民体育館駐車場・北消防署駐車場・キセラ川西せせらぎ公園 計400 m<sup>3</sup>

#### (2) 応急給水拠点

応急給水を行う拠点として次のとおり設定する。

#### ア 北陵小学校グラウンド(丸山台1-3-2)

- イ 東谷小学校グラウンド（見野2-30-1）
- ウ 市民運動場（向陽台1-11-2）
- エ 清和台南小学校グラウンド（清和台西5-1-2）
- オ 明峰小学校グラウンド（萩原台西3-242）
- カ キセラ川西せせらぎ公園（火打1）
- キ 久代小学校グラウンド（久代3-27-9）

### 5 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、上下水道事業管理者と協力して知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長は上下水道事業管理者と協力して行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

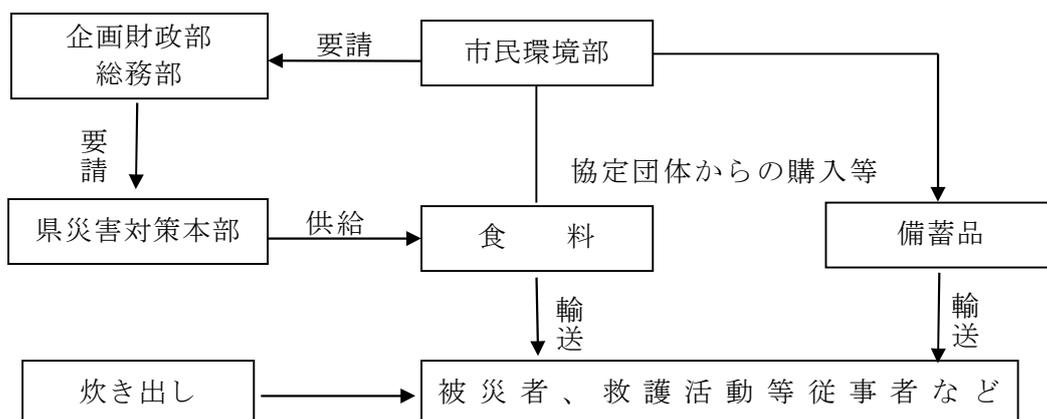
※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 第3節 食料供給計画

担当機関 市市民環境部

災害時における被災者及び救助、救護活動等作業従事者に対する食料の供給は、本計画の定めるところによる。なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食料・物資供給マニュアル」に基づき対応する。

### 【食料供給の体系】



## 第1款 食料の供給

食料の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食料を優先的に使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、総務部を通じて県に対し食料の供給のあっせんを要請する。また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき食料の確保と安定供給など食料調達対策を講じる。

応援協定締結団体

団体名	所在地	連絡先電話番号等
川西市商工会	川西市出在家町1-8	電話 759-8222 FAX 759-8010
生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5-1	①電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) ②電話 078-856-1310 (ネットワーク推進統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進統括) ※第一地区活動本部が不通のとき
株式会社 ダイエー	吹田市江坂町 1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838
株式会社 阪急オアシス	豊中市岡上の町 2丁目2-3	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506
合同会社西友 ①川西店 ②多田店	①川西市栄町16-8 ②川西市緑台5丁目 1-108	①電話 757-1000 FAX 757-7314 ②電話 793-0331 FAX 793-0742
イオンリテール株 式会社近畿・北陸 カンパニー	大阪市福島区海老江 1丁目1-23	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200
株式会社ほっかほ っか亭総本部	大阪市北区鶴野町 3-10	電話 06-6376-8099 FAX 06-6376-8135

### 1 対象者

- (1) 食料の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、被害を受けたため縁故先への一時避難者など。
- (2) 救助・救護活動等に従事する者。

### 2 供給

- (1) 供給の方法は避難所に収容された被災者にあつては、避難所ごとに、また炊事ができない在宅被災者等には、避難所又はその都度指定した場所で供給することを原則とする。
- (2) 自ら受け取りに来ることができない要配慮者等への供給は、近隣の住民、災害ボランティア等の協力を得る。

(3) 避難所の責任者は、当該避難所及び在宅避難者の人数を確認するとともに要配慮者に配慮する。

(4) 医療施設、社会福祉施設等の入所者の給食は災害時給食ネットワーク（伊丹健康福祉事務所）の協力を得る。

### 3 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、災害の状況に応じて避難所又は被災地に最も至便な場所に設置し、実施要員は市民環境部を中核として行い、状況によっては川西地区赤十字奉仕団及び川西地区給食研究会など民間団体、その他各種地域団体等の協力を得て実施する。

### 4 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
炊出しその他による食品の給与	金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	救助対象の詳細 1 避難所に収容された者（車中泊を含む） 2 住家の被害が全壊・全焼、流出・半壊・半焼又は床上浸水であって、炊事のできない者 3 ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者 4 人件費は別途計上

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 5 兵庫県へのあっせんの要請等

県に対し、食料の供給のあっせんに要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な食料の品目及び数量
- (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

## 第2款 食料の輸送

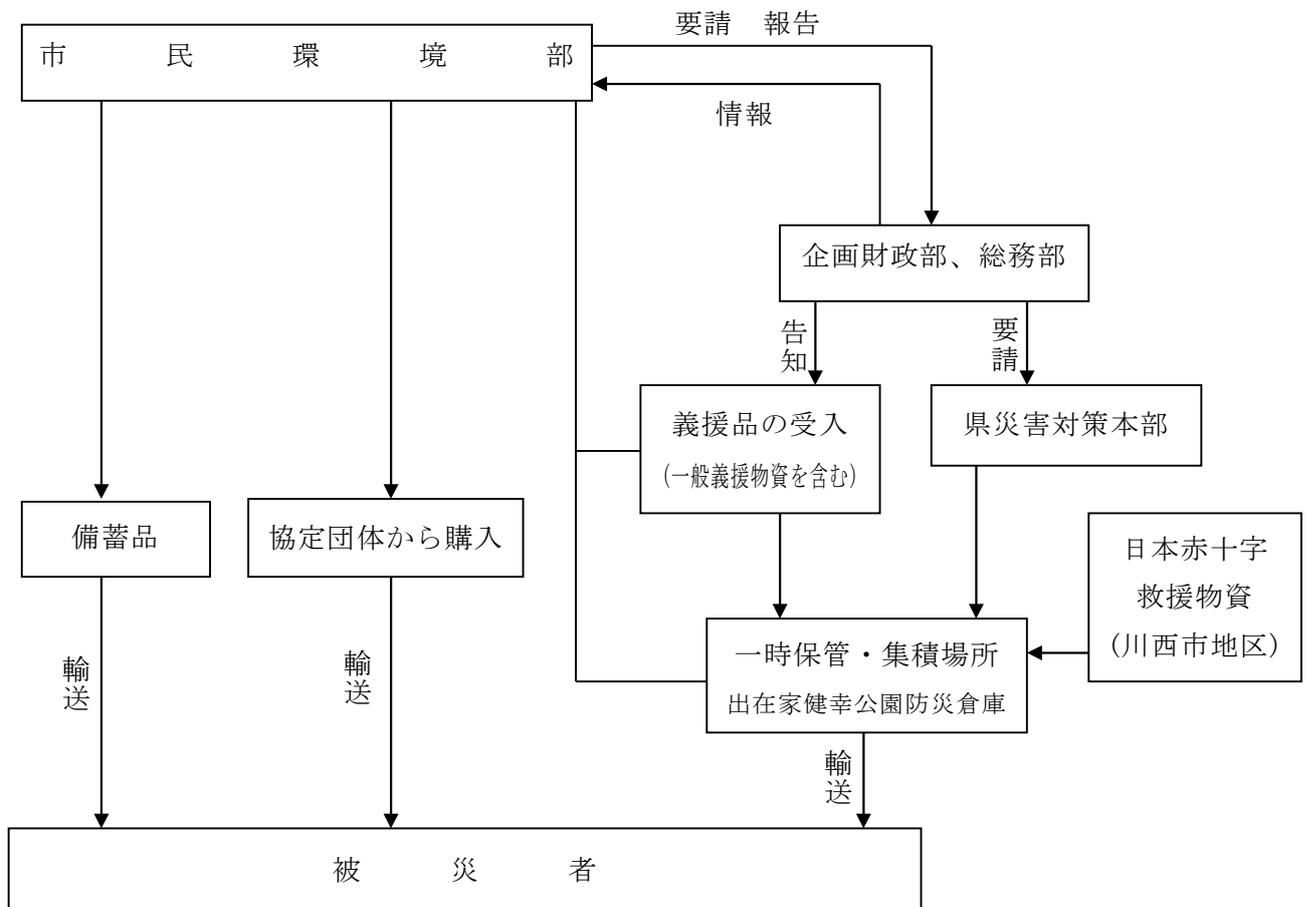
食料の輸送に当たっては、市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、食料取扱業者から調達する場合にあつては配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼する。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や身体障がい者等の在宅被災者に配慮するとともに、地域コミュニティ、近隣住民、災害ボランティア等の支援を要請する。

## 第4節 物資供給計画

担当機関 市市民環境部

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食料・物資供給マニュアル」に基づき対応する。

〔物資調達、供給体系〕



## 第1款 物資の供給

物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的に使用する。備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は総務部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。

また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時におけるダンボール製品の確保に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。

### 応援協定締結団体

団体名	所在地	連絡先電話番号等
川西市商工会	川西市出在家町1-8	電話 759-8222 FAX 759-8010
生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5-1	①電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) ②電話 078-856-1310 (ネットワーク推進統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進統括) ※第一地区活動本部が不通のとき
イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー	川西市多田桜木 1丁目4-1	電話 072-793-4811
株式会社 阪急オアシス	豊中市岡上の町 2丁目2-3	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506
合同会社西友 ①川西店 ②多田店	①川西市栄町16-8 ②川西市緑台5丁目 1-108	①電話 757-1000 FAX 757-7314 ②電話 793-0331 FAX 793-0742
セッツカートン株式会社	伊丹市東有岡5丁目 33	電話 782-6701 FAX 772-1682
イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	大阪市福島区海老江 1丁目1-23	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200
林株式会社	川西市下加茂 1丁目579-1	電話 759-7151 FAX 759-6350
リ・レント有限公司	伊丹市荒牧南 3丁目8-33	電話 777-1110 FAX 777-8500
株式会社ユニオンアル ファ	加古川市野口町坂元 329-60	【連絡窓口】 伊丹市鴻池6丁目15-26 ダスキンレントオール伊丹イベントセンター 電話 072-780-5110
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町 2丁目6-10	電話 093-521-5155 FAX 093-521-1694
ロイヤルホームセンター 株式会社	大阪市北区堂島浜 2丁目1-29	電話 06-6796-6653 FAX 06-4796-6686
株式会社ダスキン川西	川西市加茂2丁目 4-21	電話 771-0101 FAX 771-2301
コーナン商事株式会社	大阪市淀川区宮西原 2丁目2-17	電話 06-6397-1621 FAX 06-6397-1650

## 1 対象者

物資の供給対象者は住家の全・半壊（焼）、流失等により、被服、寝具、日用品等の生活上必要な最低限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに供給する。

## 2 供給

避難所に収容されている被災者及び在宅被災者への物資の配分は、被害の実情に応じて対応するとともに要配慮者等に配慮する。

## 3 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	災害により、住宅に被害（床上浸水以上）を受けた者。被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者。被服寝具その他生活必需物資ないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	被災者からの聴取により、被害区分等に応じた費用内で必要な者を把握し、配分表等を作成して現物を支給する。

※費用の限度額については「資料編 資料－20」のとおり。

## 第2款 物資の輸送

物資の輸送については物資の種類、緊急度等を勘案するとともに、緊急輸送のための車両等については市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両などにより対処する。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や身体障がい者等の在宅被災者に配慮するとともに、場合によっては地域コミュニティ、近隣住民、災害ボランティア等の支援を要請する。

## 第3款 救援物資の受入れ

災害時に企業、団体等から拠出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。

救援物資の一時保管、集積場所は原則として出在家健幸公園防災倉庫を充てるが、大規模災害時には総合体育館や市民体育館など新たな集積場所を確保する必要がある。また、救援物資の保管場所等のレイアウトについて事前に決定しておく必要がある。

#### **第4款 救援物資の要請**

##### **1 兵庫県へのあっせんの要請**

県に対し物資の供給あっせんを要請するときは次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

##### **2 報道機関への協力の要請**

新聞、テレビ等報道機関の協力を得て救援物資の供給を要請するときは必要とする物資の内容、数量、送付先及び送付の方法などを明確に定めて行う。

また、物資が充足した時の要請の打ち切りは報道機関を通じて行う。

### **第5節 被災宅地対策計画**

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な処置を講ずるよう宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

## 第6節 住宅対策計画

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害により住宅を失い又は破損し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難となり、自らの資力をもってしても対応できない者に対する住宅の対策は本計画の定めるところによる。

### 第1款 応急仮設住宅

#### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
応急仮設住宅の設置	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	着工期間 災害発生の日から20日以 供与期間 供与の日から 2年以内	1 平均一戸あたり6,775,000円以内。 2 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置可能。

※費用の限度額については「資料編 資料-20」のとおり。

(1) 応急仮設住宅の建設用地は、市内の公園等を予定するが、災害の状況に応じて公共用地等に必要な戸数を確保する。

※応急仮設住宅建設用地予定地については「資料編 資料-3」のとおり

(2) 応急仮設住宅の構造

要配慮者等の入居者の状況や利便性について可能な限り配慮する。

(3) 応急仮設住宅での生活環境の政策

応急仮設住宅の政策とあわせて集会施設（ふれあいセンター）等を整備し、地域での自主的な組織づくりを支援する。

#### 2 公営住宅等の空家確保

市営住宅、県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、（独）都市再生機構等の所有する住宅の空き家を確保する。

### 3 応急仮設住宅の入居基準

災害の規模に応じて被災者の資力、その他生活条件を十分考慮するとともに避難行動要支援者に配慮した基準とする。

### 4 応急借上げ住宅（みなし仮設住宅）の供給

被災者用応急住宅として、公営住宅・公的住宅等が不足する場合には、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げ提供する。

## 第2款 被災住宅の応急修理

### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理。 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 災害発生の日から10日以内 2 災害発生の日から3カ月以内	

※費用の限度額については「資料編 資料-20」のとおり。

### 2 兵庫県に対する建築資機材のあっせん依頼等

建築業者の不足及び建築資機材の調達が困難な場合は県に対し可能な限り次の事項を示し、あっせん、調達を依頼する。

- (1) 被害戸数（半壊、半焼）
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

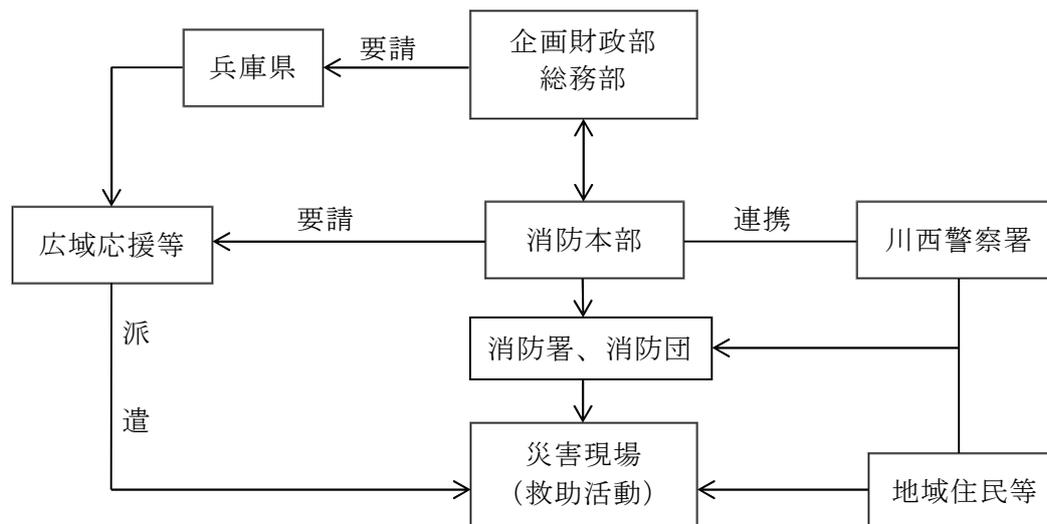
## 第7節 救助・救急計画

担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 第1款 救助活動

担当機関 市消防本部

[救助活動の体系]



#### 1 救助活動の方針

地震災害により多数の救助事案が発生した場合は、この計画の定めるところにより迅速、的確な救助活動を実施する。

##### (1) 救助活動の原則

- ア 救助隊は各消防署において編成し活動にあたる。
- イ 同時に多数の救助事案が発生している場合は、初動体制を確立するとともに消防団と連携し実施する。また、地域住民等の協力を得る。
- ウ 救助活動は救命処置を必要とする者を優先する。
- エ 災害現場においては的確な状況判断を行い、二次災害の防止を図る。
- オ 同時多発の救助事案が発生し、応援が必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき関係機関に対し応援を要請する。
- カ 救助活動は警察署等関係機関との連携のもとに行う。

##### (2) 救助用資機材の調達及び人員の要請

市が保有する救助用資機材では救助活動が困難又は実施できないと判断した時は、関係機関へ救助用資機材の提供、人員の応援派遣を要請する。

なお、消防・救助用資機材の現保有状況については「資料編 資料-22」のとおり。

### (3) 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

#### 兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災者の救出	災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 2 自主防災組織、事業所、住民等の活動

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 県警察本部、消防機関等への連絡

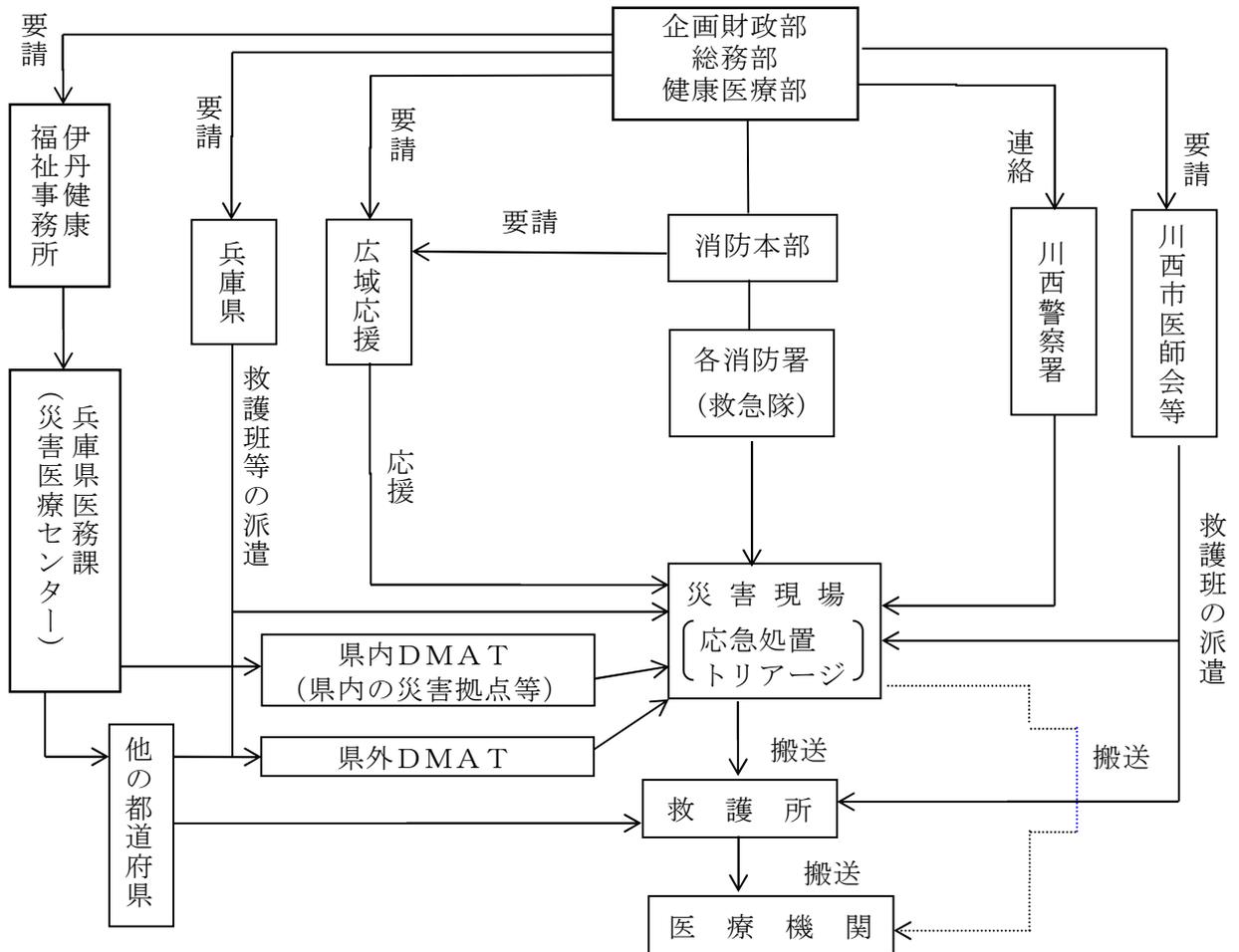
## 第2款 救急医療活動

担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 1 救急体制

地震災害時に多数の負傷者等が発生した場合は医療機関、警察、兵庫県その他関係機関の協力のもとにこの計画の定めるところにより実施する。

〔救急医療の体系〕



#### (1) 救急活動の原則

##### ア 情報の収集

災害の状況、死傷者等の数、通行可能な道路状況、医療機関の受入れ状況等初期医療活動に必要な情報の収集を行う。

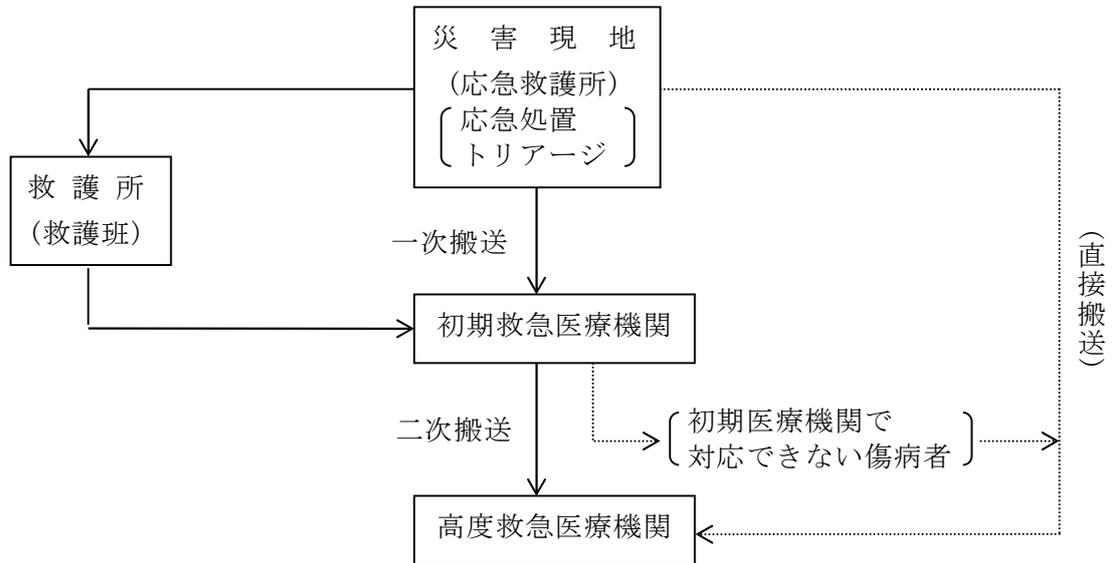
##### イ 応急処置及び搬送

(ア) 救急隊及び救護班が災害現地で傷病者の症状、内容により個々人別に治療優先順位の区分（トリアージ）を行うとともに応急処置を実施し、重症者から医療機関又

は救護所へ搬送する。なお、医療機関や救護所において重症と判断された患者については高度医療が可能な医療機関へ搬送する。

(イ) 死亡が確認された場合にあっては速やかに警察に連絡するとともに所要の措置を行う。

〔搬送系統〕



## 2 救急医療体制

### (1) 救急部隊の編成

災害時の救急活動は、平常時の救急隊に加えて他の部隊を救急隊として臨時編成するなど効果的な活動を実施する。

### (2) 救護所の設置等

#### ア 救護所

初期救急医療は最寄りの医療機関において行うが、医療機関が被災したためにその機能の低下や停止、又は多数の傷病者が発生し医療機関だけでは対応が困難な場合に救護所を設置する。

#### イ 応急救護所

災害現地と医療機関との位置関係、傷病者の数と搬送能力との関係などから医療機関への搬送に時間を要する場合など状況に応じて災害現地に応急救護所を設置する。

#### ウ 救護所の設置場所、収容人数

救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。

施設名	所在地	電話番号	収容人数
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人
北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人
多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人
緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人
清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人
けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人

## エ 医師等の派遣

救護所又は応急救護所を設置するときは、災害対策本部から各関係機関へ医師等の派遣、医療用資機材の提供を要請する。

### (3) 応援協定等による要請

災害の規模や患者の発生状況により、応援を必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画及び広域消防相互応援協定等に基づき、企画財政部、総務部及び消防本部から各関係機関へ救護班ならびに救急隊等の応援を要請する。

### (4) 関係機関及び業務分担

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

なお、関係機関の業務分担は下表のとおり。

	担 当 機 関				
	一般道路上の場合	一般有料道路・高速道路上の場合	鉄道の場合	空港の場合	工場・鉱山等の場合
発見・通報	事故等発見者	同 左	同 左		事故等発生責任機関
関係機関への連絡	第1報受信機関 〔 警察 消防〕	第1報受信機関 〔 NEXCO等 警察 消防連絡室〕	事故等発生責任機関 第1報受信機関 〔 事故等発生責任機関 警察 消防〕	事故等発生責任機関 第1報受信機関 空港事務所	事故等発生責任機関 第1報受信機関 〔 労働基準局 警察 鉱山保安監督部 消防〕
現場における傷病者の救出	警察 消防	警察 消防	事故等発生責任機関 警察 消防	空港事務所 事故等発生責任機関 救護班	事故等発生責任機関 警察 消防

現場から医療施設への傷病者の搬送	消防	N E X C O	事故等発生責任機関 消防	(空港関係会社地元医師会により設置)	事故等発生責任機関 消防
救護班医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関 市 県	同左	同左		事故等発生責任機関
現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員	同左	同左		医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 市	同左	事故等発生責任機関		事故等発生責任機関
死体の収容	事故等発生責任機関 市	同左			
関係機関への協力(出動)要請	警察 市 県 事故等発生責任機関	同左	市 県 事故等発生責任機関	空港事務所	市 県 事故等発生責任機関

(兵庫県地域防災計画に基づく)

(5) DMAT(※1)による救護班の要請

企画財政部、総務部は、DMATの派遣が必要になった場合は、伊丹健康福祉事務所へ連絡し、連絡が取れない場合は県医務課に、県医務課に連絡が取れない場合は、県災害救急医療情報指令センターに連絡する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、災害拠点病院において、国のDMAT養成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期(概ね48時間以内)に機動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。

(6) 災害医療コーディネーター(※1)、救急告示病院等との連携

兵庫県から委嘱された災害医療コーディネーターや救急告示病院等と連携し、救急医療活動を行う。

※1 災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。

## 第8節 医療助産計画

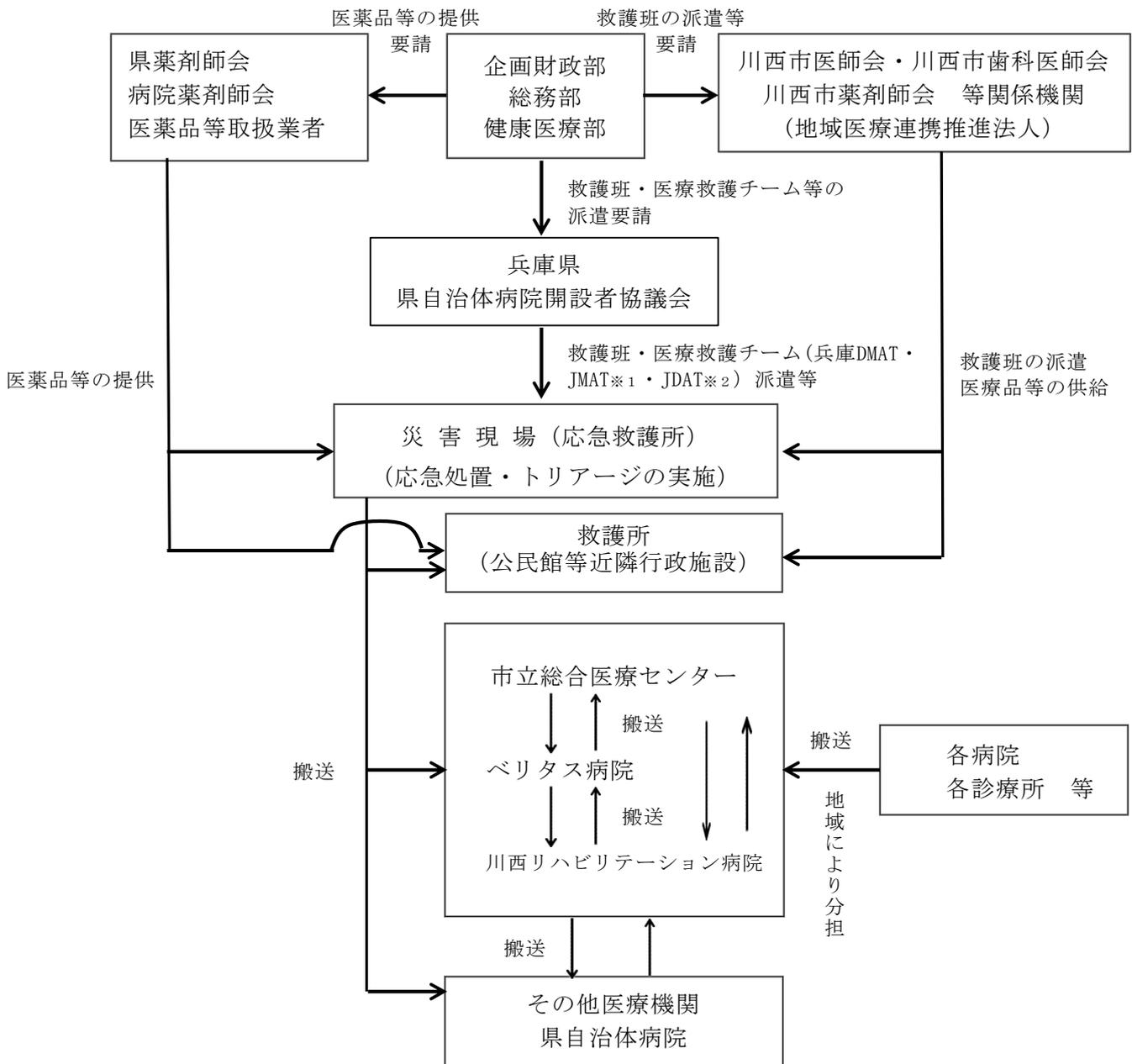
担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 第1款 初期医療活動

担当機関 市健康医療部、市消防本部

災害のため地域の医療、助産機能が喪失、不足した場合や医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、この計画の定めるところによる。

#### 1 医療、救護の体系



## 2 救護班の編成及び出動

### (1) 救護班の編成

救護班は、川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会などの関係機関と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などで編成する。

### (2) 救護班の出動

救護班は、災害対策本部の指示によって出動する。ただし、災害現地からの要請があった場合、又は急を要すると認められる情報を入手したときは災害対策本部の指示を待たずに出動することができる。この場合、速やかに災害対策本部に報告する。

救護班の構成人員が不足している場合は、災害対策本部から各関係機関へ要請する。

### (3) 救護班の業務

救護班が行う業務内容は原則として次のとおりとする。

#### ア 傷病者への対応

(ア) トリアージ（被災負傷者、病人の治療優先順位に基づく分類）

(イ) 死亡の確認

(ウ) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(エ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(オ) 傷病者に対する応急措置

#### イ 妊産婦への対応

助産救護

## 3 医療助産活動の基準

### (1) 医療

ア 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情のためやむをえない場合は、病院、診療所又は各医院にて行う。

イ 医療は、次に掲げる事項の範囲内で行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、その他診療

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

### (2) 助産

助産は、次に掲げる事項の範囲内で行う。

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### 4 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

##### 兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
医 療	災害のために医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費・人件費は、別途計上
助 産	災害ため、助産の途を失った者	分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費・人件費は、別途計上

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

#### 5 応援要請

災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断される場合は、広域応援協力計画により応援を要請する。

##### (1) 救護班の派遣要請

救護班の派遣を必要と判断する場合は、企画財政部、総務部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。

##### 〔兵庫県の救護班体制〕

- ア 兵庫DMA T指定病院
- イ 災害拠点病院救護班
- ウ 日本赤十字社救護班
- エ 県立病院救護班
- オ 国立病院等救護班
- カ 公的病院救護班（県立病院、国立病院等を除く）
- キ 私的医療機関による救護班（JMA T（日本医師会災害医療チーム））
- ク 他府県による救護班

##### ※1 JMA T（Japan Medical Association Team）

被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。

兵庫県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMA T兵庫の派遣を要請する。

※2 J D A T (Japan Dental Alliance Team)

日本災害歯科支援チーム J D A T は、災害発生後おおむね 7 2 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として創設。

(2) D M A T 等の活動拠点

D M A T 等の災害派遣医療団体の活動拠点は、原則としてキセラ川西プラザ又は市総合体育館に設置することとし、必要に応じて他の公共施設に設置することも検討する。

(3) 傷病者搬送体制

傷病者の搬送は消防本部が実施する。なお、道路の寸断や交通渋滞等のため、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる傷病者搬送を兵庫県へ要請する。

(4) 医薬品等の供給

救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、企画財政部、総務部、健康医療部を通じて川西市薬剤師会、兵庫県、県薬剤師会、病院薬剤師会へ供給、あっせんを要請する。

〔疾患別の主な医薬品〕

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3 日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

**第 2 款 医療助産用資器材の確保**

担当機関 市健康医療部

1 医療助産用資器材の調達

救護所等で使用する薬剤、治療材料等の調達は、伊丹健康福祉事務所等と連携し、また川西市医師会、川西市歯科医師会及び川西市薬剤師会の協力を得るとともに、下記医療助産資器材取扱機関及び応援協定締結事業者等から調達する。

〔兵庫県薬剤師会〕

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県病院薬剤師会	神戸市中央区下山手通 6 丁目 4 - 3	078 (341) 2533
兵庫県病院薬剤師会伊丹支部	市立伊丹病院内 伊丹市昆陽池 1 丁目 1 0 0	072 (777) 3773

〔応援協定締結事業者〕

事業者名	所在地	電話番号
(株)ケーエスケー尼崎支店	尼崎市西昆陽2-15-4	06 (6432) 2221
(株)スズケン伊丹支店	伊丹市高台1-4	072 (782) 0521

〔医薬品等供給応援事業者〕

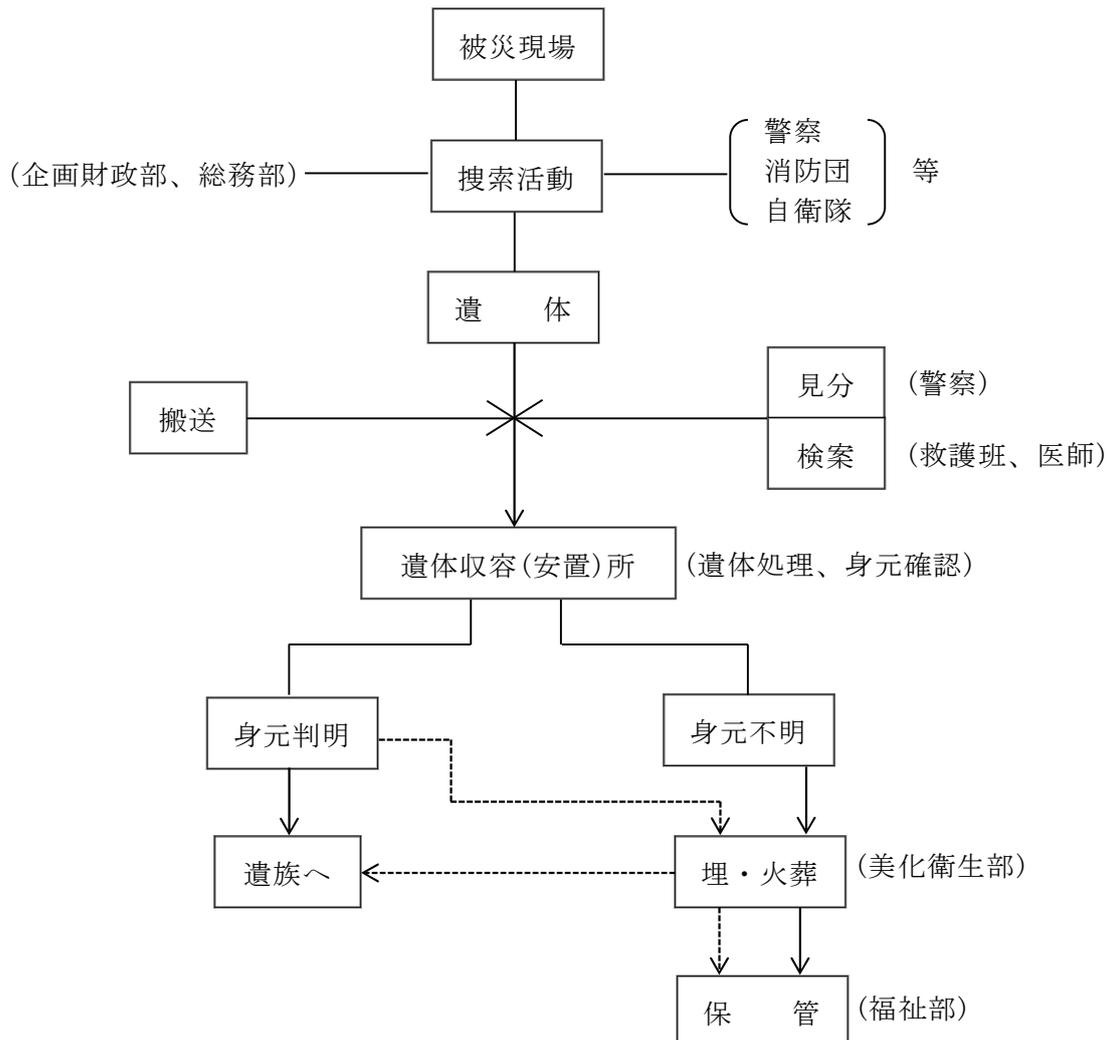
事業者名	所在地	電話番号
(株)メディセオ 阪神ALC	西宮市津門大塚町11-15	050 (3388) 8843

## 第9節 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画

担当機関 市美化衛生部、市福祉部、市健康医療部、市消防本部

災害により死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の処置、埋火葬の実施についてはこの計画の定めるところによる。

〔遺体の搜索、埋火葬の体系〕



## 第1款 遺体の搜索

担当機関 市消防本部

### 1 遺体の搜索

- (1) 市長は遺体の搜索にあたっては、時機を失することなく人員及び搜索資機材を確保し、搜索に当たる。
- (2) 搜索に当たっては、警察と連携をとり、状況によっては消防団、自衛隊等の協力を得て実施する。

### 2 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した者は直ちに警察及び災害対策本部へ連絡する。

### 3 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 第2款 遺体の処置

担当機関 市福祉部、市健康医療部

### 1 遺体の処理

遺体の処理は見分を行う警察と密接な連絡のもとに実施し、必要に応じて関係事業者にも協力を要請する。

#### (1) 遺体の引き渡し

市長は警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに担当職員を派遣するとともに必要に応じて関係事業者にも協力を要請し、遺体の引き渡しを受ける。

(2) 洗淨、縫合、消毒

市長は遺体の引き渡しを受けた場合、直ちに、医師、看護師等による、遺体処置班を編成し、遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置を行う。

(3) 遺体収容（安置）所

遺体収容（安置）所については、一時的には市斎場とするが、対応しきれない場合は、災害対策本部がその都度公共施設等を指定するほか、市内の寺院等に協力を要請する。遺体収容（安置）所の管理については施設管理者又は福祉部が行う。

(4) 遺体の一時保存

市長は遺体の身元等を確認するため遺体収容（安置）所において、遺体の一時保存を行う。保存に当たっては必要に応じて関係事業者に協力を求め、遺体の損傷防止等の処置を行う。

(5) 遺体の身元確認

遺体の身元確認を行い納棺する。なお、事後処理の円滑化のため遺体処理票、遺留品処理票等を作成する。

(6) 遺体の引き取り

身元が判明し、引取人があるときは速やかに引き渡す。

2 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別のための洗淨、縫合、消毒の処理、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 第3款 遺体の火葬等の実施

担当機関 市美化衛生部、市福祉部

災害により死亡した者のうち、その遺族が混乱のため火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

#### 1 遺体の火葬等

遺体は、原則として火葬し、遺骨等を遺族に引き渡す。

- (1) 市長は遺体を火葬する場合、美化衛生部に連絡し指定されていた斎場へ搬送する。
- (2) 美化衛生部は、引継を受けた遺体を「死体埋火葬許可証」に基づき火葬する。
- (3) 美化衛生部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容（安置）所に一時保管する。ただし、遺体収容（安置）所の状況により一時保管が困難な場合は、その都度指定する場所に保管する。
- (4) 遺体（遺骨）の搬送にあたっては、必要に応じて関係事業者及び関係機関の協力を得て搬送する。

#### 2 火葬の場所

斎場の名称、所在等は次のとおり。

名 称 川西市斎場（火葬炉 7基）  
所在地 川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10番地の1  
電話 799-0331

#### 3 他市町斎場への応援要請

##### (1) 応援要請

美化衛生部は、斎場が被災し使用できない場合及び斎場の火葬能力を超える死者が発生した場合、他市町の斎場への応援を要請する。

##### (2) 遺体の搬送

市外や県外の斎場への遺体の搬送は、必要に応じ関係機関等に要請する。

#### 4 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- (1) 引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとし、美化衛生部から引き渡しを受け福祉部が保管する。
- (2) 福祉部は警察の協力を得て、身元不明死体の遺骨の引取人を調査する。

## 5 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
埋 葬	1 災害の混乱の際に死亡した者であること 2 災害のために埋葬を行うことが困難であるとき	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者も対象となる。

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 第10節 感染症対策・衛生計画

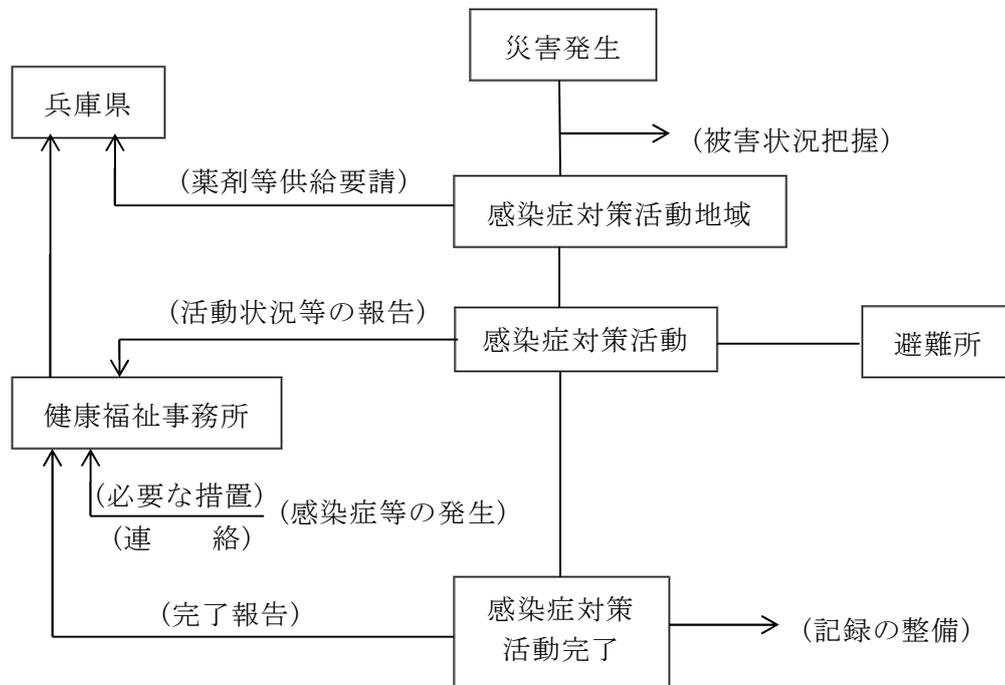
担当機関 市美化衛生部、市健康医療部

### 第1款 感染症対策活動

担当機関 市美化衛生部、市健康医療部

災害時において公衆衛生の悪化による感染症や食中毒等の発生を防止し、又は発生した場合の迅速な感染症対策活動についてはこの計画の定めるところによる。

〔感染症対策活動体系〕



#### 1 感染症対策活動の実施

災害発生時被災地における感染症の予防のため、兵庫県及び伊丹健康福祉事務所等関係機関と連携し、次の事項について迅速に対応する。

(1) 感染症対策班の編成 【担当部：美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】

災害の種類、規模等に応じ感染症対策班を編成する。

(2) 広報活動の実施 【担当部：美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】

感染症の予防のため啓発ポスターの掲示、ビラの配布、広報車等による広報活動を行う。

(3) 清潔 【担当部：美化衛生部環境班】

塵芥、汚泥などについての処理は、関係機関及び関係各部の連携のもとに埋立て、若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

(4) 消毒 【担当部：美化衛生部衛生班】

被災地域においては家屋、便所、下水の溢水地域、その他不潔な場所の消毒を実施する。また、井戸水、受水槽設置施設への衛生管理について啓発する。

(5) 避難所の感染症対策 【担当部：美化衛生部衛生班】

避難所開設時は、速やかに便所、その他必要な場所について消毒を行い、以降適宜消毒を実施する。また、関係機関の協力を得て衛生管理を徹底する。

(6) ネズミ族、衛生害虫等の駆除 【担当部：美化衛生部衛生班】

災害時における駆除の対象地域は災害の性質や程度、感染症の患者の発生のおそれ等の状況を勘案し、その地域を重点に駆除する。

(7) 感染症発生時の措置 【担当部：健康医療部援護班】

被災地において感染症の患者が発生したときは、県が患者等に対し入院の勧告等の措置をとるため、伊丹健康福祉事務所から感染予防及び広報等の協力依頼があった場合、その指示に従い必要な措置を行う。

(8) 感染症対策活動の報告 【担当部：美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】

関係機関の協力を得て状況を把握し、速やかに伊丹健康福祉事務所を経由して県へ報告する。

ア 被害の状況

イ 感染症対策活動状況

ウ 災害感染症対策所要見込額

## 2 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄・調達

(1) 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄 【担当部：美化衛生部衛生班】

感染症対策活動に必要な薬剤及び資器材の備蓄を行う。また、適宜点検し、補完、管理を行う。

なお、感染症対策薬剤及び資器材については「資料編 資料－25、26」のとおり。

(2) 感染症対策薬剤及び資器材の調達 【担当部：美化衛生部衛生班】

被害の規模、状況等により薬剤及び資器材の確保が困難な場合、県へ供給について要請する。

(3) 感染症対策活動完了後の措置 【担当部：美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】

災害感染症対策活動を終了したときは速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し、伊丹健康福祉事務所を経由し、県へ報告する。

(4) 記録の整備 【担当部：美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】

災害感染症対策に関し整備すべき書類等の主なものは次のとおり。

ア 災害状況報告書

- イ 感染症対策活動状況報告書
- ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- エ 避難所での感染症対策活動に関する書類
- オ ネズミ族、昆虫等の駆除に関する書類
- カ 患者台帳
- キ 感染症対策作業日誌
- ク 感染症対策経費所要額等関係書類

## 第2款 食品衛生対策

担当機関 市健康医療部

食品衛生については、県の権限所管に属するため伊丹健康福祉事務所に依頼する。

## 第3款 愛玩動物の収容対策

担当機関 市市民環境部

兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。

市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

### 【動物救援本部の活動内容】

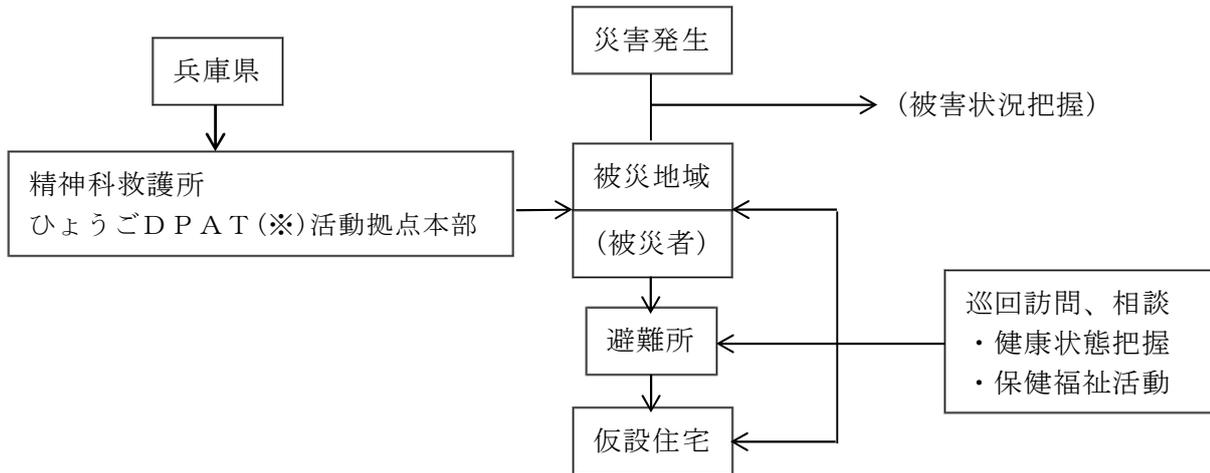
- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡
- (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- (6) 動物に関する相談の実施 等

## 第 1 1 節 保健福祉計画

担当機関 市福祉部、市健康医療部

災害時における被災者の保健や疾病予防及び高齢者や障がい者等要配慮者の援護についてはこの計画の定めるところによる。

[保健活動の体系]



※1 DPATとは、自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム。

### 1 保健福祉活動組織の編成

災害の状況により援護班を編成し、健康福祉事務所等関係機関、団体等の協力を得て保健福祉活動を実施する。

### 2 保健福祉活動の実施

被災地域、避難所、仮設住宅への訪問を実施し、高齢者、障がい者等への援護をはじめ、被災者の心身の保健や疾病予防を行うとともに、必要に応じ健康相談、口腔ケア等を実施する。また、被災者等の栄養状態を把握し、早期に栄養状態を改善するため巡回栄養相談を実施する。

(1) 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、県や県看護協会と連携し、保健師等による巡回相談及び家庭訪問を行う。

(2) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応し、健康で自立した生活ができるよう福祉関係者、医療機関、民生委員、地域住民と連携を図りながら訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

- (3) 巡回健康・栄養相談の実施時には、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況、栄養状態を把握する。
- (4) 避難所、仮設住宅を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (5) 兵庫県は震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に速やかに対応するため、必要により、ひょうごDPAT活動拠点本部を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。

## 第 1 2 節 障害物除去計画

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、資産マネジメント部、市土木部

災害により土砂、立木、ガレキ等の障害物が住家又はその周辺に運ばれた場合、自らの資力でそれを除去することができない者に対して必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物の除去についてはこの計画の定めるところによる。

### 第 1 款 住宅関係障害物の除去

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、資産マネジメント部、市土木部

#### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
障害物の除去	1 住家が半壊、半焼又は床上浸水したもの 2 当面の日常生活が営み得ない状態にあること 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること	災害発生の日から10日以内	

※費用の限度額については「資料編 資料-20」のとおり。

## 2 障害物の除去

- (1) 災害救助法適用前は、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、除去対象数及び所在を調査し、世帯数の基準に基づき実施する。
- (3) 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は関係機関、民間団体等の応援、協力を得て行う。
- (4) 除去作業は緊急的な応急措置など必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
- (5) 県に対し応援を要請するときは次の事項を可能な限り明らかにして行う。
  - ア 除去を必要とする住家戸数
  - イ 除去に必要な人員
  - ウ 除去に必要な期間
  - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
  - オ 除去した障害物の集積場所の有無
  - カ その他参考となる事項

## 3 障害物の集積場所及び処分

災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。

※災害廃棄物の仮置場候補地については「資料編 資料－3」のとおり

### **第2款 道路、河川関係等障害物の除去**

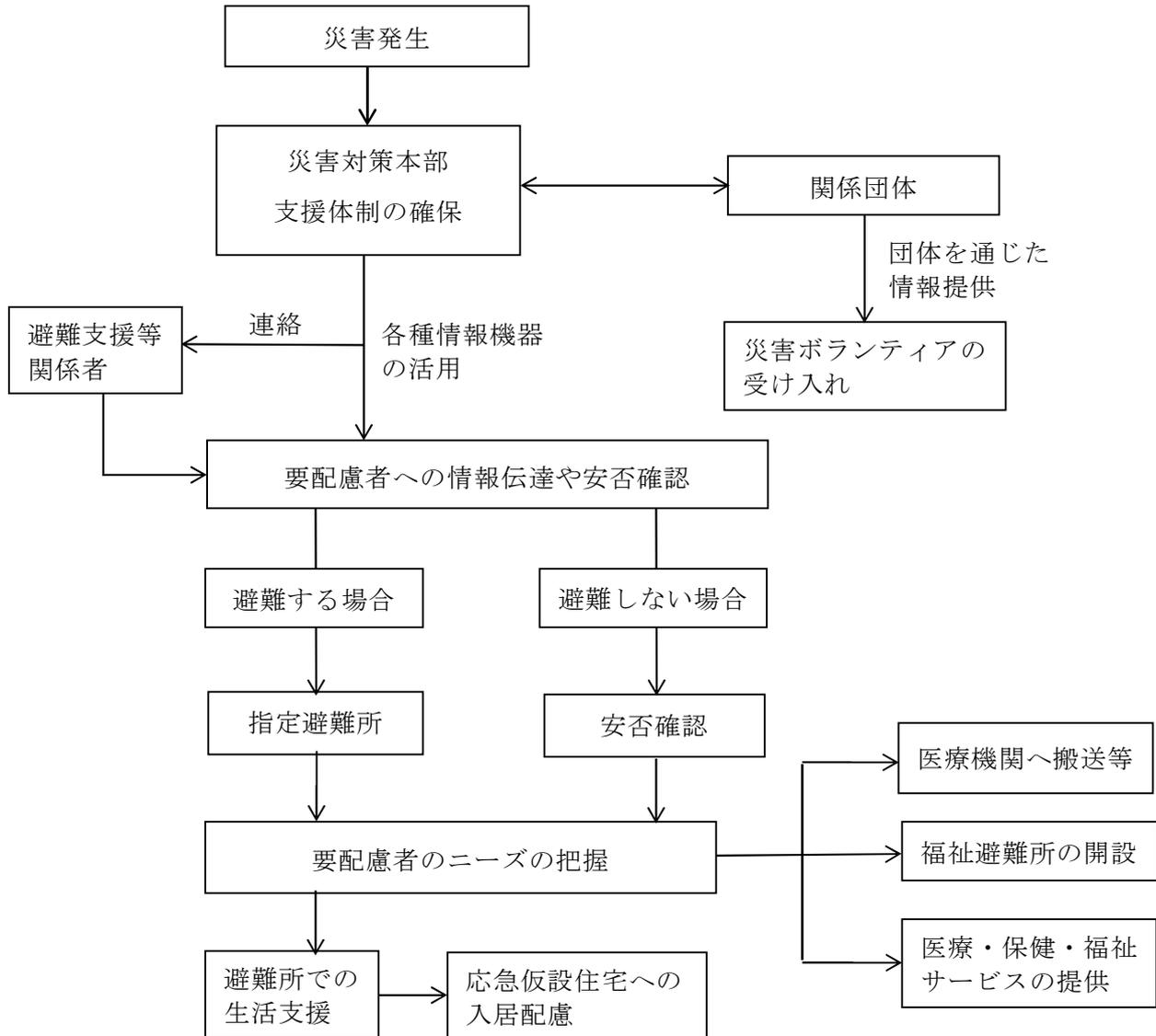
担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、資産マネジメント部、市土木部、市上下水道局

道路、河川、水路等の機能を確保するため関係機関等と協力し、土砂等の障害物を除去する。また、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき対策を講じる。

## ■第8章 要配慮者対策計画■

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部、  
市教育推進部

### [要配慮者対策の体系]



### 第1節 要配慮者の支援体制の確保

災害時における人的被害を少なくするためには、高齢者をはじめ要配慮者へのきめ細かな支援が重要であることから、早期の情報伝達、避難の支援、避難生活の支援等に関する支援体制を整備する。

## 第1款 庁内支援体制の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部、市教育推進部

災害時においては、要配慮者の安否や避難状況の確認、健康状態やニーズの把握、必要に応じた医療機関等への移送等の対策、保健・福祉サービスの提供、相談窓口の開設等を円滑に実施するため、関係部局が中心となり体制を確保する。

## 第2款 災害ボランティアと連携した支援体制の確立

担当機関 市福祉部

大規模災害が発生又は救助活動が広範囲、長期に及ぶ場合、あらかじめ市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置に関する連携協定を締結し、協定に基づき市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携した支援体制を確立する。

災害ボランティア派遣については、同センターが窓口となり調整を行う。

## 第2節 要配慮者への情報伝達

担当機関 市市長公室、市総務部、市福祉部、市健康医療部

### 第1款 各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供

- 1 防災行政無線や、広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市ホームページ、市公式SNS、かわにし安心ネットによるメール配信、携帯事業者による緊急速報メールやエリアメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、又身体の状態などにより通知・伝達方法を考慮する。
- 2 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、メールで情報提供するほか、災害時には相談窓口等に情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及び災害ボランティア等の派遣・協力を依頼する。
- 3 日本語が理解できない外国人や地理不案内な外国等からの旅行者に対し、多言語によるパンフレット等の作成や市ホームページ、市公式SNSを通じて情報を提供するほか、関係機関や災害ボランティア等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。

### 第3節 安否確認と避難誘導の実施

担当機関 市福祉部、市健康医療部、市教育推進部

#### 第1款 避難行動要支援者の安否確認と避難支援

要配慮者の中でも、避難行動要支援者には、自主防災組織等、地域の避難支援等関係者に個人情報提供の同意を得られ作成した避難行動要支援者名簿に基づき、的確な避難誘導につなげられるよう地域とともに実行体制を整備しておく。

避難支援等関係者は、災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に、まず自身の身の安全を確保したうえで、避難行動要支援者の安否を確認し必要な情報を伝える。

なお、自力避難が困難な場合や名簿未登録者の場合は、市職員が安否確認や避難情報伝達、避難誘導などの避難行動支援に努める。避難行動に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求め、避難支援等関係者の安全確保を優先する。

安否確認や避難誘導実施に当たっては、別に定める「避難行動要支援者対応マニュアル」に基づき、各種団体等に協力を依頼し、迅速な対応に努める。

#### 第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握

担当機関 市福祉部、市健康医療部

地域包括支援センターや地域の避難支援等関係者、避難支援団体等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。

## 第4節 要配慮者のニーズの把握

担当機関 市福祉部、市子ども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市消防本部

### 第1款 要配慮者のニーズの把握

継続的に安否を確認するとともに、地域包括支援センターや関係機関等も通じてニーズの把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。

### 第2款 対象者に応じたサービスの提供

担当機関 市福祉部、市子ども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市消防本部

#### 1 医療機関、福祉避難所等への移送

収集した情報のほか、状況やニーズを踏まえ、医療機関又は福祉避難所への移送を支援するほか、社会福祉施設への特別入所や、緊急ショートステイなどの対策をとる。

##### (1) 医療機関への移送

医師会等の医療機関と連携を図り、重症患者等が発生した場合には、速やかに医療機関へ移送する。

##### (2) 福祉避難所の確保と移送支援

平常時においては福祉避難所の確保に努める。

避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設し、状況に応じて移送を支援する。

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、社会福祉施設等に福祉避難所の設置を依頼するとともに、市内の施設で対応できない場合は県に協力を要請する。

要配慮者の安全に配慮し、その家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

福祉避難所において、常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への入所や病院等への入院手続きをとる。

##### (3) 社会福祉施設等への特別入所等

避難所や自宅で生活することができない高齢者や障がい者については、特別養護老人ホーム、障がい者入所施設等への特別入所、緊急ショートステイの措置を講じ

る。また、保護者等が幼児・児童・生徒を養育することが困難又は不可能な場合は、児童養護施設等への緊急入所の措置を講じる。なお、これら緊急入所等の措置に係る手続き等については、県と協議する。

## 2 医療・保健・福祉サービスの提供

### (1) 健康面のケアの実施

救護班による巡回診療を行うとともに、避難所や在宅の要配慮者に対し、保健師、栄養士等と連携し、巡回による健康相談や家庭訪問等を実施することにより、心身の健康状態に応じた保健指導や栄養指導を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努める。

医療が必要な場合や中断されている場合は、速やかにかかりつけの医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

### (2) 保健・福祉サービスの実施

市社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービスを提供し、生活を支援する。

### (3) 兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT（※1））・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT（※2））との連携

震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等や、避難生活に伴って生じる恐れがある、要配慮者の二次被害の発生を防止するため、必要により県が設置する、ひょうごDPATやDWATと連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安や要配慮者の不安の解消を図る。

#### ※1 DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム。

#### ※2 DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）

災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する福祉的ニーズに応じた支援活動を行い、避難生活に伴って生じるおそれがある要配慮者の二次被害の発生を防止することを目的に活動する災害派遣福祉チーム。

### (4) 要配慮者専用の相談窓口の設置

市は、災害に対する相談窓口を設置する際、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、精神障がい者相談員、知的障がい者相談員及び関係団体等へ協力を依頼し、要配慮者専用の相談窓口設置に努める。相談窓口には、手話通訳者、要約筆者等を配置するほか、在宅の要配慮者に配慮した巡回相談、専用電話・専用ファクシミリの設置など、多様な相談体制を用意する。

## 第5節 避難所での生活支援

### 第1款 避難所の環境整備

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市各公民館

#### 1 避難所における配慮

自主防災組織や福祉関係者等の協力を得つつ、各避難所では要配慮者のニーズ把握に努め、相談対応や、情報伝達と支援物資の提供等に努める。

#### 2 避難所からの支援要請

避難所の管理責任者は、避難所では対応できないニーズがあれば、福祉部、健康医療部に迅速に対応を要請する。福祉部、健康医療部は関係機関等と連携しつつ対応を図るとともに、市で対応できないものについては、速やかに県等に支援を要請する。

#### 3 避難所における要配慮者への配慮

避難所の管理責任者は、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペースや支援物資等の割り当てを行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、避難所の環境整備に努める。

### 第2款 要配慮者に配慮した食料・生活用品の提供

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部、市健康医療部

#### 1 要配慮者に配慮した食事の提供

乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食の提供、高齢者等には温かい食事ややわらかい食事、内部障がい者には病態に応じた食事など、要配慮者の態様に応じた食事を提供するよう努める。また、避難生活が長期化する場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討する。

#### 2 生活用品の提供

避難行動要支援者が必要とする車いす、杖、紙おむつ、ストーマ用装具、簡易トイレなどの生活用品等については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、民間企業等との協定等により、適切に提供するよう努める。

### **第3款 療養中の要配慮者のための医療体制の確保**

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部

人工透析を必要とする要配慮者や在宅人工呼吸器装着難病患者や難病患者等への医療対応については、伊丹健康福祉事務所や市医師会等の関係機関、団体に応援・協力を要請し、情報提供や迅速な応急措置対策に努める。

## **第6節 応急仮設住宅への入居等**

### **第1款 応急仮設住宅への入居支援**

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部

#### 1 応急仮設住宅の確保

可能な限り要配慮者に配慮した応急仮設住宅の確保に努める。

#### 2 応急仮設住宅の優先入居

避難所において生活している要配慮者を早期に日常生活に戻すため、入居者の選定にあたっては、要配慮者を優先的に選定するよう配慮する。ただし、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が集中することのないよう配慮する。

### **第2款 応急仮設住宅での生活支援**

担当機関 市福祉部、市健康医療部

#### 1 見守り活動の実施

応急仮設住宅の居住者等による声かけや、手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないよう配慮する。

#### 2 緊急通報装置等の整備

応急仮設住宅に移った一人暮らし高齢者等には、緊急通報装置等を整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努める。

## ■第9章 災害廃棄物等処理計画■

### 第1節 災害廃棄物処理計画

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、資産マネジメント部、市土木部

家具、廃材、ガレキ類などの災害廃棄物は、災害の規模、建物の状況など地域の特性により異なるものの、家庭系、事業系を問わず一般廃棄物と併せて排出されるため、一般廃棄物の処理との整合を図りながら処理対策はこの計画の定めるところによる。

#### 第1款 災害廃棄物対策

地震災害時における廃棄物は、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等のガレキなど地震発生から長期にわたり大量に排出され、また、道路の寸断、交通渋滞等の要因も絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

また、災害廃棄物については広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、リサイクルが可能なものがあることから、分別収集や処理方法等についてリサイクルを考慮した収集処理計画の策定を行う。

#### 1 災害廃棄物の処理

災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。

最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を要請する。

さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

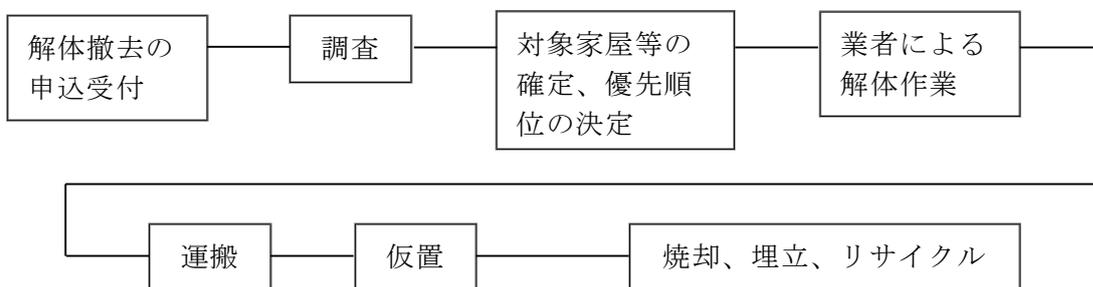
## 2 損壊家屋等の解体処理処分

損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。その際、粉じんや石綿の飛散防止対策に努めることとする。

解体撤去工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。

参考として、公費負担制度が設けられた阪神・淡路大震災時の損壊家屋等の解体処理事業フロー（市解体方式、個人解体方式）を次に示す。

〔解体処理事業フロー（市解体方式、個人解体方式）〕



（注）個人解体方式とは、個人が業者に解体を依頼した場合をいう。  
（後日、市と解体業者間で単価等契約）

## 3 分別・破碎・焼却処分

### (1) 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

#### ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、不燃物等の粗分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

#### イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物の粗分別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

### (2) 中間処理・最終処理

#### ア 木造家屋

可燃物のうち柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物は国崎クリーンセンターにおいて焼却する。また必要に応じ仮設焼却炉の設置を行う。

イ コンクリートガラは、用材としてリサイクルを行うことを基本とする。

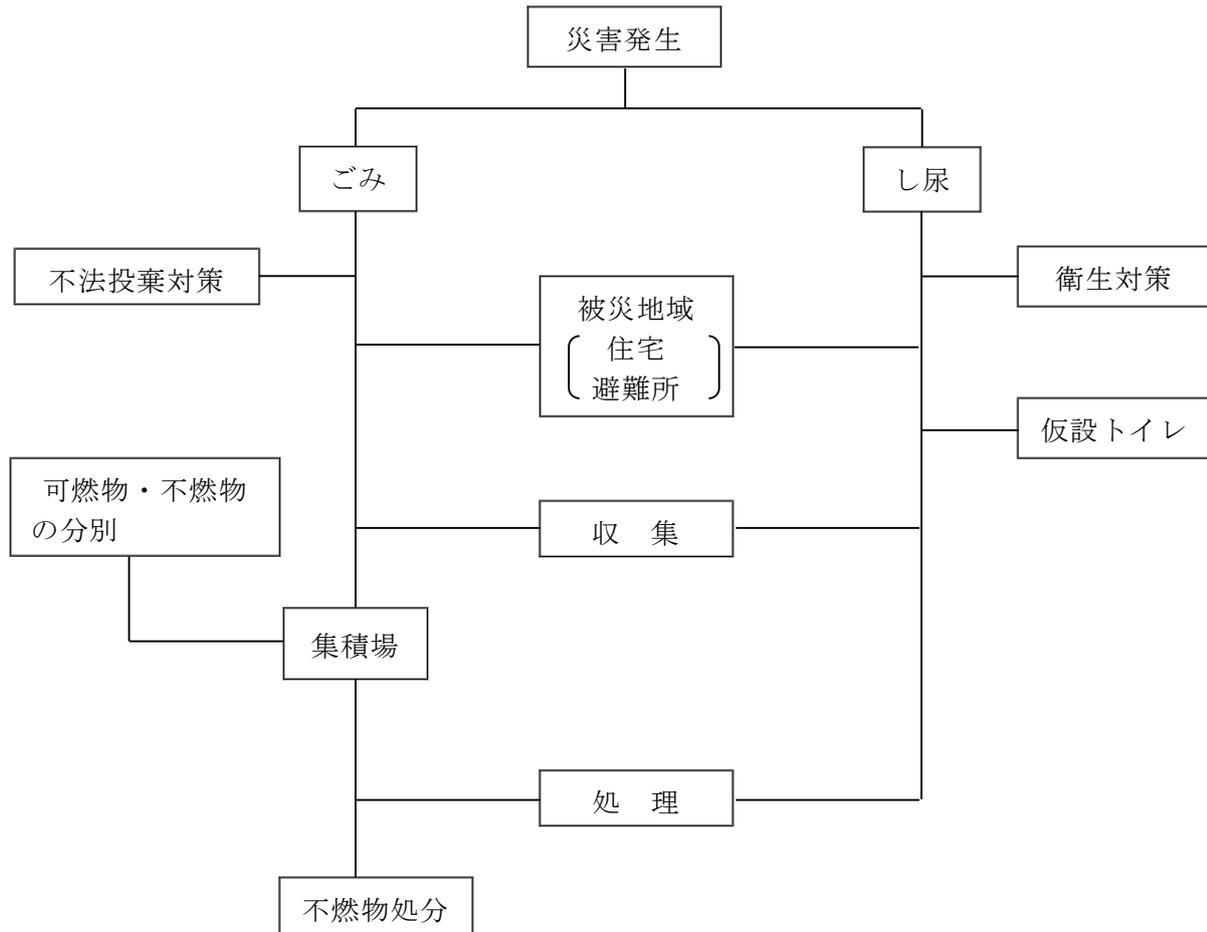
ウ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

## 第2節 清掃計画

担当機関 市美化衛生部

災害発生後に発生するごみ及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、被災地域の環境衛生についてはこの計画の定めるところによる。

〔清掃活動体系〕



### 第1款 ごみ処理対策

災害時においては、あらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、環境衛生上の観点から、迅速な処理を行う。また、被災状況を的確に把握し、「家庭ごみ」を住宅密度の高いところから収集するとともに効率的な収集体制づくりと併せ、災害規模によって速やかに県、他市町、民間の応援を要請する。

なお、住民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、収集日や搬出区分のルールを守るよう協力を呼びかける。

## 1 ごみの収集・運搬

(1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を要請する。

さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。

ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料-27」のとおり。

(2) ごみ収集日にあわせた搬出時期及び分別収集の徹底を図る。

(3) 避難所の開設規模、環境衛生等を勘案するとともに、避難者の生活に支障が生じないよう収集計画を策定し、場合によっては一般の廃棄物処理とは別ルートも考慮する。

## 2 ごみの処理等

### (1) 集積場所の確保

ごみを処分場等へ短期間で大量に搬送することは困難なため、環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用することにより、臨時のごみ集積場を確保し、搬入する。集積場へ搬入するごみについては、分別の徹底を図るとともに防災対策についても配慮する。

※集積場所の候補地については「資料編 資料-3」のとおり

### (2) 処理

可燃物については、国崎クリーンセンターにおいて焼却処理を行う。

不燃物については、委託事業者に埋め立て等の処分を依頼する。

## 3 不法投棄対策

災害発生時におけるごみの排出ルートの乱れとともに、不法投棄が長期間発生することが予測され、これに対する防止・処理対策を行う。

## 4 落下物対策等

地震災害時において損壊家屋等から、瓦、モルタル壁、ブロック等が排出されるが、これらについてはその性質から、搬送機材等、一般廃棄物とは別ルートの処理が必要であり、自治会単位等の地域別に収集するなどの方策とともに、適切な広報を行う。

## 5 廃棄物処理施設の応急復旧

猪名川町・豊能町・能勢町と連携して、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。

## 第2款 し尿処理対策

地震災害時には、水道、電気の供給途絶による水洗トイレの使用不能並びに家屋の損壊などにより、し尿処理が困難な状況となることから環境衛生の維持を図るための対策を定める。

### 1 し尿の処理・運搬

し尿収集、運搬は、災害協定に基づき対応し、不足する場合は、近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て、「災害時における廃棄物処理等に関する応援協定」に基づき、対策を講じる。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

### 2 し尿の処理

仮設トイレやポータブルトイレ、下水道マンホールの利用等によって対応する。

#### (1) 避難所

被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、仮設トイレ（便槽付）やポータブルトイレの設置、下水道マンホールの利用により避難者等のし尿を処理する。

#### (2) 一時避難場所

一時避難場所で避難が長期化した場合、被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、仮設トイレ（便槽付）の設置により避難者等のし尿を処理する。

#### (3) 被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

### 3 仮設トイレの設置等

(1) 備蓄トイレや流通在庫、広域応援によって調達した仮設トイレをあてる。

(2) 設置場所は、収集が容易な場所で視覚障がい者の使用を考慮して、できるだけ塀や壁際に設置する。

(3) 老人、身体障がい者等に配慮した仮設トイレを検討する。

(4) 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生について配慮する。

#### 4 し尿中継所の応急復旧

し尿中継所の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。

## ■ 第 10 章 環境対策計画 ■

担当機関 市市民環境部

### 第 1 節 環境保全計画

災害による工場等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う大気汚染等の防止対策についてはこの計画の定めるところによる。

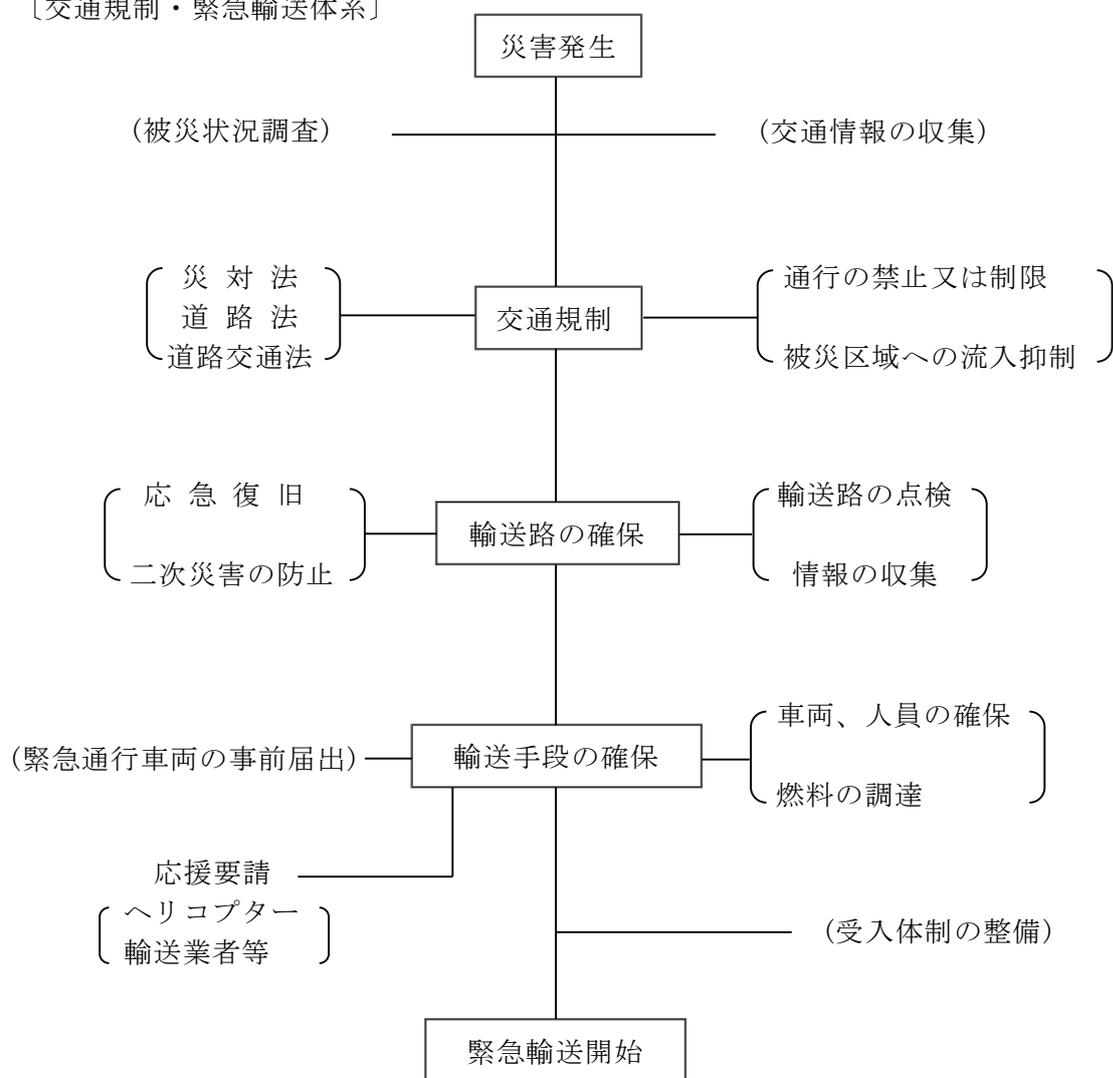
#### 第 1 款 被害状況の把握及び応急対策

- (1) 県及び隣接市町、関係機関及び事業場等と連携し、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。
- (2) 県及び隣接市町、関係機関と連携し、被害の有無の確認及び必要に応じて早期復旧等の対策を行う。

## ■ 第 1 1 章 交通輸送計画 ■

災害時の救急、救助、緊急物資の輸送など安全かつ円滑な交通・輸送の確保についてはこの計画の定めるところによる。

[交通規制・緊急輸送体系]



### 第 1 節 交通規制等計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害により道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合の交通の安全と施設保全及び災害地における交通を確保するとともに輸送の便についてはこの計画の定めるところによる。

## 第1款 被災情報・交通情報の収集等

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、  
市土木部

災害時の被災情報及び交通情報の収集については、各管理者の情報収集のほか、県・市・町の防災ネットワーク等の活用、各道路管理者と公安委員会、警察署長又は警察官（以下「交通管理者」という。）との密接な連携、電力、ガス、通信事業者等民間のセキュリティシステム等を利用して被災情報の収集・伝達を行う。

### 1 収集する情報の主な項目

- (1) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 路線バス、鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- (5) その他必要な事項

### 2 各道路管理者等の情報の収集

災害発生後、各道路管理者及び交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

## 第2款 交通規制の内容

担当機関 市都市政策部、資産マネジメント部、市土木部

各道路管理者及び交通管理者は、災害対策基本法、道路法及び道路交通法に基づく交通規制を行い、住民の避難、緊急車両等の道路交通を確保する。

### 1 交通管理者が実施する交通規制

交通管理者は、次のとおり交通規制を実施する。

(1)

交通規制を行う状況	災害が発生し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保が必要であると認められる場合
目的	災害応急対策の円滑化
規制内容	区間を指定して災害応急対策従事者又は物資の緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止、制限
根拠法令	災害対策基本法第76条

(2)

交通規制を行う状況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合
目的	交通の危険の防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両等の通行禁止等
根拠法令	道路交通法第5条、同法第6条

## 2 各道路管理者が実施する交通規制

各道路管理者は、次のとおり交通規制を実施する。

各道路管理者は、市内の道路、橋りょうで緊急に交通規制を必要とする場合、警察署長と協議のうえ実施する。

市道については、都市政策部、資産マネジメント部、土木部が職員を派遣し、道路施設の巡回調査に努め、道路監理員は、交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容・措置	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限をする。通行禁止・制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置する。必要な場合は、道路標識にまわり道を明記する。
根拠法令	道路法第46条

## 第2節 輸送計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部  
市土木部、市教育推進部、市消防本部、西日本旅客鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・能勢電鉄株式会社、阪急バス株式会社・日本通運株式会社

被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する者の輸送又は災害対策用物資、資機材等の輸送や搬送の手段としての車両の確保、配車等に加え、ヘリコプターなど災害時の緊急輸送についてはこの計画の定めるところによる。

## 第1款 緊急輸送道路の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害発生時に他府県及び他市町と市内の防災拠点などを有機的に結ぶ主要道路及び緊急物資等の受入れ、積み替え等を行う拠点を結ぶ多重の緊急輸送道路を定めるとともに、災害発生後の被害の状況を踏まえ、実際に利用する緊急輸送道路を選定する。また、警察が行う交通規制や緊急輸送道路の的確な確保に協力する。

緊急輸送道路ネットワークについては「資料編 資料-30」、市内交通網体系図については「資料編 資料-31」のとおり。

### 1 緊急輸送道路に関する措置等

輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を行い、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送道路の状況について、川西警察署と密接な連絡をとる。

(1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。

この場合、川西警察署に連絡し、連携を図る。

(2) 道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が当該措置を取らなかったり、現場にいない場合においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うことができるとともに当該措置をとるため、やむを得ない程度において、車両その他の物件を破損することができる。また、当該措置のためにやむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。

(3) 国土交通大臣は道路管理者である県及び市に対して、兵庫県知事は、道路管理者である市に対して、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害隊先基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対して同様の命令を行うことを指示することができる。また、県公安委員会は、道路管理者に当該措置を要請することができる。

(4) その他の道路の障害物除去については、「第3編災害応急対策計画、第7章救援・救護活動計画、第12節障害物除去計画」による。

(5) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。

(6) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。

(7) 国、県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。ただし、この旨、国、県に通知する。

## 2 応急復旧及び費用負担

### (1) 応急復旧

#### ア 道路啓開の実施

(ア) 各道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

(イ) 各道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

#### イ 応急復旧業務に係る関係事業者等との連携

各道路管理者は、関係事業者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

### (2) 費用負担

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。

#### イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市域内で他の管理者に属する道路を、緊急に応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該各道路管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費を一時繰替支弁することができる。

#### ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度当該道路管理者と協議してその負担区分を定める。

## 第2款 輸送手段の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

### 1 車両の調達

市有車両を効率的に集中管理し、災害対策本部の指示又は各部の要請に基づいて配車計画をたてる。

市有車両では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、日本通運株式会社（指定公共機関）又は関係事業者等からの借上げを行う。また、市内で車両確保が困難な場合、又は輸送の状況において他市町から調達することが適当と認められた場合は、県及び他市町に協力を要請する。

なお、市保有車両については「資料編 資料-29」のとおり。

## 2 他機関に緊急輸送を依頼した場合の受入措置

輸送を依頼した場合、そのつど受け入れの場所を指定し職員を配置する。

## 3 燃料の調達

企画財政部、総務部は、市有車両、借上車両に必要な燃料の調達を行う。

## 4 配車

### (1) 集中管理

市保有車両等に基づき実施する。

### (2) 車両の用途

供給車両の用途は、おおむね次のとおり。

ア 災害広報活動

イ 被害状況調査

ウ 遺体の捜索、収容、処理

エ 食料、生活必需品、薬品、その他救助物資の調達及び輸送

オ 感染症対策活動

カ し尿の収集、ごみの収集及び処理

キ 障害物の除去

ク 道路、橋りょう等の応急復旧

ケ 飲料水の配水

コ 負傷者の応急医療

サ 火災の警戒、防御

シ 避難者の輸送

ス その他必要な運搬

### (3) 配車基準

ア 災害時において各部の所管事務が円滑に実施できるよう、企画財政部、総務部は市保有車両及び借上車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画をたてる。

イ 災害時における各部に配分する車両は、あらかじめ定めておく。

ウ 本部長は、関係防災機関又は市内事業所等に対し、災害の状況に応じて必要とする車両の待機を要請する。

### (4) 企画財政部、総務部による輸送

ア 各対策項目のうち輸送について明確な定めのないもの。

イ 各部の活動に使用車両の定めはあるが、応援を必要とするもの。

(ア) 輸送内容

- a 生活物資の輸送  
備蓄場所等から避難所等の住民へ配布するところまでの輸送を行う。
- b 医薬品、医療器具の輸送  
備蓄場所又は各施設間（相互融通）の輸送を行う。
- c 要員の輸送
- d 避難者の市外への輸送

(5) 配車手続

各部は車両を必要とするときは、次の事項を明示し、企画財政部、総務部に配車を依頼する。

- ア 車種及び積載量
- イ 台数
- ウ 日時
- エ 行先
- オ 使用者

(6) 配車記録

企画財政部、総務部は、配車車両の運行記録、燃料の支払い及び修理費等について記録し、その業務完了後直ちに本部長に報告する。

5 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。ただし、道路交通法第39条に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続を省略する。

※ 道路交通法第39条に規定する緊急自動車とは、「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車・・・」のことで、公安委員会が指定する。

(1) 緊急輸送車両

- ア 警報の伝達、避難の指示に関するもの。
- イ 消防、水防その他応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 施設、設備の応急復旧に関するもの。
- カ 清掃、感染症対策その他保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの。

6 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。）

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

(ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通

イ 届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

(4) 事前届出車両の確認

ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合確認のための必要な審査は省略する。

イ 警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(5) 県との調整

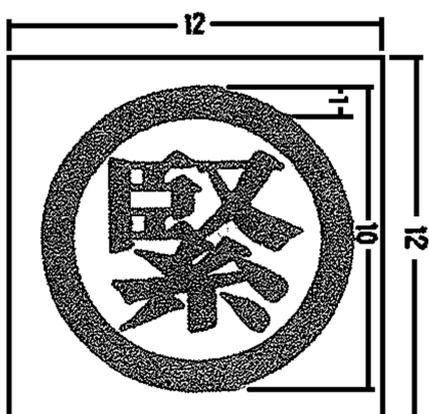
県公安委員会は、確認手続の具体的な運用について、県（消防保安課）と所要の調整を図る。

(6) 証明書及び標章の扱い

交付を受けた証明書は、運行責任者が常に携帯する。

標章は車両の助手席の見やすい箇所に掲示する。

緊急輸送車両の標章



備考

1. 文字及び円記号は赤色  
地は白色とする。
2. 図柄の長さの単位はセンチメートルとする。

### 第3款 ヘリコプターによる緊急輸送

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

災害が発生又は発生するおそれのある場合等で、緊急の用務に該当するときはヘリコプターの派遣を兵庫県へ要請し、輸送を行う。

1 ヘリコプター災害派遣要請基準

現に災害が発生又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に要請することとする。

- (1) 川西市の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 地上輸送がすべて不可能な場合
- (3) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (4) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

## 2 派遣要請手続

### (1) 知事への要請

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県（消防保安課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

### (2) 連絡先

要請の連絡先は次のとおり。

#### ア 昼間(8:45～17:30)

電話会議システム

#### イ 夜間(17:30～翌朝8:45)・休日

神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986

FAX 078-325-8529

#### ウ 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9898・9988

(県災害対策センター内) FAX 078-362-9911

## 3 要請に際し市から連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

## 4 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 給油方法の指示
- (3) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

## 5 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

## 6 着陸場予定地

県、その他防災関係機関から災害対策用物資、人員の空輸に備え、被害状況に応じヘリポートとして可能な場所を確保するとともに、航空機の離着陸場の基準に従う。

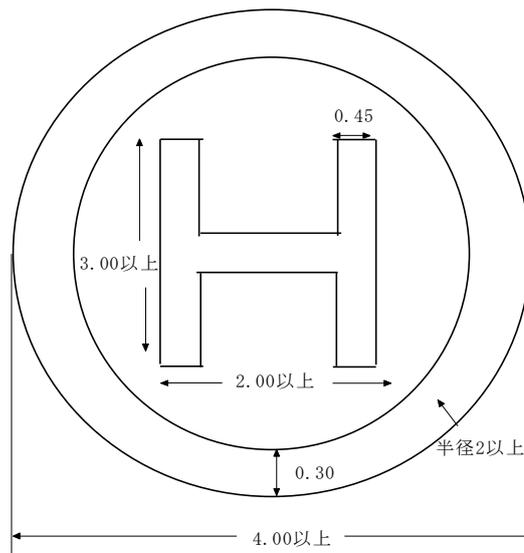
着陸場予定地	所在地	電話番号	備考
東久代運動公園	川西市東久代1丁目地先 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	(072)740-1111	ヘリポート用吹流し等は市南消防署で保管
国崎クリーンセンター	川西市国崎字小路13番地	(072)759-0119	ヘリポート用吹流し等は市北消防署で保管
猪名川河川防災ステーション	川西市出在家町23-5 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	(072)740-1145	ヘリポート用吹流し等は市南消防署で保管

※ 東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所と協議が必要

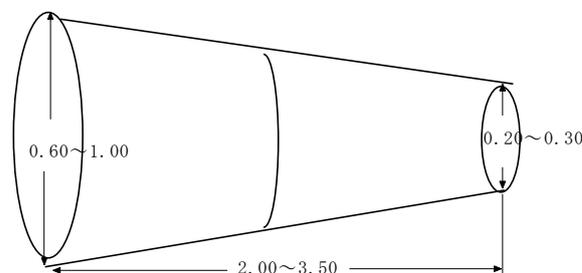
## 7 ヘリコプターの離着陸場の基準

(単位・m)

### (1) ヘリポート



### (2) 吹流し



- 注 1 繊維製品であること。  
2 1色又は数色とし背影と反対色であること。

## 第4款 他都市への避難者の緊急輸送

担当機関：市企画財政部、市総務部、市教育推進部

### 1 他都市への避難者受入れの要請

災害発生により大量の避難者が発生する等、市内の避難空間では避難者を収容しきれない場合、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき避難者の受入れを要請する。

応援要請については協定に定める応援要請書を用いて要請することとし、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- (1) 避難者の人員（男女別）・世帯数
- (2) 概ねの避難期間
- (3) 高齢者や障がい者等の人員（男女別）
- (4) 引率責任者の氏名、所属
- (5) その他必要事項

### 2 避難者の輸送手段の確保

避難者の輸送については、「第3編災害応急対策計画、第11章交通輸送計画、第2節輸送計画、第2款輸送手段の確保」及び「第3款ヘリコプターによる緊急輸送」の規定に基づき移送することとする。なお、被害の程度により輸送手段の確保が困難な場合は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」により輸送手段も併せて要請する。

### 3 対象避難者への通告

他都市への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告することとする。通告については、「第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画」に定めたとおりとする。なお、避難所に収容されている避難者への通告は教育推進部が当該避難所で直接伝達する。

通告に当たっては、次の事項を伝える。なお、緊急の場合はこの限りでない。

- (1) 他都市避難を行う理由
- (2) 避難先の都市、避難場所
- (3) 当面の避難場所
- (4) 避難先の受入れ条件
- (5) 移送手段等避難方法と段取り

### 4 県知事への報告

他都市へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに県知事へ報告する。

## 第5款 公共交通機関の応急対策

担当機関 西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、能勢電鉄株式会社、  
阪急バス株式会社、日本通運株式会社

### 1 西日本旅客鉄道株式会社

#### (1) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部等を設置し、主として次の業務を行う。

#### ア 西日本旅客鉄道株式会社

対策本部及び復旧本部の種別・設置基準

種 別	設 置 基 準
第1種体制	大事故が発生したとき
第2種体制	車両が10両以上脱線又は旅客が負傷したとき、若しくは主要な本線が5時間以上不通となるおそれのあるとき
第3種体制	車両が5両以上脱線又は主要な本線が3時間以上不通となるおそれのあるとき
第4種体制	その他特に必要と認めるとき

※ 召集範囲は本部員の班別構成標準による。

事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

#### イ 日本貨物鉄道株式会社（関西支社）

名 称	設置場所	設 置 の 基 準	業 務
現地対策本部	現 地	A 大都市近郊で大事故が発生したとき又は貨物会社の責により旅客が死亡もしくは多数負傷したとき B 車両が10両以上脱線、又は貨物会社の責により旅客が負傷したとき	(1) 旅客等の救護 (2) 応急・復旧作業 (3) 輸送上の手配 (4) 災害状況の調査
支社対策本部	支 社	C 車両が5両以上脱線、又は本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき D その他、特に必要と認めるとき	(1) 非常の輸送措置 (2) 応急復旧の企画 (3) 災害状況の調査 (4) 情報の収集伝達 (5) その他

(2) 災害発生時の動員体制

- ア 災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
- イ 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要とみとめられる箇所に連絡する。
- ウ 関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常召集を行う。

(3) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

(4) 地震時の応急対策（運転規制基準等）〔西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

ア 駅長の措置

地震が発生したときの運転基準及び取扱いは、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 輸送指令に報告するとともに、保線区長、電力区長等に通報し、列車の停止手配を行う。
- (イ) 輸送指令の指示により、運転士に対し運転の見合せ（口頭）、速度制限（運転通告）等の必要な措置を講ずる。
- (ウ) 列車が停車場付近に停止した場合は、支障のないときは停車場内に誘導する。

イ 動力車乗務員の措置

- (ア) 強い地震を感知したときは、直ちに列車を停止させる。
- (イ) 路線等に異常がないと認められないときは、次の停車場まで注意運転（時速15km）を行う。
- (ウ) 停車場まで注意運転をしたときは、駅長を介して輸送指令の指示により必要な措置を講ずる。

ウ 輸送指令

運 転 規 制	
運 転 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が震度4（40ガル以上）を示したとき 地震計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合 標準 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下	地震計が震度5（80ガル以上）を示したとき 地震計のない区域では指定駅での体感震度5と認められる場合 標準 規制範囲内を初列車を進入させない。 規制範囲内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着。運転中止、再開は左記と同様

エ 保線区長

震度4以上の地震が発生したとき、下記段階に応じ線路の特別巡検を実施する。

- (ア) 震度5（80ガル）以上のとき第1種
- (イ) 震度4（40～80ガル）以上のとき第2種

## 2 阪急電鉄株式会社

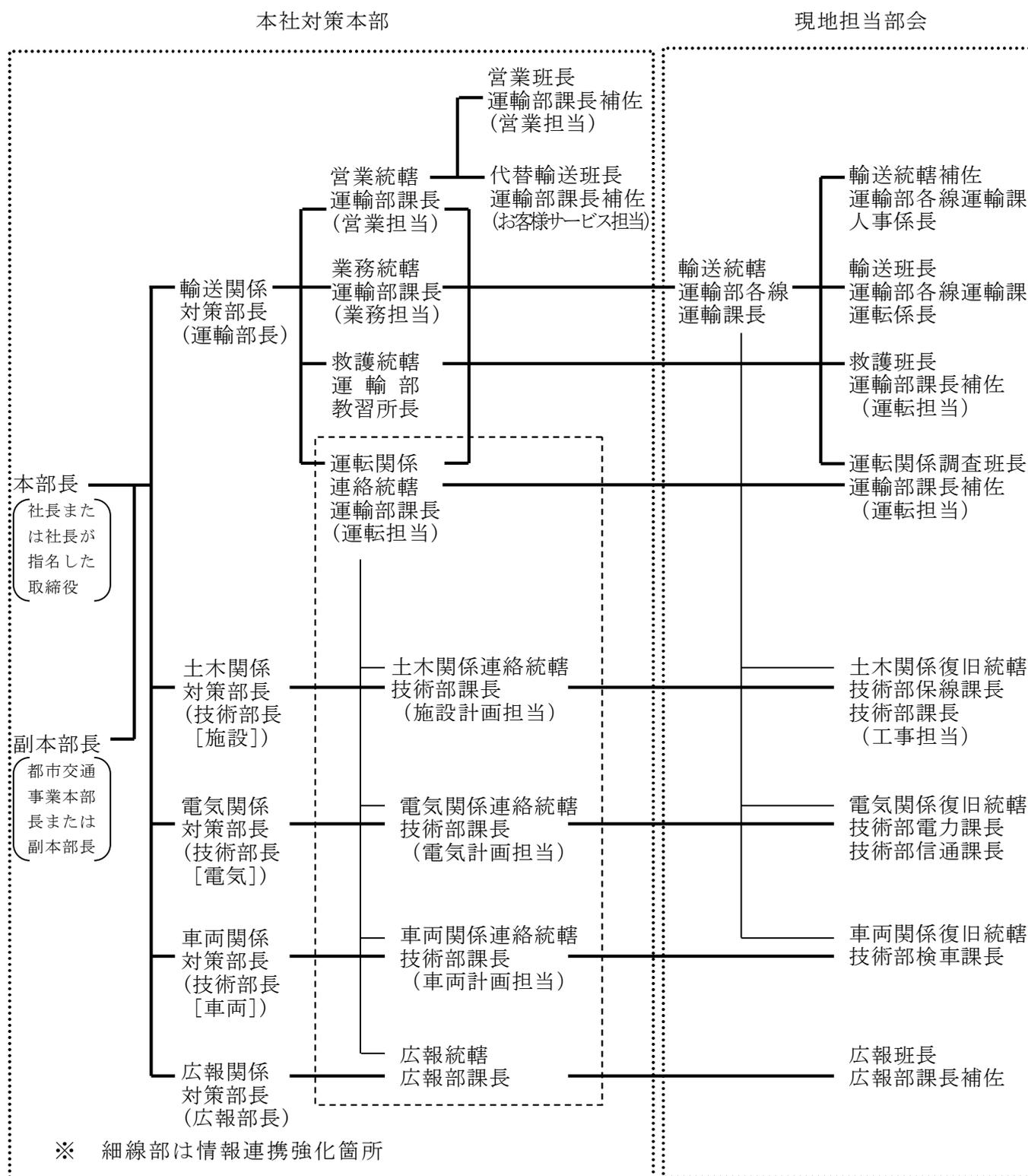
### (1) 災害対策本部の設置基準

社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部の設置を指示する。

ただし、社長が不在の場合は、副社長又は都市交通事業本部長が代行する。

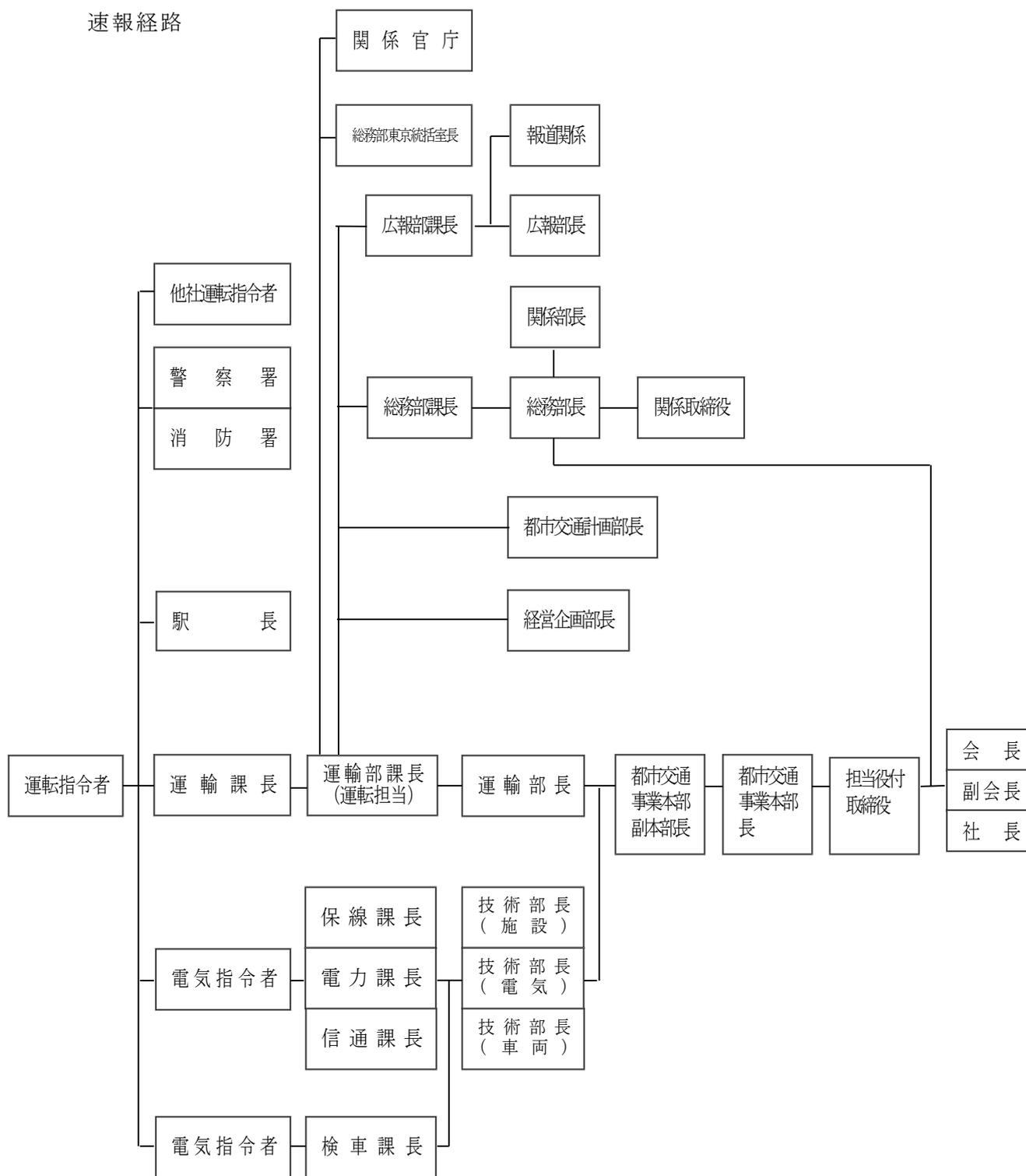
### (2) 組織体制

緊急事態対策本部[1号体制]組織表



※ 細線部は情報連携強化箇所

(3) 情報連絡体制  
速報経路



(注) 該当者が不在の場合は、次の者に報告する。

#### (4) 地震

##### ア 運転規制

###### (ア) 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき

- a ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。（地震1号指令発令）
- b 震動がなくなると認められた時は、全列車に運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示。徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）地震指令の解除は技術部各課より施設の点検結果を総合判断のうえ行う。

###### (イ) 地震警報表示器に震度5以上の表示を確認したとき

- a ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。（地震2号指令発令）
- b 震動がなくなると認められた時であっても、列車の運転再開を指示してはならない。地震2号指令解除後運転の再開を指示。
- c 地震2号指令解除後、列車の運行状況、被害状況等を把握し（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のある時は、その箇所の運転速度を指示）、安全を確認した区間より運転規制を解除する。

##### イ 乗客の避難誘導

###### (ア) 駅における避難誘導

駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。なお、この場合、消防署及び警察署へ通報し救援出動を要請する。

###### (イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、乗客を安全な方向へ誘導する。この場合、乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。

緊急事態対策規程

改正2018年4月1日

改正2020年7月1日

改正2023年4月1日

改正2024年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、自然災害、第三者災害または重大事故等による長時間の輸送阻害または多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合（以下「緊急事態」という。）の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、的確、迅速な処置をとることにより、その影響を最小限にとどめることを目的とする。

(緊急事態発生時の心得)

第2条 緊急事態が発生した場合は、その状況を冷静に判断して的確、迅速に次の処置をとる。この場合、現場に居合わせた者は、職責の如何を問わず全力を挙げて協力する。

(1) 列車防護を行う等被害の拡大防止

(2) 死傷者の救護

(3) 運転指令者もしくは担当係員への通報

2. 関係係員は、旅客の安全を確保した後に情報の収集と全容の把握に努めるとともに、上司に連絡し、その指示を受けなければならない。通信不能等により、上司の指示、連絡を受けることができない場合は、速やかに自己の勤務部署に就かなければならない。

(速報・報告経路)

第3条 緊急事態が発生した場合またはそのおそれがある場合は、本社勤務時間内外にかかわらず、別表1に定める社内速報・報告経路により速報するものとする。

2. 運転指令者は、関係する他社線の運転指令者へ速報するものとする。

(警察署、消防署への連絡)

第4条 運転指令者および駅助役は、警察署、消防署へ速報し、必要に応じてそれぞれの機関へ出動要請を行わなければならない。

特に、人命救助の必要がある場合には、消防署へ「レスキュー隊」の出動も併せて要請するものとする。

(監督官庁・報道機関等への速報)

第5条 近畿運輸局へは連絡責任者(運転課長、車両課長、土木課長、電気課長)、報道機関等へは総務部副部長等(夜間・休日は総務部副部長の依頼により運転係長〔副長〕または運転指令者)より概況を速報する。

(対策本部の設置)

第6条 対策本部はおおむね次の各号にあたる場合に担当役員の要請により社長の承認を得て設置する。

- (1) 緊急事態により死傷者が生じ、または輸送に著しく支障をきたしたとき
- (2) その他特に必要を認めるとき

(対策本部の組織)

第7条 対策本部は別表2のとおり組織する。

本部長は、緊急事態の程度、状況に応じて社長または鉄道事業部担当役員がその任にあたる。

(職務)

第8条 本部長および各部長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、対策本部を統括する。
- (2) 鉄道事業部長は、列車の運行および代替輸送並びに被災施設の復旧に関する事項を総括する。
- (3) 総務部長は、死傷者の救護に関する事項並びに情報収集および報道機関等に関する事項等の広報業務を総括する。

(非常召集)

第9条 緊急事態に対処するために必要な人員は、各部において別に定める非常召集方法により召集する。

(代替輸送)

第10条 代替輸送の方法は別に定めるものとする。

(連絡の確保)

第11条 緊急事態が発生した場合は、列車無線を有効に活用するとともに、事業用電話、加入電話等の通信設備を使用して緊急連絡を行う。

(死傷者への対応)

第12条 救護担当は、死傷者が発生した場合、所轄の警察署、消防署および救急医療機関を通じての調査等により、死傷者数および氏名、年齢、性別、住所、負傷の程度、収容病院とその電話番号等を把握し、救護責任者に報告するとともに、家族その他関係者への連絡、対応に務めなければならない。

(国民保護に係る対応)

第13条 社長は、大阪府または兵庫県に武力攻撃事態等対策本部または緊急対処事態対策本部が設置された場合は、必要に応じて国民保護対策本部または緊急対処事態対策本部の設置を指示する。ただし、社長が不在の場合は、鉄道事業部担当役員または鉄道事業部長が代行する。

2. 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の体制は、緊急事態対策本部の組織とする。

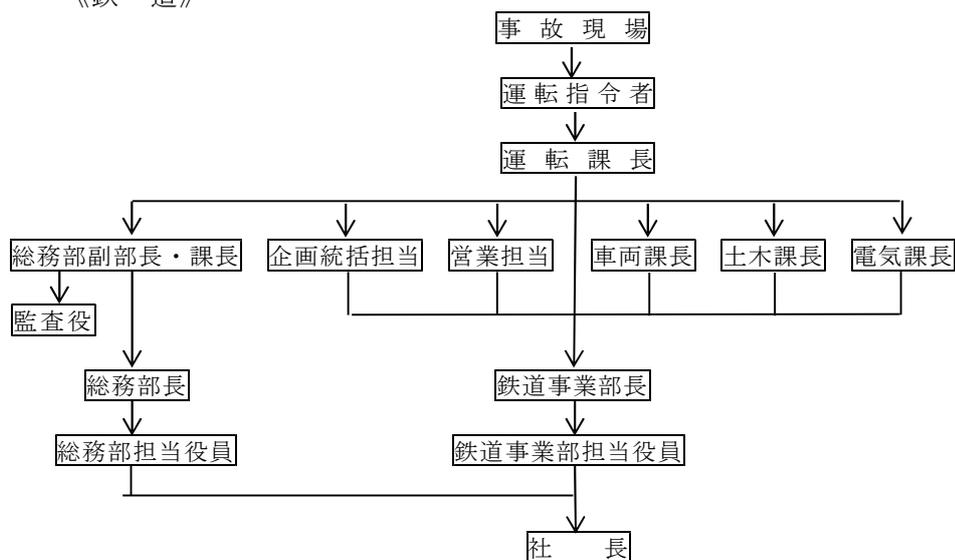
3. 地方公共団体の長からの求めにより避難住民の運送を行う場合、総務部長は運送の求め等を行った者との連絡に関する事項を総括する。また、鉄道事業部長は避難住民の運送に関する事項を統括する。

(実施細則)

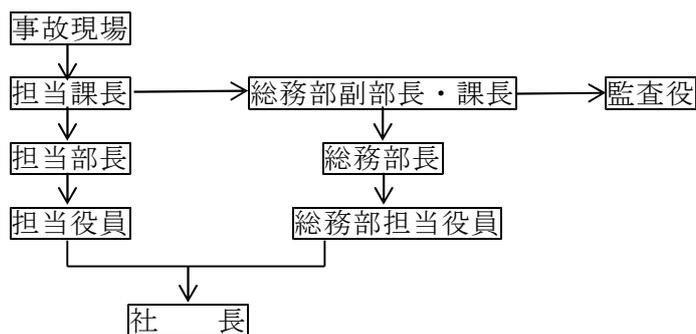
第14条 各部長は、この規程の円滑な運営に資するため細則を定める。

別表1 緊急事態発生時の社内速報・報告経路

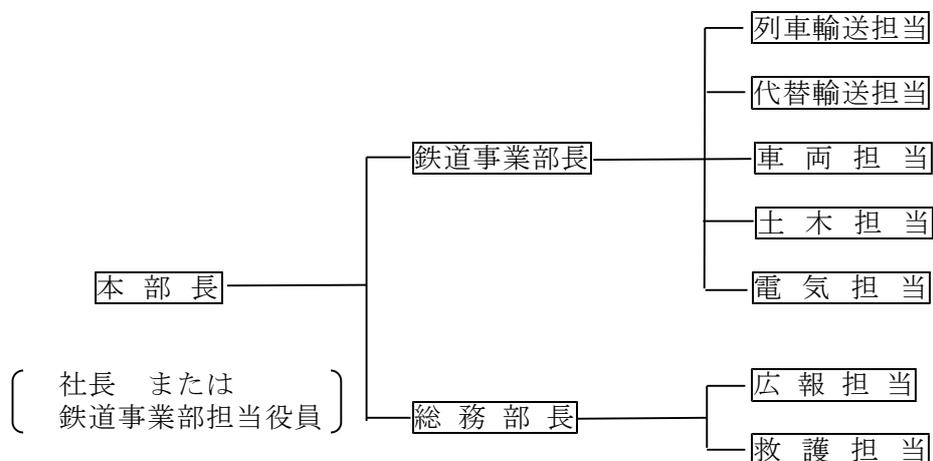
《鉄 道》



《その他》



別表2 対策本部組織図



(注) 必要に応じて、業務委託会社の担当責任者も当該職務を担当する場合がある。

# 防災体制実施要綱

## 第 4 章 地 震

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時の体制を定め、的確、迅速な措置をとることによって、その被害を最小限にとどめることを目的とする。

(防災体制の実施要領)

第 2 条 地震が発生した時の防災体制（地震）は別表 4-1～4-3 によるものとする。

(防災体制の発令または解除)

第 3 条 防災体制（地震）の発令または解除は、次によるものとする。

防 災 体 制	発 令	解 除
地 震 1 号	運 転 指 令 者	運 転 課 長
地 震 2 号		

(施設の点検)

第 4 条 地震が発生した時は、すみやかに担当区域の施設点検を行い、各点検者は点検結果を運転課長に報告する。

運転課長はそれらの報告を基に運転再開、運転速度の規制解除を決定する。

なお、施設の点検（徒歩巡回、列車添乗巡回）については次の通りとする。

防災体制	施設の点検	実 施	記 事
地震 1 号	列車添乗巡回	運転または駅担当の助役以上 もしくは土木・電気担当者	
地震 2 号	徒 歩 巡 回	土木担当者 電気担当者	運転再開までに
	列車添乗巡回	運転または駅担当の助役以上 もしくは、土木・電気担当者	

(注) 点検者には、各担当責任者から指示を受けた当該業務委託会社の担当者も含む。

(情報連絡)

第 5 条 地震が発生した時の連絡経路は、別表 5 によるものとする。

2. 運転指令者は、地震 1 号または 2 号を発令した場合、列車の運行状況等について阪急電鉄運転指令者と相互に連絡をとるものとする。

(実施細則)

第 6 条 鉄道事業部長は、本要綱の主旨に従って実情に応じた防災体制に関する細則を定める。

(災害発生時の取扱い)

第 7 条 地震による災害が発生したときは緊急事態対策規程による。

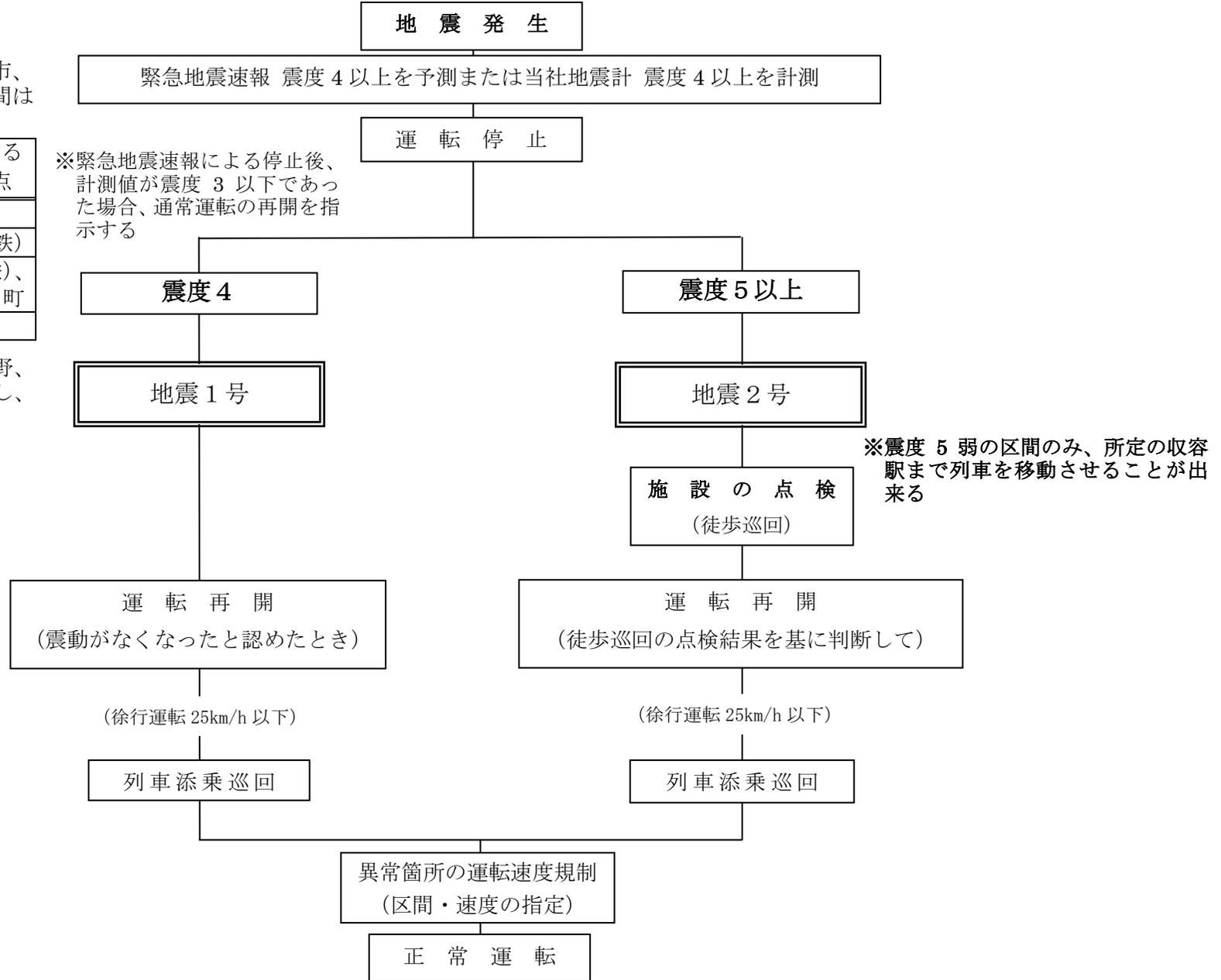
別表4-1

※判断対象とする震度計測地点と対象区間  
 当社の地震計に加え気象庁震度情報（川西市、豊能町、猪名川町）も判断基準とし、対象区間は以下の通りとする

対象区間	判断対象とする震度計測地点
川西能勢口～鼓滝駅間	川西市
鼓滝～山下駅間	平野（能勢電鉄）
山下～妙見口駅間※	平野（能勢電鉄）、豊能町、猪名川町
山下～日生中央駅間	猪名川町

※山下～妙見口駅間については、平野、豊能町、猪名川町の各数値を比較し、最も高い数値に準ずる

防災体制（地震）実施要領①



別表 4-2

防災体制（地震）実施要領②-1

防災体制	運転指令	運転課	車両課	土木課・電気課
地震 1 号（震度 4）	防災体制（地震）発令	防災体制(地震)受報	防災体制(地震)受報	防災体制(地震)受報
	1. 緊急地震速報により震度 4 以上（赤色灯）と予測される場合、または当社地震計に震度 4 が観測された場合は、直ちに全列車の運転停止を指示する。 2. 地震警報表示機の表示に従い、地震 1 号を発令する 3. 列車の停止位置、乗客の状態、被害状況等を把握し、関係部署に連絡する 4. 阪急線の運転指令者と列車の運行状況等について相互に密接な連絡をとる 5. 他社線の列車運行状況の把握と乗務員、駅への通報 6. 振動がなくなつたと認めるときは、全列車の運転速度を毎時 25km/h 以下に規制して運転の再開を指示する	[運 転] 1. 乗務員は、直ちに列車を停止する 2. 列車の停止位置・線路・乗客の状態等を運転指令者に報告する 3. 適切な車内放送を行う [駅] 1. 駅助役は地震発生を感じた時は、直ちに運転指令者に報告すると共に情報発信に当る		
		[運 転] 1. 乗務員は運転指令者の指示により毎時 25km/h 以下で運転を再開する 2. 線路状態に注意して運転を行う		
		列車添乗巡回及び報告	徒歩巡回及び報告	列車添乗巡回及び報告
		1. 列車添乗巡回並びに駅巡回の点検結果を運転課長に報告する	1. 車庫構内の点検結果を運転課長に報告する	1. 列車添乗巡回の点検結果を運転課長に報告する。 2. 運転速度を規制する必要があるときは、その区間及び速度を指定する
防災体制（地震）解除受報	防災体制（地震）解除	防災体制（地震）解除受報	防災体制（地震）解除受報	
	1. 運転指令者は運転課長より地震 1 号解除の指示を受け関係者に連絡する 2. 特定箇所に徐行が必要な場合は、運転速度を指示する	1. 運転課長は各担当部署からの施設の点検結果を基に判断し、運転指令者に地震 1 号の解除を指示する 2. 特定箇所に徐行が必要な場合は、運転指令者に運転速度を指示する 3. 乗務員は線路、沿線等の状態に注意して運転する		

※企画統括担当…情報発信（応援）、営業担当…広報活動（応援）・情報発信（応援）、総務部…広報活動

別表 4-3

防災体制（地震）実施要領②-2

防災体制	運 転 指 令	運 転 課	車 両 課	土木課・電気課
地震 2 号 （ 震 度 5 以 上 ）	防災体制(地震)発令	防災体制(地震)受報	防災体制(地震)受報	防災体制(地震)受報
	1.緊急地震速報により震度5以上(赤色灯)と予測される場合、または当社地震計に震度5以上が観測された場合は、直ちに全列車の運転停止を指示する 2.地震警報表示機の表示に従い、地震2号を発令する 3.列車の停止位置、乗客の状態被害状況等を把握し、関係部署に連絡する 4.阪急線の運転指令者と列車の運行状況等について相互に密接な連絡をとる 5.他社線の列車運行状況の把握と乗務員、駅への通報 6.震動がなくなった場合でも列車の運転再開を指示してはならない。なお、震度5弱の区間のみ、所定の収容駅まで列車の移動を指示する場合がある(別途定める取扱いによる)	[運 転] 1.乗務員は、直ちに列車を停止する 2.列車の停止位置・線路・乗客の状態等を運転指令者に報告する 3.適切な車内放送を行う [駅] 1.駅助役は地震発生を感じた時は、直ちに運転指令者に報告すると共に情報発信に当る	1.非常呼出し等により、点検要員を確保する	1.非常呼出し等により、点検要員を確保する 2.必要に応じ請負業者へ応援を要請する
	運転速度規制	運 転	徒歩巡回及び報告	徒歩巡回及び報告
	1.運転課長からの指示を受け、全列車の運転速度を毎時25km/h以下に規制して運転再開を指示する	1.運転課長は各担当部署からの施設の点検結果を基に判断し、運転指令者に全列車の運転速度を毎時25km/h以下に規制して運転再開を指示する	1.車庫構内の点検結果を運転課長に報告する	1.徒歩巡回の点検結果を運転課長に報告する 2.異常を認めた場合は速やかに復旧の手配を行う
		列車添乗巡回及び報告		列車添乗巡回及び報告
		1.助役は列車添乗巡回並びに駅巡回の点検結果を運転課長に報告する。		1.列車添乗巡回の点検結果を運転課長に報告する 2.運転速度を規制する必要があるときは、その区間及び速度を指定する
防災体制(地震)解除受報	防災体制(地震)解除	防災体制(地震)解除受報	防災体制(地震)解除受報	
1.運転指令者は運転課長より地震2号解除の指示を受け全列車および駅、関係部署に連絡する 2.特定箇所にて徐行が必要な場合は、運転速度を指示する	1.運転課長は各担当部署からの施設の点検結果を基に判断し、運転指令者に地震2号の解除を指示する 2.特定箇所にて徐行が必要な場合は、運転指令者に運転速度を指示する 3.乗務員は線路、沿線等の状態に注意して運転する			

※企画統括担当…情報発信（応援）、営業担当…広報活動（応援）・情報発信（応援）、総務部…広報活動

## 4 阪急バス株式会社

### 異常気象（災害）時における措置

震災等におけるバス運行途絶は、地域住民に与える影響が大きいため、可能な限り運行の確保に努めるとともに、運輸規則20条に則り、利用者の安全確保を図る安全措置を講じなければならない。

#### (1) 停車方法

ア 車両移動可能な場合は、二次災害防止のため、他の交通の妨害にならない安全な場所（路肩や空き地など）にバスを移動させ、エンジンを切り、あらゆる灯火を点灯して停止する。

イ 車両移動不可能の場合は、まずエンジンを停止し、サイドブレーキをかけ、車輪止めを施し、燃料やオイル漏れ等による火災防止の措置をとり、非常点滅灯等のスイッチを入れ、追突等の二次災害の防止を図る。

#### (2) 乗客の救出

乗客の動揺や混乱の防止に努め、車外の安全を確認し、脱出に際しては、乗客の救出誘導を最優先に行う。

救出は、負傷者、高齢者、婦人等を優先して適切な指示を行う。

#### (3) 連絡・通報

所轄署に連絡後は、警察官の指示に従って行動し、みだりに現場を離れてはならない。

#### (4) 待機

安全な場所で待機し、負傷者の救護と二次災害の防止に全力をあげる。

#### (5) 会社への連絡

速やかに運行管理者へ連絡をとり、運行が続けてできるかどうか等を報告し、必要に応じて代車の依頼や指示を受ける。

#### (6) 防災教育と訓練

関係各市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、また、春秋（事故防止、火災予防等）の運動期間中に各営業所を巡回し、運転士に対し地震、災害時における役割を具体的に教育、訓練を行う。

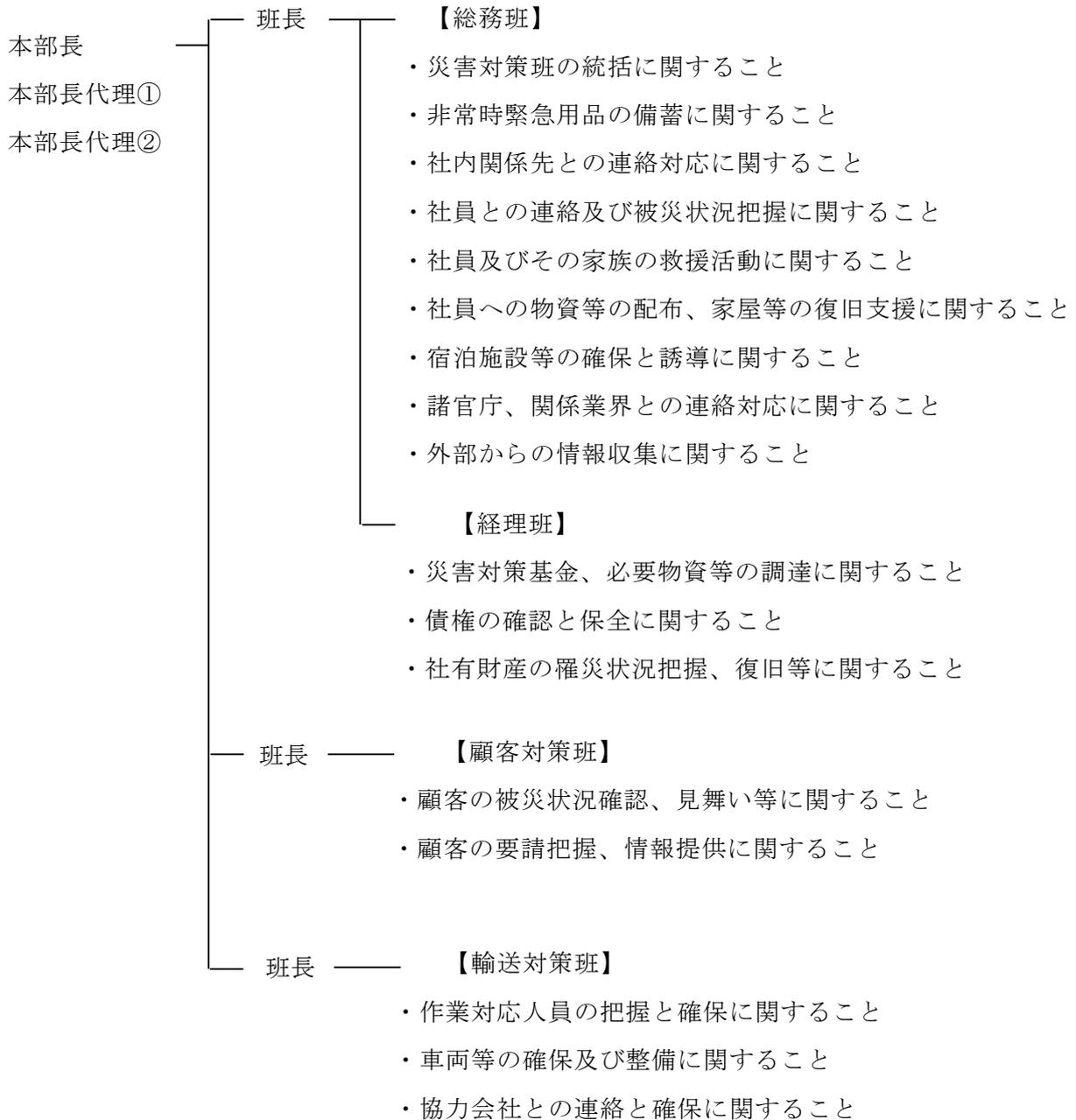
#### (7) 施設等の保安全管理

各施設に給油施設、消火器等を設置、保安体制を確立する。

(1) 災害対策本部の設置

非常事態が発生した場合、必要があると認められる時は、危機管理委員会の委員長は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部長は、危機管理委員会の委員長をもって充てる。災害対策本部長は、災害対策班長に危機管理委員を任命する。

(2) 災害対策本部の組織と役割



## ■第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画■

### 第1節 電力施設等の応急対策計画

担当機関 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。

#### 1 防災体制の確立

##### (1) 対策組織の設置

###### ア 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

(ア) 神戸地域非常災害対策総本部

(イ) 神戸地域発販等非常災害対策本部

(ウ) 神戸地域送配電非常災害対策本部

(エ) 神戸地域発販等警戒本部

(オ) 神戸地域送配電警戒本部

##### (2) 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部が設置される。

(ア) 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 神戸地域内で大津波警報が発令された場合

(ウ) 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発令された場合

(エ) 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ 次に掲げる場合においては、関西電力の長と関西電力送配電の長が総本部の設置について協議し、設置が決定される。

(ア) 非常事態が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、関西電力及び関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

(イ) その他必要な場合

##### (3) 体制の確立

関西電力及び関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確

保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ア 休日・夜間等における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

## 2 災害応急対策に関する事項

### (1) 災害時における情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

#### ア 一般情報

##### (ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

#### イ 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

### (2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

### (3) 通話制限

対策本部の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

#### (4) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

##### ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第6節ライフライン関係施設の整備、5 電気事故の防止、(2)広報活動」に定める広報活動を行う。

##### イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等のより直接当該地域へ周知する。

#### (5) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。

##### ウ 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

#### (6) 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

##### ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

###### (ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

##### イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社

の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(7) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(8) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

#### ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

#### (11) 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の対策組織の長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。

#### ア 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

#### イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

#### ウ 応急安全装置

仕掛け工事及び作業中の各電力会社（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

### 3 災害復旧に関する事項

#### (1) 復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧用資機材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧の完了見込

(カ) 宿泊施設、食料等の手配

(キ) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

## (2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共施設、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

## 第2節 ガス施設等の応急対策計画

### 1 都市ガス施設

担当機関 大阪ガスネットワーク株式会社

地震の発生又は災害の発生が予想される時は、ガスの製造、供給、保安体制等について「災害対策要綱」に基づき必要な措置をとり、早期復旧に努める。

#### (1) 応急対策

災害が発生した場合は、「災害対策要綱」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

災害対策実施担当

名 称	所 在 地	連 絡 電 話 番 号
兵庫事業部 緊急保安チーム	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-8600

#### ア 災害対策本部の設置

兵庫導管部の供給エリア内で震度階4以上の地震の発生又は災害の発生が予想される場合は、兵庫導管部内に災害対策本部を設置する。また、大阪ガスの供給エリア内で震度階5弱以上の地震の発生を感知した場合、本社及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置する。

#### イ 応急対策要員の確保

大阪ガスの供給エリア内で震度階5弱以上の地震を感知した場合、本社及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立している。また、休日、夜間であっても、テレビ、ラジオなどで供給エリア内で震度階5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社するように定めている。さらに、大阪ガスの供給エリアで、震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、大阪ガス社員は自動的に出社するように定めている。

## ウ 情報の収集伝達

(ア) 本社を初めとして各拠点等に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社中央保安指令部へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。

本社中央保安指令部で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、地区導管部へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムになっている。

(イ) 関係機関との情報交換

防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集に努める。

(ウ) 被害状況等の伝達

事業所災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要家施設の被災状況を調査するとともに、被災状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

## エ 復旧資機材の確保

ふだんから必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

## オ 災害広報

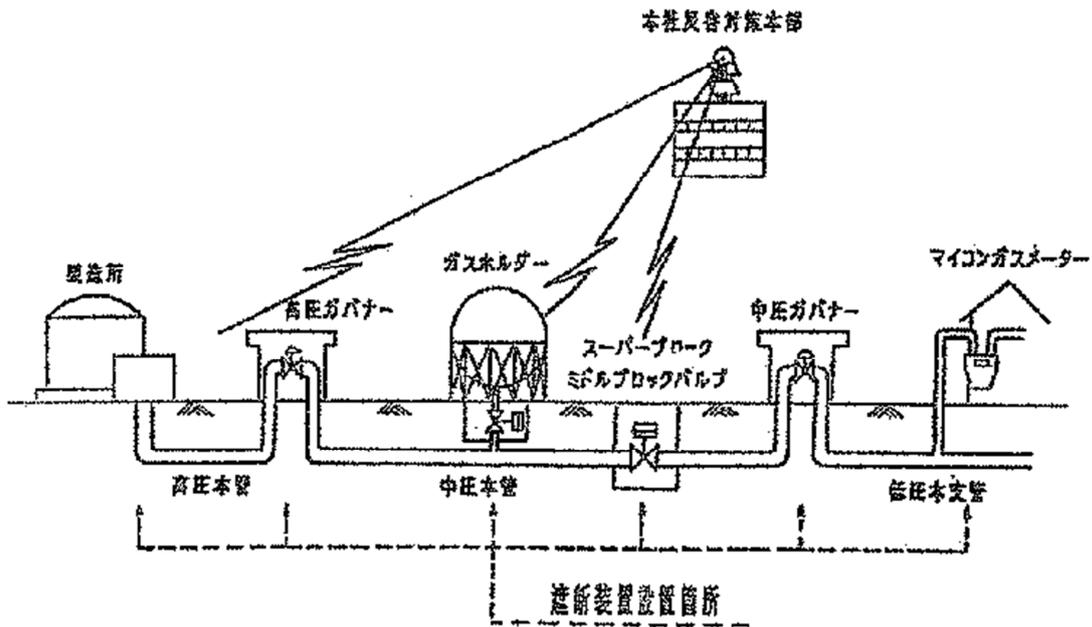
災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

## カ 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。このために、被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害の恐れがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。この場合も、他の地域についてはガスの供給を継続する。

[地震発生時の緊急遮断イメージ図]

(スーパーブロック、ミドルブロック概念図)



## (2) 復旧対策

### ア 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

### イ 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。

### ウ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対しては、都市ガス代替エネルギーを供給することとする。

### エ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

## (3) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、川西市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

## 2 プロパンガス施設

担当機関 一般社団法人兵庫県エルピーガス協会北摂支部川西地区

地震時におけるプロパンガス施設の応急復旧対策について定める。

### (1) 災害応急対策

地震災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、各供給事業者の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

### (2) 災害復旧対策

災害復旧にあたっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況を勘案して行う。

### (3) 復旧要員の確保

各供給事業者による動員体制の他に、単独で復旧を図ることが困難である場合には、プロパンガス地域防災協議会の協力を得る。

### (4) 他機関との協力体制

復旧を促進するため川西市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を促進する。

## 第3節 電気通信施設等の応急対策計画

担当機関 西日本電信電話株式会社

### 電気通信の確保

地震により、電話線等の通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

#### 1 災害対策本部の設置

名 称	所 在 地	連 絡 電 話 番 号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番	078-393-9440

#### 2 応急復旧

##### (1) 通信混乱防止

地震発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到に

より交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

3 災害対策本部の組織及び所掌事項



所掌事項

情報統括班

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

お客様対応班

ユーザーへの対応

総務・広報班

社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

4 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

## (2) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」でのふくそう緩和を実施する。

オ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの記載、地図による障害エリアの表示等）

カ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

## (3) 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（Web171）」を確立する。

### ア 提供の開始

(ア) 地震・噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状態（ふくそう）になっている場合開始する。

(イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（Web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取し、閲覧して安否等を確認する。

### イ 伝言の条件等

(ア) 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ・登録できる電話番号（被災地電話番号）……

  - 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

- ・伝言録音時間……1伝言あたり30秒間録音

- ・伝言保存期間……提供終了まで

- ・伝言蓄積数……1電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。

(イ) 「災害用伝言板（Web171）」

- ・接続条件……インターネットが接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

- ・アクセスURL……<https://www.web171.jp>

- ・伝言登録数……伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで

(20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)

- ・伝言板（メッセージボックス数）……利用者情報なしの場合：1件  
利用者情報ありの場合：最大20件  
※利用者情報は事前に登録が必要
- ・伝言保存期間……最大6ヶ月
- ・登録可能な伝言……定型文及びテキスト情報（伝言1件あたり100文字）
- ・伝言のセキュリティ……伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・伝言通知機能……利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

## 5 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

## 第4節 水道施設応急対策計画

担当機関 市上下水道局

災害時における配水管路及び浄水施設等の被害に対し応急措置を講じるとともに機能の回復を図り給水の万全を期する。

### 1 地震発生直後の対応

#### (1) 被害状況の把握

応急復旧計画の策定のため、水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

#### (2) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他市町の水道担当部局と連携を図りつつ、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

## 2 応急復旧計画

被害調査結果に基づき、給水機能の確保を目的に計画を策定し、速やかな復旧を図る。

### (1) 取水及び導水並びに浄水施設

復旧に長時間を要する場合には、他系統からの導水などにより、送・配水施設の復旧に伴う給水量の増加に対処する計画とする。

### (2) 送・配水施設

断水地域をできるだけ限定した応急配水計画を策定する。管路の応急復旧は配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら復旧を進める。

### (3) 給水管

復旧は原則として送・配水管に次いで行うが、公道部分の損傷で配水管と同時に復旧が可能な場合、並行して復旧を進める。

## 3 応急復旧

応急復旧に当たり、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

### (1) 取水及び導水並びに浄水施設

機械、電気及び計装設備などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。停電により機能が停止する場合もあるので、その措置及び受電後についても関連施設の復旧状況に対応して行う。

### (2) 送・配水施設並びに給水装置

配水池、ポンプ場などについては、前記の（取水及び導水並びに浄水施設）と同様に対処する。管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進める。

#### ア 第一次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水車、給水拠点などによる応急給水から、管路による給水までの段階を第一次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては、消火栓による運搬給水、拠点給水などを実施する。

#### イ 第二次応急復旧

管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮配管による通水などによりできるだけ断水地域を解消する。

#### ウ 第三次応急復旧

第一次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に行う。

## 4 その他

### (1) 現地対策拠点の設置

- ア 災害時において応急復旧を行うための現地対策拠点を設置する。
- イ 他都市からの応援班も対策拠点を中心に活動する。
- ウ 現地対策拠点設置場所は、災害規模を考慮しグラウンド、公園を利用する。

(2) 現地対策拠点体制

現地対策拠点については、市職員3名体制で実施する。

(3) 災害発生後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

(5) 必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」により対策を講じる。

## 第5節 下水道施設応急対策計画

担当機関 市上下水道局

地震災害時における下水施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するため、応急対策として市内管渠の目視調査の実施や、その被災状況を確認し、最小限の下水排水能力を確保するための応急復旧を行うとともに災害査定業務に向け、その設計資料を収集する。

また、ポンプ施設においては、停電のため施設の機能が停止した場合ディーゼル発電機によって運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対処する。

合わせて、各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

### 1 地震発生直後の対応

#### (1) 被害状況の把握

地震発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。また、ポンプ施設、管路等のシステム全体についても、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

#### (2) 下水道施設の調査と点検

下水道施設の調査、点検の実施にあたっては、二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施するとともに、調査・点検もれの生じないようあらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。なお、調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策はその内容を記録することとする。

### (3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

## 2 応急復旧計画

被災箇所の応急復旧にあつては、被害調査結果に基づきその緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

## 3 施設毎の応急措置・復旧

### (1) 管路施設

#### ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

#### イ マンホール等からの溢水

可搬式ポンプ等を利用し、又は土のうなどで囲む等の処置を講じた後、他の下水道管渠、排水路等へ緊急排水する。

#### ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

### (2) ポンプ施設

#### ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

#### イ 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

#### ウ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は応急措置を講じる。

## 4 その他

### (1) 被害状況、復旧状況等の記録

災害発生後の被害状況、応急復旧状況等について、日報、記録写真等を整える。

### (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

## ■第13章 文教対策計画■

### 第1節 教育対策計画

担当機関 市市民環境部、市こども未来部、市教育推進部

#### 第1款 応急教育

担当機関 市こども未来部、市教育推進部

教育施設の被災又は市立小・中・特別支援学校児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合に対処するための計画とし、次の事項について定める（幼稚園、保育所及び認定こども園、川西さくら園についても準用する）。

#### 1 災害発生前及び直後の措置

##### (1) 事前措置

市立学校の教職員は、常に地震情報その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の項目について学校長と協力して災害応急対策に備える。

ア 休校措置、児童生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡方法など事態に即応した措置を定めておく。

イ 教育推進部、警察署、消防署、警備会社及び保護者への連絡網の確認を行う。

ウ 勤務時間外においては、市立学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、教職員に周知しておく。

##### (2) 災害発生直後の措置

ア 校内にいる負傷者等の救出及び応急手当を行い、校内防災計画に基づいて児童生徒の安全を確保する。

イ 学校長は、教育推進部と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。

ただし、通信施設の破損等で連絡が不可能なときは、学校長の判断で緊急避難の指示を行う。また、児童生徒については学校において保護者に引き渡すか、教職員が引率し集団下校させる。

ウ 勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は所属の学校に参集し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立するとともに市が行う災害応急・復旧対策に協力する。

エ 災害対策本部長は、教育推進部を通じて、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

## 2 被害状況等の収集

応急対策計画の策定のため、学校長は次の項目について被害状況を速やかに収集し、教育推進部を通じて災害対策本部に報告する。

- (1) 児童生徒の罹災状況
- (2) 教職員の罹災状況
- (3) 学校施設の被害状況
- (4) 応急措置を必要と認める事項

## 3 教育施設の応急復旧対策

災害により教育施設に被害を受けた場合の応急復旧等については次のとおり措置する。

- (1) 軽易な校舎の被害については、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、また、通学に際して危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できるように措置する。

なお、被害が重大で、応急修理では使用に耐えないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理者を置く。

- (2) 運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。
- (3) 破損、冠水等によって使用不能になった児童生徒用の机、椅子の補充は近隣の学校から余剰のものを集めるなど、授業に支障のないよう措置する。
- (4) 避難者の収容、災害対策連絡所の設置等で体育館、教室等を使用するときは、校舎の被害の程度を考え、関係機関と協議の上、措置する。
- (5) 被害状況については、県阪神教育事務所を経由して、県教育委員会へ報告する。

## 4 応急教育対策

学校が被災又は学校周辺が被災し、学校の機能が一時的に停止した場合は、次のとおり措置する。

### (1) 応急教育の実施場所等

ア 校舎の重大な被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により、通常の授業を行い難いときは、近隣の適当な学校、事業所等において授業する等の措置を行う。

イ 応急授業の場所、連絡方法、実施方法等については、教育推進部において事態に即応した措置を行う。

### (2) 応急教育

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧状態、教職員、児童生徒及びその家族の罹災程度、交通機関、道路等の復旧状態その他を考慮し、次の方法により行う。

ア 登校に長時間を要する場合

始業時刻を適宜繰り下げて授業を行う。この場合、登下校時の児童生徒の安全については、特に配慮する。

イ 児童生徒の過半数以上の者が登校できない場合

臨時に休校するとともに、近隣の学校等において授業を実施する等適宜の措置をとる。

ウ 児童生徒の一部又は半数に近い者が登校できない場合

短縮授業、半日授業等の措置をとる。登校できない児童生徒については、別に考慮する（オンライン授業等も含む）。

エ 一部地域の児童生徒全員が登校できない場合

臨時に、その地域に応急教育の場を設けて適宜授業を行う。

オ その他

特別の事態が生じたときは、関係者は協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

## 5 学校給食の措置

施設に被害を受けた場合又は災害のおそれなくなったときは、速やかに給食が実施できるよう措置する。

(1) 次の場合には、児童生徒に対する給食を一時中止又は簡易献立の措置を行う。

ア 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合

イ 感染症その他の危険の発生が予想される場合

ウ 給食用物資の入手が困難な場合

エ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(2) その他災害発生後において、特に安全衛生面に留意し、施設、設備の整備及び調理関係者の健康管理等を充分に行う。

## 6 留守家庭児童育成クラブの措置

(1) 育成クラブ開設中に災害が発生した場合には、育成クラブ支援員は学校長等と連絡をとり、状況に応じた緊急避難等を学校長等の協力を得て行う。

(2) クラブ室の重大な被害等により、通常のクラブ運営が行い難い状況が生じたときは、教育委員会事務局において事態に即応した措置を行う。

## 7 教育実施者の確保

教員の罹災等により、通常の授業が行い得ない場合の応急措置として、教育推進部は各学校の教員不足数の状況により、一時的な教育組織の編成を考え、勤務等を指示し、教員を確保する。

## 8 児童生徒等の健康管理

心に大きな苦痛を伴う強い恐怖感や大きな悲しい出来事など衝撃的な体験が引き起こす心の後遺症「心的外傷後ストレス障害」(PTSD)等の精神的不安に対処するため特に被災児童生徒への心のケアについてプライバシー保護とあわせて実施する。

### 【実施内容など】

- (1) 教職員によるカウンセリング
- (2) 電話相談等の実施
- (3) 広域的な教育相談機関、子どもセンター等の専門機関との連携

## 第2款 教材、学用品の調達及び支給

担当機関 市教育推進部

被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し各校に配分する。

### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、学校又は教育推進部と協力して知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長は学校又は教育推進部と協力して行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期 間	備 考
学用品の給与	1 災害によって住家に床上浸水・半壊又は半焼以上の被害を受けた小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 2 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合	災害発生の日から支給 ・教科書及び教材 1カ月以内 ・文房具及び通学用品 15日以内	

※費用の限度額、輸送費及び人件費については「資料編 資料-20」のとおり。

### 第3款 社会教育施設等の応急対策

担当機関 市市民環境部

災害により社会教育施設等に被害を受けた場合の対処について定める。

#### 1 社会教育施設の管理及び応急、復旧対策

災害による被害の応急対策等については次のとおり措置する。

- (1) 開催予定の事業等の中止、延期又は利用者による事業の中止及び施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者に対する避難誘導等を行い、混乱を防止する。
- (3) 被害状況を把握し、危険箇所の応急的な安全措置を行うとともに、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置を行う。
- (4) 被害状況については、県阪神教育事務所を経由して、県教育委員会へ報告する。

#### 2 文化財の被害調査

- (1) 市内の文化財について被害状況の調査を行う。
- (2) 被害状況により、文化財の所有者及び管理者に対し適切な対応を依頼し、被害の拡大防止に努める。
- (3) 被害の状況については、県教育委員会へ報告する。

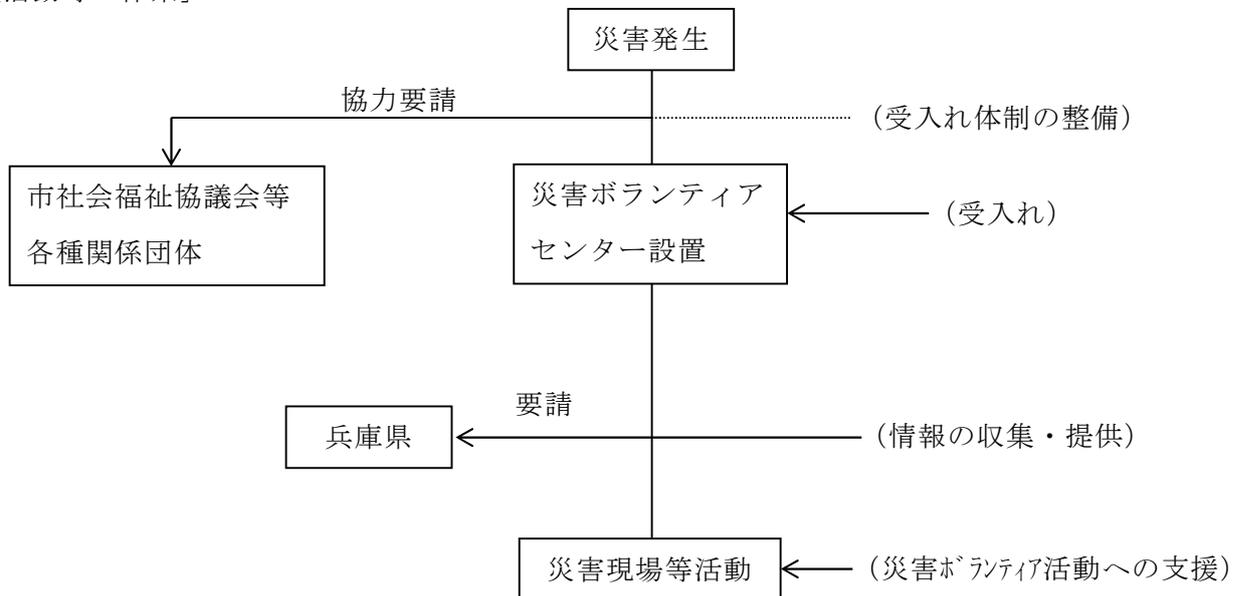
## ■ 第 1 4 章 民間団体等との連携 ■

### 第 1 節 災害ボランティアの受入れ等

担当機関 市総務部、市福祉部

大規模な災害が発生し、救援活動等が広範囲、長期に及ぶ場合応急活動の円滑な推進を図るため、災害ボランティアへの協力要請並びに受入れ対策等の確立を図るとともに、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係作りを図る。

[活動等の体系]



#### 第 1 款 災害ボランティアセンターの設置

担当機関 市福祉部

災害ボランティアの円滑な活動を図るため、連携協定に基づき、市社会福祉協議会の協力を得てボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、原則としてキセラ川西プラザに設置することとし、必要に応じて他の公共施設に設置することも検討する。

また、災害ボランティアセンターでは主に次の業務を行う。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 災害ボランティアの受入れ、登録及び管理

- (3) 資機材の受付・貸し出し
- (4) ボランティアニーズ情報に基づいて災害ボランティアの派遣
- (5) ボランティア団体の情報収集及び団体間の調整
- (6) 活動結果報告に基づく振り返りや評価

## **第2款 災害ボランティアの活動分野**

担当機関 市福祉部

災害ボランティア活動の主なものは次のとおり。

- (1) 避難所における炊き出しや洗濯などの支援活動
- (2) 被災家庭の清掃、引越し手伝い等の被災者支援活動
- (3) 被災者の安否確認
- (4) 救援物資、資機材の仕分け、一般配分、輸送
- (5) 要配慮者への生活支援、介助
- (6) 災害廃棄物処理の処理活動

## **第3款 災害ボランティア活動への支援**

担当機関 市福祉部

災害時において災害ボランティアの活動が効果的に行われるよう被害状況に応じた活動拠点や必要な資機材を確保するとともに、災害ボランティア情報の集約や災害対策本部の活動状況、避難者や被災者及び被害の状況、適切なコーディネートを行うためのボランティアニーズ等の情報を災害ボランティアセンターを拠点に積極的に相互交換する。

## **第4款 海外からの支援の受入れ**

担当機関 市総務部

海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援申し出があった場合の受入れについては、基本的に国において判断されることから、国及び兵庫県と十分連絡調整を図りながら対処する。

## 第2節 民間団体への協力要請

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部

災害時において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、市社会福祉協議会やボランティア団体及び川西地区赤十字奉仕団等関係団体に応援を要請するとともに、災害の状況や必要に応じて、兵庫県防災エキスパートの活用や、アマチュア無線、建築士等の専門性をもつ団体に協力を要請する。

また、効果的な応急活動や救援活動を行うため技術力、機動力等を確保している事業所、団体等に協力を要請する。

# ■第15章 公共土木施設等の応急対策計画■

## 第1節 二次災害の防止

担当機関 西日本高速道路株式会社、兵庫県、市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部、市教育推進部、市上下水道局

### 第1款 応急措置

地震による地盤の緩みや施設の損壊に加えて余震に伴う二次災害を防止するため応急対策を進める。

#### 1 土砂災害

- (1) 二次災害の恐れのある箇所について緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所の住民への周知及び警戒避難体制を確立する。

ア 広報誌やホームページ等で土砂災害が予想される箇所と避難場所を周知する。

イ 平常時から気象情報に留意し、避難時の携行品を準備しておくよう呼びかける。

#### 2 急傾斜地等

##### (1) 警戒体制

危険区域の警戒体制を第1警戒体制及び第2警戒体制とし、気象予警報、降雨量及び危険区域内の災害の発生するおそれのある異常な現象等に基づき指令する。

##### (2) 警戒体制の基準雨量例

(昭和44年8月消防防第328号消防庁防災救急課長通知)

前日までの状況 種別	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mm以上であった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

(3) 警戒体制が指令された時は概ね次の事項を行う。

ア 第1警戒体制のとき

(ア) 危険区域に対する警戒巡視

(イ) 住民に対する広報

イ 第2警戒体制のとき

(ア) 住民に対する避難準備の広報

(イ) 災害に関する予警報の通知及び警告

(ウ) 災害を拡大させるおそれのある設備、物件の所有者等に対する指示

(エ) 災害発生による避難の指示

### 3 道路・橋りょう

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

(2) 危険箇所について通行制限又は禁止の措置を行うとともに関係機関への連絡や住民等への周知を図る。

(3) 緊急輸送道路について重点的に復旧、確保を図る。

(4) 危険箇所について応急復旧工事を早期に実施する。

(5) 落橋等通行不可能な橋りょうと判断した場合は、通行止めを行い、迂回路を確保する。

### 4 河川

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握のうえ、河川管理施設の応急復旧を進める。

(2) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

(3) 危険性が高いと判断される箇所について、関係機関への連絡や住民等への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制を整備し、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な対応を図る。

### 5 ため池

(1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(2) 次の緊急対策を実施する。

ア 緊急復旧資材の点検・補強

イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

(3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制を確立する。

## 6 農業土木施設

- (1) 施工中の農地、農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地、農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

## 7 宅地防災対策

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するとともに応急措置等を行う。
  - ア ビニールシート等の応急措置
  - イ 宅地防災相談所等の開設
- (2) 民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制を確立する。

## 8 建築物の防災対策

地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による二次災害を防止し住民の安全確保を図るため、「兵庫県被災建築物応急危険度判定要綱」に定めるところにより、市災害対策本部の下に「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置し、県災害対策本部に設置される「被災建築物応急危険度判定支援本部」の支援を受け、判定業務を実施する。

### (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部

実施本部は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、次の業務に当たる。

- ア 地震発生時の情報収集
- イ 判定実施要否の決定
- ウ 実施本部、判定拠点の設置
- エ 県への支援要請
- オ 判定士の受入れ
- カ 判定の実施
- キ 判定結果の集計、報告
- ク 実施本部、判定拠点の解散等

### (2) 判定資機材の備蓄

危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備品項目：判定調査票、判定ステッカー、判定マニュアル、腕章等

### (3) 判定の実施

危険度判定は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、主として目視等によって被災建築物を調査する。

建築物の被害に応じて、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」の

ステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に表示する。

(4) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

## 9 都市公園

(1) 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。

(2) 速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

## 10 情報の収集・伝達

「第3編災害応急対策計画、第2章情報収集・伝達計画及び第3章災害広報・広聴計画」に基づき情報の収集、伝達、広報を行う。

## 11 避難対策

「第3編災害応急対策計画、第7章救援・救護活動計画、第1節避難計画」に基づき行う。

## 第4編 警戒宣言時の応急対策計画

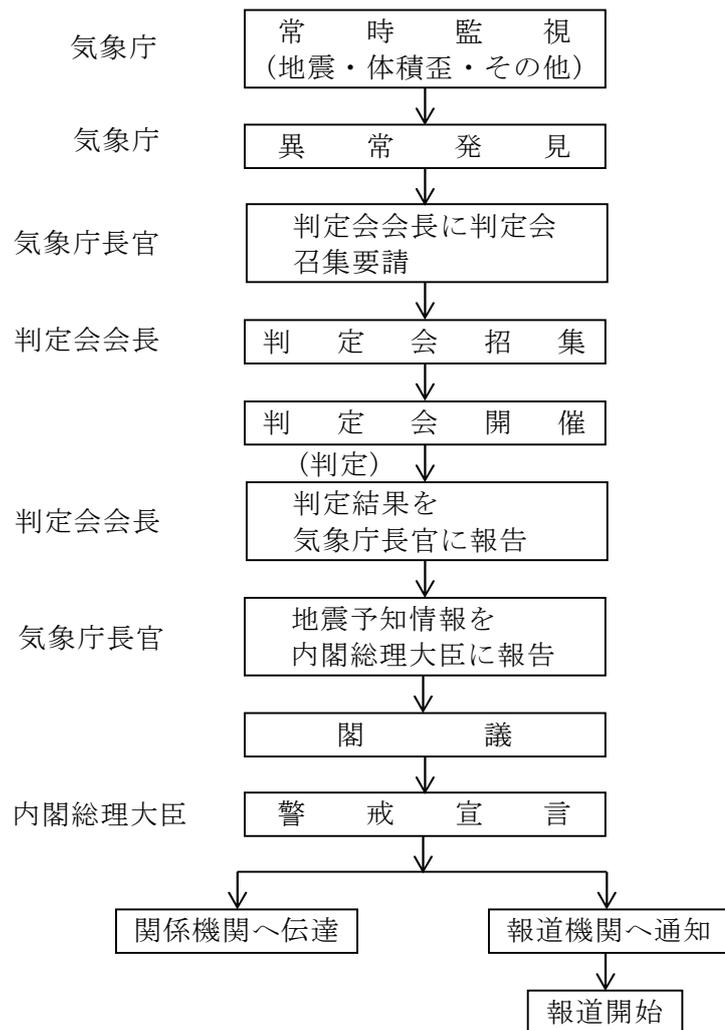
### 第1節 異常発見から警戒宣言までの手順

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて東海地震にかかる地震防災対策強化地域において大規模な地震の発生が予想される場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発することになっている。

川西市は、地震防災対策強化地域に含まれていないが、地震発生時にはある程度の強い地震が予想され、また、社会的混乱を防止するため地震に対する警戒宣言が発せられた場合の応急対策は、この計画の定めるところにより行う。

〔異常発見から警戒宣言までの手順〕



## 第2節 警戒宣言時の対応処置

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市消防本部

### 1 判定会が召集された場合の措置

判定会が召集された段階では平常の勤務体制で対処するが警戒配備警戒班（総務部、消防本部）はテレビ・ラジオ等により状況の把握に努めるとともに警戒宣言が発令された場合に備え、時間外であっても対処できる体制を整える。

### 2 警戒宣言が発令された場合の措置

警戒配備警戒班は速やかに警戒体制をとるとともに必要な措置を行い、宣言の内容により市域にも影響が予想される場合は直ちに災害対策本部を設置する体制を整える。

### 3 災害対策本部の設置等

災害対策本部の設置及び職員の動員並びに配備体制は「第3編災害応急対策計画、第1章防災組織計画、第2節初動活動計画」による。

### 4 地震発生に備えての広報の実施

広報の時期は、警戒宣言の発令以後とする。

収集した情報を住民等へ伝達する場合は「第3編災害応急対策計画、第2章情報収集・伝達計画」に基づき行う。

#### (1) 広報の内容

警戒宣言の発令及び地震予知関連情報の内容をはじめ住民等のとるべき措置など次の事項に留意し広報する。

ア テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集

イ 火気の使用制限、灯油等危険物の安全措置

ウ 電話、交通機関の利用制限

エ 食料、飲料水、生活必需品等の確保

オ 家具等の転倒、落下防止措置

カ 非常持出し品の点検

キ 身体障がい者等介護を要する人々への対応策の検討

#### (2) 広報の方法

住民等への広報は「第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画」に基づき行う。

## 5 地震発生に備えての応急対策

警戒宣言の発令時の応急対策の主なものは次のとおり。

### (1) 一般事項

#### ア 職員への情報伝達

各部においては、職員に対して災害対策本部からの情報内容を的確、迅速に周知させる。

#### イ 応急対策事項の確認及び資機材の点検等

各部においては、あらかじめ自部の応急対策の内容を確認の上、必要な資機材を点検し、必要な箇所へ配置するなど直ちに対策の実施に移る。

#### ウ 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務態勢をとり、住民サービスの低下を極力防止する。

#### エ 職員等に対する安全措置

各部は、所管施設の点検を行い、地震発生時に書棚等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他職員等の安全確保のための措置を講じる。

##### (ア) 市外出張事務の制限

(イ) 庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限

(ウ) 食料、飲料水の確保

(エ) 急傾斜地等危険地域、道路施設等の巡回点検

(オ) 職員の参集、各種応急対策実施に対する体制整備

(カ) 防災関係機関からの情報収集

収集する情報の種類は交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等に関する状況とする。

#### オ 管理委託施設に関する措置

各部は、関係施設に警戒宣言発令及び施設の安全確保に必要な事項を伝達する。

#### カ その他の措置

自家発電設備、消防用設備、無線設備等の非常電源を点検し、作動できる状態にしておく。

### (2) 住民利用施設の管理等

#### ア 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者へ警戒宣言が発令されたことを的確、簡潔に伝達し、警戒宣言の意味を充分認識させ、利用者が混乱に陥らないように配慮する。

#### イ 所管施設の安全点検

発震に備えて、所管施設の安全点検を実施するとともに非常口、非常階段等の避難施設等を点検し、来場者の避難態勢に万全を期す。

ウ 火気使用上の注意

火気を使用する場合は、近くに消火器を配置するなど、地震発生時の出火防止に万全を期す。

(3) 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物等その他工作物又は施設については、工事担当者は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

ア 建設機械類の危険防止措置

イ 工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

ウ 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置

エ 工事監督者、作業員による現場巡視と安全確保

## 第5編 災害復旧・復興計画

### ■第1章 住民生活安定のための措置■

#### 第1節 被災者の生活確保

担当機関 市各部

##### 第1款 税・使用料等の猶予及び減免

担当機関 市各部

市税条例等により災害による市税の申告、納付等の期限の延長、徴収の猶予及び減免などの措置が規定され、また、広範な地域にわたり同時、大量、集中的な地震災害等にあつては既存の制度や枠を越えた救済措置についても被災の実態に応じて適宜調査する。

使用料、手数料等についても特に必要な場合は減免できる旨が条例等で規定されており、大規模な災害が発生した場合、被害の大きさや住民生活への影響を考慮し適切な措置を行う。

##### 第2款 各種資金の融資等

担当機関 市各部

災害による被災者の生活の建て直しを援護するとともに、自力復興を促進し、住民生活の早期安定を図るため、川西市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金や生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生事務次官通達）に基づいて生活福祉資金などをはじめ、被災住宅の復興資金の融資等、各種資金の融資等を行う。また、市社会福祉協議会等他団体の貸付制度等についても情報提供を行う。

##### 第3款 弔慰金・見舞金等の支給

担当機関 市福祉部

###### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害に伴う死亡者の遺族に対しては災害弔慰金を、又は災害による負傷や疾病から

生じた障がい の程度に応じて災害障害見舞金をそれぞれ川西市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

## 2 災害見舞金

災害による被災者に対し、人的並びに物的被害の程度に応じ見舞金及び生活必需品購入費を川西市災害見舞金等給付要綱に基づき支給する。

## 3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害となる場合は、県からその旨公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町の区域に係る自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウに隣接する市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額（下記の基礎支援金と加算支援金の合計で最大300万円）

住宅の再建の態様に等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2)支給対象世帯	基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
ア、イ、ウ世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
エ世帯	50万円	賃借 50万円
オ世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間：自然災害発生から基礎支援金が13ヶ月、加算支援金が37ヶ月

#### 4 その他

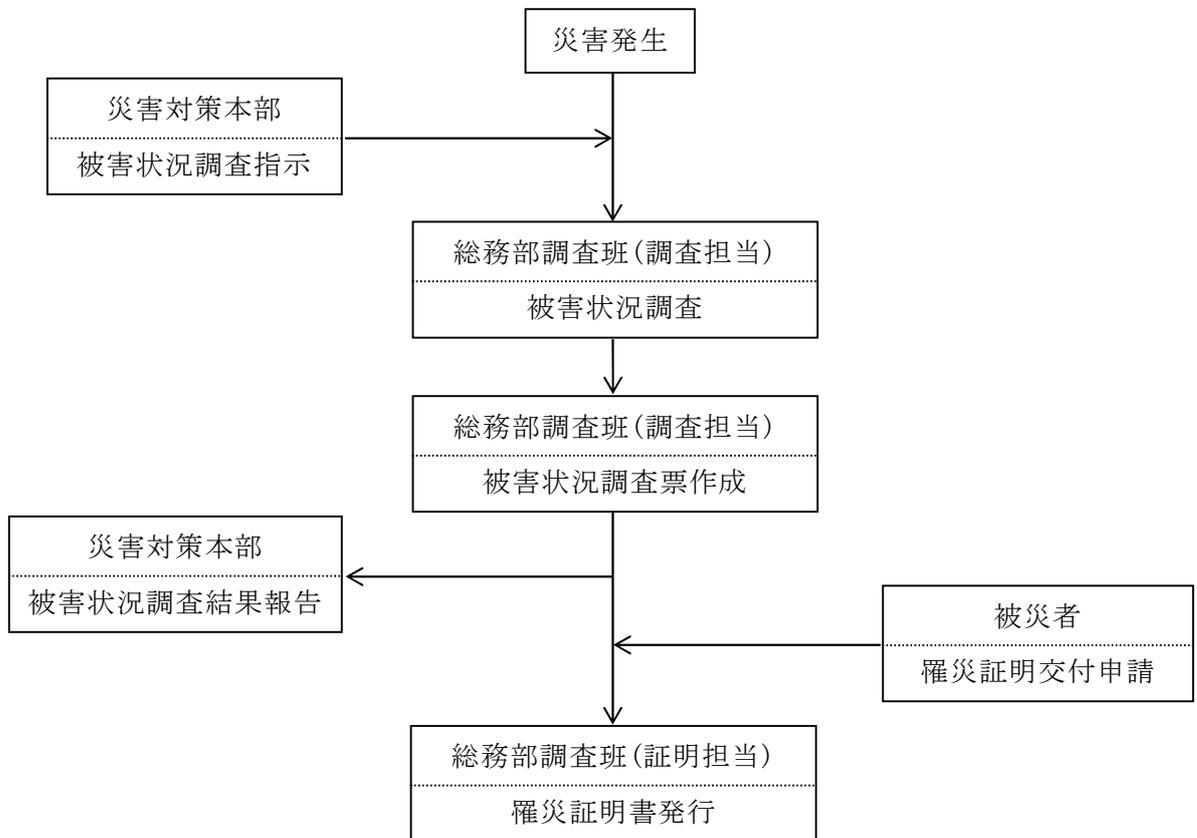
市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第4款 罹災証明書の発行

担当機関 市総務部

罹災証明は、災害対策基本法第90条の2で定められ、さまざまな被災者支援措置に対応するために、人的、物的被害の程度について迅速に調査し、被災者から罹災証明書の交付申請があった場合、被災に係わる調査に基づき発行する。また、対象となる災害は災害対策基本法第2条に規定する災害で、被害の判定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府（防災担当））に基づき行う。

〔罹災証明書の発行手順〕



なお、これら被害調査の迅速化のため、家屋被害認定士の育成に努める。

## 第5款 生活相談・支援体制

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市市民環境部

被災者の住宅、保健医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、総合相談窓口を設置するなど迅速で的確な対応を図る。

## 第6款 災害公営住宅の供給

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

### 1 適用範囲

大規模災害により住宅の被害が公営住宅法に定める程度以上に達した場合、滅失した住宅の居住者に賃貸するため、災害公営住宅を建設する。

### 2 入居対象世帯

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 入居資格収入基準等の条件を満たしている世帯であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

## 第2節 産業の復旧支援

担当機関 市市民環境部

経済活動の早期回復のため国、県をはじめ商工会、農業協同組合等関係機関の協力を得ながら復旧支援を行う。

### 1 総合相談

被災事業者の事業再開にかかる各種相談（融資、労務、経営等）について関係機関の協力を得て、総合的かつ迅速に対処する。

### 2 事業復興に伴う融資

被災中小企業等の事業復興のために必要とする運転資金、施設設備資金について融資制度の運用を図る。

### 3 共同店舗等の整備

被災商店街の立ち上がりを支援するため、共同施設についての補助制度を活用する。

### 第3節 災害関連寄付金の受入れ

担当機関 市企画財政部

一般住民、他府県、他市町村等から拠出された災害関連寄付金は、別口預金として受納、保管する。

なお、災害関連寄付金の受納、保管に当たっては、「様式編 様式-23~24」のとおり。

### 第4節 義援金等の募集等

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部

災害の発生に際し被災者等を支援するために義援金の募集をする場合は、次の関係機関と協力して、義援金の受け入れ、配分等について協議、決定する。

#### 1 関係機関、団体等

- (1) 兵庫県
- (2) 兵庫県市長会
- (3) 日本赤十字社兵庫県支部
- (4) 市社会福祉協議会
- (5) その他

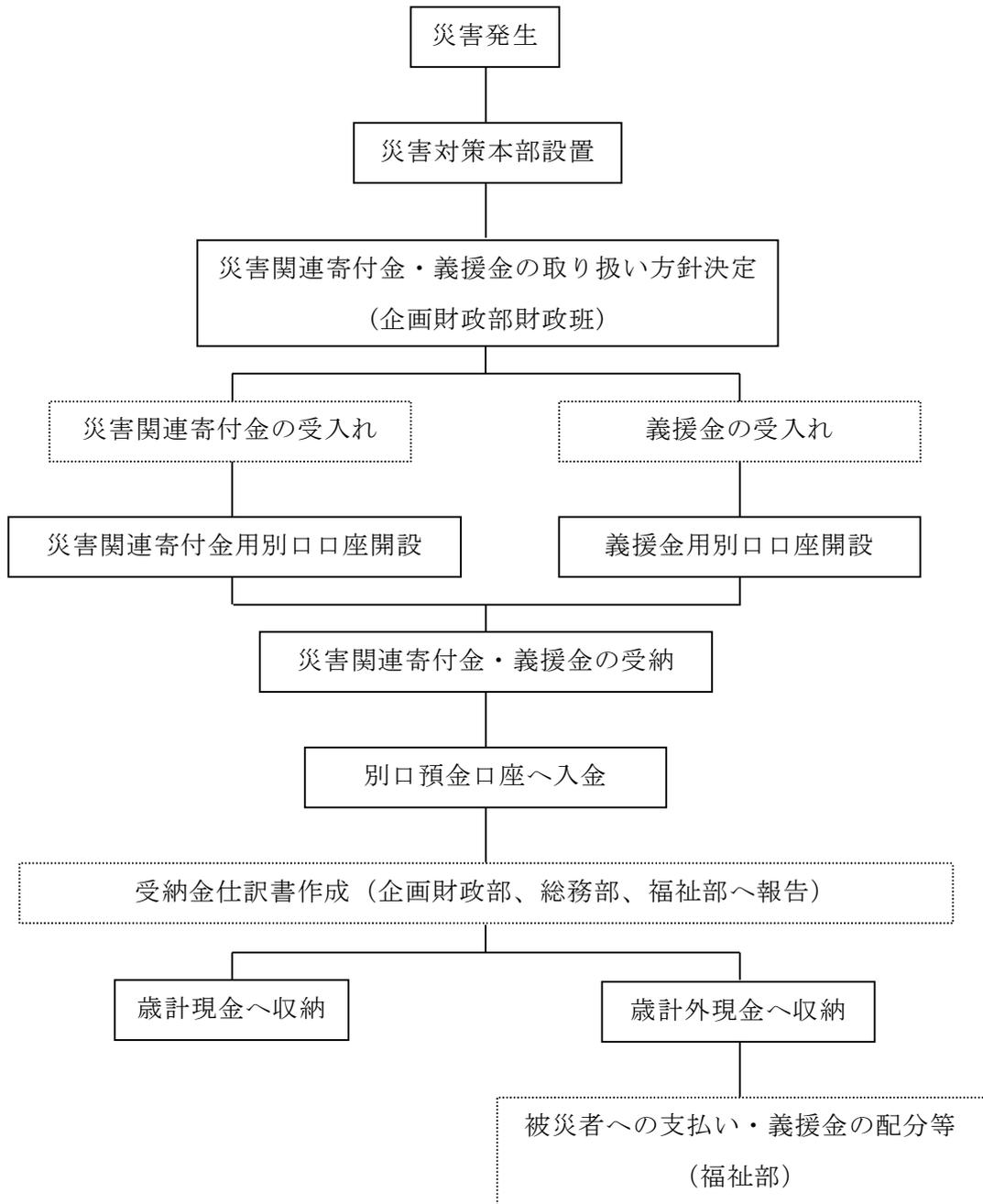
#### 2 協議内容等

- (1) 募集方法、期間及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及び使途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

#### 3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

[災害関連寄付金・義援金の取り扱い]



## ■第2章 公共施設の災害復旧計画■

### 第1節 復旧事業計画

担当機関 市各部

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設を被災前の状態に戻すこととあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、必要な施設の修復又は新設等を行う。復旧に当たっては事業計画を作成する。

### 第2節 復旧事業の対象

担当機関 市各部

復旧事業の対象は次のとおり。

事業の実施に当たっては施設の被害状況、重要度、緊急度等を勘案して行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他災害復旧事業

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

担当機関 市各部

災害復旧事業に伴う国の財政上の援助及び助成については、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定する。また、国がその全部又は一部を負担、補助する法律等の主なものは次のとおり。

なお、他の法律制度等により措置されるものもあるため、復旧事業の概要を把握できる資料（写真、図面、設計書等）を可能な限り整備する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
  - (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
  - (3) 公営住宅法
  - (4) 土地区画整理法
  - (5) 海岸法
  - (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
  - (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - (8) 予防接種法
  - (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
  - (10) 水道法
  - (11) 下水道法
  - (12) 生活保護法
  - (13) 児童福祉法
  - (14) 身体障害者福祉法
  - (15) 老人福祉法
  - (16) 知的障害者福祉法
  - (17) 売春防止法
  - (18) 砂防法
- など。

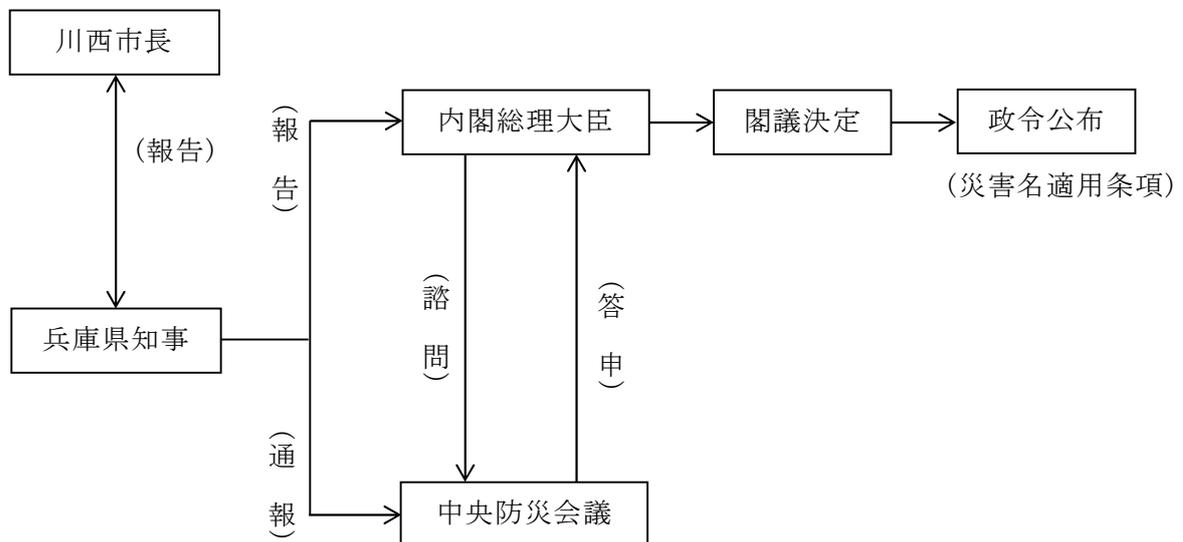
## ■ 第3章 激甚災害の指定 ■

担当機関 市企画財政部、市総務部

### 第1節 激甚災害の指定及びその手続き

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

大規模災害が発生した場合、激甚法による激甚災害の指定を受ける手続きは次のとおり。



### 第2節 調査報告

大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を兵庫県知事に報告する。

### 第3節 激甚法に定める事業

激甚災害にかかる財政援助措置の対象事業は次のとおり。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業

- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 障害者福祉施設災害復旧事業
- (9) 婦人保護施設災害復旧事業
- (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業 

{	(公共的施設区域内)
}	(公共的施設区域外)
- (13) 湛水排除事業

## 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## 4 その他の財政援助措置

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 特別財政援助の交付にかかる手続き

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速にかつ円滑に実施できるよう措置する。

## 第5節 金融及びその他の資金

災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金は次のとおり。

### 1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

#### (1) 天災資金

関係機関は、地震、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

#### (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

### 2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の融資並びに信用保証協会の保証による融資を行う。

### 3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設、購入又は補修資金の貸付を行う。

### 4 兵庫県住宅再建共済制度

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を県において実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補助等を支援する。

## ■ 第4章 復興組織・計画の策定 ■

担当機関 市企画財政部、市総務部

### 第1節 復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として市長を本部長とする復興本部を設置する。なお、その構成と分掌事務については、設置の際に定める。

### 第2節 復興基本方針・計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認めるときに策定する復興計画の基本的な考え方について定める。

#### 1 復興基本方針の策定

復興の指針とするための基本方針を策定する。この場合において、必要と認めるときは、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される復興対策委員会を設置し、意見を聴くことができる。復興基本方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### 2 復興計画の策定

復興基本方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、推進体制に関する事項について定める。

なお、阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針及び策定経過は、「資料編資料-34」のとおり。

## 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1款 目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、兵庫県による推計では最大震度6弱の揺れが想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、平成26年3月の中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

本計画は、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めのない事項については「地震災害対策計画編」の各章に定めるところにより実施するものとする。

#### 第2款 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編総則、第3章防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

### 第2節 南海トラフ地震の対策

#### 第1款 災害予防計画

南海トラフ地震の災害予防計画については「第2編災害予防計画」に準ずる。

#### 第2款 災害応急対策計画

南海トラフ地震の災害応急対策計画については「第3編災害応急対策計画」に準ずる。

### **第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第19節防災基盤・施設等の緊急整備」に準ずる。

### **第4節 防災訓練計画**

本計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を図るため実施する防災訓練において、南海トラフ地震を想定した内容で実施するよう努める。

### **第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

実施については、「第2編災害予防計画、第2章防災行動力の向上、第4節防災に関する学習等の充実」に準じながら、甚大な被害が発生した東日本大震災の課題や教訓を踏まえて取り組むこととする。

## 第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、防災指令に基づき、配備を行うものとする。

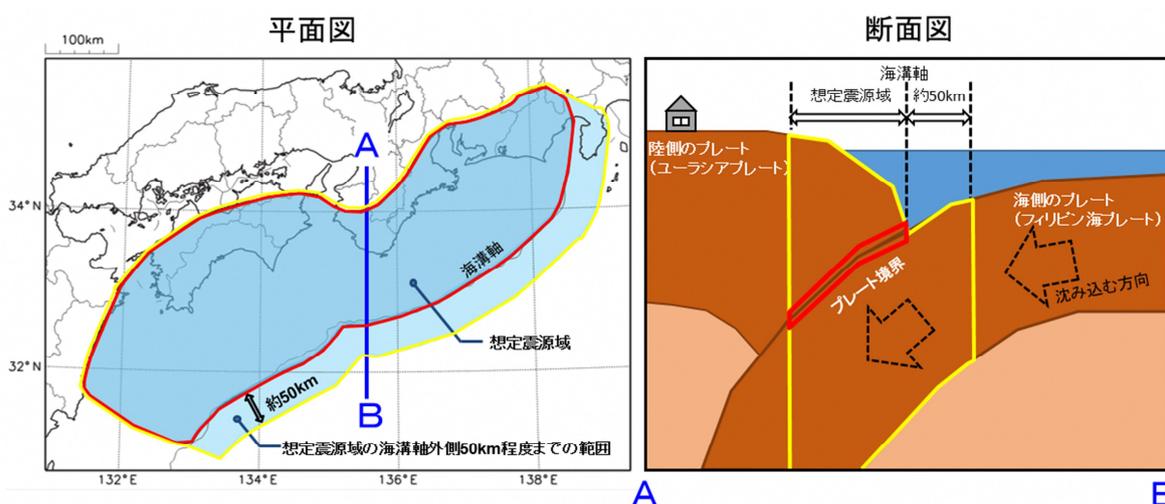
### 第1款 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li><li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li></ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li><li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li></ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<p>（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）